

(案)

# 地方財政の状況

平成 27 年 3 月

総務省

「地方財政の状況」についてのお問い合わせは、総務省自治財政局  
財務調査課あて御連絡下さい。

電話番号 (03) 5253-5111 (代表)

内線 5649

総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/>

# 目次

はじめに

## 第1部 平成25年度の地方財政の状況

<b>1 地方財政の役割</b> .....	3
(1) 国・地方を通じた財政支出の状況 [資料編：第32表] .....	3
(2) 国民経済と地方財政 .....	4
ア 国内総生産（支出側）と地方財政 [資料編：第33表、第131表] .....	5
イ 公的支出の状況 [資料編：第33表、第131表] .....	5
<b>2 地方財政の概況</b> .....	8
(1) 決算規模 [資料編：第1表、第5表、第10表、第73表] .....	8
(2) 決算収支 .....	10
ア 実質収支 [資料編：第7表] .....	10
イ 単年度収支及び実質単年度収支 [資料編：第7表] .....	12
(3) 歳入 [資料編：第10表] .....	12
(4) 歳出 .....	14
ア 目的別歳出 .....	15
イ 性質別歳出 .....	17
(5) 財政構造の弾力性 .....	22
ア 経常収支比率 [資料編：第8表] .....	22
イ 実質公債費比率及び公債費負担比率 [資料編：第8表] .....	26
(6) 将来の財政負担 .....	27
ア 地方債現在高 [資料編：第100表] .....	27
イ 債務負担行為額 [資料編：第101表] .....	29
ウ 積立金現在高 [資料編：第102表] .....	30
エ 地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担 [資料編：第100表～第102表] .....	31
オ 一般会計が負担すべき借入金残高 [資料編：第100表] .....	31
(7) 決算の背景 .....	32
ア 平成25年度の経済見通しと国の予算 .....	32
イ 地方財政計画 .....	35
ウ 財政運営の経過 .....	37
<b>3 地方財源の状況</b> .....	39
(1) 租税収入及び租税負担率 [資料編：第17表～第19表] .....	39
(2) 地方歳入 .....	40
ア 地方税 [資料編：第12表～第15表] .....	40
イ 地方譲与税 [資料編：第20表] .....	46
ウ 地方特例交付金 .....	46
エ 地方交付税 [資料編：第21表、第129表] .....	46
オ 一般財源 [資料編：第22表～第23表] .....	47

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
1  
2  
1  
2  
3  
4

カ 国庫支出金 [資料編：第25表]	47
キ 都道府県支出金 [資料編：第25表]	48
ク 地方債 [資料編：第26表]	48
ケ その他の収入	48
<b>4 地方経費の内容</b>	50
(1) 生活・福祉の充実	50
ア 社会福祉行政 [資料編：第37表～第43表]	50
イ 労働行政 [資料編：第49表～第50表]	55
(2) 教育と文化 [資料編：第67表～第72表]	56
(3) 土木建設 [資料編：第58表～第63表]	57
(4) 産業の振興	59
ア 農林水産行政 [資料編：第51表～第56表]	59
イ 商工行政 [資料編：第57表]	60
(5) 保健衛生 [資料編：第44表～第48表]	61
(6) 警察と消防	62
ア 警察行政 [資料編：第65表～第66表]	62
イ 消防行政 [資料編：第64表]	63
(7) 目的別歳出充当一般財源等の状況	63
<b>5 地方経費の構造</b>	66
(1) 義務的経費 [資料編：第73表]	66
ア 人件費 [資料編：第76表～第78表]	66
イ 扶助費 [資料編：第81表]	71
ウ 公債費 [資料編：第98表～第99表]	72
(2) 投資的経費 [資料編：第73表]	73
ア 普通建設事業費 [資料編：第83表]	73
イ 災害復旧事業費 [資料編：第91表]	82
ウ 失業対策事業費 [資料編：第92表]	83
(3) その他の経費 [資料編：第73表]	84
ア 物件費 [資料編：第79表]	84
イ 維持補修費 [資料編：第80表]	85
ウ 補助費等 [資料編：第82表]	85
エ 繰入金 [資料編：第93表]	86
オ 積立金 [資料編：第94表、第102表]	87
カ 投資及び出資金 [資料編：第95表]	88
キ 貸付金 [資料編：第96表]	89
<b>6 一部事務組合等の状況</b>	90
(1) 団体数 [資料編：第4表]	90
(2) 市町村の一部事務組合等への加入状況	90
(3) 一部事務組合等の歳入歳出決算 [資料編：第5表]	91
<b>7 地方公営企業等の状況</b>	92
(1) 地方公営企業	92
ア 概況	92
イ 事業別状況 [資料編：第114表～第119表]	100

(2) 国民健康保険事業 [資料編：第120表]	111
ア 事業勘定	111
イ 直診勘定	113
(3) 後期高齢者医療事業 [資料編：第121表]	114
ア 市町村	114
イ 後期高齢者医療広域連合	114
(4) 介護保険事業 [資料編：第122表]	115
ア 保険事業勘定	116
イ 介護サービス事業勘定	117
(5) その他の事業	118
ア 収益事業 [資料編：第123表]	118
イ 共済事業	118
ウ 公立大学附属病院事業 [資料編：第124表]	118
(6) 第三セクター等	119
ア 第三セクター等の定義	119
イ 第三セクター等の数	119
ウ 第三セクター等の経常損益の状況	120
エ 第三セクター等の純資産又は正味財産の状況	121
オ 地方公共団体からの補助金交付額の状況	122
カ 地方公共団体からの借入残高の状況	123
キ 損失補償・債務保証の状況	123
<b>8 東日本大震災の影響</b>	124
(1) 普通会計	124
ア 東日本大震災分の歳入及び歳出の状況 [資料編：第136表～第138表]	124
イ 特定被災地方公共団体等における決算の状況 [資料編：第139表]	125
(2) 公営企業会計	126
ア 特定被災地方公共団体における公営企業の経営状況 [資料編：第140表]	127
イ 特定被災地方公共団体における公営企業の料金収入 [資料編：第143表]	128
ウ 特定被災地方公共団体における公営企業の他会計繰入金 [資料編：第144表]	128
<b>9 平成25年度決算に基づく健全化判断比率等の状況</b>	129
(1) 実質赤字比率	129
(2) 連結実質赤字比率	129
(3) 実質公債費比率	130
ア 早期健全化基準・財政再生基準以上である団体数	130
イ 実質公債費比率の段階別分布状況	130
ウ 団体種類別実質公債費比率の状況	131
(4) 将来負担比率	131
ア 早期健全化基準以上である団体数	131
イ 将来負担比率の段階別分布状況	132
ウ 団体種類別将来負担比率の状況	132
エ 団体種類別将来負担額等の状況	133
(5) 資金不足比率	135
ア 資金不足額がある公営企業会計数	135



イ 公営企業会計の資金不足額	137
<b>10 市町村の規模別財政状況</b>	139
(1) 団体規模別団体数等の構成	139
ア 団体数及び人口の状況 [資料編：第1表、第2表]	139
イ 決算規模 [資料編：第11表、第35表、第74表]	141
(2) 人口1人当たりの財政状況等	142
ア 決算規模等 [資料編：第3表、第5表]	142
イ 歳入	143
ウ 歳出	146
エ 財政構造の弾力性	147
オ 地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担	150
<b>11 公共施設の状況</b>	152
(1) 道路 [資料編：第104表]	152
(2) 公営住宅等 [資料編：第105表]	152
(3) 公園 [資料編：第106表]	153
(4) 下水処理施設 [資料編：第107表～第108表]	154
(5) ごみ処理施設 [資料編：第108表]	155
(6) 保育所 [資料編：第109表]	156
(7) 高齢者福祉施設 [資料編：第110表]	156
(8) 教育施設 [資料編：第111表]	157
ア 高等学校	157
イ 中等教育学校	157
(9) 文化及び体育施設 [資料編：第112表]	157
ア 文化施設	157
イ 体育施設	157

## 第2部 平成26年度及び平成27年度の地方財政

<b>1 平成26年度の地方財政</b>	161
(1) 平成26年度の経済見通しと国の予算	161
ア 経済見通しと経済財政運営の基本的態度	161
イ 国の予算	162
(2) 地方財政計画	163
ア 通常収支分	163
イ 東日本大震災分	165
(3) 平成26年度補正予算	166
ア 平成26年度補正予算(第1号)	166
イ 平成26年度補正予算(第1号)に係る財政措置等	166
ウ 地方公務員の給与改定	167
(4) 地方公共団体の予算	167
(5) 地方公営企業等に関する財政措置	169
ア 地方公営企業	169
イ 国民健康保険事業	169

ウ 後期高齢者医療制度	170
(6) 個別団体における財政健全化	170
<b>2 平成27年度の地方財政</b>	172
(1) 平成27年度の経済見通しと国の予算	172
ア 経済見通しと経済財政運営の基本的態度	172
イ 国の予算	173
(2) 地方財政計画	174
ア 通常収支分	175
イ 東日本大震災分	176
(3) 地方公営企業等に関する財政措置	177
ア 地方公営企業	177
イ 国民健康保険事業	178
ウ 後期高齢者医療制度	179
エ 公営競技納付金制度の延長	179

### 第3部 最近の地方財政をめぐる諸課題への対応

<b>1 まち・ひと・しごと創生</b>	183
(1) まち・ひと・しごと創生の動き	183
(2) まち・ひと・しごと創生に係る地方財政措置	184
ア まち・ひと・しごと創生事業費1兆円の財源	184
イ 地方交付税における算定	184
(3) 地域経済イノベーションサイクルを核とした地域の経済構造改革	184
ア 「ローカル10,000プロジェクト」の推進	184
イ 分散型エネルギーインフラプロジェクト	185
ウ 地域の生産性向上に資するプラットフォームの構築	185
(4) 地方大学を活用した雇用創出・若者定着の促進	185
ア 経緯	185
イ 施策の概要	186
(5) 過疎対策等の条件不利地域の自立・活性化の支援	186
ア 基本的な考え方	186
イ 具体的な取組内容	186
ウ 過疎法に基づく施策	187
(6) 合併後の市町村の姿の変化に対応した地方交付税の算定	187
<b>2 地方自治を取り巻く動向</b>	189
(1) 地方自治制度の見直し	189
(2) 連携中枢都市圏構想の推進	189
(3) 定住自立圏構想の推進	190
<b>3 社会保障・税一体改革</b>	191
(1) これまでの経緯	191
(2) 平成26年度の社会保障の充実	191
(3) 平成26年通常国会での法律	192
(4) 平成27年度の社会保障の充実	192



(5) 平成27年通常国会での法案	193
<b>4 地方分権改革の推進</b>	194
(1) 概況	194
(2) 地方に対する権限移譲・規制緩和に係るこれまでの取組	194
ア 権限移譲	194
イ 地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）	194
(3) 提案募集方式による取組	195
ア これまでの懸案が実現したもの	195
イ 地域の具体的事例に基づくもの	195
ウ 地方創生、人口減少対策に資するもの	195
エ 委員会勧告において対象としていなかったもの	196
(4) 地方税財源の充実確保	196
ア 消費税率（国・地方）10%への引上げ時期の変更等	196
イ 法人税改革（法人事業税の所得割の税率引下げ及び外形標準課税の拡大等）	196
ウ ふるさと納税の拡充	196
エ 固定資産税等	197
<b>5 行財政改革の推進</b>	198
(1) 給与の適正化及び適正な定員管理の推進	198
(2) 地方公営企業等の改革	198
ア 地方公営企業の抜本改革の推進	198
イ 平成26年度以降の経営健全化等についての考え方	200
ウ 地方公営企業会計制度等の見直し	201
エ 公営企業会計の適用促進	201
オ 第三セクター等の抜本的改革の推進	202
(3) 公共施設等総合管理計画の策定促進	204
ア 公共施設等総合管理計画の策定要請	204
イ 公共施設等総合管理計画の策定支援・策定状況	204
(4) 地方公会計の整備促進	205
(5) 地方財政の健全化と地方債制度の見直し	206
(6) 社会保障・税番号制度	207

# 文章編図表索引

## 第1部 平成25年度の地方財政の状況

### 1 地方財政の役割

第1図	国・地方を通じる目的別歳出額構成比の推移	3
第2図	国・地方を通じる純計歳出規模（目的別）	4
第3図	国内総生産（支出側）と地方財政	5
第4図	公的支出の推移	6
第5図	公的支出の状況	6
第6図	国内総生産（支出側）の増加率に対する寄与度	7

### 2 地方財政の概況

第1表	地方公共団体の決算規模（純計）	8
第2表	団体種類別決算規模の状況	9
第7図	決算規模の推移（純計）	9
第3表	実質収支の状況	10
第8図	実質収支の推移	11
第9図	実質収支比率の推移	11
第4表	赤字の団体数の状況	12
第5表	歳入純計決算額の状況	13
第10図	歳入純計決算額の構成比の推移	13
第11図	歳入決算額の構成比	14
第6表	目的別歳出純計決算額の状況	15
第7表	目的別歳出純計決算額の構成比の推移	16
第12図	目的別歳出決算額の構成比	16
第8表	一般財源の目的別歳出充当状況	17
第13図	一般財源充当額の目的別構成比の推移	17
第9表	性質別歳出純計決算額の状況	18
第14図	義務的経費、投資的経費等の増減額の推移	19
第15図	性質別歳出純計決算額の構成比の推移	19
第16図	性質別歳出決算額の構成比	20
第10表	一般財源の性質別歳出充当状況	21
第17図	一般財源充当額の性質別構成比の推移	21
第11表	経常収支比率の推移	22
第18図	経常収支比率を構成する分子及び分母の推移	
	その1 合計	23
	その2 都道府県	24
	その3 市町村	25
第12表	経常収支比率の段階別分布状況	26
第19図	公債費負担比率及び実質公債費比率の推移	27

第 20 図	地方債現在高の歳入総額等に対する割合の推移	28
第 21 図	地方債現在高の目的別構成比及び借入先別構成比の推移	29
第 22 図	債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額の目的別構成比の推移	30
第 13 表	積立金現在高の状況	30
第 23 図	地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の推移	31
第 24 図	普通会計が負担すべき借入金残高の推移	32

### 3 地方財源の状況

第 25 図	国税と地方税の状況	39
第 26 図	国税と地方税の推移	40
第 14 表	住民税、事業税及び地方消費税の収入状況	41
第 27 図	地方税収計、個人住民税、地方法人二税、地方消費税及び固定資産税の 人口1人当たり税収額の指数	42
第 28 図	道府県税収入額の状況	43
第 29 図	道府県税収入額の推移	44
第 30 図	市町村税収入額の状況	44
第 31 図	市町村税収入額の推移	45
第 32 図	地方債依存度の推移	48

### 4 地方経費の内容

第 33 図	民生費の目的別内訳	51
第 34 図	民生費の目的別歳出の推移	
	その1 純計	51
	その2 都道府県	52
	その3 市町村	52
第 35 図	民生費の性質別内訳	53
第 36 図	民生費の目的別扶助費（補助・単独）の状況	
	その1 都道府県	54
	その2 市町村	54
第 37 図	民生費の財源構成比の推移	55
第 38 図	労働費の性質別内訳	56
第 39 図	教育費の目的別内訳	56
第 40 図	教育費の性質別内訳	57
第 41 図	土木費の目的別内訳	58
第 42 図	土木費の性質別内訳	59
第 43 図	農林水産業費の目的別内訳	59
第 44 図	農林水産業費の性質別内訳	60
第 45 図	商工費の性質別内訳	61
第 46 図	衛生費の目的別内訳	62
第 47 図	衛生費の性質別内訳	62
第 48 図	警察費の性質別内訳	63
第 49 図	消防費の性質別内訳	63

第 50 図	目的別歳出充当一般財源等の状況	
	その1 都道府県（財政力指数別）	64
	その2 市町村（団体区分別）	65

## 5 地方経費の構造

第 51 図	人件費の推移	67
第 52 図	ラスパイレス指数の推移	67
第 53 図	人件費の項目別内訳	68
第 54 図	人件費の財源内訳	68
第 55 図	職員給の部門別構成比の状況	69
第 56 図	地方公務員1人当たり平均給料月額（普通会計、団体種類別、職種別）	69
第 57 図	地方公務員数の状況	70
第 58 図	地方公務員数の推移	71
第 59 図	一般行政関係職員の部門別、団体種類別増減状況 （平成26年4月1日と平成16年4月1日との比較）	71
第 60 図	扶助費の目的別内訳の推移	72
第 15 表	普通建設事業費（補助・単独）の推移	74
第 61 図	普通建設事業費の推移	
	その1 純計	74
	その2 都道府県	74
	その3 市町村	75
第 62 図	普通建設事業費の目的別（補助・単独）の状況	76
第 63 図	普通建設事業費の目的別内訳の状況（平成15年度と平成25年度との比較）	76
第 64 図	補助事業費の目的別内訳の状況	77
第 65 図	単独事業費の目的別内訳の状況	78
第 66 図	普通建設事業費の財源構成比の推移	
	その1 総計	79
	その2 補助事業費	79
	その3 単独事業費	80
第 67 図	用地取得費の目的別（補助・単独）の状況	81
第 68 図	用地取得費の推移	81
第 16 表	普通建設事業費に占める用地取得費の割合の推移	82
第 69 図	災害復旧事業費の状況	83
第 70 図	災害復旧事業費の推移	83
第 17 表	その他の経費の状況	84
第 71 図	物件費の推移	85
第 72 図	維持補修費の目的別内訳の状況	85
第 73 図	補助費等の目的別内訳の推移	86
第 74 図	繰出金の繰出先内訳の推移	87
第 75 図	積立金の状況	88
第 76 図	投資及び出資金の目的別内訳の状況	89
第 77 図	貸付金の目的別内訳の状況	89

## 6 一部事務組合等の状況

第 18 表	一部事務組合等の設置目的別団体数の状況	90
第 78 図	一部事務組合等の歳入歳出決算額の状況	91
第 19 表	市町村決算額に占める一部事務組合等の決算額の割合（目的別内訳）	91

## 7 地方公営企業等の状況

第 79 図	地方公営企業の事業数の状況（平成 25 年度末）	92
第 20 表	事業全体に占める地方公営企業の割合	93
第 80 図	職員数の状況	94
第 81 図	決算規模の推移	95
第 82 図	建設投資額の推移	95
第 21 表	地方公営企業全体の経営状況	96
第 83 図	料金収入の状況	96
第 84 図	企業債発行額の状況	97
第 85 図	企業債借入先別現在高の推移	98
第 22 表	法適用企業の経営状況	99
第 23 表	水道事業（法適用企業）の経営状況	101
第 86 図	水道事業（法適用企業）の資本的支出及びその財源	101
第 24 表	工業用水道事業の経営状況	102
第 87 図	バス、鉄道における公営交通事業の状況（年間輸送人員）	104
第 25 表	交通事業（法適用企業）の経営状況	104
第 26 表	交通事業のうちバス事業の経営状況	104
第 27 表	交通事業のうち都市高速鉄道事業の経営状況	105
第 28 表	公営電気事業における事業概況	106
第 29 表	電気事業（法適用企業）の経営状況	106
第 30 表	ガス事業の経営状況	107
第 88 図	全国の病院に占める自治体病院の状況	108
第 31 表	病院事業の経営状況	108
第 32 表	下水道事業の経営状況	110
第 33 表	その他の地方公営企業の経営状況	111
第 89 図	国民健康保険事業の歳入決算の状況（事業勘定）	112
第 90 図	国民健康保険事業の歳出決算の状況（事業勘定）	113
第 91 図	後期高齢者医療事業の歳入決算の状況	114
第 92 図	後期高齢者医療事業の歳出決算の状況	115
第 93 図	介護保険事業の歳入決算の状況（保険事業勘定）	116
第 94 図	介護保険事業の歳出決算の状況（保険事業勘定）	117
第 34 表	第三セクター等の数	120
第 35 表	第三セクター等の経常損益の状況	121
第 36 表	第三セクター等の純資産又は正味財産の状況	122
第 37 表	地方公共団体からの補助金交付額の状況	122
第 38 表	地方公共団体からの借入残高の状況	123
第 39 表	損失補償・債務保証の状況	123

## 9 平成25年度決算に基づく健全化判断比率等の状況

第 95 図	実質赤字額がある団体数の推移	129
第 96 図	連結実質赤字額がある団体数の推移	130
第 97 図	実質公債費比率が18%以上である団体数の推移	130
第 98 図	実質公債費比率の段階別分布状況	131
第 40 表	団体種類別実質公債費比率の状況	131
第 99 図	将来負担比率が早期健全化基準以上である団体数の推移	132
第100 図	将来負担比率の段階別分布状況	132
第 41 表	団体種類別将来負担比率の状況	133
第101 図	団体種類別の将来負担額等の規模	133
第 42 表	団体種類別の項目別将来負担額等の状況	134
第 43 表	健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数の状況	135
第102 図	資金不足額がある公営企業会計数の推移	135
第103 図	資金不足比率の状況（団体種類別会計数）	136
第 44 表	資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数	136
第104 図	資金不足比率の状況（事業別会計数）	137
第105 図	資金不足額の状況（団体種類別合計額）	138
第106 図	資金不足額の状況（事業別合計額）	138

## 10 市町村の規模別財政状況

第 45 表	団体規模別団体数の推移	139
第107 図	団体規模別団体数構成比の推移	140
第 46 表	団体規模別人口の推移	140
第108 図	団体規模別人口構成比の推移	141
第109 図	団体規模別決算規模構成比の推移	
	その1 歳入	141
	その2 歳出	142
第 47 表	団体規模別1団体・人口1人当たり決算額の状況	143
第 48 表	団体規模別財政力指数及び実質収支比率の状況	143
第110 図	団体規模別歳入決算の状況（人口1人当たり額及び構成比）	144
第111 図	団体規模別地方税の歳入総額に占める割合の状況	145
第112 図	団体規模別地方税の構造（人口1人当たりの地方税）	145
第113 図	団体規模別歳出（目的別）決算の状況（人口1人当たり額及び構成比）	146
第114 図	団体規模別歳出（性質別）決算の状況（人口1人当たり額及び構成比）	147
第 49 表	団体規模別経常収支比率の状況	148
第115 図	団体規模別経常収支比率の状況（構成比）	148
第116 図	団体規模別財政力指数段階別の経常収支比率の状況	149
第117 図	団体規模別実質公債費比率の状況（構成比）	150
第118 図	団体規模別財政力指数段階別の実質公債費比率の状況	150
第119 図	団体規模別の地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の状況 （人口1人当たり）	151

## 11 公共施設の状況

第120図	公営住宅等の総戸数の推移	153
第121図	公園の面積の推移	154
第122図	下水処理人口の推移	155
第123図	ごみ処理施設における年間総収集量の推移	156
第124図	公立の老人ホームの状況	157

## 第2部 平成26年度及び平成27年度の地方財政

### 1 平成26年度の地方財政

第50表	平成26年度普通会計予算の状況（9月補正後）	168
------	------------------------	-----

## 第3部 最近の地方財政をめぐる諸課題への対応

### 5 行財政改革の推進

第51表	地方公共団体の定員管理の状況について	198
第125図	事業廃止の状況	199
第126図	民営化・民間譲渡の状況	199
第127図	指定管理者制度の導入状況	200
第52表	第三セクター等の状況	202
第128図	土地保有総額の推移	203
第53表	公共施設等総合管理計画の策定取組状況（平成26年10月1日現在）	205
第54表	平成24年度決算に係る財務書類の作成状況	206
第129図	統一的な基準による地方公会計の整備促進について	206
第130図	番号制度の仕組み	207
第131図	社会保障・税番号制度の概要	208

# はじめに

本報告は、「地方財政法」(昭和23年法律第109号)第30条の2第1項の規定に基づき、内閣が、地方財政の状況を明らかにして国会に報告するものであり、昭和28年以来毎年報告を行っており、今回で63回目になる。

平成25年度の地方財政の概況は次のとおりである。

歳入は、101兆998億円で、前年度と比べると1兆2,570億円増加(1.3%増)している。このうち、東日本大震災分は4兆8,709億円で、前年度と比べると1兆1,379億円減少(18.9%減)し、東日本大震災分を除いた通常収支分は96兆2,289億円である。個人住民税、法人関係二税の増等による地方税の増加並びに国の経済対策及び普通建設事業費支出金の増加等による国庫支出金の増加が、東日本大震災復興交付金や地方交付税の減少を上回ったこと等により前年度と比べると歳入総額は2兆3,949億円増加(2.6%増)している。

歳出は、97兆4,120億円で、前年度と比べると9,935億円増加(1.0%増)している。このうち、東日本大震災分は4兆2,455億円で、前年度と比べると1兆743億円減少(20.2%減)し、通常収支分は93兆1,665億円である。普通建設事業費及び第三セクター等の経営健全化の取組の推進等に伴う補助費等の増加が、人件費の減少を上回ったこと等により前年度と比べると2兆678億円増加(2.3%増)している。

以上のように、平成25年度においては、通常収支分の決算規模の増加が、東日本大震災分の決算規模の減少を上回ったため、全体の決算規模は増加している。

また、普通会計が負担すべき借入金残高は、201兆3,599億円で、前年度と比べると3,122億円増加(0.2%増)している。その増減内訳は、地方債現在高の増加(1兆2,119億円増)、企業債現在高(普通会計負担分)の減少(7,997億円減)、交付税特別会計借入金残高の減少(1,000億円減)である。

本報告は、以下の3部から構成されている。

第1部では、平成25年度の地方財政について、その決算を中心として、決算収支、歳入、歳出等を分析するとともに、平成25年度決算に基づく健全化判断比率等及び公共施設の状況等を明らかにしている。

第2部では、平成26年度の地方財政及び平成27年度の地方財政の動向について取りまとめている。

第3部では、最近の地方財政をめぐる諸課題への対応について取りまとめている。

- ・ 各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、その内訳は合計と一致しない場合がある。
- ・ 各項目の詳細な計数は、資料編に集録してある。なお、文章編の見出しの[ ]内には、本文に対応する資料編の表番号を記載しているので、参照されたい。
- ・ 提出された法律案、検討状況等については、特に断りがない限り、平成27年2月末の状況をもとに記述している。

# 第 1 部

平成 25 年度の地方財政の状況

# 1 地方財政の役割

地方公共団体は、その自然的・歴史的条件、産業構造、人口規模等がそれぞれ異なっており、これに即応してさまざまな行政活動を行っている。

地方財政は、このような地方公共団体の行政活動を支えている個々の地方公共団体の財政の集合であり、国の財政と密接な関係を保ちながら、国民経済及び国民生活上大きな役割を担っている。

なお、第1部の記載は地方財政状況調査等を基としている。

## (1) 国・地方を通じた財政支出の状況 [資料編：第32表]

国・地方を通じた財政支出について、国（一般会計と交付税及び譲与税配付金、公共事業関係等の6特別会計の純計）と地方（普通会計）の財政支出の合計から重複分を除いた歳出純計額は165兆7,508億円で、前年度と比べると1.2%増（前年度0.6%減）となっている。

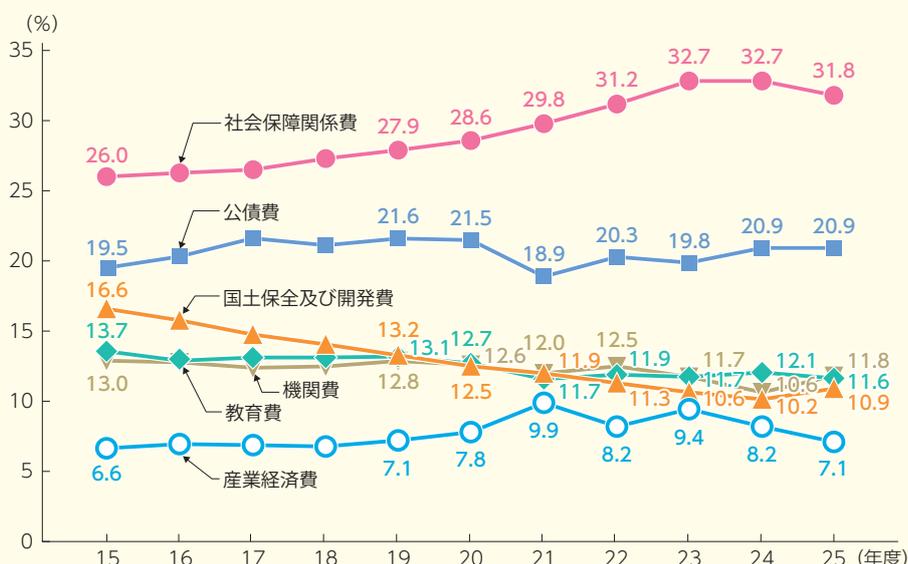
歳出純計額の目的別歳出額の構成比の推移は、第1図のとおりであり、平成25年度においては、社会保障関係費が最も大きな割合（31.8%）を占め、以下、公債費（20.9%）、機関費（11.8%）、教育費（11.6%）の順となっている。

この歳出純計額を最終支出の主体に着目して国と地方とに分けてみると、国が69兆1,064億円（全体の41.7%）、地方が96兆6,444億円（同58.3%）で、前年度と比べると、国が1.2%増（前年度0.3%減）、地方が1.2%増（同0.8%減）となっている。

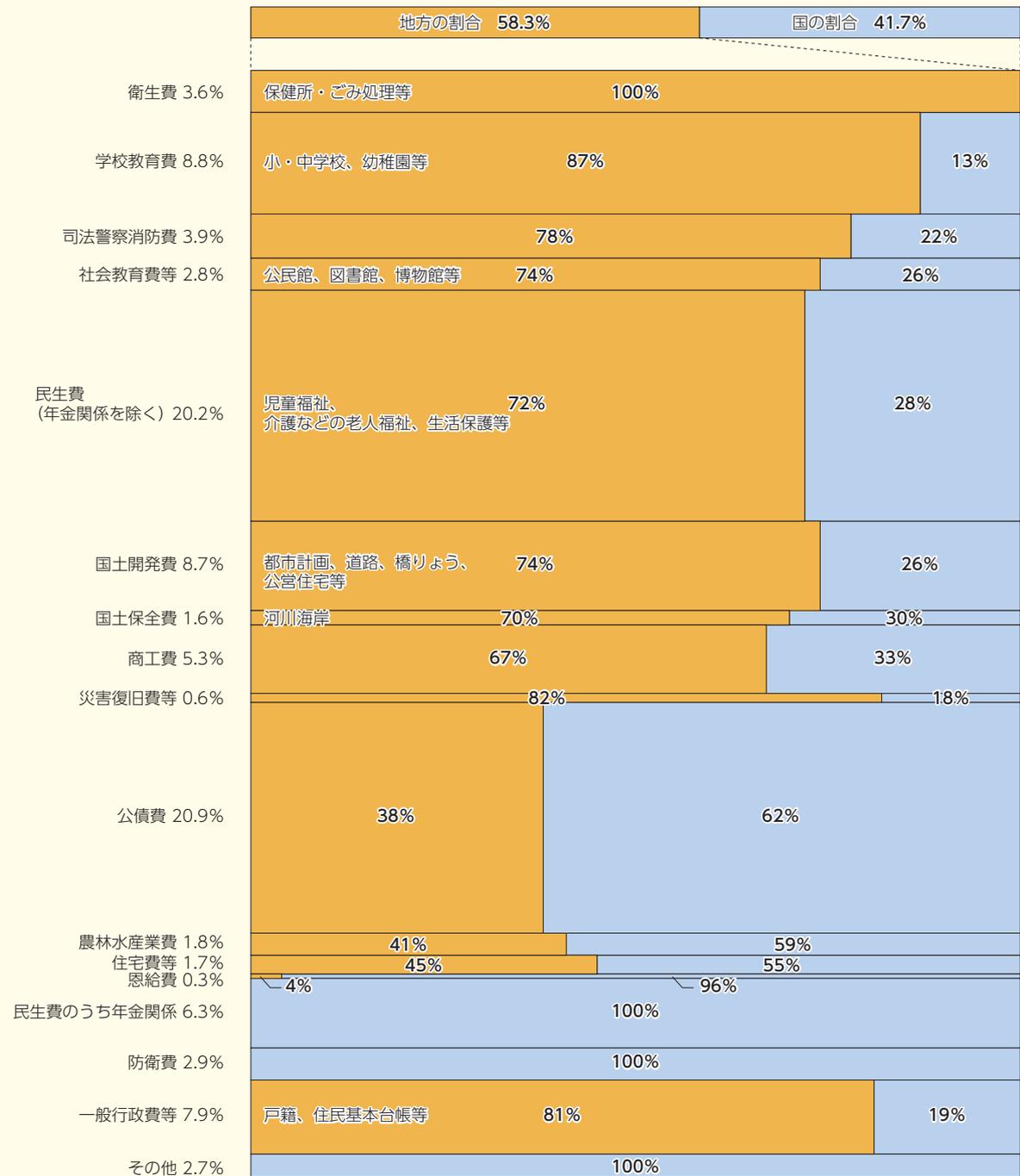
また、歳出純計額の目的別歳出額についてさらに詳細に国と地方に分けて示したものが第2図である。これによると、防衛費等のように国のみが行う行政に係るものは別として、衛生費、学校教育費等、国民生活に直接関連する経費については、最終的に地方公共団体を通じて支出される割合が高いことが分かる。これを地方公共団体において実施されている具体的な行政事務でみると以下のとおりである。

衛生費については、住民の健康を保持増進し、生活環境の改善を図るため、医療、公衆衛生、精神衛生等に係る対策が推進されるとともに、ごみなど一般廃棄物の収集・処理等、住民の日常生活に密着した諸施策が実施されている。また、学校教育費については、幼稚園、小中学校、高等学校教育等が実施されて

第1図 国・地方を通じる目的別歳出額構成比の推移



第2図 国・地方を通じる純計歳出規模（目的別）



1 地方財政の役割

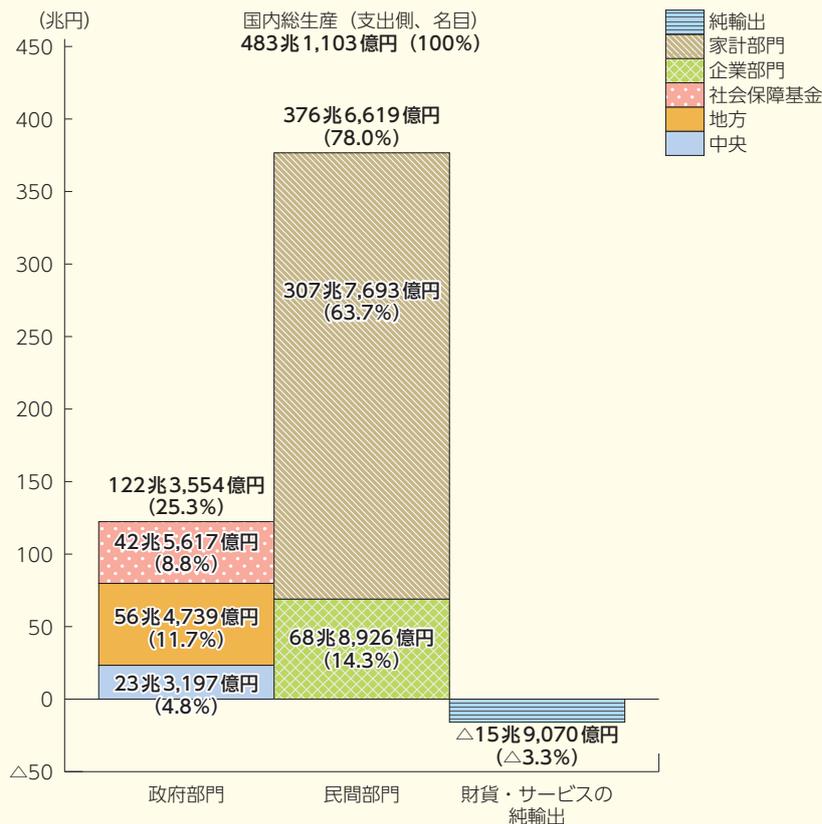
いる。司法警察消防費については、都道府県において、犯罪の防止、交通安全の確保その他地域社会の安全と秩序を維持し、国民の生命、身体及び財産を保護するため、警察行政が推進されるとともに、東京都及び市町村等において、火災、風水害、地震等の災害から国民の生命、身体及び財産を守り、これらの災害を防除し、被害を軽減するため、消防行政が推進されている。

民生費（年金関係を除く。）については、社会福祉の充実を図るため、児童、高齢者、障害者等のための福祉施設の整備及び運営、生活保護の実施等の施策が行われている。

## (2) 国民経済と地方財政

政府部門は、国民経済計算上、中央政府、地方政府及び社会保障基金からなっており、家計部門に次ぐ

## 第3図 国内総生産（支出側）と地方財政



(注)「国民経済計算（内閣府経済社会総合研究所調べ）」による数値及びそれを基に総務省において算出した数値である。第4～6図において同じ。

経済活動の主体として、資金の調達及び財政支出を通じ、資源配分の適正化、所得分配の公正化、経済の安定化等の重要な機能を果たしている。その中でも、地方政府は、中央政府を上回る最終支出主体であり、国民経済上、大きな役割を担っている。

なお、国民経済計算における社会保障基金については、労働保険等の国の特別会計に属するもの、国民健康保険事業会計（事業勘定）等の地方の公営事業会計に属するもの等が含まれている。

#### ア 国内総生産（支出側）と地方財政 [資料編：第33表、第131表]

国民経済において地方政府が果たしている役割を国内総生産（支出側、名目。以下同じ。）に占める割合でみると、第3図のとおりである。平成25年度の国内総生産は483兆1,103億円であり、その支出主体別の構成比は、家計部門が63.7%（前年度62.9%）、政府部門が25.3%（同25.0%）、企業部門が14.3%（同14.3%）となっている。

政府部門のうち、地方政府及び中央政府が国内総生産に占める割合は、地方政府が11.7%（前年度11.6%）、中央政府が4.8%（同4.6%）となっており、地方政府の構成比は中央政府の約2.4倍となっている。

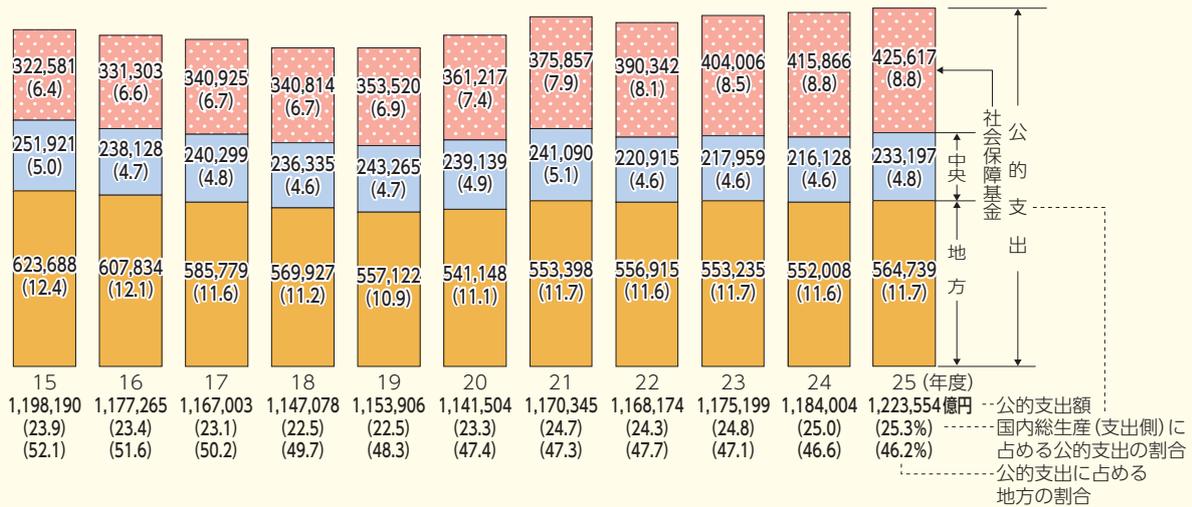
なお、地方政府のうち普通会計分は50兆8,803億円で、国内総生産の10.5%（前年度10.5%）を占めている。

#### イ 公的支出の状況 [資料編：第33表、第131表]

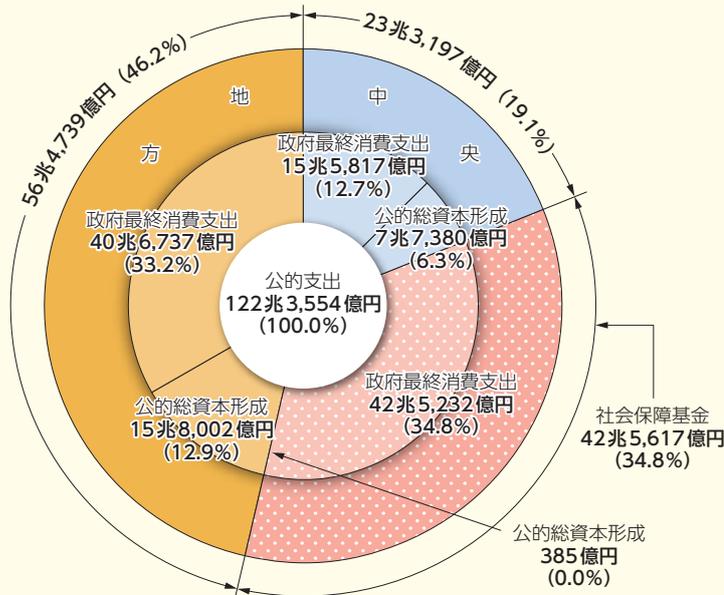
政府部門による公的支出の推移は、第4図のとおりである。平成25年度の公的支出は、前年度と比べると3.3%増（前年度0.7%増）の122兆3,554億円となっている。また、国内総生産に占める割合は、25.3%（同25.0%）となっている。

公的支出の内訳をみると、第5図のとおりであり、政府最終消費支出が98兆7,786億円、公的総資本形成が23兆5,767億円となっており、これらを前年度と比べると、政府最終消費支出は1.3%増（前年

第4図 公的支出の推移



第5図 公的支出の状況



度0.8%増)、公的総資本形成は12.6%増(同0.3%増)となっている。

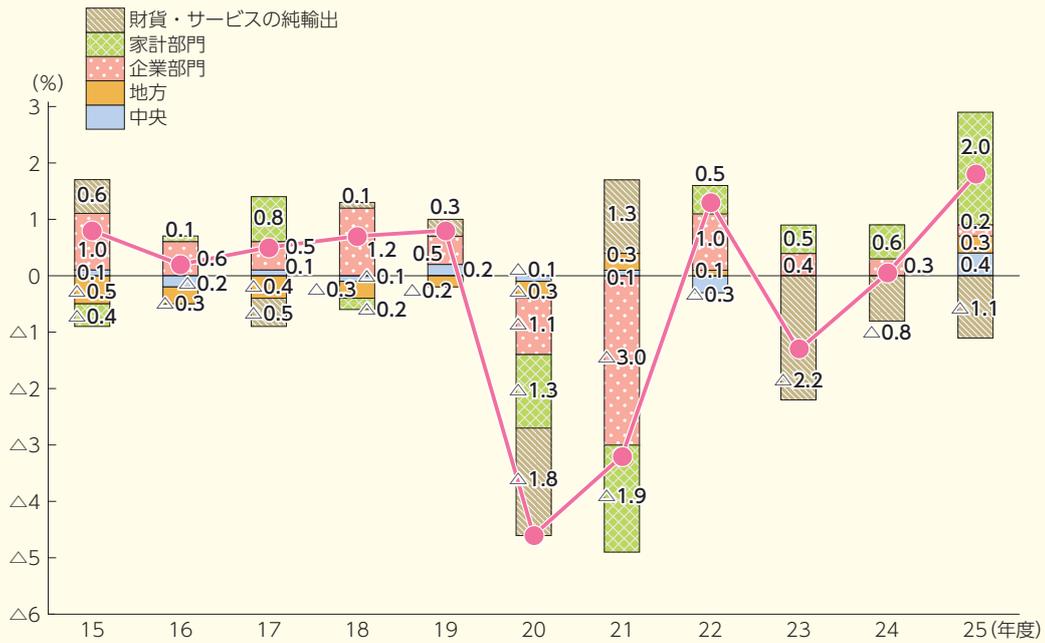
さらに、公的支出の内訳を最終支出主体別にみると、中央政府は、前年度と比べると、政府最終消費支出が5.4%増(前年度0.9%減)、公的総資本形成が13.4%増(同0.6%減)で合計7.9%増(同0.8%減)であり、公的支出に占める中央政府の割合は、前年度と比べると0.8ポイント上昇の19.1%となっている。

地方政府は、前年度と比べると、政府最終消費支出が1.1%減(前年度0.6%減)、公的総資本形成が12.3%増(同0.8%増)で、合計2.3%増(同0.2%減)であり、公的支出に占める地方政府の割合は、前年度と比べると0.4ポイント低下の46.2%となっている。

各最終支出主体が国内総生産の増加率にどの程度の影響を与えたかを示す指標である寄与度の推移は、第6図のとおりである。

また、政府最終消費支出及び公的総資本形成に占める地方政府の割合をみると、政府最終消費支出においては前年度(42.2%)と比べると0.1ポイント低下の41.2%、公的総資本形成においては前年度

第6図 国内総生産（支出側）の増加率に対する寄与度



(67.2%) と比べると0.2ポイント低下の67.0%となっており、公的総資本形成においては、約7割の額を地方政府が支出している。

なお、ここでいう公的支出には、国・地方の歳出に含まれる経費の中で、移転的経費である扶助費、普通建設事業費のうち所有権の取得に要する経費である用地取得費、金融取引に当たる公債費及び積立金等といった付加価値の増加を伴わない経費などは除かれている。

したがって、公的支出に占める中央政府及び地方政府の割合と歳出純計額に占める国と地方の割合は一致していない。

## 2 地方財政の概況

地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分して経理されているが、特別会計の中には、一般行政活動に係るものと企業活動に係るものがある。

このため、地方財政では、これらの会計を一定の基準によって、一般行政部門と水道、交通、病院等の企業活動部門に分け、前者を「普通会計」、後者を「地方公営事業会計」として区分している。

以下、平成25年度の地方財政について、2から6までと10において普通会計の状況を、7において地方公営事業会計等の状況を、8において東日本大震災の影響を、9において健全化判断比率等の状況を示すとともに、11において公共施設の状況を示す。なお、普通会計決算については、平成23年度から通常収支分（全体の決算額から東日本大震災分を除いたもの）と東日本大震災分（東日本大震災に係る復旧・復興事業及び全国防災事業に係るもの）を区分して整理している。

### (1) 決算規模 [資料編：第1表、第5表、第10表、第73表]

地方公共団体（47都道府県、1,719市町村、23特別区、1,236一部事務組合及び112広域連合（以下一部事務組合及び広域連合を「一部事務組合等」という。）の普通会計の純計決算額は、**第1表**のとおり、歳入101兆998億円（前年度99兆8,429億円）、歳出97兆4,120億円（同96兆4,186億円）で、歳入、歳出いずれも増加している。対前年度比は歳入1.3%増（前年度0.2%減）、歳出1.0%増（同0.6%減）となっている。

このうち通常収支分は、歳入96兆2,289億円（前年度93兆8,340億円）、歳出93兆1,665億円（同91兆987億円）で、東日本大震災分は、歳入4兆8,709億円（同6兆89億円）、歳出4兆2,455億円（同5兆3,198億円）となっている。

平成25年度の決算規模が前年度を上回ったのは、歳入においては、東日本大震災分について、東日本大震災復興交付金の減少等による国庫支出金の減少、震災復興特別交付税の減少等による一般財源の減少等により前年度と比べると18.9%減となった一方で、通常収支分について、国の経済対策や普通建設事業費支出金の増加等による国庫支出金の増加、地方税の増加等による一般財源の増加等により2.6%増となったことによるものである。また、歳出においては、東日本大震災分について、積立金の減少等により前年度と比べると20.2%減となった一方で、通常収支分について、普通建設事業費の増加、第三セクター等の経営健全化の取組の推進等に伴う代位弁済の増加等による補助費等の増加等により2.3%増となったことによるものである。

さらに、歳出から公債費及び公営企業繰出金のうち企業債の元利償還に係るものを除いた一般歳出は、72兆6,878億円（前年度71兆1,988億円）となっており、前年度と比べると2.1%増となっている。

第1表 地方公共団体の決算規模（純計）

区 分	平成25年度		平成24年度	
	決算額	増減率	決算額	増減率
	億円	%	億円	%
歳 入	1,010,998	1.3	998,429	△0.2
通常収支分	962,289	2.6	938,340	△1.3
東日本大震災分	48,709	△18.9	60,089	19.4
歳 出	974,120	1.0	964,186	△0.6
通常収支分	931,665	2.3	910,987	△1.5
東日本大震災分	42,455	△20.2	53,198	18.5

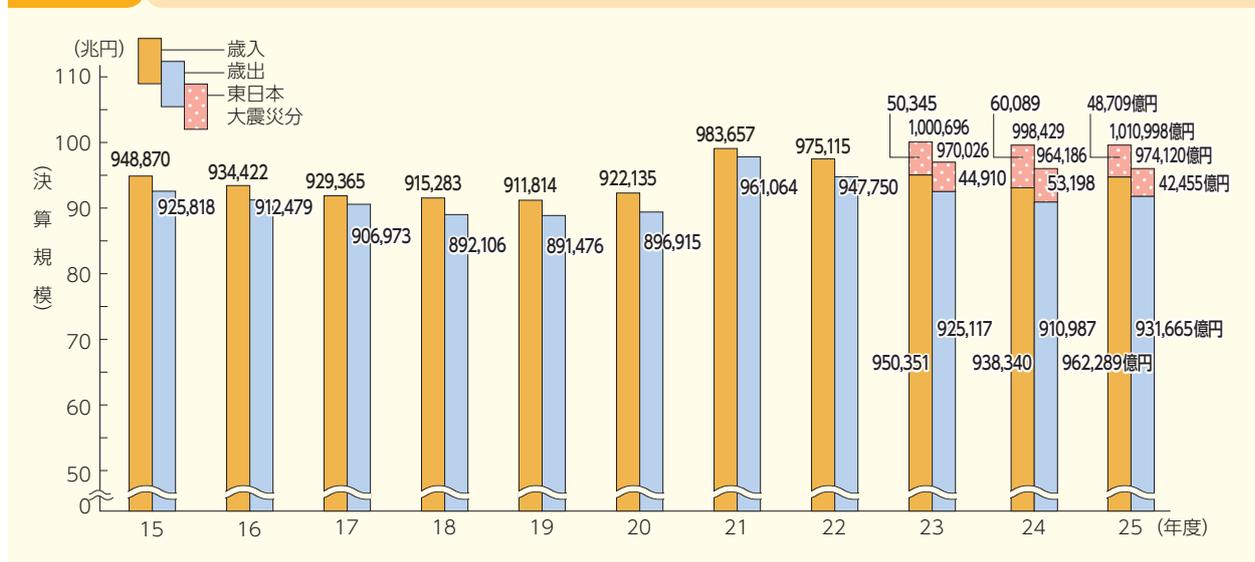
決算規模の状況を団体種類別にみると、第2表のとおりである。都道府県の歳入及び歳出は、通常収支分において増加した一方で東日本大震災分において減少し、全体として前年度を上回っている。市町村（特別区及び一部事務組合等を含む。特記がある場合を除き、以下同じ。）の歳入及び歳出は、通常収支分において増加した一方で東日本大震災分において減少し、全体として前年度を上回っている。

また、近年の決算規模の推移は、第7図のとおりである。

第2表 団体種類別決算規模の状況

区分	決算額			増減率	
	平成25年度	平成24年度	増減額	25年度	24年度
	億円	億円	億円	%	%
歳入					
都道府県	515,726	509,372	6,354	1.2	△ 2.3
市町村(純計額)	570,285	561,454	8,832	1.6	2.5
政令指定都市	125,681	124,657	1,024	0.8	2.7
特別区	33,126	32,581	544	1.7	0.8
中核市	65,132	62,833	2,299	3.7	△ 1.8
特例市	37,312	36,841	471	1.3	△ 0.3
都市	234,003	229,262	4,741	2.1	3.2
町村	68,519	68,460	59	0.1	6.0
一部事務組合等	21,273	21,696	△ 423	△ 1.9	1.9
合計(純計額)	1,010,998	998,429	12,570	1.3	△ 0.2
歳出					
都道府県	500,532	494,818	5,713	1.2	△ 2.9
市町村(純計額)	548,602	541,764	6,837	1.3	2.4
政令指定都市	123,317	122,918	400	0.3	2.6
特別区	31,796	31,442	354	1.1	0.7
中核市	63,213	61,156	2,057	3.4	△ 1.8
特例市	36,051	35,608	443	1.2	△ 0.2
都市	223,707	219,722	3,984	1.8	3.1
町村	64,934	65,075	△ 141	△ 0.2	6.0
一部事務組合等	20,345	20,721	△ 376	△ 1.8	2.1
合計(純計額)	974,120	964,186	9,935	1.0	△ 0.6

第7図 決算規模の推移(純計)



(2) 決算収支

ア 実質収支 [資料編：第7表]

実質収支（形式収支（歳入歳出差引額）から明許繰越等のために翌年度に繰り越すべき財源を控除した額）の状況は、第3表のとおりである。

平成25年度の実質収支は、1兆9,578億円の黒字（前年度1兆7,675億円の黒字）で、昭和31年度以降黒字となっている。

実質収支を団体種類別にみると、都道府県においては4,285億円の黒字（前年度3,637億円の黒字）であり、平成12年度以降黒字となっている。

また、市町村においては1兆5,293億円の黒字（前年度1兆4,038億円の黒字）であり、昭和31年度以降黒字となっている。

実質収支が赤字である団体数をみると、平成24年度に赤字であった2団体（2一部事務組合）は黒字となったが、4団体（2市町2一部事務組合）が新たに赤字となった結果、赤字団体数は4団体であり、前年度と比べると2団体増加している。

なお、近年の実質収支及び赤字団体の赤字額の推移は、第8図のとおりである。

標準財政規模に対する実質収支額の割合である実質収支比率の推移は、第9図のとおりであり、平成25年度の実質収支比率（特別区及び一部事務組合等を除く加重平均）は0.3ポイント上昇の3.1%となっている。

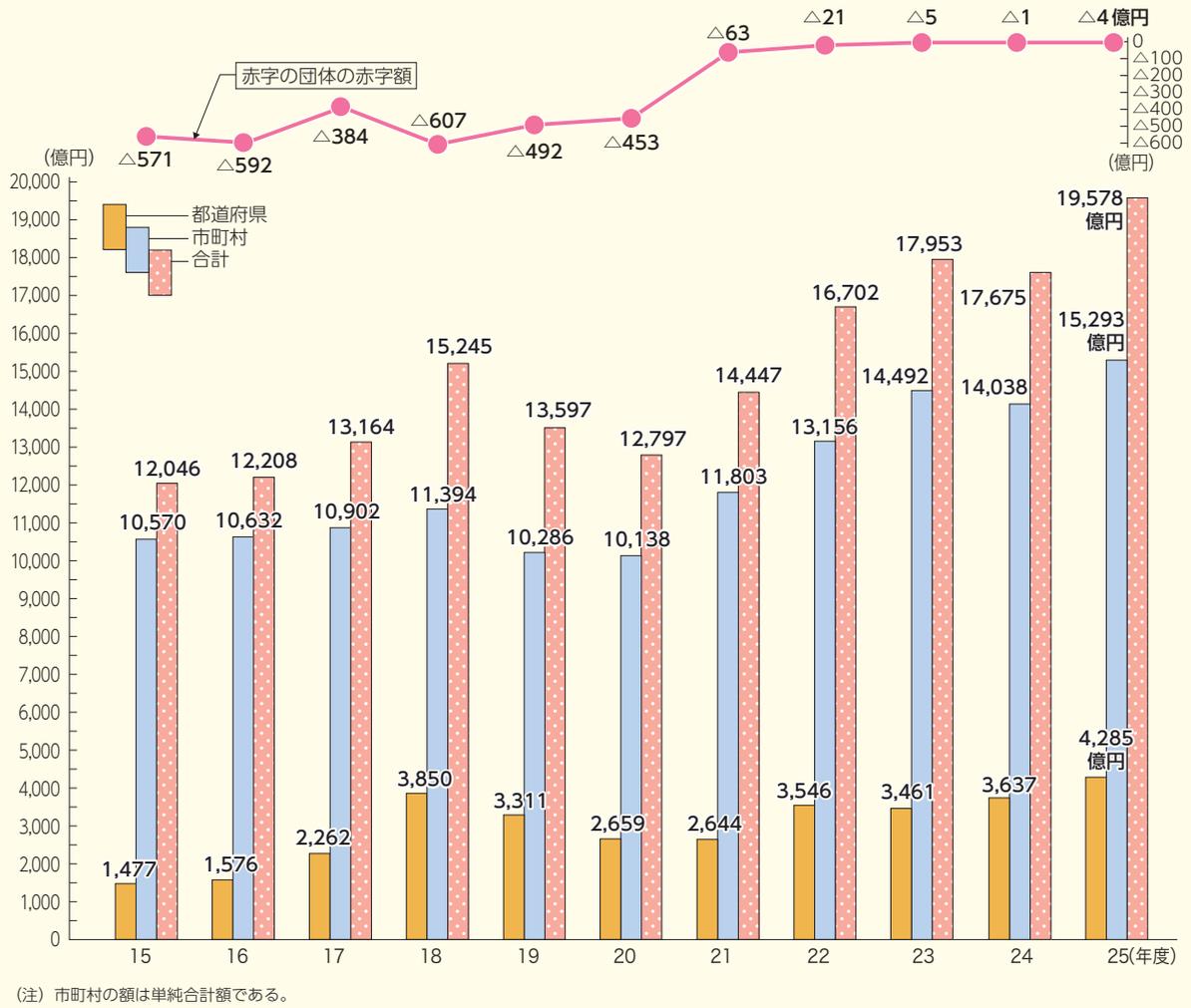
実質収支比率を団体種類別にみると、都道府県は0.3ポイント上昇の1.6%、市町村（特別区及び一部事務組合等を除く。）は0.4ポイント上昇の4.7%となっている。

第3表 実質収支の状況

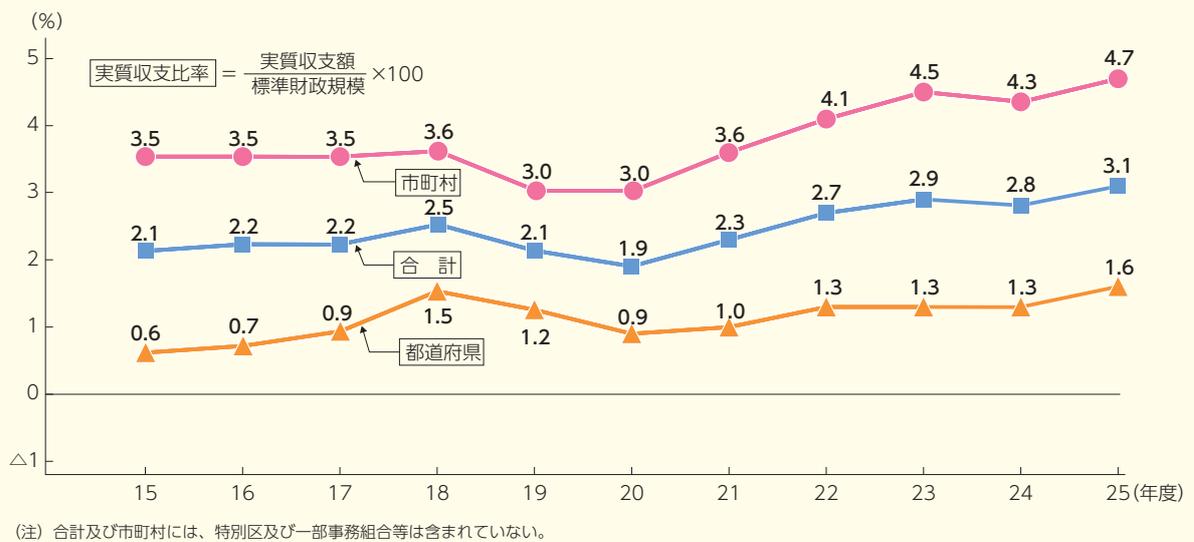
区 分	平成25年度				平成24年度		増 減		
	団 体 数	形式収支	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支	団 体 数	実質収支	団 体 数	実質収支	
		億円	億円	億円		億円		億円	
全 体	都 道 府 県	47	15,194	10,909	4,285	47	3,637	-	648
	市 町 村	3,090	21,684	6,391	15,293	3,102	14,038	△12	1,254
	合 計	3,137	36,878	17,300	19,578	3,149	17,675	△12	1,902
黒字の団体	都 道 府 県	47	15,194	10,909	4,285	47	3,637	-	648
	市 町 村	3,086	21,673	6,376	15,297	3,100	14,039	△14	1,257
	合 計	3,133	36,868	17,286	19,582	3,147	17,676	△14	1,906
赤字の団体	都 道 府 県	-	-	-	-	-	-	-	-
	市 町 村	4	10	15	△4	2	△1	2	△3
	合 計	4	10	15	△4	2	△1	2	△3

(注) 1 市町村の額は単純合計である。  
 2 平成25年度の赤字である4団体のうち、2団体は一部事務組合である。また、平成24年度の赤字である2団体は一部事務組合である。

第8図 実質収支の推移



第9図 実質収支比率の推移



## 第1部 平成25年度の地方財政の状況

### 1 単年度収支及び実質単年度収支 [資料編：第7表]

平成25年度の単年度収支（実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額）は、1,909億円の黒字（前年度281億円の赤字）となっている。

単年度収支を団体種類別にみると、都道府県においては648億円の黒字（前年度175億円の黒字）、市町村においては1,261億円の黒字（同456億円の赤字）となっている。

また、実質単年度収支（単年度収支に財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩し額を差し引いた額）は、7,637億円の黒字（前年度4,378億円の黒字）となっている。

実質単年度収支を団体種類別にみると、都道府県においては2,896億円の黒字（前年度876億円の黒字）、市町村においては4,741億円の黒字（同3,502億円の黒字）となっている。

なお、実質収支、単年度収支及び実質単年度収支の赤字団体数の状況は、**第4表**のとおりである。

第4表 赤字の団体数の状況

区 分	全団体数		赤 字 の 団 体 数											
	平成 25年度	平成 24年度	実 質 収 支				単 年 度 収 支				実 質 単 年 度 収 支			
			25年度		24年度		25年度		24年度		25年度		24年度	
(A)	(B)	団体数 (C)	割合 (C)/(A)	団体数 (D)	割合 (D)/(B)	団体数 (E)	割合 (E)/(A)	団体数 (F)	割合 (F)/(B)	団体数 (G)	割合 (G)/(A)	団体数 (H)	割合 (H)/(B)	
都 道 府 県	47	47	—	—	—	—	21	44.7	28	59.6	11	23.4	15	31.9
政令指定都市	20	20	—	—	—	—	1	5.0	12	60.0	7	35.0	12	60.0
中 核 市	42	41	—	—	—	—	8	19.0	20	48.8	12	28.6	15	36.6
特 例 市	40	40	—	—	—	—	16	40.0	18	45.0	13	32.5	13	32.5
都 市	688	688	1	0.1	—	—	295	42.9	383	55.7	183	26.6	241	35.0
中 都 市	165	166	—	—	—	—	70	42.4	83	50.0	41	24.8	58	34.9
小 都 市	523	522	1	0.2	—	—	225	43.0	300	57.5	142	27.2	183	35.1
町 村	929	930	1	0.1	—	—	414	44.6	491	52.8	285	30.7	294	31.6
市町村小計	1,719	1,719	2	0.1	—	—	734	42.7	924	53.8	500	29.1	575	33.4
特 別 区	23	23	—	—	—	—	6	26.1	10	43.5	3	13.0	10	43.5
一部事務組合等	1,348	1,360	2	0.1	2	0.1	618	45.8	638	46.9	624	46.3	609	44.8
市 町 村 計	3,090	3,102	4	0.1	2	0.1	1,358	43.9	1,572	50.7	1,127	36.5	1,194	38.5
合 計	3,137	3,149	4	0.1	2	0.1	1,379	44.0	1,600	50.8	1,138	36.3	1,209	38.4

### (3) 歳入 [資料編：第10表]

歳入純計決算額は101兆998億円で、前年度と比べると1兆2,570億円増加（1.3%増）している。このうち通常収支分は、96兆2,289億円で、前年度と比べると2兆3,949億円増加（2.6%増）しており、東日本大震災分は4兆8,709億円で、前年度と比べると1兆1,379億円減少（18.9%減）している。

歳入総額の主な内訳をみると、**第5表**のとおりである。

地方税は、個人住民税の増加、法人関係二税（住民税の法人分及び法人事業税）の増加等により、前年度と比べると9,135億円増加（2.7%増）している。

地方譲与税は、地方法人特別譲与税の増加等により、前年度と比べると2,874億円増加（12.7%増）している。

地方特例交付金は、前年度と比べると19億円減少（1.5%減）している。

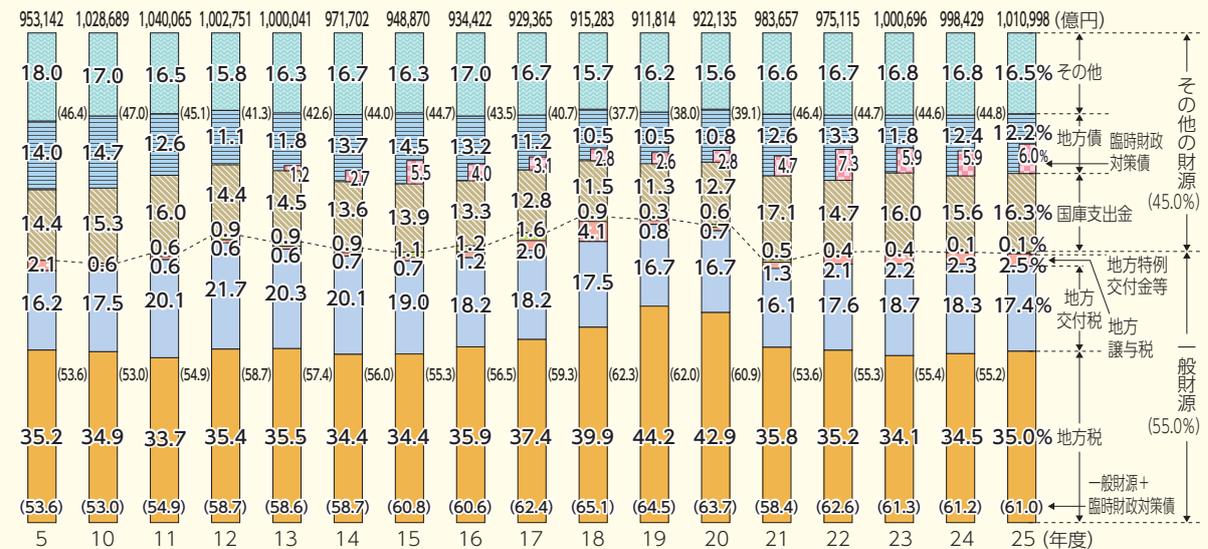
地方交付税は、前年度と比べると6,944億円減少（3.8%減）している。また、地方交付税に臨時財政

第5表 歳入純計決算額の状況

区 分	決 算 額			構 成 比		増 減 率	
	平成 25年度	平成 24年度	増減額	25年度	24年度	25年度	24年度
	億円	億円	億円	%	%	%	%
地 方 税	353,743	344,608	9,135	35.0	34.5	2.7	0.8
地 方 譲 与 税	25,588	22,715	2,874	2.5	2.3	12.7	4.7
地 方 特 例 交 付 金	1,255	1,275	△ 19	0.1	0.1	△ 1.5	△ 65.0
地 方 交 付 税	175,955	182,898	△ 6,944	17.4	18.3	△ 3.8	△ 2.5
小 計 ( 一 般 財 源 )	556,541	551,495	5,046	55.0	55.2	0.9	△ 0.6
(一般財源+臨時財政対策債)	616,920	610,653	6,267	61.0	61.2	1.0	△ 0.4
国 庫 支 出 金	165,118	155,271	9,847	16.3	15.6	6.3	△ 3.1
地 方 債	122,849	123,379	△ 531	12.2	12.4	△ 0.4	4.9
うち臨時財政対策債	60,379	59,158	1,221	6.0	5.9	2.1	1.0
そ の 他	166,490	168,284	△ 1,792	16.5	16.8	△ 1.1	0.0
合 計	1,010,998	998,429	12,570	100.0	100.0	1.3	△ 0.2

(注) 国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

第10図 歳入純計決算額の構成比の推移



対策債を加えた額は、前年度と比べると5,722億円減少（2.4%減）している。

一般財源は、地方税、地方譲与税の増加等により、前年度と比べると5,046億円増加（0.9%増）している。なお、一般財源に臨時財政対策債を加えた額は、前年度と比べると6,267億円増加（1.0%増）している。

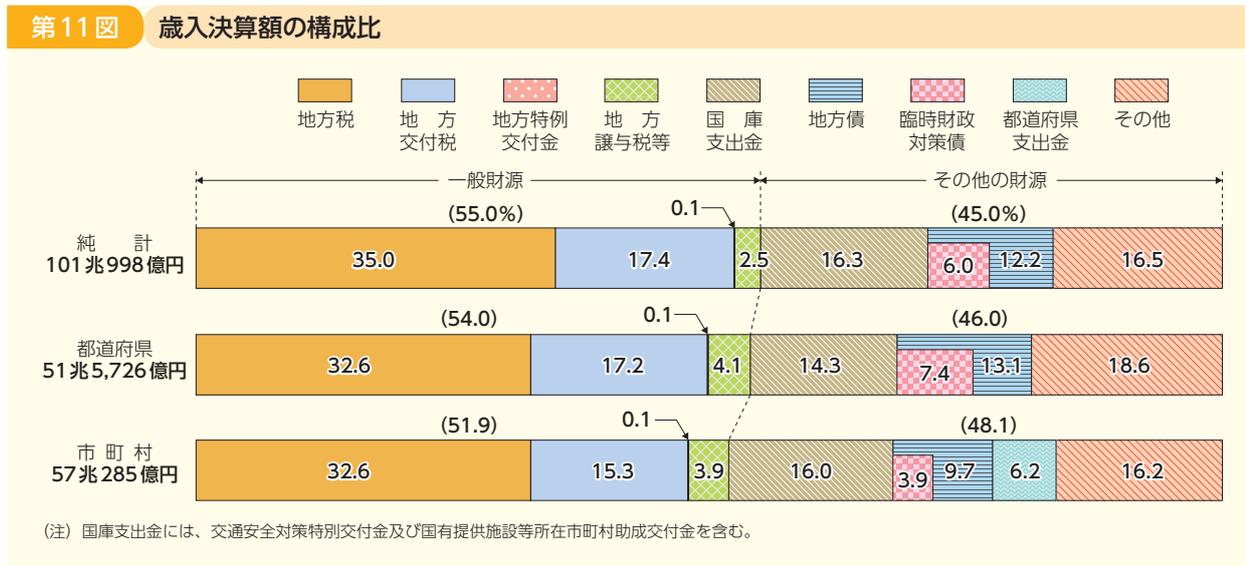
国庫支出金は、国の経済対策や普通建設事業費支出金の増加等により、前年度と比べると9,847億円増加（6.3%増）している。

地方債は、旧緊急防災・減災事業債の減少等により、前年度と比べると531億円減少（0.4%減）している。

歳入純計決算額の構成比の推移は、第10図のとおりである。

地方税の構成比は、税源移譲等により、平成19年度には歳入総額の44.2%を占めるまで上昇し、その

第11図 歳入決算額の構成比



後、景気の悪化や地方法人特別税の創設等に伴って低下していたが、24年度に上昇に転じ、25年度においては、前年度と比べると0.5ポイント上昇の35.0%となり、2年連続で上昇している。

地方交付税の構成比は、平成8年度から12年度までは上昇し、13年度以降は、地方財政対策に当たり、交付税特別会計の借入金方式に代えて臨時財政対策債を発行し、基準財政需要額の一部を振り替えることとしたことや三位一体の改革に伴う地方交付税の改革等から総じて低下の傾向にあったが、22年度は上昇に転じた。平成25年度においては、前年度と比べると0.9ポイント低下の17.4%と、2年連続で低下している。

国庫支出金の構成比は、平成15年度以降、三位一体の改革による国庫補助負担金の一般財源化、普通建設事業費支出金の減少等により低下していたが、20年度以降、国の経済対策の実施、東日本大震災への対応の影響等で総じて上昇の傾向にある。平成25年度においては、前年度と比べると0.7ポイント上昇の16.3%となっている。

地方債の構成比は、平成20年度以降、臨時財政対策債の増加等により総じて上昇の傾向にあったが、25年度においては、前年度と比べると0.2ポイント低下の12.2%となっている。なお、臨時財政対策債を除いた構成比は、前年度と比べると0.2ポイント低下の6.2%となっている。

一般財源の構成比は、平成18年度には62.3%であったが、19年度以降国庫支出金、地方債等の増加に加え、地方税及び地方特例交付金等の減少などにより低下していた。平成22年度に上昇に転じたが、24年度に再び低下し、25年度においては、前年度と比べると0.2ポイント低下の55.0%となっている。なお、一般財源に臨時財政対策債を加えた額の構成比は、前年度と比べると0.2ポイント低下の61.0%となっている。

歳入決算額の構成比を団体種類別にみると、第11図のとおりである。

都道府県においては地方税が最も大きな割合（32.6%）を占め、以下、地方交付税（17.2%）、国庫支出金（14.3%）の順となっている。

市町村においても都道府県と同様に地方税が最も大きな割合（32.6%）を占め、以下、国庫支出金（16.0%）、地方交付税（15.3%）の順となっている。

#### (4) 歳出

歳出の分類方法としては、行政目的に着目した「目的別分類」と経費の経済的な性質に着目した「性質別分類」が用いられるが、これらの分類による歳出の概要は、次のとおりである。

## ア 目的別歳出

## (ア) 目的別歳出 [資料編：第34表]

地方公共団体の経費は、その行政目的によって、議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、警察費、教育費、災害復旧費、公債費等に大別することができる。

歳出純計決算額は97兆4,120億円で、前年度と比べると9,935億円増加（1.0%増）している。このうち、通常収支分は93兆1,665億円で、前年度と比べると2兆678億円増加（2.3%増）しており、東日本大震災分は4兆2,455億円で、前年度と比べると1兆743億円減少（20.2%減）している。

歳出総額の目的別歳出の構成比は、第6表のとおりであり、民生費（24.1%）、教育費（16.5%）、公債費（13.5%）、土木費（12.4%）、総務費（10.3%）の順となっている。

民生費は、社会福祉費、生活保護費、災害救助費が増加したこと等により、前年度と比べると3,110億円増加（1.3%増）している。

教育費は、人件費の減少等により、前年度と比べると602億円減少（0.4%減）している。

公債費は、前年度と比べると1,184億円増加（0.9%増）している。

土木費は、普通建設事業費の増加等により、前年度と比べると8,829億円増加（7.9%増）している。

総務費は、第三セクター等の経営健全化の取組の推進等に伴う代位弁済の増加等により、前年度と比べると387億円増加（0.4%増）している。

目的別歳出の構成比の推移は、第7表のとおりである。民生費の構成比は、社会保障関係費の増加を背景に上昇しており、平成19年度以降最も大きな割合を占めている一方で、農林水産業費、土木費及び教育費の構成比は低下の傾向にある。

目的別歳出の構成比を団体種類別にみると、第12図のとおりである。

都道府県においては、市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していること等により教育費が最も大きな割合（21.2%）を占め、以下、民生費（15.0%）、公債費（14.3%）、土木費（11.3%）、商工費（8.2%）の順となっている。

また、市町村においては、児童福祉、生活保護に関する事務（町村については、福祉事務所を設置している町村に限る。）等の社会福祉事務の比重が高いこと等により民生費が最も大きな割合（34.3%）を占

第6表 目的別歳出純計決算額の状況

区 分	決 算 額			構 成 比		増 減 率	
	平 成 25 年度	平 成 24 年度	増 減 額	25 年度	24 年度	25 年度	24 年度
	億円	億円	億円	%	%	%	%
総 務 費	100,006	99,618	387	10.3	10.3	0.4	6.6
民 生 費	234,633	231,523	3,110	24.1	24.0	1.3	△ 0.1
衛 生 費	59,885	59,932	△ 47	6.1	6.2	△ 0.1	△ 11.1
労 働 費	6,209	7,687	△ 1,478	0.6	0.8	△ 19.2	△ 22.6
農 林 水 産 業 費	35,009	31,813	3,197	3.6	3.3	10.0	△ 0.8
商 工 費	59,157	62,069	△ 2,913	6.1	6.4	△ 4.7	△ 5.2
土 木 費	121,252	112,423	8,829	12.4	11.7	7.9	△ 0.4
消 防 費	19,931	19,068	863	2.0	2.0	4.5	3.7
警 察 費	30,964	31,881	△ 917	3.2	3.3	△ 2.9	△ 0.9
教 育 費	160,878	161,479	△ 602	16.5	16.7	△ 0.4	△ 0.2
公 債 費	131,271	130,087	1,184	13.5	13.5	0.9	0.4
そ の 他	14,925	16,606	△ 1,679	1.6	1.8	△ 10.1	10.4
合 計	974,120	964,186	9,935	100.0	100.0	1.0	△ 0.6

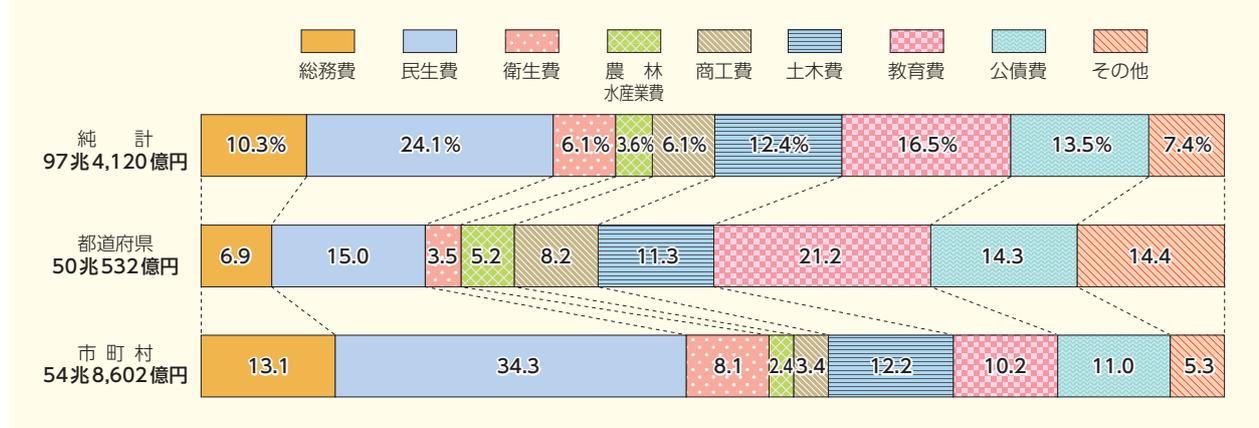
# 第1部 平成25年度の地方財政の状況

第7表 目的別歳出純計決算額の構成比の推移

区分	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総務費	9.8	9.8	9.6	9.7	10.0	9.9	11.2	10.6	9.6	10.3	10.3
民生費	15.7	16.6	17.3	18.2	19.0	19.9	20.6	22.5	23.9	24.0	24.1
衛生費	6.4	6.3	6.3	6.2	6.1	6.0	6.2	6.1	7.0	6.2	6.1
労働費	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.7	1.0	0.9	1.0	0.8	0.6
農林水産業費	5.1	4.7	4.4	4.2	3.9	3.7	3.7	3.4	3.3	3.3	3.6
商工費	5.2	5.4	5.1	5.3	5.6	5.9	6.8	6.8	6.8	6.4	6.1
土木費	17.8	16.7	15.9	15.5	15.0	14.4	13.8	12.6	11.6	11.7	12.4
消防費	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.9	1.9	1.9	2.0	2.0
警察費	3.6	3.7	3.7	3.8	3.8	3.7	3.4	3.4	3.3	3.3	3.2
教育費	18.6	18.5	18.3	18.5	18.4	18.0	17.1	17.4	16.7	16.7	16.5
公債費	14.2	14.4	15.4	14.9	14.6	14.7	13.4	13.7	13.4	13.5	13.5
その他	1.2	1.5	1.7	1.4	1.3	1.1	0.9	0.7	1.5	1.8	1.6
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	億円										
歳出合計	925,818	912,479	906,973	892,106	891,476	896,915	961,064	947,750	970,026	964,186	974,120

2 地方財政の概況

第12図 目的別歳出決算額の構成比



め、以下、総務費（13.1%）、土木費（12.2%）、公債費（11.0%）、教育費（10.2%）の順となっている。

(イ) 一般財源の充当状況 [資料編：第36表]

一般財源の目的別歳出に対する充当状況は、第8表のとおりである。

一般財源総額（55兆6,541億円）に占める目的別歳出の割合をみると、民生費が最も大きな割合（21.7%）を占め、以下、公債費（18.6%）、教育費（17.8%）、総務費（11.7%）、土木費（7.8%）の順となっている。

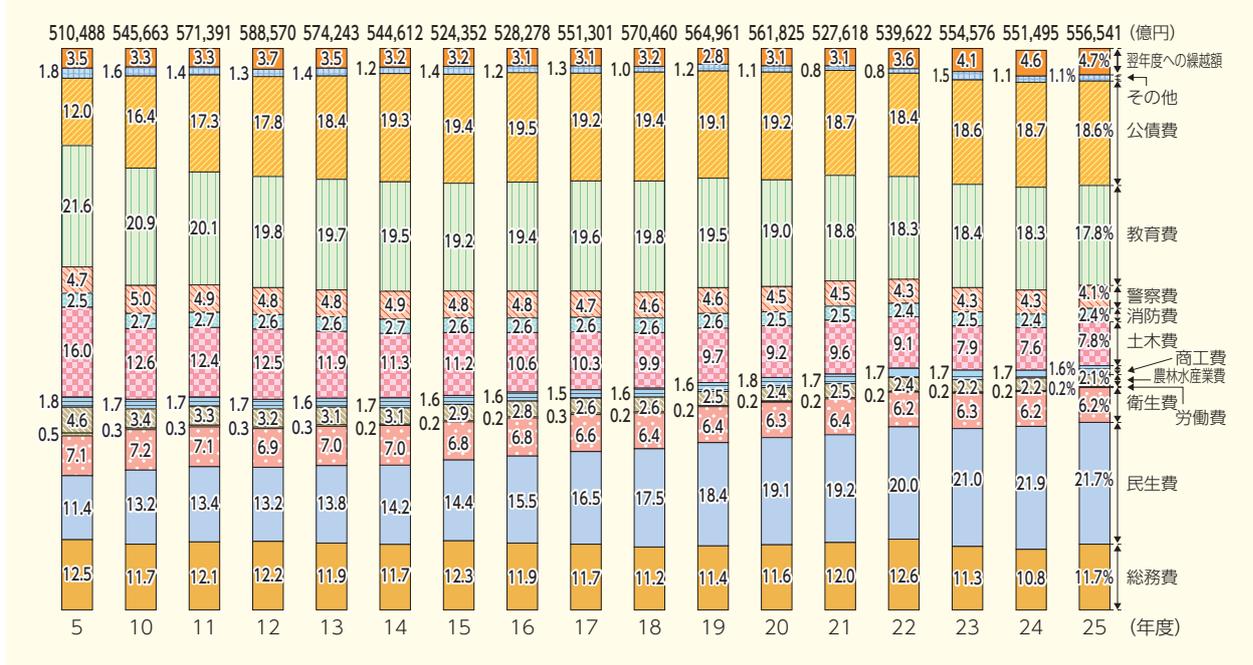
一般財源充当額の目的別構成比の推移は、第13図のとおりである。近年、民生費充当分が上昇の傾向にある一方で、教育費充当分が低下の傾向にある。

第8表 一般財源の目的別歳出充当状況

区 分	平成25年度		平成24年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比
	億円	%	億円	%
総務費	65,314	11.7	59,432	10.8
民生費	120,772	21.7	121,008	21.9
衛生費	34,435	6.2	33,918	6.2
労働費	1,007	0.2	1,090	0.2
農林水産業費	11,600	2.1	11,975	2.2
商工費	8,632	1.6	9,201	1.7
土木費	43,649	7.8	41,776	7.6
消防費	13,222	2.4	13,316	2.4
警察費	23,021	4.1	23,977	4.3
教育費	99,038	17.8	101,113	18.3
公債費	103,404	18.6	102,856	18.7
その他	6,149	1.1	6,349	1.1
翌年度への繰越額	26,298	4.7	25,484	4.6
一般財源計	556,541	100.0	551,495	100.0

(注) 「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰り越された事業費に充当すべき財源を含んでいる。第13図において同じ。

第13図 一般財源充当額の目的別構成比の推移



1 性質別歳出

(ア) 性質別歳出 [資料編：第73表]

地方公共団体の経費は、その経済的な性質によって、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別することができる。

義務的経費は、職員給与費等の人件費のほか、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっており、そのうち人件費が46.7%を占めている。また、投資的経費は、道路、橋りょう、公園、公営住宅、学校の建設等に要する普通建設事業費のほか、災害復旧事業費及び失業対策事業費から

第9表 性質別歳出純計決算額の状況

区分	決算額			構成比		増減率	
	平成25年度	平成24年度	増減額	25年度	24年度	25年度	24年度
	億円	億円	億円	%	%	%	%
義務的経費	474,697	480,222	△5,525	48.7	49.8	△1.2	△0.7
人件費	221,779	230,176	△8,397	22.8	23.9	△3.6	△1.8
扶助費	121,932	120,221	1,711	12.5	12.5	1.4	0.5
公債費	130,986	129,824	1,161	13.4	13.5	0.9	0.4
投資的経費	150,733	134,202	16,532	15.5	13.9	12.3	0.9
普通建設事業費	141,914	124,490	17,425	14.6	12.9	14.0	△0.7
うち補助事業費	78,488	61,391	17,096	8.1	6.4	27.8	0.9
うち単独事業費	55,806	53,933	1,873	5.7	5.6	3.5	△5.3
災害復旧事業費	8,817	9,711	△893	0.9	1.0	△9.2	27.2
失業対策事業費	2	1	0	0.0	0.0	15.7	△68.4
その他の経費	348,690	349,762	△1,072	35.8	36.3	△0.3	△1.1
うち補助費等	94,914	91,904	3,010	9.7	9.5	3.3	3.2
うち繰出金	51,405	51,649	△243	5.3	5.4	△0.5	1.3
合計	974,120	964,186	9,935	100.0	100.0	1.0	△0.6

なっており、そのうち普通建設事業費が94.1%を占めている。

歳出純計決算額の主な性質別内訳をみると、第9表のとおりである。

義務的経費は、前年度と比べると5,525億円減少（1.2%減）している。これは、扶助費が、社会保障関係費の増加を背景に1,711億円増加（1.4%増）した一方で、人件費が、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成25年1月24日閣議決定）に基づく各地方公共団体における国家公務員の給与減額支給措置に準じた取組等により8,397億円減少（3.6%減）したこと等によるものである。なお、公債費は、前年度と比べると1,161億円増加（0.9%増）している。

投資的経費は、前年度と比べると1兆6,532億円増加（12.3%増）している。これは、災害復旧事業費が893億円減少（9.2%減）した一方で、普通建設事業費が1兆7,425億円増加（14.0%増）したこと等によるものである。

また、その他の経費は、前年度と比べると1,072億円減少（0.3%減）している。これは、社会保障関係費の増加等を背景に補助費等が3,010億円増加（3.3%増）した一方で、貸付金が4,307億円減少（7.4%減）、繰出金が243億円減少（0.5%減）したこと等によるものである。

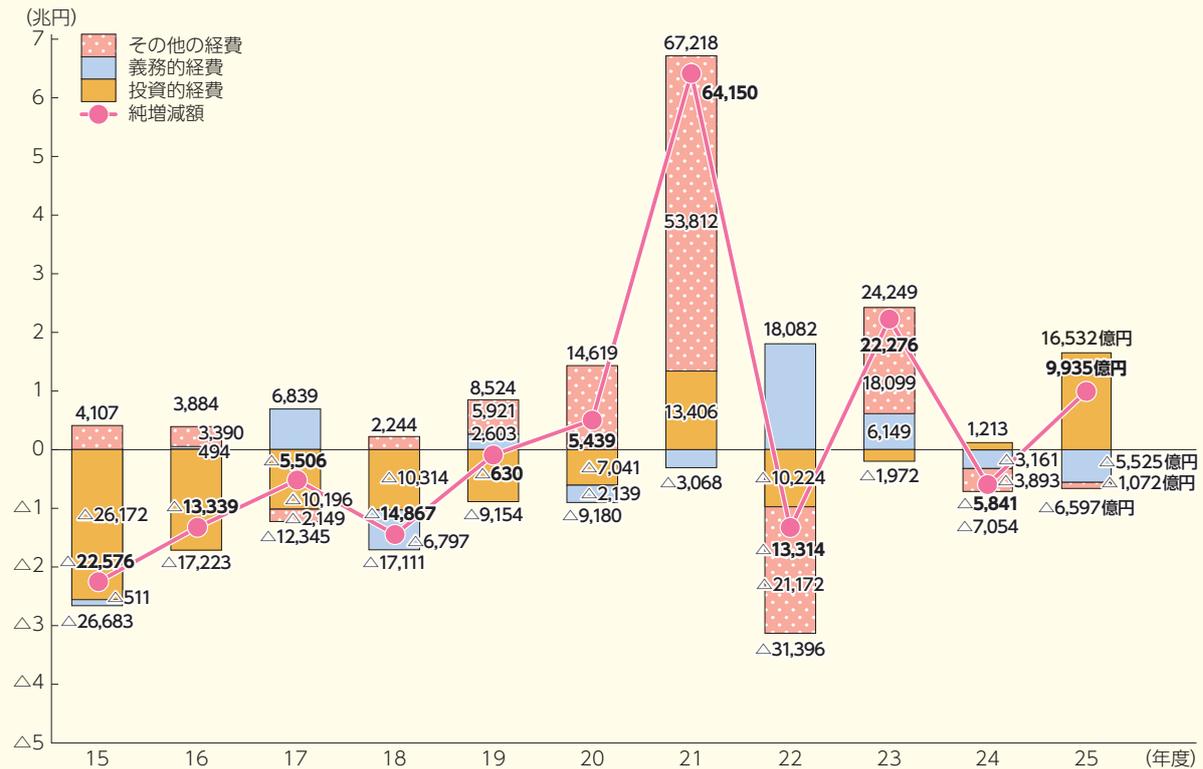
平成15年度以降のこれらの経費の増減額の推移は、第14図のとおりである。

次に、性質別歳出の構成比の推移は、第15図のとおりである。

義務的経費の構成比は、平成7年度以降上昇の傾向にあり19年度には52.1%となったが、20年度に低下に転じた。平成22年度においては子ども手当の創設に伴う扶助費の増加等により上昇したが、23年度においてはその他の経費の増加等の影響により低下し、25年度においては前年度に比べると1.1ポイント低下の48.7%となっている。義務的経費の構成比の内訳を見ると、人件費は、平成19年度以降減少の傾向にあり、25年度においては前年度と比べると1.1ポイント低下の22.8%となっている。扶助費は、社会保障関係費の増加を背景に総じて増加の傾向にあり、平成25年度においては前年度と同率の12.5%となっている。公債費は、平成17年度以降総じて減少の傾向にあり、25年度においては前年度と比べると0.1ポイント低下の13.4%となっている。

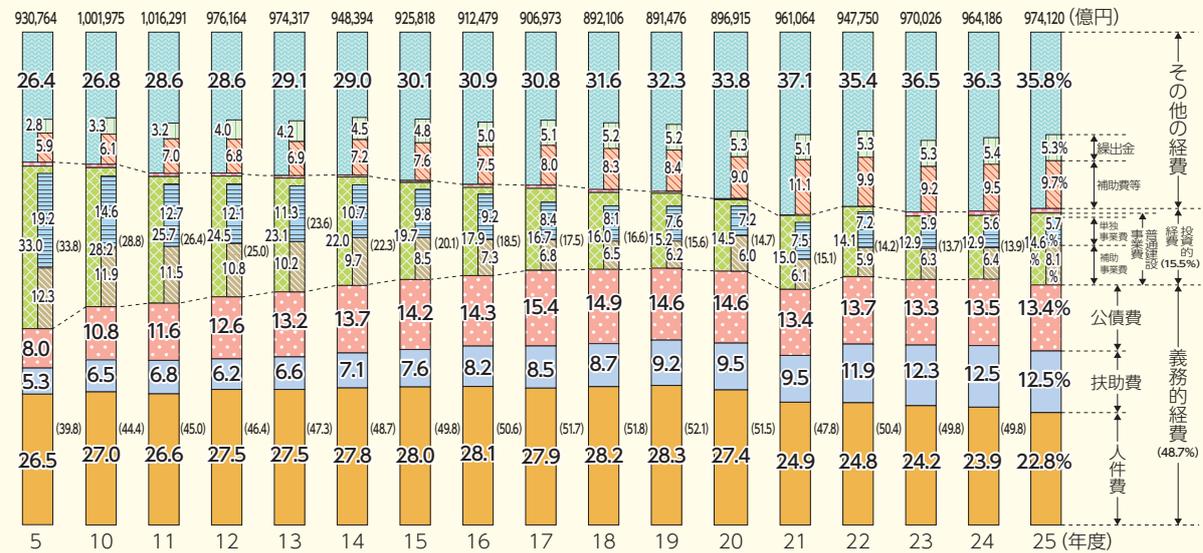
投資的経費の構成比は、平成23年度まで総じて低下の傾向にあるが、平成24年度上昇に転じ、25年

第14図 義務的経費、投資的経費等の増減額の推移



2 地方財政の概況

第15図 性質別歳出純計決算額の構成比の推移



(注) ( ) 内の数値は、義務的経費及び投資的経費の構成比である。

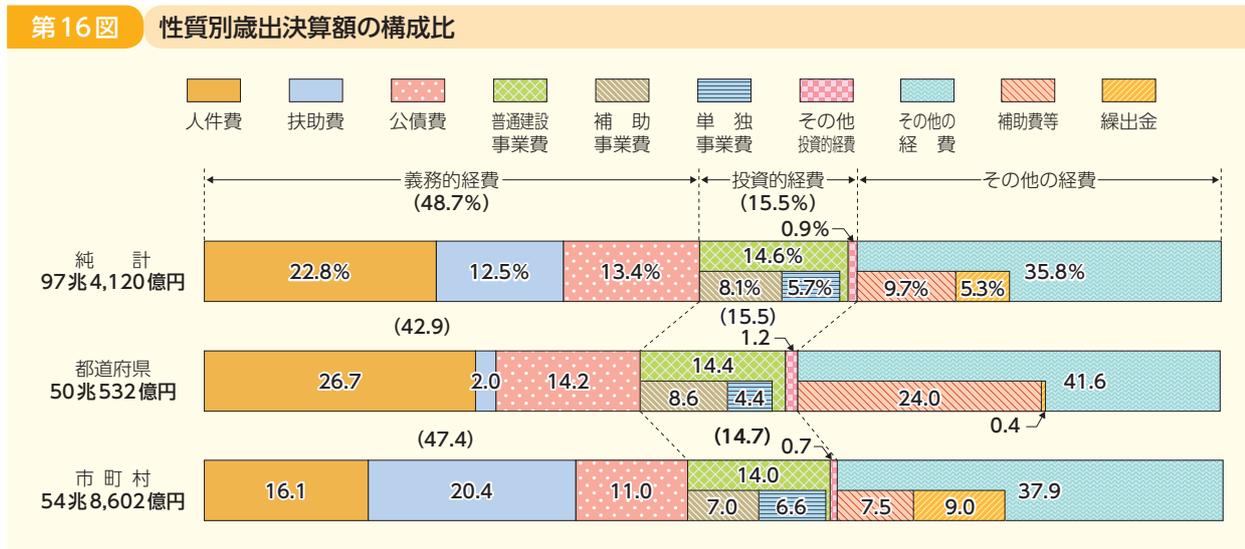
度においては普通建設事業費の増加等により前年度と比べると1.6ポイント上昇の15.5%となっている。

その他の経費の構成比は、補助費等、繰出金の増加等により平成23年度まで総じて上昇の傾向にあるが、平成24年度低下に転じ、25年度においては前年度と比べると0.5ポイント低下の35.8%となっている。

性質別歳出決算額の構成比を団体種類別にみると、第16図のとおりである。

人件費の構成比は、都道府県において市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していること等が

第16図 性質別歳出決算額の構成比



ら、都道府県（26.7%）が、市町村（16.1%）を上回っている。また、扶助費の構成比は、市町村において、児童手当の支給、生活保護に関する事務（町村については、福祉事務所を設置している町村に限る。）等の社会福祉関係事務が行われていること等から、市町村（20.4%）が、都道府県（2.0%）を上回っている。

普通建設事業費のうち、補助事業費の構成比は、都道府県（8.6%）が市町村（7.0%）を上回る一方、単独事業費の構成比は、市町村（6.6%）が都道府県（4.4%）を上回っている。

その他の経費のうち、補助費等の構成比は、都道府県（24.0%）が市町村（7.5%）を上回る一方、繰出金の構成比は、市町村（9.0%）が都道府県（0.4%）を上回っている。

**(イ) 一般財源の充当状況 [資料編：第75表]**

一般財源の性質別歳出に対する充当状況は、**第10表**のとおりである。

一般財源総額（55兆6,541億円）に占める性質別歳出の割合をみると、義務的経費が最も大きな割合（55.2%）を占め、以下、その他の経費（34.5%）、投資的経費（5.6%）の順となっている。なお、その他の経費の中では、補助費等が最も大きな割合（11.5%）を占めている。

一般財源充当額の性質別構成比の推移は、**第17図**のとおりである。

義務的経費充当分は、平成18年度までは、人件費充当分が低下の傾向にある一方で、扶助費充当分及び公債費充当分が上昇の傾向にあったことから、総じて上昇の傾向にあり、19年度以降は、公債費充当分が低下の傾向に転じたことから、総じて低下の傾向にあった。平成23年度は再び上昇に転じるが、25年度は、前年度と比べると1.9ポイント低下の55.2%となっている。

投資的経費に充当された一般財源の構成比は、総じて低下の傾向にあるが、25年度においては前年度と比べると0.8ポイント上昇の5.6%となっている。

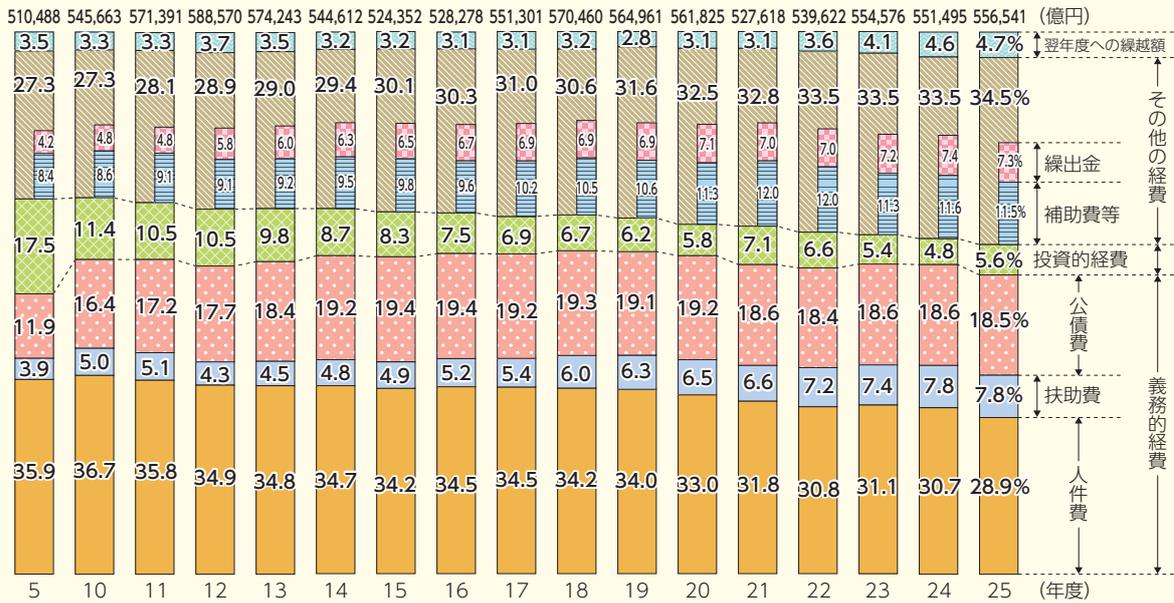
その他の経費充当分は、総じて上昇の傾向にあり、平成25年度においては前年度と比べると1.0ポイント上昇の34.5%となっている。

第10表 一般財源の性質別歳出充当状況

区分	平成25年度		平成24年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比
	億円	%	億円	%
義務的経費	307,424	55.2	315,172	57.1
人件費	161,085	28.9	169,478	30.7
扶助費	43,213	7.8	43,100	7.8
公債費	103,126	18.5	102,594	18.6
投資的経費	30,931	5.6	26,315	4.8
普通建設事業費	29,360	5.3	24,852	4.5
災害復旧事業費	1,569	0.3	1,462	0.3
失業対策事業費	1	0.0	1	0.0
その他の経費	191,888	34.5	184,524	33.5
うち補助費等	63,782	11.5	64,151	11.6
うち繰出金	40,361	7.3	40,678	7.4
翌年度への繰越額	26,298	4.7	25,484	4.6
一般財源計	556,541	100.0	551,495	100.0

(注) 「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰り越された事業費に充当すべき財源を含んでいる。第17図において同じ。

第17図 一般財源充当額の性質別構成比の推移



(5) 財政構造の弾力性

ア 経常収支比率 [資料編：第8表]

地方公共団体が社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくためには、財政構造の弾力性が確保されなければならない。財政構造の弾力性の度合いを判断する指標の一つとして、経常収支比率が用いられている。

経常収支比率は、経常経費充当一般財源（人件費、扶助費、公債費等のように毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源）が、経常一般財源（一般財源総額のうち地方税、普通交付税のように毎年度経常的に収入される一般財源）、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に対し、どの程度の割合となっているかをみることにより財政構造の弾力性を判断するものである。

平成25年度の経常収支比率（特別区及び一部事務組合等を除く加重平均）は、前年度と比べると1.1ポイント低下の91.6%となり、第11表のように、10年連続で90%を上回っている。主な内訳をみると、人件費充当分が31.1%（前年度32.6%）、公債費充当分が21.1%（同20.9%）となっている。なお、減収補填債特例分及び臨時財政対策債を経常収支比率算出上の分母から除いた場合の経常収支比率は、102.4%（前年度103.6%）となっている。

また、経常収支比率を構成する分子及び分母の状況は次のとおりである。分子である経常経費充当一般財源は、人件費が減少した一方で、物件費が増加したことにより、前年度と比べると0.3%増となっている。分母である経常一般財源等は、地方税、地方譲与税の増加等により、前年度と比べると1.5%増となっている。

分子及び分母の推移は第18図のとおりである。分子である経常経費充当一般財源については、人件費が総じて減少の傾向にある一方で、公債費、補助費等が増加の傾向にあり、また公債費が高止まりしてお

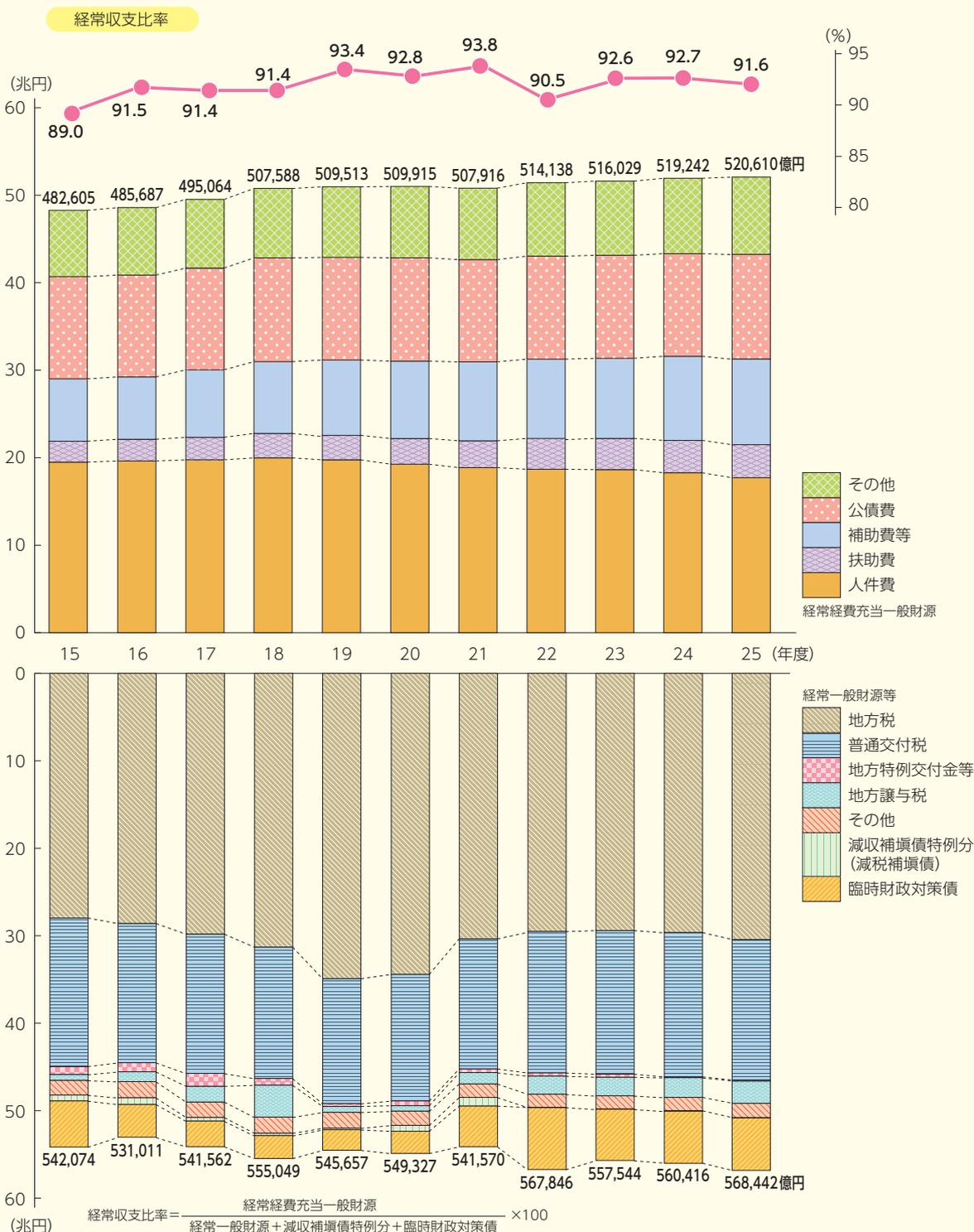
第11表 経常収支比率の推移

区分	平成15年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	
都道府県	% 90.8 [103.1]	% 92.5 [102.0]	% 92.6 [99.0]	% 92.6 [97.8]	% 94.7 [99.7]	% 93.9 [101.4]	% 95.9 [111.9]	% 91.9 [109.9]	% 94.9 [110.0]	% 94.6 [109.6]	% 93.0 [107.5]	
うち	人件費充当	44.1	44.9	44.4	43.8	44.4	42.9	43.1	40.9	41.8	40.6	38.6
	扶助費充当	1.8	1.8	1.6	1.5	1.5	1.5	1.6	1.9	2.1	2.0	1.9
	公債費充当	23.6	23.9	23.1	23.1	22.7	22.9	23.2	22.6	23.3	23.1	23.6
市町村	87.4 [97.0]	90.5 [97.9]	90.2 [95.8]	90.3 [95.0]	92.0 [96.0]	91.8 [95.7]	91.8 [98.0]	89.2 [97.5]	90.3 [97.5]	90.7 [98.2]	90.2 [97.7]	
うち	人件費充当	28.4	29.5	28.9	28.2	28.0	27.2	26.7	25.1	25.4	24.8	23.7
	扶助費充当	6.7	7.3	7.8	8.6	8.8	9.1	9.6	10.4	10.5	11.2	11.3
	公債費充当	19.7	20.1	19.9	19.8	20.3	20.1	19.9	19.0	19.0	18.8	18.6
合計	89.0 [99.9]	91.5 [99.9]	91.4 [97.4]	91.4 [96.4]	93.4 [97.9]	92.8 [98.5]	93.8 [104.5]	90.5 [103.4]	92.6 [103.4]	92.7 [103.6]	91.6 [102.4]	
うち	人件費充当	36.0	37.0	36.5	36.0	36.2	35.1	34.8	32.9	33.4	32.6	31.1
	扶助費充当	4.3	4.6	4.8	5.0	5.2	5.3	5.7	6.2	6.4	6.6	6.6
	公債費充当	21.5	21.9	21.5	21.4	21.5	21.5	21.5	20.7	21.1	20.9	21.1

(注) 1 比率は、加重平均である。  
 2 [ ] 内の数値は、平成15～18年度にあっては減収補填債及び臨時財政対策債を、経常一般財源から除いて算出したものであり、19～25年度にあっては減収補填債特例分及び臨時財政対策債を、経常一般財源から除いて算出したものである。  
 3 合計及び市町村には、特別区及び一部事務組合等は含まれていない。第18図、第12表において同じ。

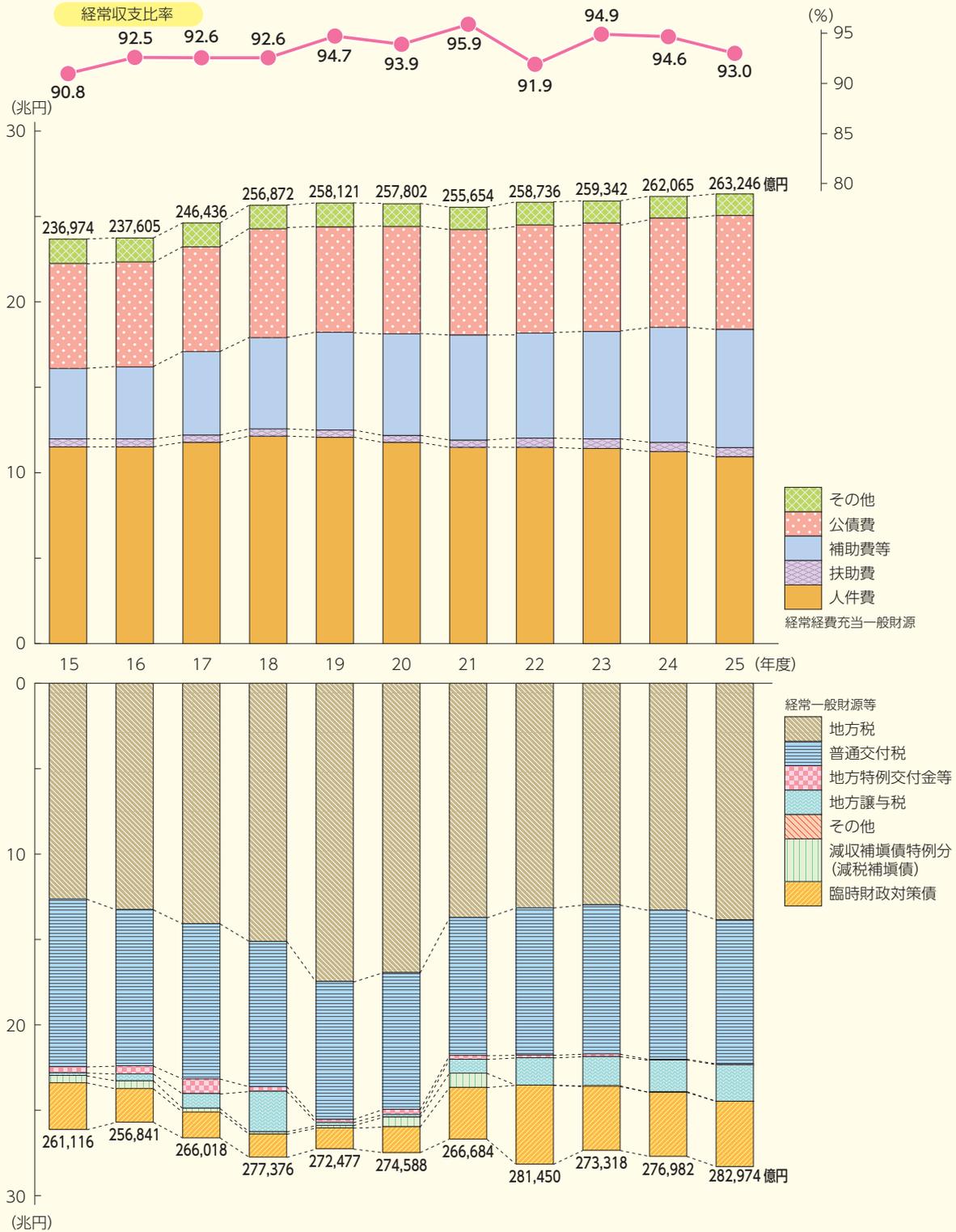
り、分子全体としては増加の傾向にある。分母である経常一般財源等については、年度間で増減を繰り返しているが、平成20年度以降、総じて減少の傾向にあった地方税が24年度において増額に転じ、臨時財政対策債は総じて増加の傾向にあること等により、分母全体としては増加の傾向にある。なお、分子及び分母を10年前（平成15年度）と比べるとそれぞれ7.9%増、4.9%増となっており、分子の増加率が分母の増加率を上回っている。

第18図 経常収支比率を構成する分子及び分母の推移（その1 合計）



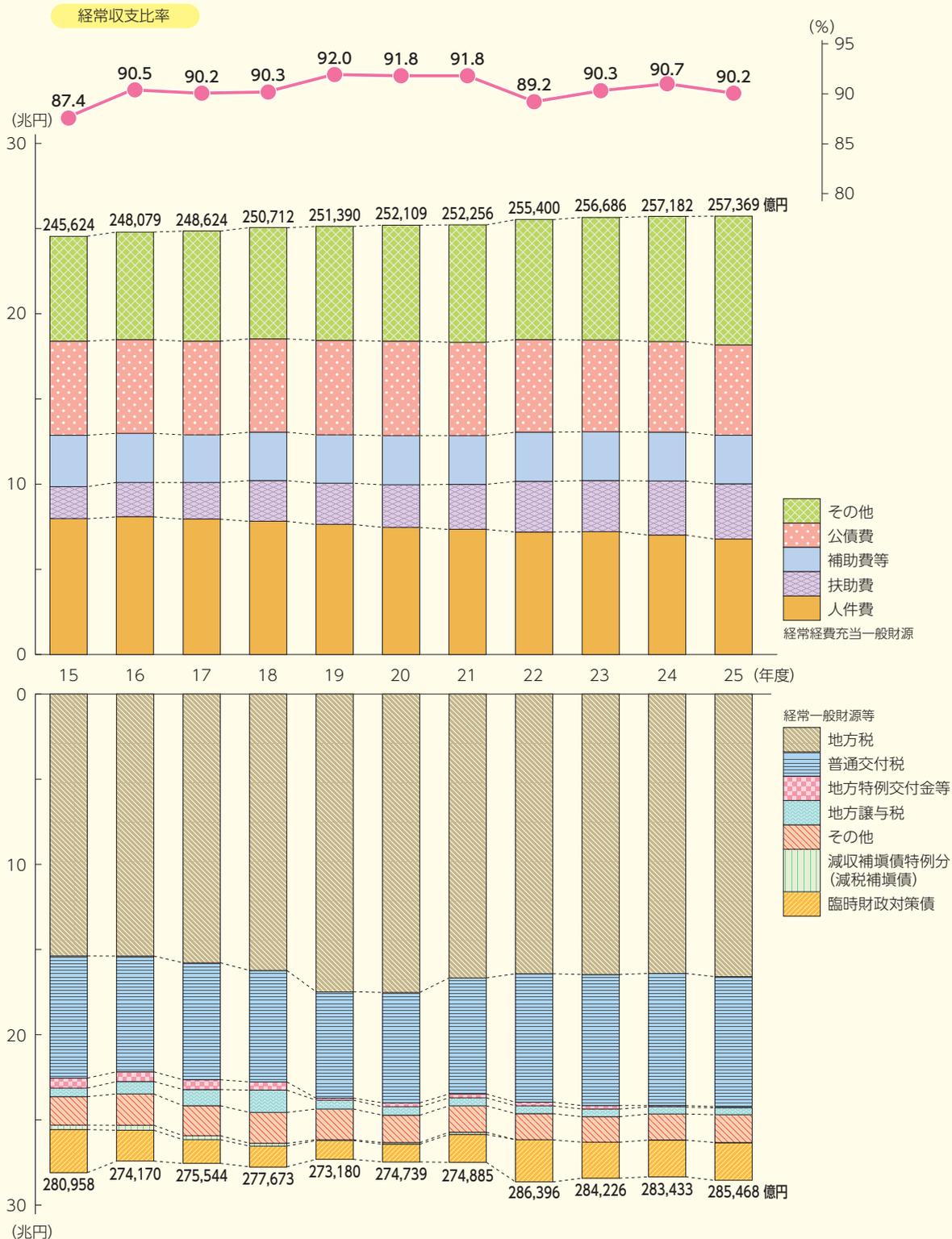
(注) 1 経常収支比率の計算式はその2、その3において同じ。  
 2 平成15年度から平成18年度の減収補填債特例分の額は減税補填債の額である。

第18図 経常収支比率を構成する分子及び分母の推移（その2 都道府県）



経常収支比率を団体種類別にみると、都道府県は前年度と比べると1.6ポイント低下の93.0%、市町村（特別区及び一部事務組合等を除く。以下この項において同じ。）は前年度と比べると0.5ポイント低下の90.2%となっている。

第18図 経常収支比率を構成する分子及び分母の推移（その3 市町村）



経常収支比率の段階別分布状況を見ると、第12表のとおりである。経常収支比率が80%以上の団体数は、都道府県においては47団体の全ての団体（前年度同数）、市町村においては全体の85.9%を占める1,476団体（同1,478団体）となっている。

第12表 経常収支比率の段階別分布状況

区 分	70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 100%未満	100%以上	合 計	
平成25年度	都道府県	—	—	4	43	—	47
	市町村	(—)	(—)	(8.5)	(91.5)	(—)	(100.0)
	合 計	37	206	942	515	19	1,719
平成24年度	都道府県	(2.2)	(12.0)	(54.8)	(30.0)	(1.1)	(100.0)
	市町村	37	206	946	558	19	1,766
	合 計	(2.1)	(11.7)	(53.6)	(31.6)	(1.1)	(100.0)
増 減	都道府県	—	—	3	43	1	47
	市町村	(—)	(—)	(6.4)	(91.5)	(2.1)	(100.0)
	合 計	51	190	884	569	25	1,719
増 減	都道府県	(3.0)	(11.1)	(51.4)	(33.1)	(1.5)	(100.0)
	市町村	51	190	887	612	26	1,766
	合 計	(2.9)	(10.8)	(50.2)	(34.7)	(1.5)	(100.0)
増 減	都道府県	—	—	1	—	△ 1	—
	市町村	△ 14	16	58	△ 54	△ 6	—
	合 計	△ 14	16	59	△ 54	△ 7	—

(注) ( ) 内の数値は、構成比である。

1 実質公債費比率及び公債費負担比率 [資料編：第8表]

地方債の元利償還金等の公債費は、義務的経費の中でも特に弾力性に乏しい経費であることから、財政構造の弾力性をみる場合、その動向には常に留意する必要がある。その公債費による負担度合いを判断するための指標として、実質公債費比率及び公債費負担比率が用いられている。

実質公債費比率は、地方債の元利償還金（繰上償還等を除く。）や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額から、これに充当された特定財源及び一般財源のうち普通交付税の算定において基準財政需要額に算入されたものを除いたものが、標準財政規模（普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された公債費等を除く。）に対し、どの程度の割合となっているかをみるものである。なお、実質公債費比率は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号。以下「地方公共団体財政健全化法」という。）において、健全化判断比率の一つとして位置付けられている。

平成25年度の実質公債費比率（全団体の加重平均）は、前年度と比べると0.4ポイント低下の10.9%となっている。

公債費負担比率は、公債費充当一般財源（地方債の元利償還金等の公債費に充当された一般財源）が一般財源総額に対し、どの程度の割合となっているかを示す指標であり、公債費がどの程度一般財源の用途の自由度を制約しているかをみることにより、財政構造の弾力性を判断するものである。

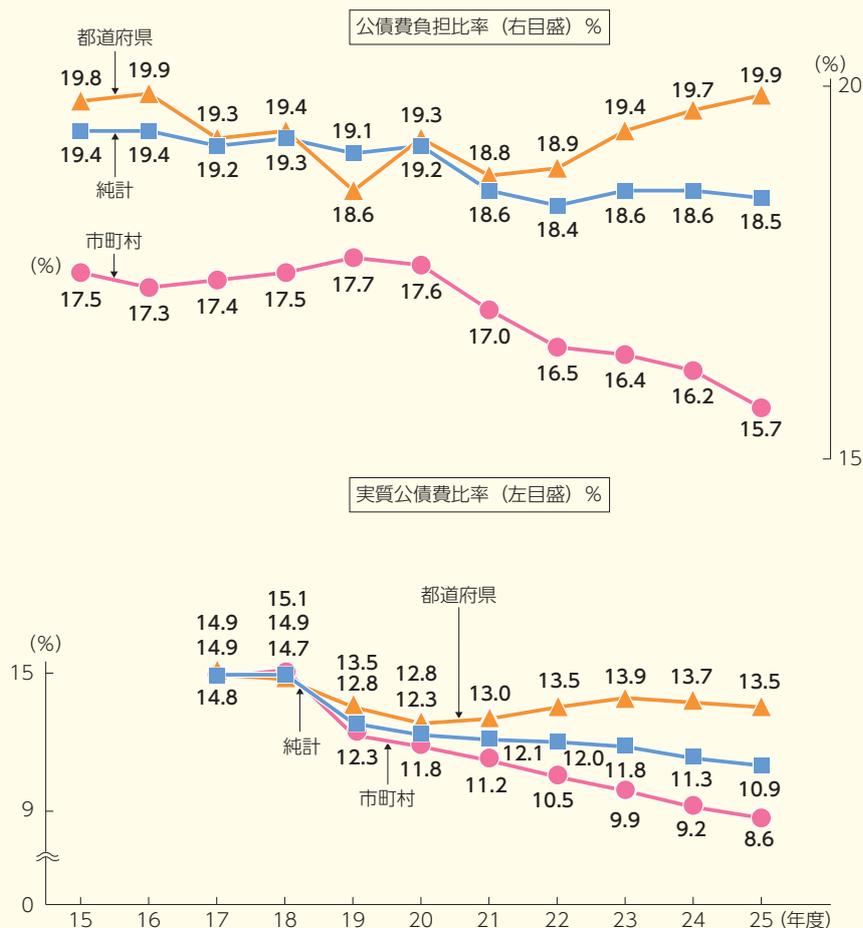
平成25年度の公債費負担比率（全団体の加重平均）は、前年度と比べると0.1ポイント低下の18.5%となっている。

近年の実質公債費比率及び公債費負担比率の推移は、第19図のとおりである。

実質公債費比率は、初めて算定された平成17年度以降低下している。

公債費負担比率は、平成3年度以降上昇し、15年度に19.4%に達した後、おおむね横ばいの傾向にあり、21年度に低下に転じた後、再び横ばいの傾向にある。

第19図 公債費負担比率及び実質公債費比率の推移



## (6) 将来の財政負担

地方公共団体の財政状況をみるには、単年度の収支状況のみでなく、地方債、債務負担行為等のように将来の財政負担となるものや、財政調整基金等の積立金のように年度間の財源調整を図り将来における弾力的な財政運営に資するために財源を留保するものの状況についても、併せて把握する必要がある。これらの状況は、次のとおりである。

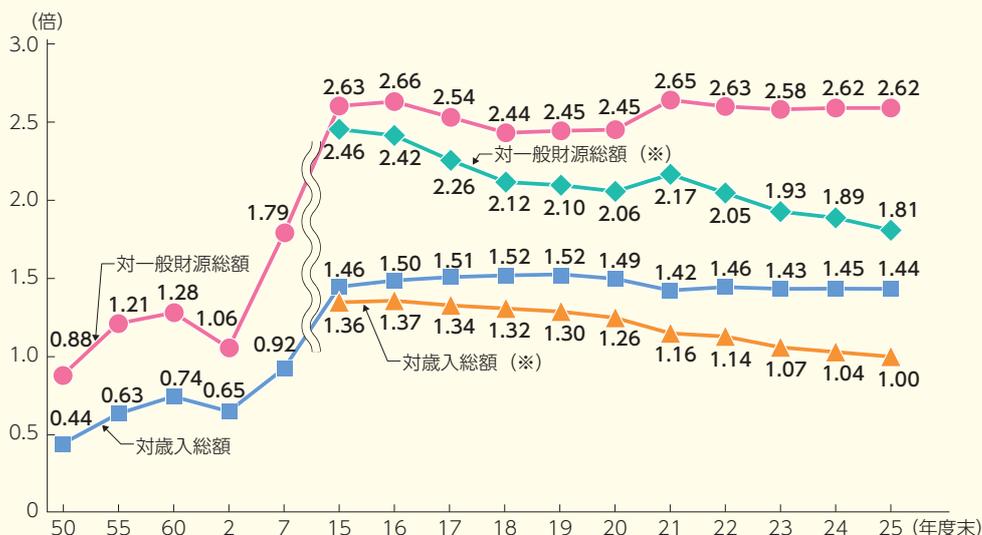
### ア 地方債現在高 [資料編：第100表]

平成25年度末における地方債現在高は145兆9,171億円で、前年度末と比べると0.8%増（前年度末1.0%増）となっている。また、平成25年度末における臨時財政対策債を除いた地方債現在高は100兆9,523億円で、前年度末と比べると3.0%減（前年度末2.9%減）となっている。

地方債現在高の歳入総額及び一般財源総額に対するそれぞれの割合の推移は、第20図のとおりである。

地方債現在高は、昭和50年度末では歳入総額の0.44倍、一般財源総額の0.88倍であったが、地方税収等の落込みや減税に伴う減収の補填、経済対策に伴う公共投資の追加等により地方債が急増したことに伴い、それぞれの割合は平成4年度末以降急増し、また、13年度からの臨時財政対策債の発行等があったことにより、依然として高い水準で推移している。平成25年度末では歳入総額の1.44倍、一般財源総額の2.62倍となっている。

第20図 地方債現在高の歳入総額等に対する割合の推移



(注) 地方債現在高は、特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を除いた額である。

(※) 臨時財政対策債を除いた地方債現在高の歳入総額等に対する割合である。

2

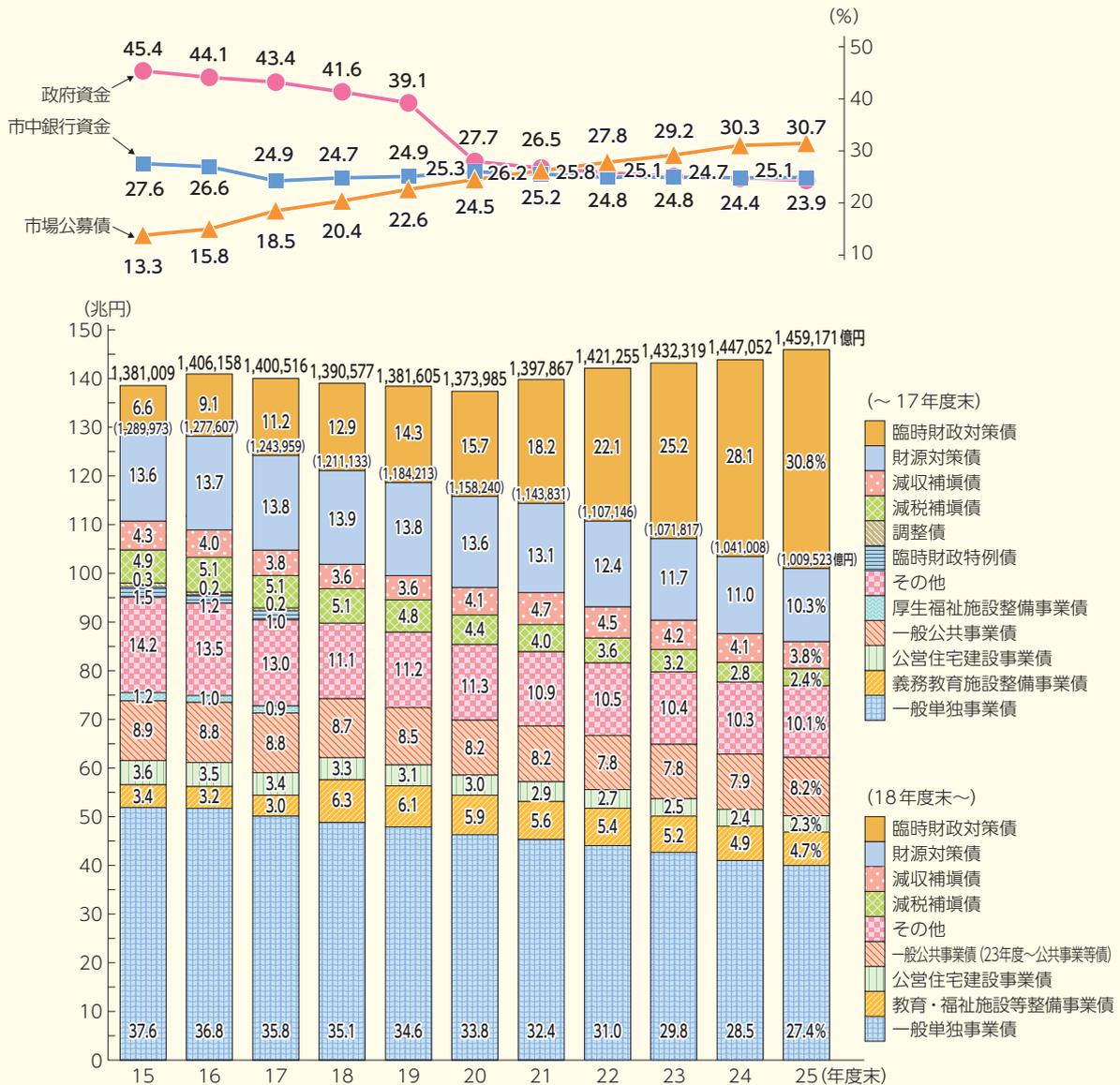
地方財政の概況

近年の地方債現在高の目的別構成比及び借入先別構成比の推移は、第21図のとおりである。地方債現在高の目的別構成比は、臨時財政対策債（30.8%）、一般単独事業債（27.4%）の順となっている。前年度末の割合と比べると、一般単独事業債が1.1ポイント低下する一方、臨時財政対策債が2.7ポイント上昇しており、平成13年度以降、臨時財政対策債の構成比が上昇の傾向にある。地方債現在高の借入先別の構成比は、市場公募債（30.7%）、市中銀行資金（25.1%）、政府資金（23.9%）の順となっている。前年度末の割合と比べると、近年の公的資金の縮減及び市場における地方債資金の調達への推進等に伴い、政府資金が0.5ポイント低下する一方、市場公募債は0.4ポイント上昇している。

地方債現在高を団体種類別にみると、都道府県においては89兆7,301億円、市町村においては56兆1,869億円で、前年度末と比べるとそれぞれ1.0%増（前年度末1.7%増）、0.5%増（同0.0%減）となっている。また、臨時財政対策債を除いた地方債現在高を団体種類別にみると、都道府県においては62兆3,489億円、市町村においては38兆6,034億円で、前年度末と比べるとそれぞれ3.2%減（前年度末2.4%減）、2.8%減（同3.6%減）となっている。

なお、地方財政状況調査においては、満期一括償還地方債の元金償還に充てるための減債基金への積立額は歳出の公債費に計上するとともに、地方債現在高から当該積立額相当分を控除する扱いとしているが、控除しない場合における地方債現在高は156兆8,487億円となっている。

第21図 地方債現在高の目的別構成比及び借入先別構成比の推移



(注) 1 地方債現在高は、特定資金公共投資事業債を除いた額である。  
 2 政府資金は、平成20～25年度は財政融資資金である。  
 3 財源対策債は、一般公共事業債又は公共事業等債に係る財源対策債等及び他の事業債に係る財源対策債の合計である。  
 4 地方債現在高には満期一括償還地方債の元金償還に充てるための減債基金への積立額相当分は含まれていない(第23図、第24図において同じ)。  
 5 ( )内の数値は、地方債現在高から臨時財政対策債を除いた額である。

1 債務負担行為額 [資料編：第101表]

地方公共団体は、将来の支出を約束するために、債務負担行為を行うことができる。

この債務負担行為は、数年度にわたる建設工事、土地の購入等の場合のように翌年度以降の経費支出が予定されているものと、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときに支出されるものとに大別することができる。

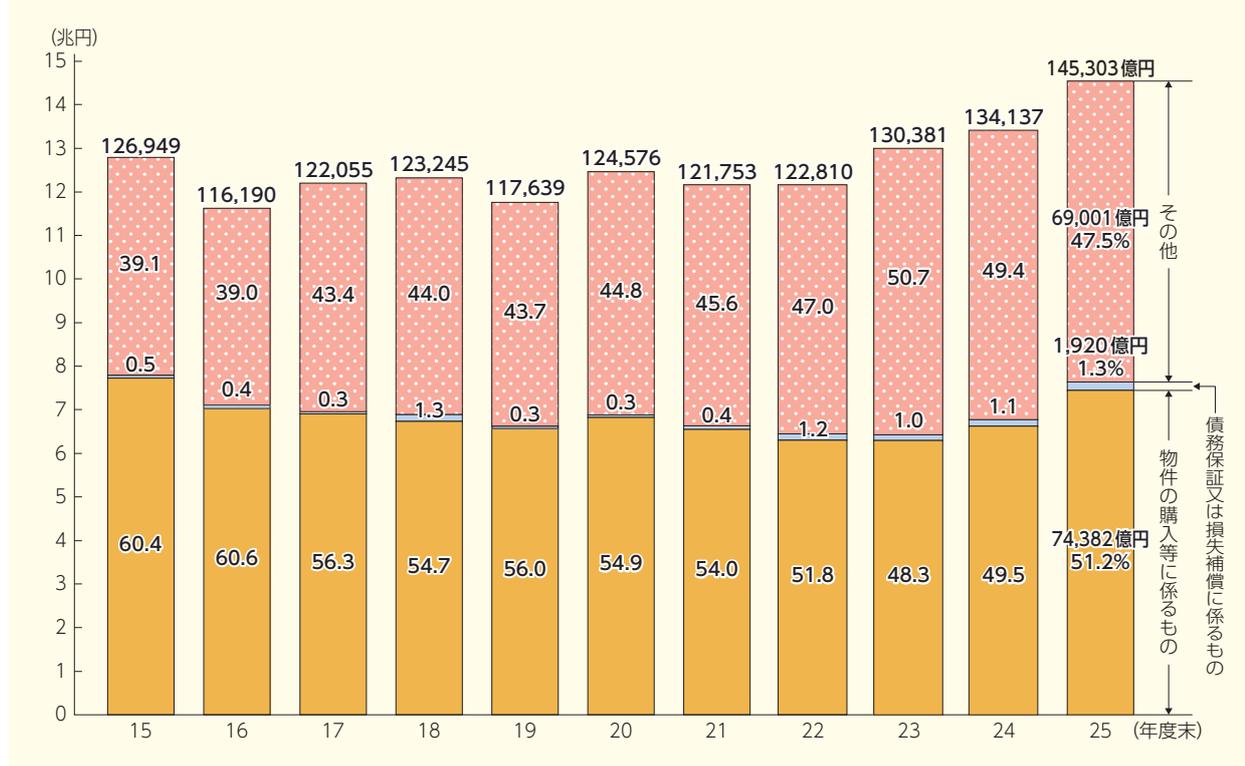
これらの債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額をみると、平成25年度末では14兆5,303億円で、前年度末と比べると8.3%増(前年度末2.9%増)となっている。

翌年度以降支出予定額を目的別にみると、第22図のとおりである。

翌年度以降支出予定額を団体種類別にみると、都道府県においては5兆4,839億円、市町村においては9兆464億円で、前年度末と比べるとそれぞれ2.3%増(前年度末4.0%減)、12.3%増(同8.1%増)となっている。

## 第1部 平成25年度の地方財政の状況

第22図 債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額の目的別構成比の推移



### 積立金現在高 [資料編：第102表]

地方公共団体の積立金現在高の状況は、第13表のとおりである。

平成25年度末における積立金現在高は22兆3,803億円で、前年度末と比べると6.4%増（前年度末7.3%増）となっている。

第13表 積立金現在高の状況

区分	平成25年度末			平成24年度末			増減率		
	都道府県	市町村	計	都道府県	市町村	計	都道府県	市町村	計
財政調整基金	億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	%	%
	12,878 (16.4)	54,540 (37.5)	67,417 (30.1)	11,081 (14.9)	50,316 (37.0)	61,396 (29.2)	16.2	8.4	9.8
減債基金	11,235 (14.3)	13,223 (9.1)	24,458 (10.9)	10,407 (14.0)	12,779 (9.4)	23,186 (11.0)	8.0	3.5	5.5
	54,373 (69.3)	77,555 (53.4)	131,928 (59.0)	52,752 (71.1)	72,960 (53.6)	125,712 (59.8)	3.1	6.3	4.9
合計	78,486 (100.0)	145,317 (100.0)	223,803 (100.0)	74,239 (100.0)	136,055 (100.0)	210,294 (100.0)	5.7	6.8	6.4

(注) 1 ( ) 内の数値は、構成比である。  
2 積立金現在高には満期一括償還地方債の元金償還に充てるための減債基金への積立額は含まれていない（第23図において同じ）。

積立金現在高の内訳をみると、年度間の財源調整を行うために積み立てられている財政調整基金は前年度末と比べると9.8%増（前年度末9.6%増）となっている。地方債の将来の償還費に充てるために積み立てられている減債基金（満期一括償還地方債に係るものを除く。）は前年度末と比べると5.5%増（同

0.6%増)となっている。将来の特定の財政需要に備えて積み立てられているその他特定目的基金は前年度末と比べると4.9%増(同7.6%増)となっている。

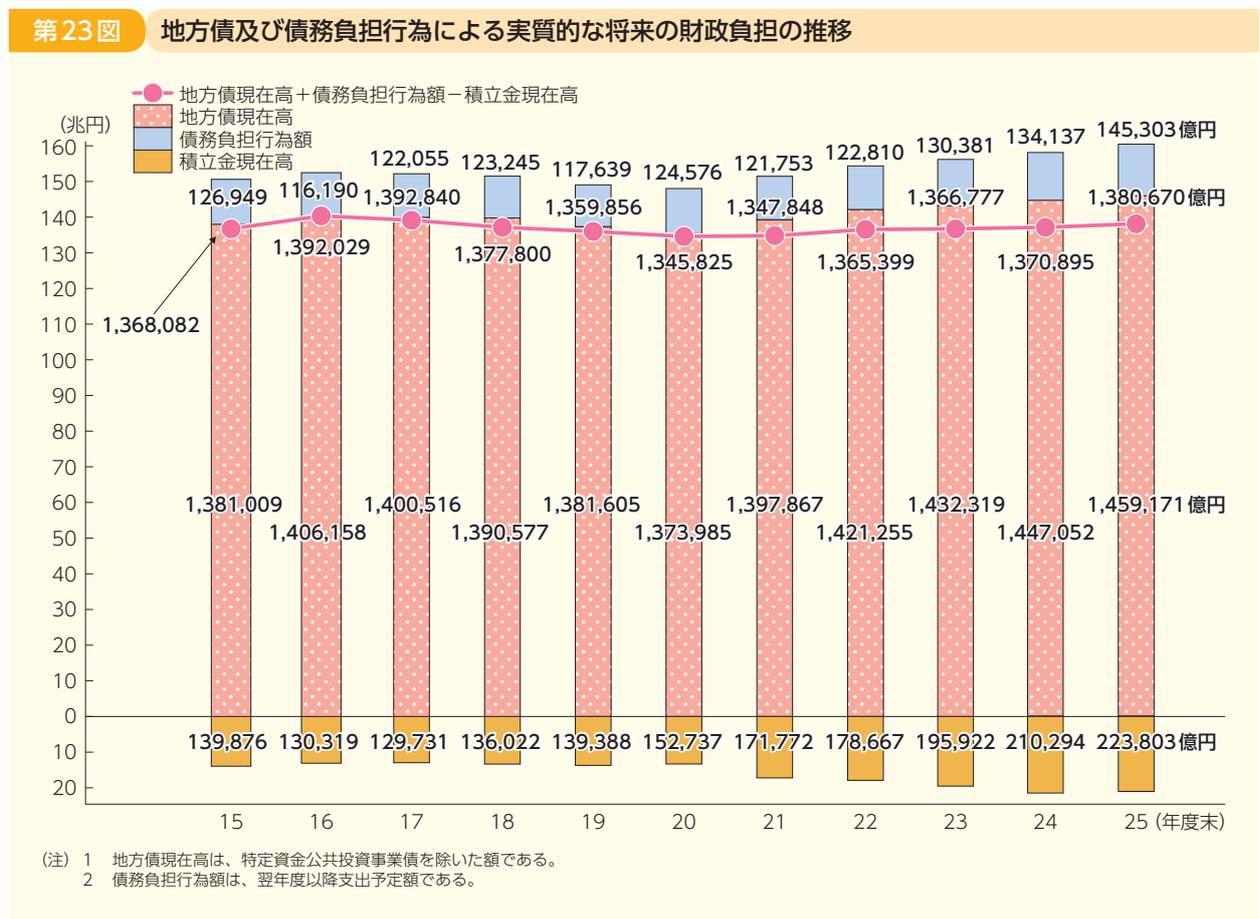
積立金現在高を団体種類別にみると、都道府県においては7兆8,486億円、市町村においては14兆5,317億円で、前年度末と比べるとそれぞれ5.7%増(前年度末3.1%減)、6.8%増(同14.1%増)となっている。

**エ 地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担 [資料編：第100表～第102表]**

地方債現在高に債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額を加え、積立金現在高を差し引いた地方公共団体の地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の推移は、第23図のとおりである。

平成25年度末における地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担は138兆670億円で、前年度末と比べると0.7%増(前年度末0.3%増)となっている。

団体種類別にみると、都道府県においては87兆3,654億円、市町村においては50兆7,016億円で、前年度末と比べるとそれぞれ0.7%増(前年度末1.8%増)、0.7%増(同2.1%減)となっている。



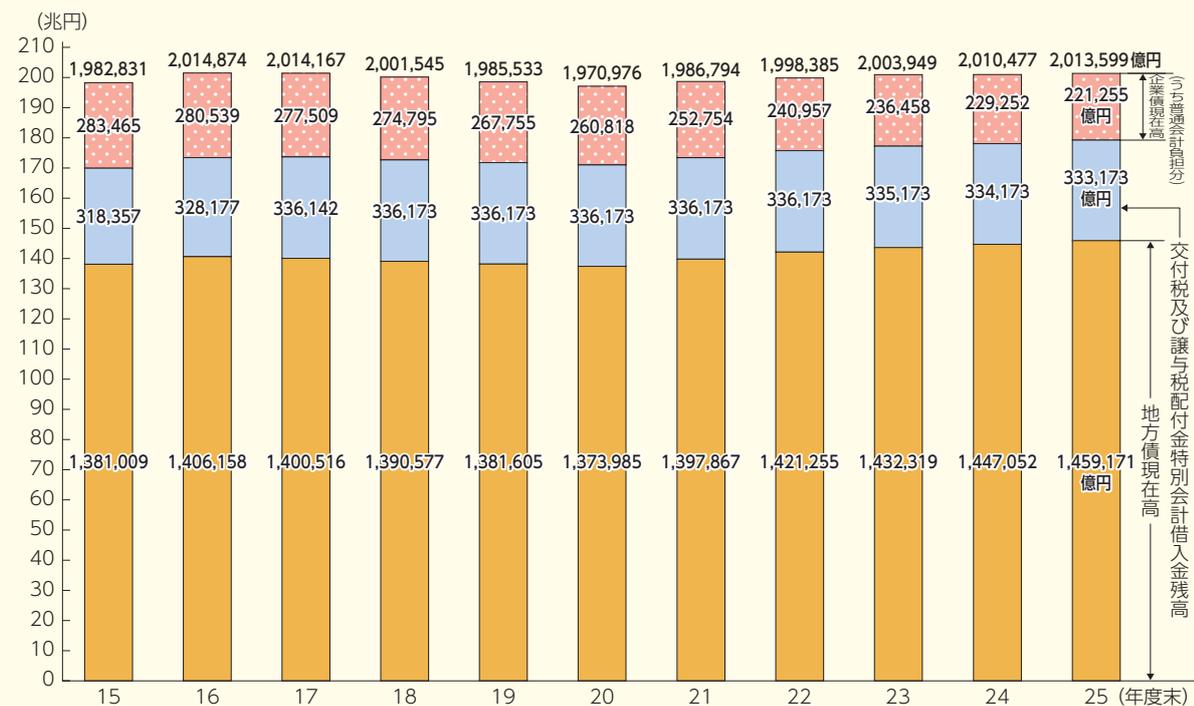
**オ 普通会計が負担すべき借入金残高 [資料編：第100表]**

普通会計が将来にわたって負担すべき借入金という観点からは、地方債現在高のほか、交付税及び譲与税配付金特別会計(以下「交付税特別会計」という。)借入金及び地方公営企業において償還する企業債のうち、経費負担区分の原則等に基づき、普通会計がその償還財源を負担するものについても併せて考慮する必要がある。

この観点から、交付税特別会計借入金残高と企業債現在高のうち普通会計が負担することとなるものを地方債現在高に加えた普通会計が負担すべき借入金残高の推移をみると、第24図のとおりである。

これをみると、平成25年度末には、普通会計が負担すべき借入金残高は201兆3,599億円で、前年度末と比べると0.2%増(前年度末0.3%増)となっている。

第24図 普通会計が負担すべき借入金残高の推移



(注) 1 地方債現在高は、特定資金公共投資事業債を除いた額である。  
 2 企業債現在高 (うち普通会計負担分) は、決算統計をベースとした推計値である。

また、その内訳は、地方債現在高が145兆9,171億円、交付税特別会計借入金残高が33兆3,173億円、企業債現在高のうち普通会計が負担することとなるものが22兆1,255億円で、前年度末と比べるとそれぞれ0.8%増 (前年度末1.0%増)、3.5%減 (同0.3%減)、1.5%減 (同3.0%減) となっている。

## (7) 決算の背景

### ア 平成25年度の経済見通しと国の予算

#### (ア) 経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成25年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成25年1月28日に閣議了解、25年2月28日に閣議決定された。その主な内容は、以下のとおりである。

##### a 平成24年度の経済動向

平成24年度の我が国経済は、東日本大震災からの復興需要や政策効果の発現等により、夏場にかけて回復に向けた動きが見られた。しかしその後、世界経済の減速等を背景として輸出や生産が減少するなど、景気は弱い動きとなり、底割れが懸念される状況となった。

こうした状況に対し、政府は、平成25年1月に「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を策定した。本対策による政策効果に加え、世界経済の緩やかな持ち直しが期待されることから、我が国経済は緩やかに回復していくと見込まれる。

物価の動向を見ると、緩やかなデフレ状況が続いている。消費者物価は4年連続の下落となる。

平成24年度の国内総生産の実質成長率は、復興需要による景気の下支え等があったものの、夏以降の世界経済の減速等により外需が減少したことから、1.0%程度と見込まれる。また、名目成長率は0.3%程度と見込まれる。

##### b 平成25年度の経済財政運営の基本的態度

日本経済再生に向けて、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」により、長引く円高・デフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡大を目指す。

このための取組の第一弾として取りまとめた緊急経済対策を速やかに実施し、景気の底割れを回避し、持続的成長を生み出す成長戦略につなげる。

(財政政策)

機動的・弾力的な経済財政運営を行い、景気の底割れを回避する。このため、いわゆる「15ヶ月予算」の考え方で、緊急経済対策を実行するための平成24年度補正予算（平成25年1月15日概算閣議決定）と平成25年度予算（平成25年1月29日概算閣議決定）を合わせ、景気の下支えを行いつつ、切れ目のない経済対策を実行する。平成25年度予算については、財政状況の悪化を防ぐため、歳出の無駄を最大限縮減しつつ、中身を大胆に重点化する。その際、東日本大震災からの復興の加速はもとより、持続的成長に貢献する分野や日本を支える将来性のある分野に重点を置く。

2015年度までに国・地方のプライマリーバランスの赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、2020年度までに国・地方のプライマリーバランスを黒字化するとの方針を掲げ、財政健全化目標を実現する必要がある。このため、平成25年度予算についても、財政健全化目標を踏まえたものとするとともに、国債に対する信認を確保するため、公債発行額をできる限り抑制し、中長期的に持続可能な財政構造を目指す。

#### c 平成25年度の経済見通し

平成25年度の我が国経済は、世界経済の緩やかな回復が期待される中で、「平成25年度の経済財政運営の基本的態度」に示された施策の推進等により、着実な需要の発現と雇用創出が見込まれ、国内需要主導で回復が進む。

物価については、消費者物価上昇率は0.5%程度になると見込まれる。GDPデフレーターはプラスになると見込まれる。完全失業率は、雇用者数が増加することから低下することが見込まれる。

こうした結果、平成25年度の国内総生産の実質成長率は2.5%程度（名目成長率は2.7%程度）になると見込まれる。

なお、先行きのリスクとしては、欧州の政府債務問題等、海外経済を巡る不確実性、為替市場の動向、電力供給の制約等があることに留意する必要がある。

#### (イ) 国の予算

政府は、「平成25年度予算編成の基本方針」（平成25年1月24日閣議決定）及び「平成25年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」に基づいて平成25年1月29日、平成25年度予算政府案を閣議決定した。

平成25年度予算は、以下のような基本的考え方により編成された。

#### a 平成25年度予算編成の基本的な考え方

##### (a) 緊急経済対策との一体的な編成

平成25年度予算は、緊急経済対策に基づく大型補正予算と一体的なものとして、いわゆる「15ヶ月予算」として編成する。

これにより、切れ目のない経済対策を実行し、景気の底割れの回避とデフレからの早期脱却及び成長力の強化を図る。

##### (b) 経済再生の実現に向けた効果的・効率的な予算編成

景気の底割れを防ぎ、デフレから脱却するには、平成25年度予算の速やかな編成が必要である。編成に当たっては、平成24年12月26日、27日の内閣総理大臣指示に従って、財政状況の悪化を防ぐため、歳出の無駄を最大限縮減しつつ、中身を大胆に重点化する。

その際、東日本大震災からの復興の加速はもとより、持続的成長に貢献する分野や日本を支える将来性のある分野に重点を置く。

##### (c) 財政に対する信認の確保

財政赤字が拡大を続け、債務残高が増大した場合、国債費の増加による政策の自由度の低下、世代間の不公平の拡大など、様々な要因を通じて、経済、財政、国民生活に重大な影響を与えかね

い。

したがって、2015年度までに国・地方のプライマリーバランスの赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、2020年度までに国・地方のプライマリーバランスを黒字化するとの方針を踏まえたものとする。平成25年度予算についても、上記の内閣総理大臣指示に沿って、財政健全化目標を踏まえたものとする。また、国債に対する信認を確保するため、公債発行額をできる限り抑制し、中長期的に持続可能な財政構造を目指す。

財政健全化と日本経済再生の双方を実現する道筋については、今後、経済財政諮問会議において検討を進める。

### b 予算の重点化についての基本的な考え方

平成25年度予算においては、「復興・防災対策」、「成長による富の創出」、「暮らしの安心・地域活性化」の3分野に重点化するとの方針に基づいて、日本経済再生の実現に向けた取組に重点的な配分を行う。

また、過年度の予算に計上された項目であっても聖域化することなく、必要性等につき、内容を十分に精査する。

#### (a) 復興・防災対策

被災地の復興の加速を最優先として、加速策を具体化し、各種制度等への被災地からの批判、要望に真摯に耳を傾け、きめ細やかな復興施策を実施するとともに、福島再生のため原子力災害等からの迅速な再生を推進する。

#### (b) 成長による富の創出

「成長による富の創出」を実現していくため、規制改革や金融・税制面の措置等により民間の潜在力を最大限発揮しつつ、民間投資の喚起を図るための施策や低炭素社会の創出等に資する省エネルギー・再生可能エネルギー等の導入、研究開発、イノベーションの基盤強化、資源・海洋開発などを推進する。

#### (c) 暮らしの安心・地域活性化

安全・安心な生活空間と環境を整備するとともに、国民の暮らしと命を守るための能力を強化し安心を確保する。さらに台風等の災害からの復旧等を行う。

社会保障制度の持続可能性を確保するとともに、社会的に弱い立場にある人たちが社会で活躍できる環境を整備する。

平成25年度予算は、以上のような方針により編成され、平成25年2月28日に国会に提出され、5月15日に成立した。

これによると、平成25年度の一般会計予算の規模は92兆6,115億円で、前年度当初予算と比べると2兆2,776億円増加（2.5%増）となっており、基礎的財政収支対象経費は70兆3,700億円で、前年度当初予算と比べると1兆9,803億円増加（2.9%増）となった。なお、公債の発行予定額は42兆8,510億円で、前年度当初発行予定額と比べると1兆3,930億円減少（3.1%減）となっており、公債依存度は46.3%となった。

また、東日本大震災復興特別会計予算の規模は4兆3,840億円となった。歳入については、復興特別税1兆2,240億円、一般会計からの繰入1兆2,462億円、復興債1兆9,026億円等となっている。歳出については、東日本大震災復興経費3兆7,178億円、復興加速化・福島再生予備費6,000億円等となっている。主な東日本大震災復興経費として、災害救助関係経費837億円、災害廃棄物処理事業費1,266億円、復興関係公共事業等8,793億円、災害関連融資関係経費963億円、東日本大震災復興交付金5,918億円、除染や汚染廃棄物処理等の原子力災害復興関係経費7,094億円等にあわせて、震災復興特別交付税の財源として地方交付税交付金6,053億円が計上された。

なお、財政投融資計画の規模は18兆3,896億円で、前年度計画額と比べると7,414億円増加（4.2%増）となった。

## 1 地方財政計画

平成25年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、経費全般について徹底した節減合理化に努める一方、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行うとともに、給与関係経費について国家公務員の給与減額支給措置と同様の削減を行うことと併せて、防災・減災事業や地域の活性化等の緊急課題に対応するために必要な経費を計上するほか、歳入面においては、地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、平成24年度地方財政計画と同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講じることとした。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとした。

以上を踏まえ、次の方針に基づき平成25年度地方公共団体の歳入歳出総額の見込額を策定した。

### (ア) 通常収支分

- a 地方税制については、平成25年度税制改正では、日本経済再生に向けた緊急経済対策関連の税制措置や金融所得課税の一体化等の措置を講じるとともに、個人住民税における住宅ローン控除の延長・拡充、東日本大震災からの復興を支援するための税制上の措置等を講じる。
- b 地方財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じる。
  - (a) 財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発、別枠加算、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により対処することとした残余については、平成23年度に講じた平成25年度までの制度改正に基づき、国と地方が折半して補填することとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、「地方財政法」第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補填措置を講じる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度の地方交付税の基準財政需要額に算入する。
  - (b) これに基づき、平成25年度の財源不足見込額13兆2,808億円については、次により補填する。
    - ① 地方交付税については、国の一般会計加算により5兆4,176億円（うち「地方交付税法」(昭和25年法律第211号)附則第4条の2第2項の加算額2,150億円、同条第3項の加算額5,581億円、平成22年12月22日付け総務・財務両大臣覚書第3項(2)に定める平成25年度における「乖離是正分加算額」500億円、地方の財源不足の状況を踏まえた別枠の加算額9,900億円及び臨時財政対策特例加算額3兆6,045億円）増額する。
 

また、交付税特別会計剰余金2,000億円を活用するとともに、「地方公共団体金融機構法」(平成19年法律第64号)附則第14条の規定により財政投融资特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金6,500億円を財政投融资特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。
    - ② 「地方財政法」第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を6兆2,132億円発行する。
    - ③ 建設地方債（財源対策債）を8,000億円増発する。
  - (c) 上記の結果、平成25年度の地方交付税については、17兆624億円（前年度比3,921億円、2.2%減）を確保する。
  - (d) 交付税特別会計の借入金については、「特別会計に関する法律」(平成19年法律第23号)附則第4条第1項に基づき、1,000億円の償還を実施する。
  - (e) なお、平成4年度までの国庫補助負担率の引下げ措置（投資的経費）に伴い一般会計から交付税特別会計に繰入れを予定していた額等172億円については、法律の定めるところにより平成31年度以降の地方交付税の総額に加算する。
- c 地方債については、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が防災・減災対策の強化や地域の活性化への取組を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。

## 第1部 平成25年度の地方財政の状況

- d 地域経済の基盤強化や雇用創出を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。
- (a) 「公務員の給与改定に関する取扱いについて」において、「平成25年度における地方公務員の給与については、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請する」こととされたことを踏まえ、平成25年7月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提とした給与関係経費の削減を行う。
- これに併せて、防災・減災事業や地域の活性化等の緊急の課題に対処する観点から、給与削減額に見合った事業費を計上することとし、通常収支分において特別枠「給与の臨時特例対応分」を創設し、緊急防災・減災事業費(4,550億円)及び地域の元気づくり事業費(3,000億円)を合算した7,550億円を計上するとともに、東日本大震災分(全国防災事業)の投資的経費(直轄・補助)の地方負担分として973億円を計上する。
- (b) 投資的経費に係る地方単独事業費については、国の公共投資関係費や平成24年度までの緊急防災・減災事業の地方負担分の取扱いを勘案しつつ、前年度に比し3.1%減額することとする一方で、引き続き地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。
- (c) 一般行政経費に係る地方単独事業費については、地方公共団体における行政改革の状況等を踏まえ行政経費の縮減を行う一方、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。
- (d) 消防力の充実、防災・減災対策等の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策を推進する。
- (e) 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。
- e 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し、所要の繰出しを行うこととする。
- f 地方行財政運営の合理化を図ることとし、職員数の純減、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

### (イ) 東日本大震災分

- a 復旧・復興事業
- (a) 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、以下に掲げる地方負担分等の全額を措置するため、6,198億円を確保する。
- ① 直轄・補助事業に係る地方負担分4,083億円
  - ② 地方単独事業分1,220億円
  - ③ 税制上の臨時的特例措置等に伴う減収分895億円
- (b) 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。
- (c) 直轄事業負担金及び補助事業費、「地方自治法」(昭和22年法律第67号)に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業費及び「地方税法」(昭和25年法律第226号)等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要の事業費を計上する。
- b 全国防災事業
- (a) 地方税の臨時的な税制上の措置(平成25年度から平成35年度)による地方税の収入見込額として123億円を計上するとともに、一般財源充当分として130億円を計上する。
- (b) 地方債については、全国防災事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金

で確保する。

- (c) 国の全国防災対策費に係る直轄事業負担金及び補助事業費等について、所要の事業費を計上する。

以上のような方針に基づいて策定した平成25年度の地方財政計画の規模は、通常収支分は81兆9,154億円で、前年度と比べると507億円増加(0.1%増)となり、東日本大震災分は、復旧・復興事業が2兆3,347億円で、前年度と比べると5,559億円増加(31.3%増)、全国防災事業が2,031億円で、前年度と比べると4,298億円減少(67.9%減)となった。

通常収支分についてみると、歳入では、地方税は34兆175億円で、前年度と比べると3,606億円増加(1.1%増)(道府県税0.3%増、市町村税1.6%増)、地方譲与税は2兆3,470億円で、前年度と比べると855億円増加(3.8%増)、地方特例交付金は1,255億円で、前年度と比べると20億円減少(1.6%減)、地方交付税は17兆624億円で、前年度と比べると3,921億円減少(2.2%減)、国庫支出金は11兆8,503億円で、前年度と比べると899億円増加(0.8%増)、地方債(普通会計分)は11兆1,517億円で、前年度と比べると137億円減少(0.1%減)となった。

歳出では、給与関係経費は19兆7,479億円で、前年度と比べると1兆2,281億円減少(5.9%減)となった。なお、地方財政計画における職員数については、12,843人の純減としている。一般行政経費は31兆8,257億円で、前年度と比べると6,851億円増加(2.2%増)となり、このうち一般行政経費にかかる地方単独事業費は13兆9,993億円で、前年度と比べると1,898億円増加(1.4%増)となった。公債費は13兆1,078億円で、前年度と比べると288億円増加(0.2%増)、投資的経費は10兆6,698億円で、前年度と比べると2,286億円減少(2.1%減)となった。なお、投資的経費に係る地方単独事業費は5兆30億円で、前年度と比べると1,600億円減少(3.1%減)となった。

東日本大震災分(復旧・復興事業)についてみると、歳入では、震災復興特別交付税は6,198億円で、前年度と比べると657億円減少(9.6%減)、国庫支出金は1兆6,895億円で、前年度と比べると6,123億円増加(56.8%増)などとなった。歳出では、一般行政経費は6,829億円で、前年度と比べると2,667億円減少(28.1%減)、投資的経費は1兆6,255億円で、前年度と比べると8,164億円増加(100.9%増)などとなった。

東日本大震災分(全国防災事業)についてみると、歳入では国庫支出金は800億円で、前年度と比べると1,259億円減少(61.1%減)、地方債は973億円で、前年度と比べると3,200億円減少(76.7%減)などとなった。歳出では公債費は258億円で、前年度と比べると228億円増加(760.0%増)、投資的経費は1,773億円で、前年度と比べると3,970億円減少(69.1%減)などとなった。

また、平成25年度の地方債計画の規模は、通常収支分が13兆3,708億円(普通会計分11兆1,517億円、公営企業会計等分2兆2,191億円)で、前年度と比べると1,688億円減少(1.2%減)となった。東日本大震災分は、復旧・復興事業が2,197億円(普通会計分233億円、一般会計債に係る特定被災地方公共団体借換債280億円、公営企業会計等分1,684億円)で、前年度と比べると1,838億円増加(512.0%増)となり、全国防災事業が973億円(普通会計分)で、前年度と比べると3,573億円減少(78.6%減)となった。

## 財政運営の経過

### (ア) 平成25年度補正予算(第1号)

平成25年度補正予算(第1号)は、平成25年12月12日に閣議決定、平成26年1月24日に第186回国会に提出され、2月6日に成立した。

この補正予算においては、歳出面で、「好循環実現のための経済対策」(平成25年12月5日閣議決定)に沿って、競争力強化策関連経費1兆3,980億円、女性・若者・高齢者・障害者向け施策関連経費3,005億円、防災・安全対策の加速関連経費1兆1,958億円等を追加計上するほか、既定経費の減額1兆5,334億円の修正減少額が計上された。また、歳入面で、税収2兆2,580億円、税外収入3,659億円、前年度剰余金受入9,108億円等が追加計上された。

## 第1部 平成25年度の地方財政の状況

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成25年度当初予算に対し、5兆4,654億円増加し、98兆770億円となった。

### (イ) 平成25年度補正予算(第1号)に係る財政措置等

#### a 通常収支分

この補正予算においては、国税の増収見込み等に伴い地方交付税の増が見込まれるとともに、歳出の追加に伴う地方負担が生じること等から、以下のとおり財政措置を講じた。

##### (a) 地方交付税

この補正予算において、「地方交付税法」第6条第2項の規定に基づき増額される平成25年度分の地方交付税の額1兆1,608億円(平成24年度精算分4,176億円、平成25年度国税五税の自然増に伴うもの7,432億円)については、平成25年度において普通交付税の調整額の復活に要する額259億円を交付することとしたうえで、残余の額1兆1,349億円について平成26年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付する措置を講じる。

##### (b) 追加の財政需要

① この補正予算により平成25年度に追加される投資的経費に係る地方負担額については、原則として、地方負担額の100%まで地方債を充当できることとし、後年度における元利償還金の50%(当初における地方負担額に対する算入率が50%を超えるものについては当初の算入率)を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余については、原則として、単位費用により措置する。

② 地方債の対象とならない経費については、地方財政計画に計上された追加財政需要額(4,700億円)の一部により対応する。

##### (c) がんばる地域交付金(地域活性化・効果実感臨時交付金)

経済対策において、アベノミクス効果の全国への波及が求められる中で、景気回復が波及していない財政力の弱い市町村が行う地域活性化に向けた事業に対して、「がんばる地域交付金(地域活性化・効果実感臨時交付金)」を交付することとされている。

がんばる地域交付金の総額は、870億円とされており、各市町村への交付限度額は、この補正予算に計上された公共事業等の地方負担額等に応じて算定される。

がんばる地域交付金の充当対象は、各市町村が策定するがんばる地域交付金に係る実施計画に掲載された事業のうち、地方単独事業の所要経費、国庫補助事業(法令に国の補助負担割合が規定されていないものに限る。)の地方負担分としており、各市町村の申請に基づいて、交付限度額を上限として交付額が決定される。

#### b 東日本大震災分

東日本大震災に係る復旧・復興事業や全国防災事業に係る地方負担額については、以下のとおり財政措置を講じた。

##### (a) 復旧・復興事業

① 東日本大震災復興交付金事業等(公営住宅建設事業を除く。)に必要な経費に係る地方負担額については、震災復興特別交付税により全額を措置する。

② 上記①以外の事業(公営住宅建設事業及び災害援護貸付金を受けて実施する事業)に係る地方負担額については、通常どおりの扱いとする。

##### (b) 全国防災事業

防災対策推進学校施設環境改善交付金事業に係る地方負担額については、その100%まで地方債(全国防災事業)を充当できることとし、後年度における元利償還金の80%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

以上に掲げる措置を講じる等のための「地方交付税法の一部を改正する法律」が平成26年2月17日に成立した(平成26年法律第2号)。

### 3 地方財源の状況

平成25年度における租税収入及び租税負担の状況並びに地方歳入の状況は、次のとおりである。

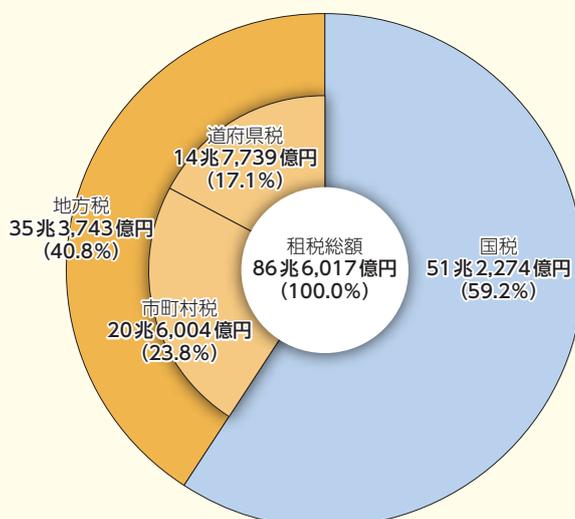
#### (1) 租税収入及び租税負担率 [資料編：第17表～第19表]

国税と地方税を合わせ租税として徴収された額は86兆6,017億円であり、前年度と比べると6.2%増(前年度2.7%増)となっている。

国民所得に対する租税総額の割合である租税負担率をみると、平成25年度においては前年度と比べると0.7ポイント上昇の23.9%となっている。なお、主な諸外国の租税負担率をみると、アメリカ23.3%(2011暦年計数)、英国36.7%(同)、ドイツ29.5%(同)、フランス37.0%(同)となっている。

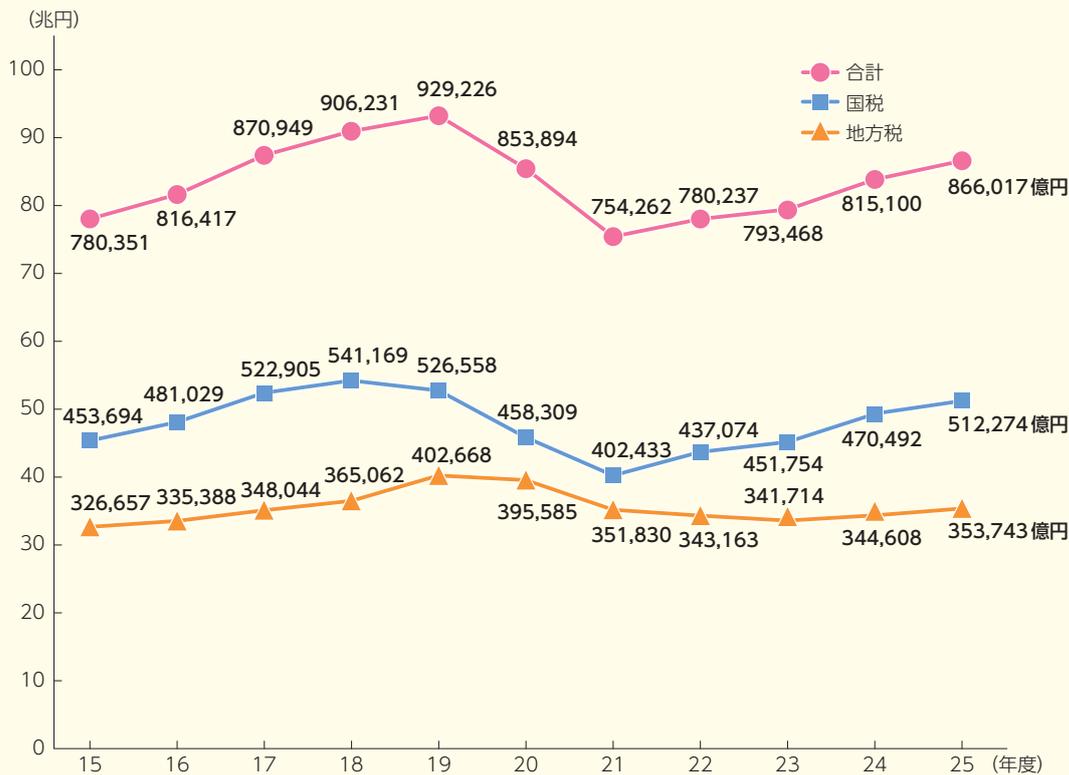
次に、租税を国税と地方税の別でみると、国税51兆2,274億円(対前年比8.9%増)、地方税35兆3,743億円(同2.7%増)となっている。租税総額に占める国税と地方税の割合は、第25図のとおりであり、国税59.2%(前年度57.7%)、地方税40.8%(同42.3%)となっている。また、地方交付税、地方譲与税及び地方特例交付金を国から地方へ交付した後の租税の実質的な配分割合は国35.7%(同32.3%)、地方64.3%(同67.7%)となっている。なお、国税と地方税の推移は、第26図のとおりである。

第25図 国税と地方税の状況



(注) 東京都が徴収した市町村税相当額は、市町村税に含み、道府県税に含まない。

第26図 国税と地方税の推移



## (2) 地方歳入

### ア 地方税 [資料編：第12表～第15表]

地方税の決算額は35兆3,743億円で、前年度と比べると2.7%増（前年度0.8%増）となっている。

地方税収入額の58.3%を占める住民税、事業税及び地方消費税の収入状況は、**第14表**のとおりである。

住民税は、個人分が12兆26億円（対前年度比3.3%増）、法人分が2兆9,977億円（同1.2%増）、利子割が1,149億円（同0.1%減）となったことにより、全体として15兆1,152億円（同2.8%増）となっている。事業税は、その大部分を占める法人事業税が2兆6,739億円（同13.6%増）となったこと等により、全体として2兆8,552億円（同12.8%増）となっている。地方消費税は、2兆6,496億円で、前年度と比べると3.9%増となっている。なお、法人関係二税（住民税の法人分及び法人事業税）は5兆6,715億円で、前年度と比べると6.7%増となっている。

また、地方税総額に占める割合をみると、住民税の構成比は前年度（42.7%）と比べると0.0ポイント上昇の42.7%、事業税の構成比は前年度（7.3%）と比べると0.8ポイント上昇の8.1%、地方消費税の構成比は前年度（7.4%）と比べると0.1ポイント上昇の7.5%となっている。なお、法人関係二税の構成比は、前年度（15.4%）と比べると0.6ポイント上昇の16.0%となっている。

地方税の収入状況を団体種類別にみると、都道府県が16兆8,092億円で、前年度と比べると4.3%増（前年度2.4%増）となっており、市町村は18兆5,651億円で、前年度と比べると1.2%増（同0.5%減）となっている。

また、歳入総額に占める割合は、都道府県が32.6%（前年度31.6%）、市町村が32.6%（同32.7%）となっており、全国平均（35.0%）より低い団体数は、全体の74.8%を占める1,338団体となっている。

地方税収（地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税、法定外目的税、歳出還付及び利子割還付を除いたもの。また、地方消費税清算後の数値。）について、全国平均を100として、都道府県

第14表 住民税、事業税及び地方消費税の収入状況

区 分	収 入 額		増 減 率	
	平成25年度	平成24年度	25年度	24年度
	億円	億円	%	%
住 民 税	151,152	146,996	2.8	4.2
個 人 分	120,026	116,239	3.3	3.9
法 人 分	29,977	29,607	1.2	5.9
利 子 割	1,149	1,151	△0.1	△9.1
事 業 税	28,552	25,313	12.8	4.6
個 人 分	1,813	1,776	2.1	△0.9
法 人 分	26,739	23,537	13.6	5.1
地 方 消 費 税	26,496	25,511	3.9	0.0
地 方 税 合 計	353,743	344,608	2.7	0.8

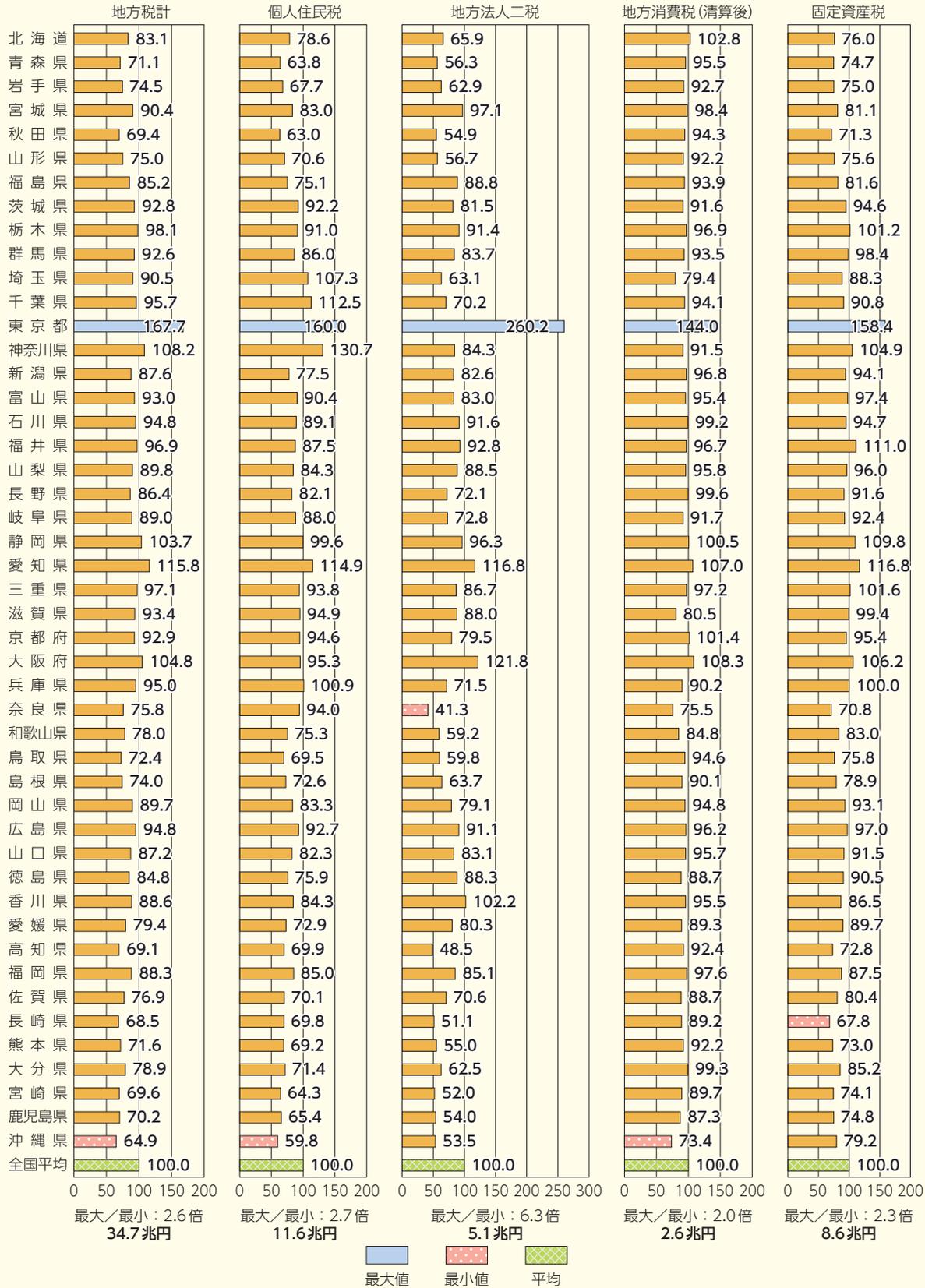
別に人口1人当たり税収額を比較してみると、**第27図**のとおりであり、地方税収計については、東京都が167.7で最も大きく、次いで、愛知県が115.8となっている。一方、沖縄県が64.9で最も小さく、次いで長崎県の68.5となっている。東京都と沖縄県で比較すると、約2.6倍の格差となっている。

個別の税目ごとに比較してみると、法人関係二税については、東京都が260.2で最も大きく、次いで、大阪府が121.8となっている。一方、奈良県が41.3で最も小さく、次いで高知県の48.5となっている。東京都と奈良県を比較すると、約6.3倍の格差となっている。個人住民税については、最も大きい東京都が160.0、最も小さい沖縄県が59.8で、約2.7倍の格差となっている。地方消費税については、最も大きい東京都が144.0、最も小さい沖縄県が73.4で、約2.0倍の格差となっている。固定資産税については、最も大きい東京都が158.4、最も小さい長崎県が67.8で、約2.3倍の格差となっている。

このように、地方税収については、各税目とも都道府県ごとに偏在性があるが、その度合いについては、法人関係二税の格差が特に大きく、地方消費税（清算後）の偏在性は比較的小さくなっている。

第27図 地方税収計、個人住民税、地方法人二税、地方消費税及び固定資産税の人口1人当たり税収額の指数

(全国平均を100とした場合、平成25年度決算)



※上段の「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。  
 (注) 1 地方税収計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含まず、超過課税及び法定外税等を除いたものである。  
 2 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。  
 3 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税(地方法人特別譲与税を含まない。)の合計額であり、超過課税分を除く。  
 4 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。  
 5 人口は、平成26年1月1日現在の住民基本台帳人口による。

(ア) 道府県税の収入状況

道府県税（都道府県の地方税の決算額から東京都が徴収した市町村税相当額を除いた額をいう。）の収入額は14兆7,739億円で、前年度と比べると4.4%増（前年度2.5%増）となっている。

道府県税収入額の税目別内訳は、第28図のとおりであり、道府県民税が5兆9,432億円で道府県税総額の40.2%（前年度39.8%）と最も大きな割合を占め、次いで事業税が2兆8,552億円で19.3%（同17.9%）となっており、これら二税で道府県税総額の59.6%（同57.7%）を占めている。

また、法人関係二税（道府県民税の法人分及び法人事業税）は3兆5,142億円で、道府県税総額に占める割合は、23.8%（前年度22.5%）となっている。

各税目の収入額を前年度と比べると、収入の用途を特定せず、一般経費に充てるために課される税である普通税（14兆7,641億円）は4.4%増（前年度2.6%増）となっている。

普通税のうち、道府県民税については、個人分（4兆9,880億円）が6.5%増（前年度4.1%増）、法人分（8,403億円）が1.0%増（同5.9%増）、利子割（1,149億円）が0.1%減（同9.1%減）となっており、道府県民税全体では5.6%増（同4.1%増）となっている。

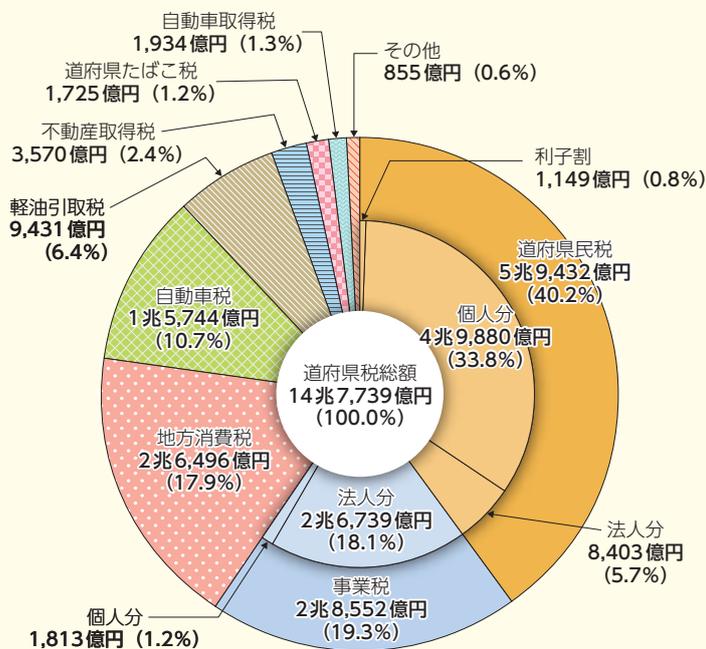
また、事業税については、全体の93.6%を占める法人分（2兆6,739億円）が13.6%増（前年度5.1%増）となったこと等から、事業税全体（2兆8,552億円）では12.8%増（同4.6%増）となっている。

なお、地方消費税（2兆6,496億円）は3.9%増（前年度0.0%増）、自動車税（1兆5,744億円）は0.7%減（同0.7%減）、不動産取得税（3,570億円）は6.4%増（同1.7%減）となっている。

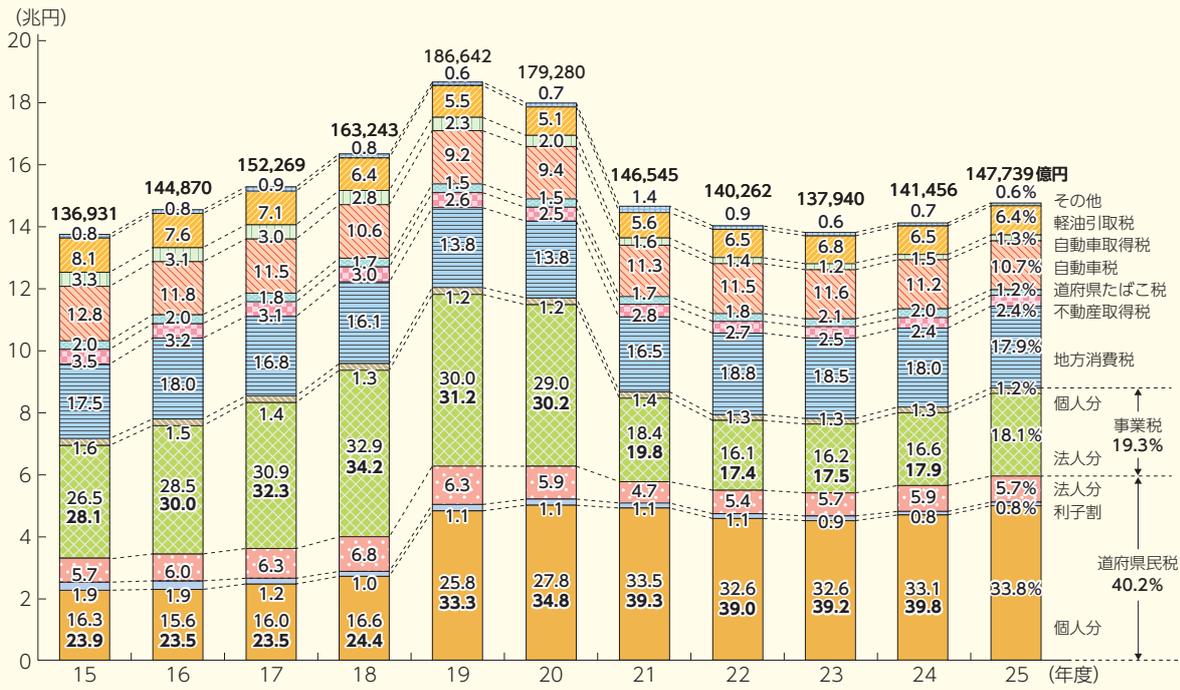
特定の費用に充てるために課される税である目的税（97億円）は0.0%減（前年度1.1%減）となっている。

近年の道府県税収入額の推移は、第29図のとおりである。

第28図 道府県税収入額の状況



第29図 道府県税収入額の推移



(注) 太字の数値は、事業税及び道府県民税の構成比である。

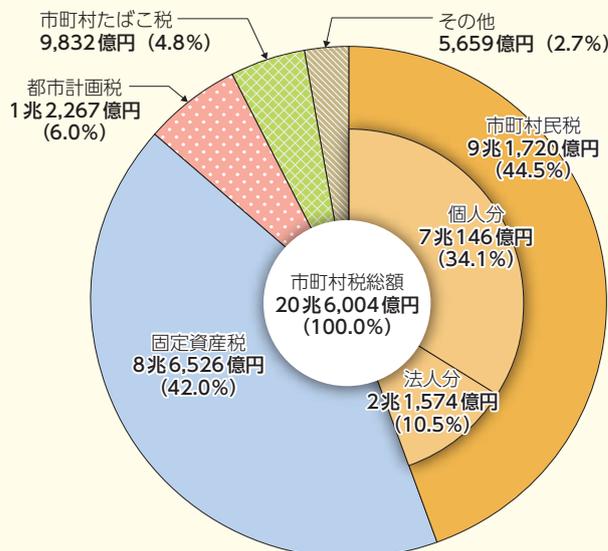
(イ) 市町村税の収入状況

市町村税（市町村の地方税の決算額に東京都が徴収した市町村税相当額を加えた額をいう。）の収入額は20兆6,004億円で、前年度と比べると1.4%増（前年度0.3%減）となっている。

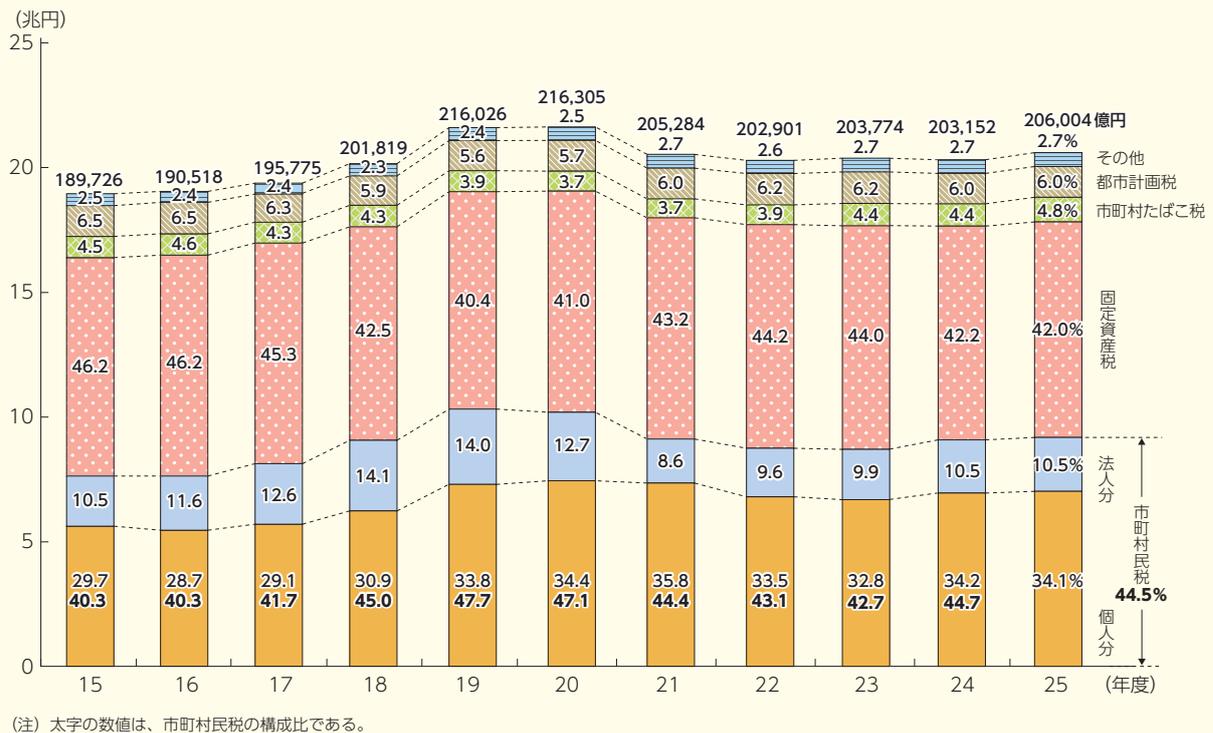
市町村税収入額の税目別内訳は、第30図のとおりであり、市町村民税が9兆1,720億円で市町村税総額の44.5%（前年度44.7%）と最も大きな割合を占め、次いで固定資産税が8兆6,526億円で42.0%（同42.2%）となっており、これら二税で市町村税総額の86.5%（同86.9%）を占めている。

各税目の収入額を前年度と比べると、普通税（19兆19億円）は1.5%増（前年度0.1%減）となって

第30図 市町村税収入額の状況



第31図 市町村税収入額の推移



いる。

普通税のうち、市町村民税については、個人分（7兆146億円）が1.0%増（前年度3.8%増）、法人分（2兆1,574億円）が1.3%増（同5.9%増）となっており、市町村民税全体（9兆1,720億円）では1.1%増（同4.3%増）となっている。また、固定資産税（8兆6,526億円）は0.8%増（同4.3%減）となっている。

目的税（1兆5,985億円）は0.6%増（前年度2.5%減）となっている。

目的税のうち、都市計画税（1兆2,267億円）は0.9%増（前年度4.1%減）となり、事業所税（3,484億円）は0.4%減（同3.2%増）となっている。

近年の市町村税収入額の推移は、第31図のとおりである。

(ウ) 法定外普通税 [資料編：第13表]

地方公共団体は、「地方税法」で規定されている税目のほかに、地方公共団体ごとの特有な財政需要を充足するため、法定外普通税を設けることができる。法定外普通税の収入額は261億円であり、前年度と比べると3.3%減（前年度25.0%増）となっている。これを団体種類別にみると、都道府県が242億円で、前年度と比べると5.6%減（同26.7%増）、市町村が19億円で、前年度と比べると38.4%増（同0.9%増）となっている。

(エ) 法定外目的税 [資料編：第14表]

地方公共団体は、「地方税法」で規定されている税目のほかに、条例で定める特定の費用に充てるため、法定外目的税を設けることができる。法定外目的税の収入額は94億円であり、前年度と比べると0.0%増（前年度5.9%減）となっている。これを団体種類別にみると、都道府県が81億円で、前年度と比べると1.3%増（同0.2%減）、市町村が13億円で、前年度と比べると7.1%減（同28.9%減）となっている。

(オ) 超過課税 [資料編：第15表]

地方公共団体は、「地方税法」で標準税率が定められている税目について、財政上その他の必要がある場合に、その税率を超える税率を定めることができる。この標準税率を超えて課税された部分である超過

## 第1部 平成25年度の地方財政の状況

課税による収入額は、5,259億円で、前年度と比べると4.8%増（前年度6.4%増）となっている。これを団体種類別にみると、道府県税が2,429億円で、前年度と比べると9.3%増（同7.1%増）、市町村税が2,830億円で、前年度と比べると1.2%増（同5.7%増）となっている。

### 1 地方譲与税 [資料編：第20表]

地方譲与税には、市町村（一部事務組合等を除く。以下この項において同じ。）に譲与される自動車重量譲与税、都道府県及び市町村に譲与される地方揮発油譲与税、都道府県及び政令指定都市に譲与される石油ガス譲与税、空港の騒音対策等の財源として空港関係都道府県及び市町村に譲与される航空機燃料譲与税、開港所在市町村に譲与される特別とん譲与税、地方法人特別税の税収の全額が都道府県に譲与される地方法人特別譲与税がある。

地方譲与税の決算額は2兆5,588億円で、前年度と比べると12.7%増（前年度4.7%増）となっている。また、歳入総額に占める割合は2.5%（同2.3%）となっている。

地方譲与税の内訳をみると、自動車重量譲与税が2,641億円（対前年度比5.9%減）、地方揮発油譲与税が2,766億円（同2.2%減）、石油ガス譲与税が104億円（同4.9%減）、航空機燃料譲与税が149億円（同6.4%増）、特別とん譲与税が125億円（同2.7%増）及び地方法人特別譲与税が1兆9,803億円（同18.5%増）となっている。

### 2 地方特例交付金

平成25年度における地方特例交付金は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収分を補填するために交付される減収補填特例交付金である。

平成25年度の地方特例交付金の決算額は1,255億円で、前年度と比べると1.5%減（前年度65.0%減）となっている。また、歳入総額に占める割合は0.1%（同0.1%）となっている。

### 3 地方交付税 [資料編：第21表、第129表]

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するための地方の固有財源である。また、その目的は、地方公共団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を損なわずに、その財源の均衡化を図り、地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方公共団体の独立性を強化することである。

平成25年度の地方交付税の決算額は、17兆5,955億円で、前年度と比べると3.8%減（前年度2.5%減）となっている。また、歳入総額に占める割合は17.4%（同18.3%）となっている。

地方交付税の決算状況を団体種類別にみると、都道府県においては8兆8,489億円で前年度と比べると5.0%減（前年度3.9%減）、市町村においては8兆7,466億円で前年度と比べると2.5%減（同0.9%減）となっており、その地方交付税総額に占める割合は、都道府県においては50.3%（同50.9%）、市町村においては49.7%（同49.1%）となっている。

平成25年度当初において地方公共団体に交付される通常収支分の地方交付税の総額は、地方財政計画において、前年度と比べて3,921億円減（2.2%減）の17兆624億円とされた。その算定基礎は、

- (ア) 国税五税（国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税）のそれぞれの収入見込額に一定割合を乗じて算出した額（平成25年度においては、所得税及び酒税の収入見込額のそれぞれ32%に相当する額、法人税の収入見込額の34%に相当する額、消費税の収入見込額の29.5%に相当する額並びにたばこ税収入見込額の25%に相当する額）11兆2,304億円から、19、20年度に係る精算額のうち24年度に精算すべき額等3,808億円を減額した国税五税の法定率分10兆8,495億円に、
- (イ) 「地方交付税法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第4号）による改正前の「地方交付税法」附則第4条の2第3項の規定により加算することとされていた額2,150億円、
- (ウ) 同条第4項の規定により加算することとされていた額5,581億円、
- (エ) 平成22年12月22日付け総務・財務両大臣覚書に基づく決算乖離是正加算500億円、
- (オ) 地方の財源不足の状況等を踏まえた別枠加算9,900億円及び

- (カ) 臨時財政対策特例加算額3兆6,045億円  
を加算した額である16兆2,672億円に
- (キ) 交付税特別会計における剰余金2,000億円
- (ク) 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金6,500億円及び、
- (ケ) 平成24年度からの繰越金2,199億円を加算し、
- (コ) 交付税特別会計における借入金償還額1,000億円及び利子支払額1,746億円  
を控除した額の17兆624億円である。

これに、平成25年度補正予算（第1号）による、24年度の国税決算に伴う剰余金の地方交付税法定率分の増額及び25年度の国税収入の増額補正に伴う地方交付税の法定率分の増加額（1兆1,608億円）のうち、普通交付税の調整減額分（259億円）が追加交付された（その残余の額（1兆1,349億円）は26年度に交付すべき地方交付税に加算）。さらに、東日本大震災分として、東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のため、震災復興特別交付税が5,071億円交付された。これらの結果、平成25年度の地方交付税の総額は17兆5,955億円となり、その内訳は普通交付税16兆646億円、特別交付税1兆237億円、震災復興特別交付税5,071億円となっている。

なお、基準財政需要額は43兆1,794億円（財源不足団体分39兆2,008億円、財源超過団体分3兆9,786億円）、基準財政収入額は27兆5,161億円（財源不足団体分23兆1,362億円、財源超過団体4兆3,799億円）で、財源不足額は16兆646億円となっている。

普通交付税の交付状況をみると、不交付団体は、都道府県では東京都の1団体である。他方、市町村では前年度（54団体）より6団体減少し、48団体となっている。

一方、災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税の平成25年度の交付状況をみると、都道府県においては東京都を除く全団体に、市町村においては1,719団体に、それぞれ交付されており、震災復興特別交付税は、東日本大震災の被災地方公共団体等に交付されている。

#### **オ** 一般財源 [資料編：第22表～第23表]

一般財源は、地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額（これらに加え、都道府県においては、市町村から交付される市町村たばこ税都道府県交付金、市町村においては、都道府県から交付される地方消費税交付金等各種交付金を加えた合計額）であり、用途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源である。

一般財源の決算額は55兆6,541億円であり、前年度と比べると0.9%増（前年度0.6%減）となっている。また、歳入総額に占める割合は55.0%（同55.2%）となっている。

なお、一般財源に臨時財政対策債（6兆379億円）を加えた決算額は、61兆6,920億円であり、前年度と比べると1.0%増（前年度0.4%減）となっている。また、歳入総額に占める割合は61.0%（同61.2%）となっている。

また、地方交付税の決算額が地方税の決算額を上回っている団体数は1,048団体（前年度1,051団体）で、全体の59.3%に及んでいる。

#### **カ** 国庫支出金 [資料編：第25表]

国庫支出金の決算額は16兆5,118億円で、前年度と比べると6.3%増（前年度3.1%減）となっている。また、歳入総額に占める割合は16.3%（同15.6%）となっている。

国庫支出金の内訳をみると、生活保護費負担金が2兆7,861億円で最も大きな割合（国庫支出金総額の16.9%）を占め、以下、社会資本整備総合交付金が1兆8,530億円（同11.2%）、普通建設事業費支出金が1兆7,838億円（同10.8%）、義務教育費負担金が1兆4,618億円（同8.9%）、子どものための金銭の給付交付金が1兆4,365億円（同8.7%）となっており、これらの支出金等で国庫支出金総額の56.5%を占めている。

さらに、国庫支出金の内訳を団体種類別にみると、都道府県においては義務教育費負担金1兆4,618億円（国庫支出金総額の19.8%）、普通建設事業費支出金1兆1,591億円（同15.7%）の順となっている。

## 第1部 平成25年度の地方財政の状況

一方、市町村においては生活保護費負担金2兆6,438億円（国庫支出金総額の29.0%）、子どものための金銭の給付交付金1兆4,365億円（同15.7%）、障害者自立支援給付費等負担金9,265億円（同10.1%）の順となっている。

また、国庫支出金の主な内訳を前年度と比べると、生活保護受給者数の増加等を背景に生活保護費負担金が0.8%増（前年度1.6%増）、社会資本整備総合交付金が54.0%増（同12.3%減）、普通建設事業費支出金が37.7%増（同21.5%減）、義務教育費負担金が4.5%減（同0.6%減）、子どものための金銭の給付交付金が2.7%減（同16.8%減）等となっている。また、災害復旧事業費支出金は4.1%減（同58.9%増）となっている。

### ㊦ 都道府県支出金 [資料編：第25表]

都道府県支出金の決算額は3兆5,150億円で、前年度と比べると2.3%増（前年度2.3%増）となっている。

都道府県支出金の内訳をみると、国庫財源を伴うものが63.5%（前年度61.8%）、都道府県費のみのもものが36.5%（同38.2%）となっている。

都道府県支出金の主な内訳を前年度と比べると、国庫財源を伴うものについては、障害者自立支援給付費等負担金が8.5%増（前年度16.8%増）、普通建設事業費支出金が31.2%増（同8.1%減）、子どものための金銭の給付交付金が0.7%増（同16.3%増）、児童保護費等負担金が13.0%増（同5.0%増）等となっており、また、都道府県費のみのもものについては、普通建設事業費支出金が1.3%減（同3.1%減）、災害復旧事業費支出金が38.5%増（同57.3%減）となっている。

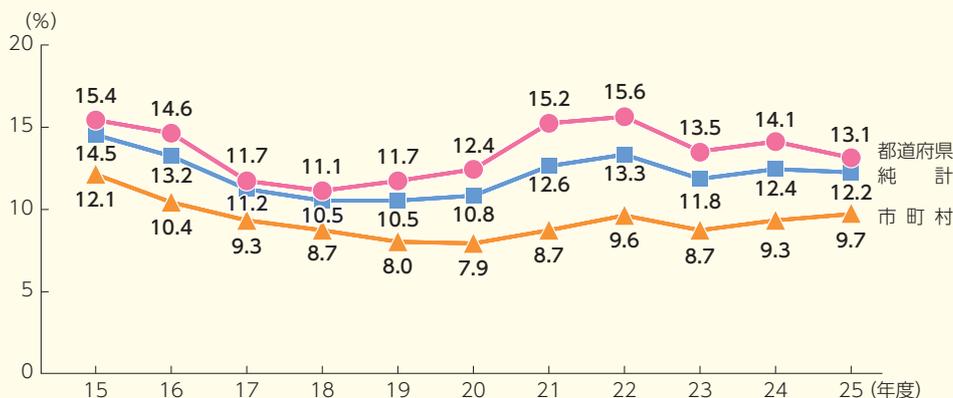
### ㊧ 地方債 [資料編：第26表]

地方債は、その償還が次年度以降にわたる債務を負うことによって調達される財源である。

地方債の決算額は12兆2,849億円で、旧緊急防災・減災事業債の減少等により前年度と比べると0.4%減（前年度4.9%増）となっている。また、地方債依存度（歳入総額に占める地方債の割合）は、12.2%（同12.4%）となっている。近年の地方債依存度の推移は、**第32図**のとおりである。

地方債の決算額を団体種類別にみると、都道府県においては6兆7,810億円で、前年度と比べると5.5%減（前年度2.2%増）、市町村においては5兆5,260億円で、前年度と比べると6.4%増（同8.7%増）となっている。

第32図 地方債依存度の推移



### ㊨ その他の収入

#### (ア) 使用料、手数料 [資料編：第28表]

使用料は、地方公共団体の公の施設の利用等の対価としてその利用者等から徴収するものであり、手数料は、特定の者のために行う当該地方公共団体の事務に要する費用に充てるために徴収するものである。

使用料及び手数料の決算額は2兆157億円で、前年度と比べると0.0%増（前年度0.3%増）となっている。また、歳入総額に占める割合は2.0%（同2.0%）となっている。

使用料の決算額は1兆4,420億円で、前年度と比べると0.1%減（前年度0.3%増）となっている。その内訳をみると、公営住宅使用料が5,575億円（対前年度比0.2%増）で最も大きな割合を占め、以下、保育所使用料が2,036億円（同0.4%減）、授業料が425億円（同3.8%減）の順となっている。

また、手数料の決算額は5,737億円で、前年度と比べると0.2%増（前年度0.3%増）となっている。その内訳をみると、法定受託事務に係るものが797億円（対前年度比9.6%増）、自治事務に係るものが4,940億円（同1.1%減）となっている。

#### （イ）繰入金 [資料編：第29表]

基金、地方公営事業会計等からの繰入金の決算額は3兆5,314億円で、前年度と比べると3.8%減（前年度7.4%増）となっている。また、歳入総額に占める割合は3.5%（同3.7%）となっている。

繰入金の内訳をみると、繰入金総額の94.7%（前年度96.1%）を占める積立金の取崩し等による基金からの繰入金は3兆4,207億円で、前年度と比べると3.1%減（同6.2%増）となっている。

また、地方公営事業会計からの繰入金は1,049億円で、前年度と比べると23.3%減（前年度48.6%増）となっている。

#### （ウ）その他 [資料編：第10表、第30表]

その他の収入の決算額は11兆1,020億円で、前年度と比べると0.3%減（前年度2.2%減）となっている。また、歳入総額に占める割合は11.0%（同11.2%）となっている。

その内訳をみると、貸付金元利収入等の諸収入が6兆5,722億円（対前年度比6.8%減）、繰越金が3兆1,904億円（同13.6%増）、分担金、負担金が6,087億円（同1.8%増）、財産収入が6,152億円（同6.3%増）、寄附金が1,155億円（同15.5%増）となっている。

## 4 地方経費の内容

歳出決算額の状況を、支出の対象となる主な行政の目的にしたがって、生活・福祉の充実（民生費、労働費）、教育と文化（教育費）、土木建設（土木費）、産業の振興（農林水産業費、商工費）、保健衛生（衛生費）、警察と消防（警察費、消防費）に分けてみると、以下のとおりである。

### (1) 生活・福祉の充実

#### ア 社会福祉行政 [資料編：第37表～第43表]

地方公共団体は、社会福祉の充実を図るため、児童、高齢者、障害者等のための福祉施設の整備及び運営、生活保護の実施等の施策を行っている。

これらの諸施策に要する経費である民生費の決算額は23兆4,633億円で、前年度と比べると1.3%増（前年度0.1%減）となっている。

このうち通常収支分は22兆4,473億円で、障害者自立支援給付費の増加等による社会福祉費の増加、生活保護受給者数の増加等による生活保護費の増加等により、前年度と比べると0.0%増（前年度1.3%増）となっており、東日本大震災分は1兆160億円で、除染対策事業の増加等による災害救助費の増加等により、前年度と比べると43.0%増となっている。

なお、民生費の歳出総額に占める割合は24.1%（都道府県15.0%、市町村34.3%）で、最も大きな割合となっている。

また、決算額を団体種類別にみると、市町村の民生費は都道府県のその約2.50倍となっている。

これは、児童福祉に関する事務及び社会福祉施設の整備・運営事務が主として市町村によって行われていることや、生活保護に関する事務が市町村（町村については、福祉事務所を設置している町村に限る。）によって行われていること等によるものである。

民生費の目的別の内訳をみると、**第33図**のとおりであり、児童福祉行政に要する経費である児童福祉費が最も大きな割合（民生費総額の30.6%）を占め、以下、老人福祉費（同24.1%）、障害者等の福祉対策や他の福祉に分類できない総合的な福祉対策に要する経費である社会福祉費（同24.1%）、生活保護費（同16.9%）、非常災害によるり災者に対して行われる応急救助、緊急措置に要する経費等の災害救助費（同4.3%）の順となっている。

各費目の性質別内訳のうち、最も大きな割合を占めているのは、それぞれ児童福祉費においては扶助費（児童福祉費の70.1%）、老人福祉費においては繰出金（老人福祉費の48.0%）、社会福祉費においては扶助費（社会福祉費の47.2%）、生活保護費においては扶助費（生活保護費の92.7%）となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、児童福祉費が、1.0%減（前年度2.3%減）、老人福祉費が1.1%減（同0.3%増）、社会福祉費が1.4%増（同5.4%増）、生活保護費が1.5%増（同3.7%増）、災害救助費が43.8%増（同30.2%減）となっている。

民生費の目的別歳出額の推移は、**第34図**のとおりである。

これらの各費目を10年前（平成15年度）と比べると、児童福祉費が1.6倍、老人福祉費が1.5倍、社会福祉費が1.5倍、生活保護費が1.5倍となっており、民生費総額は1.6倍となっている。

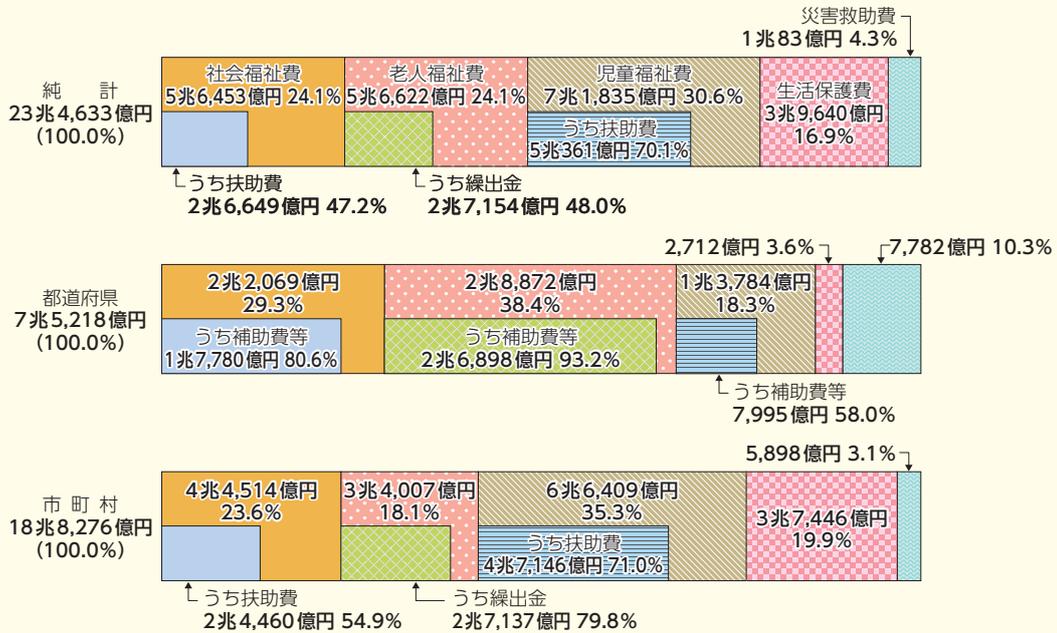
これを団体種類別にみると、都道府県においては、老人福祉費が1.6倍、社会福祉費が2.5倍となっている。これは、後期高齢者医療事業会計、介護保険事業会計、国民健康保険事業会計への都道府県の負担金の増加等を背景に、老人福祉費や社会福祉費に係る補助費等が増加していること等によるものである。

また、市町村においては、児童福祉費が1.7倍、老人福祉費が1.3倍、社会福祉費が1.4倍、生活保護費が1.6倍となっている。これは、児童手当制度の拡充、自立支援給付費の増加等を背景に、児童福祉費及び社会福祉費に係る扶助費が、後期高齢者医療事業会計や介護保険事業会計への繰出金の増加等を背景

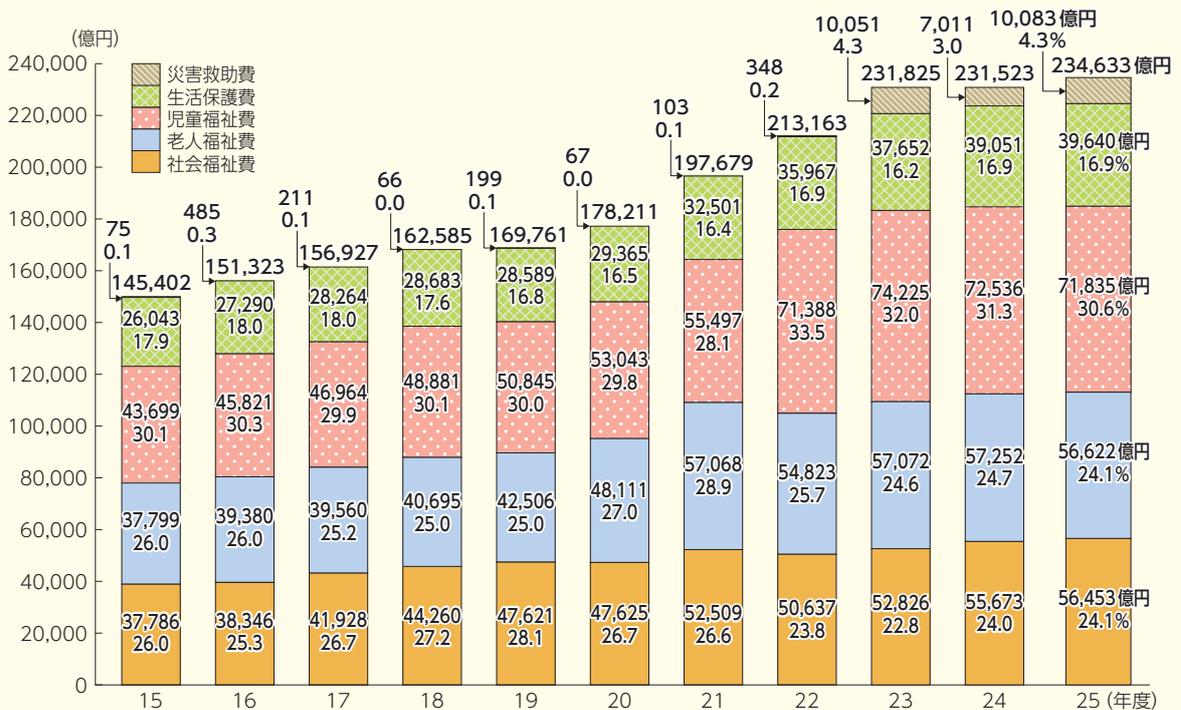
に、老人福祉費に係る繰出金が増加していること等によるものである。

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては老人福祉費の構成比（38.4%）が最も大きく、以下、社会福祉費（29.3%）、児童福祉費（18.3%）、災害救助費（10.3%）、生活保護費（3.6%）の順となっている。

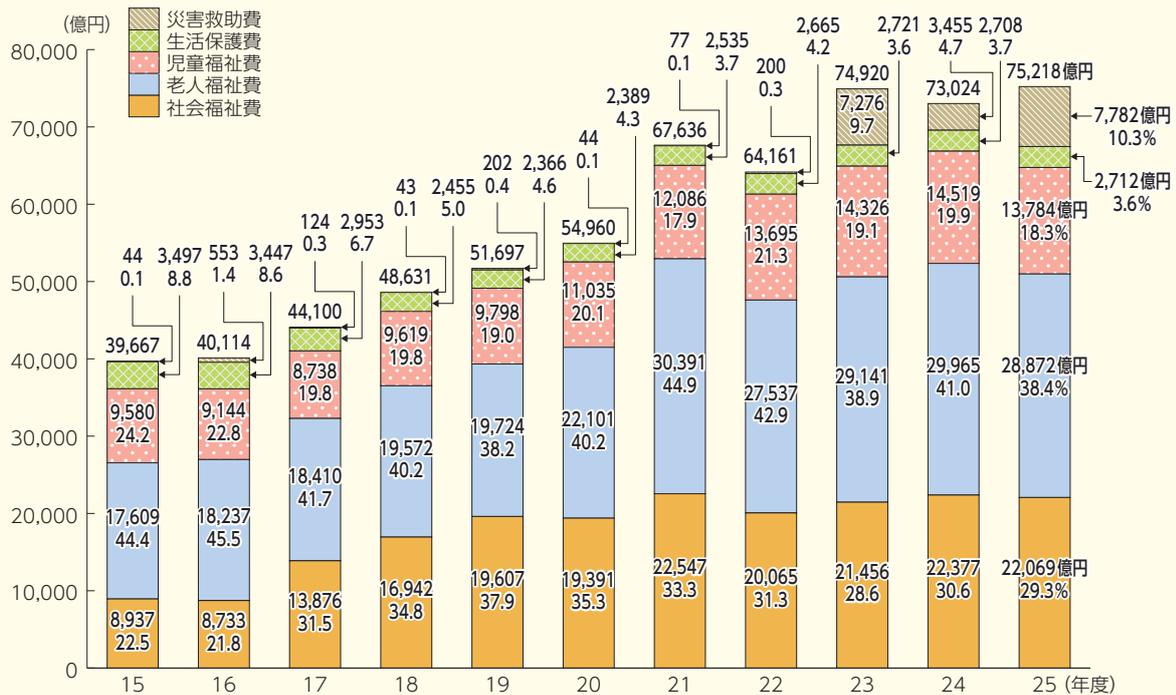
第33図 民生費の目的別内訳



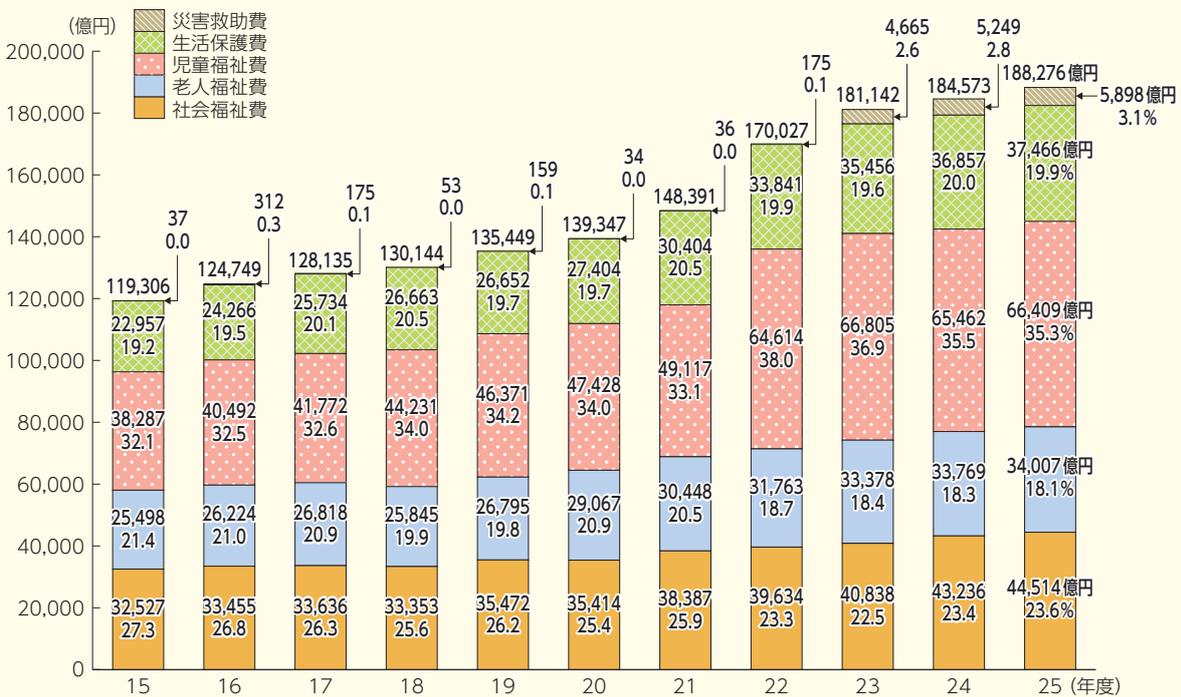
第34図 民生費の目的別歳出の推移 (その1 純計)



第34図 民生費の目的別歳出の推移（その2 都道府県）



第34図 民生費の目的別歳出の推移（その3 市町村）



また、市町村においては児童福祉費の構成比（35.3%）が最も大きく、以下、社会福祉費（23.6%）、生活保護費（19.9%）、老人福祉費（18.1%）、災害救助費（3.1%）の順となっている。

民生費の性質別の内訳をみると、第35図のとおりであり、児童手当の支給や生活保護に要する経費等の扶助費が最も大きな割合（民生費総額の49.4%）を占め、以下、国民健康保険事業会計（事業勘定）、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計等に対する繰出金（同16.6%）、補助費等（同15.5%）、人

件費（同7.4%）、物件費（同6.4%）、普通建設事業費（同2.6%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、扶助費が1.5%増（前年度0.5%増）、繰出金が0.5%増（同3.1%増）、補助費等が0.5%増（同2.5%増）、人件費が2.4%減（同1.6%減）、物件費が8.4%増（同6.3%増）、普通建設事業費が5.2%増（同38.1%減）となっている。

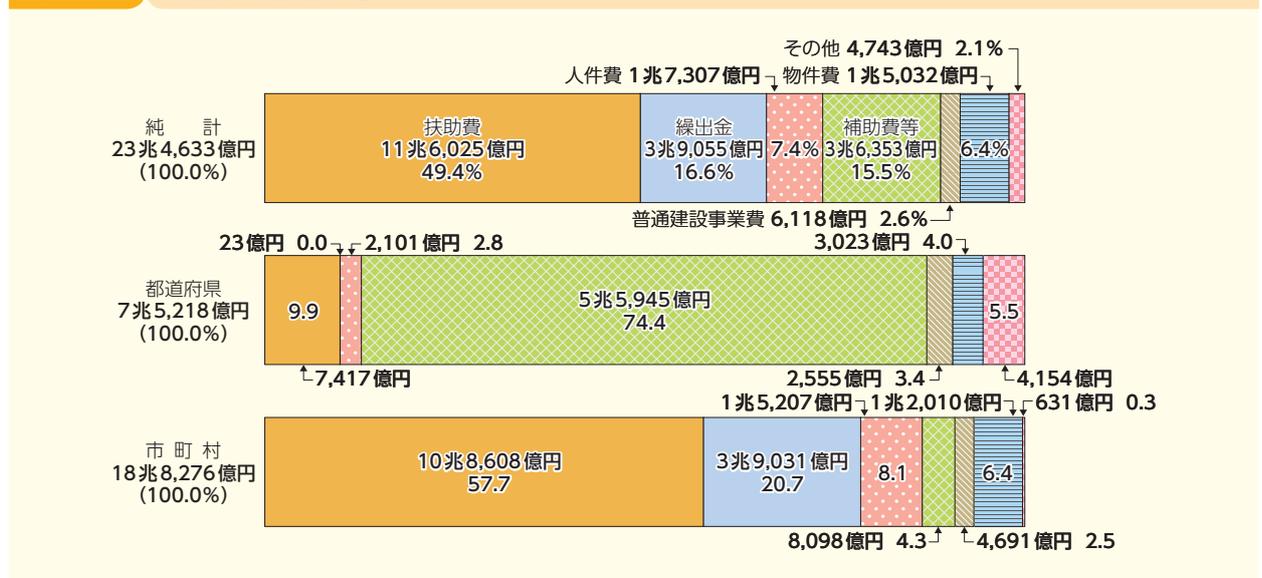
民生費の扶助費のうち、地域の特性に応じて実施される単独施策分の状況については、第36図のとおりである。

都道府県においては1,536億円（民生費の扶助費総額の20.7%）、市町村においては1兆5,687億円（同14.4%）が単独施策分となっている。

民生費の財源構成比の推移は、第37図のとおりである。

昭和55年度は一般財源等と国庫支出金の割合がほぼ同じであったが、民生費における単独施策の充実、民生費に係る国庫補助負担率の引下げ、国庫補助負担金の一般財源化等を背景に、民生費の増加分の多くを一般財源等の充当で対応してきた結果、平成19年度までは一般財源等の割合が増加していた。平成20年度以降は、国の経済対策の実施、子ども手当の創設、東日本大震災への対応の影響等で国庫支出金の割合が増加していたが、24年度以降は一般財源等の割合が増加に転じ、25年度においては、国庫支出金の約2.1倍となっている。

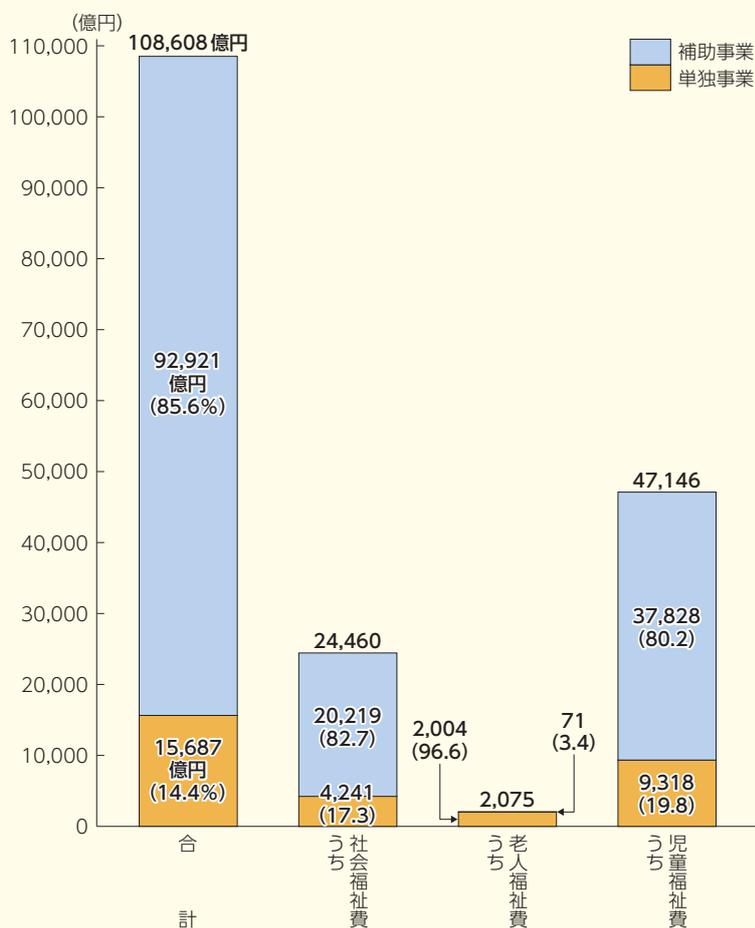
第35図 民生費の性質別内訳



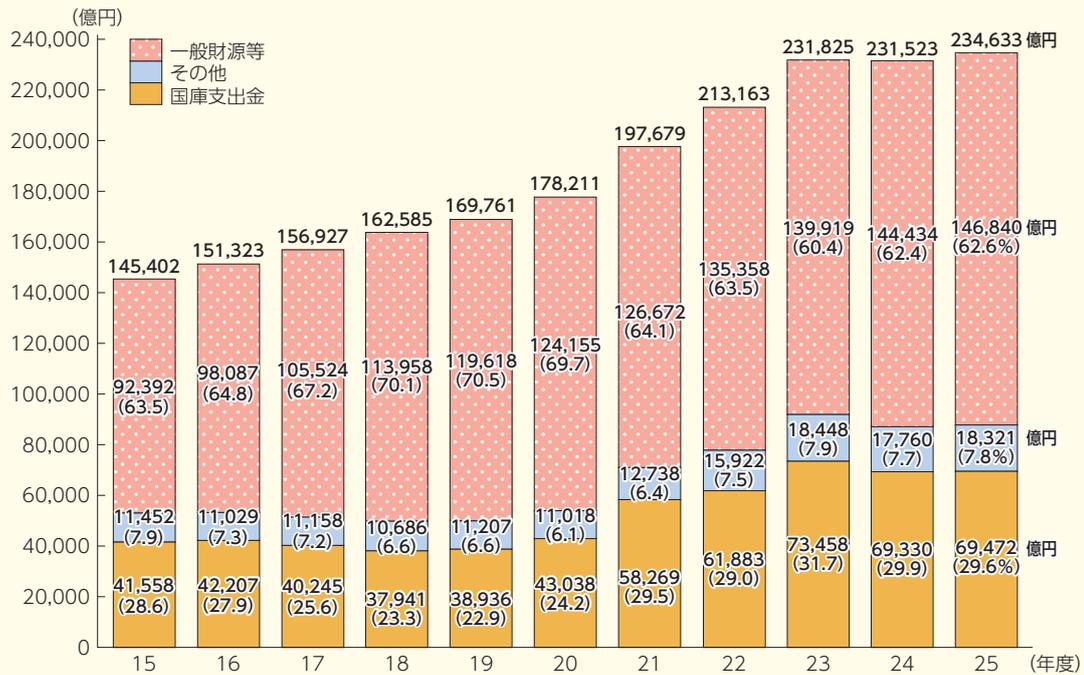
第36図 民生費の目的別扶助費（補助・単独）の状況（その1 都道府県）



第36図 民生費の目的別扶助費（補助・単独）の状況（その2 市町村）



第37図 民生費の財源構成比の推移



#### 1 労働行政 [資料編：第49表～第50表]

地方公共団体は、就業者の福祉向上を図るため、職業能力開発の充実、金融対策、失業対策等の施策を行っている。

これらの諸施策に要する経費である労働費の決算額は6,209億円で、前年度と比べると19.2%減（前年度22.6%減）となっている。

このうち通常収支分は5,064億円で、緊急雇用創出事業の減少等により、前年度と比べると15.5%減（前年度19.0%減）となっており、東日本大震災分は1,145億円で、積立金の減少等により、前年度と比べると32.5%減となっている。

なお、労働費の歳出総額に占める割合は0.6%（都道府県1.0%、市町村0.4%）となっている。

労働費の目的別の内訳をみると、失業対策費は労働費総額の14.7%を占め、金融対策、福祉対策、職業訓練等に要する経費であるその他の経費が残りの85.3%を占めている。

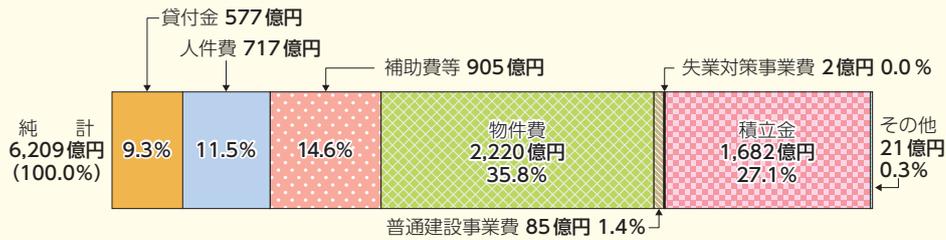
また、各費目の決算額を前年度と比べると、失業対策費が3.9%減（前年度9.6%増）となっており、その他の経費が21.4%減（同25.7%減）となっている。

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては失業対策費が21.5%、その他の経費が78.5%となっている。一方、市町村においては失業対策費が1.1%、その他の経費が98.9%となっている。

労働費の性質別の内訳をみると、第38図のとおりであり、物件費が最も大きな割合（労働費総額の35.8%）を占め、以下、積立金（同27.1%）、補助費等（同14.6%）、人件費（同11.5%）、貸付金（同9.3%）、普通建設事業費（同1.4%）、失業対策事業費（同0.0%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、物件費が17.4%減（前年度35.8%減）、積立金が33.8%減（同25.7%減）、補助費等が4.4%増（同43.8%増）、人件費が5.3%減（同7.3%減）、貸付金が6.7%減（同16.6%減）、普通建設事業費が45.5%減（同38.4%増）、失業対策事業費が15.7%増（同68.4%減）となっている。

第38図 労働費の性質別内訳



(2) 教育と文化 [資料編：第67表～第72表]

地方公共団体は、教育の振興と文化の向上を図るため、学校教育、社会教育等の教育文化行政を行っている。

これらの教育施策に要する経費である教育費の決算額は16兆878億円で、前年度と比べると0.4%減(前年度0.2%減)となっている。

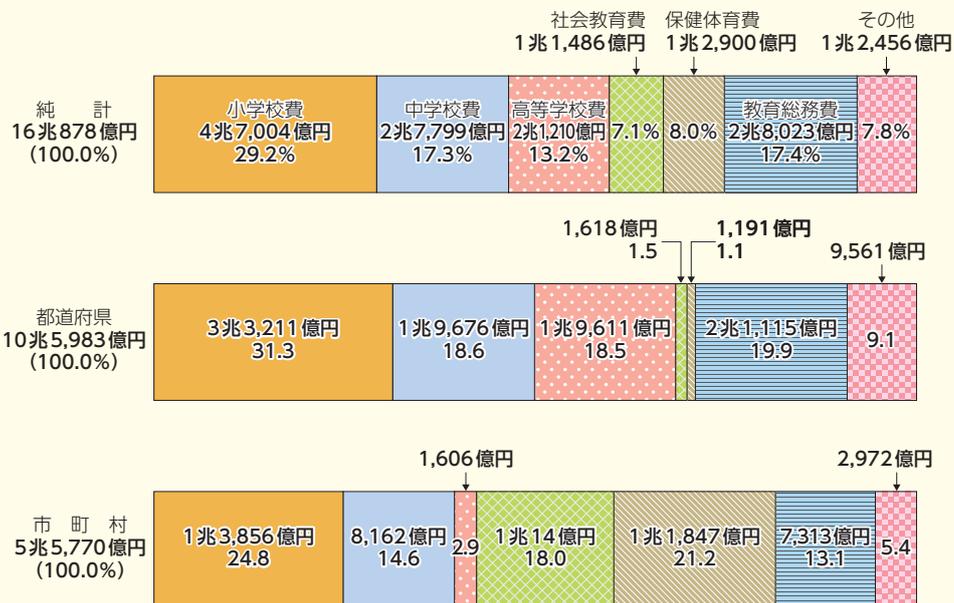
このうち通常収支分は15兆6,652億円で、人件費が減少した一方で、義務教育施設整備等による普通建設事業費の増加等により、前年度と比べると0.3%増(前年度2.6%減)となっており、東日本大震災分は4,226億円で、普通建設事業費の減少等により、前年度と比べると19.9%減となっている。

また、教育費の歳出総額に占める割合は16.5%(都道府県21.2%、市町村10.2%)となっており、歳出総額の中で民生費に次いで大きな割合を占めている。

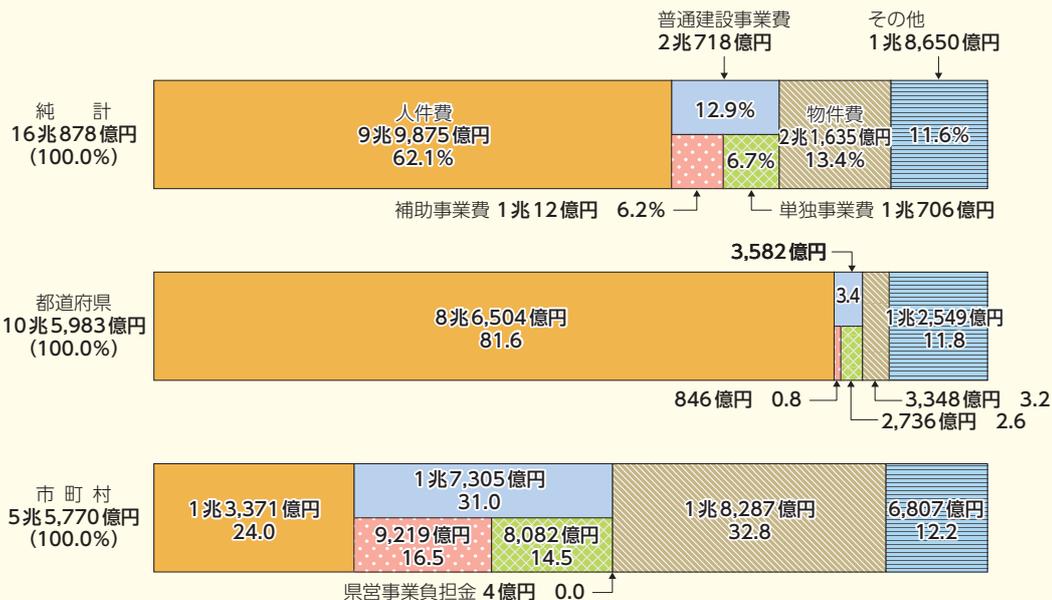
教育費の目的別の内訳をみると、第39図のとおりであり、小学校費が最も大きな割合(教育費総額の29.2%)を占め、以下、教職員の退職金や私立学校の振興等に要する経費である教育総務費(同17.4%)、中学校費(同17.3%)、高等学校費(同13.2%)、体育施設の建設・運営や体育振興及び義務教育諸学校等の給食等に要する経費である保健体育費(同8.0%)、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設等に要する経費である社会教育費(同7.1%)の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、小学校費が1.3%減(前年度0.6%減)、教育総務費が

第39図 教育費の目的別内訳



第40図 教育費の性質別内訳



0.8%減（同1.4%増）、中学校費が1.3%減（同0.4%減）、高等学校費が2.1%減（同2.5%減）、保健体育費が5.4%増（同2.9%増）、社会教育費が3.4%増（同1.1%減）となっている。

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては小学校費が最も大きな割合（31.3%）を占め、以下、教育総務費（19.9%）、中学校費（18.6%）、高等学校費（18.5%）の順となっている。

また、市町村においても、小学校費が最も大きな割合（24.8%）を占め、以下、保健体育費（21.2%）、社会教育費（18.0%）の順となっている。

教育費の性質別の内訳をみると、第40図のとおりであり、人件費が最も大きな割合（教育費総額の62.1%）を占め、以下、物件費（同13.4%）、義務教育施設整備等の経費である普通建設事業費（同12.9%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、人件費が3.7%減（前年度1.0%減）、物件費が2.2%増（同0.6%増）、普通建設事業費が12.6%増（同6.1%増）となっている。

性質別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては、都道府県立学校教職員の人件費のほか、市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していることから、人件費が大部分（81.6%）を占めている。

市町村においては、物件費が最も大きな割合（32.8%）を占め、以下、普通建設事業費（31.0%）、人件費（24.0%）の順となっている。

### (3) 土木建設 [資料編：第58表～第63表]

地方公共団体は、地域の基盤整備を図るため、道路、河川、住宅、公園等の公共施設の建設、整備等を行うとともに、これらの施設の維持管理を行っている。

これらの諸施策に要する経費である土木費の決算額は12兆1,252億円で、前年度と比べると7.9%増（前年度0.4%減）となっている。

このうち通常収支分は11兆4,597億円で、普通建設事業費の増加等により、前年度と比べると6.6%増（前年度3.4%減）となっており、東日本大震災分は6,655億円で、防災集団移転促進事業や土地区画整理事業等の復旧・復興事業の増加等により、前年度と比べて34.0%増となっている。

また、土木費の歳出総額に占める割合は12.4%（都道府県11.3%、市町村12.2%）となっており、

## 第1部 平成25年度の地方財政の状況

歳出総額の中で民生費、教育費、公債費に次いで大きな割合を占めている。

土木費の目的別の内訳をみると、**第41図**のとおりであり、街路、公園、下水道等の整備、区画整理等に要する経費である都市計画費が最も大きな割合（土木費総額の35.7%）を占め、以下、道路・橋りよりの新設、改良等に要する経費である道路橋りよう費（同34.2%）、河川の改修、海岸の保全等に要する経費である河川海岸費（同10.8%）、住宅費（同9.6%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、都市計画費が3.0%増（前年度0.7%増）、道路橋りよう費が11.3%増（同0.9%減）、河川海岸費が8.1%増（同5.5%増）、住宅費が17.2%増（同7.7%減）となっている。

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては道路橋りよう費が最も大きな割合（41.9%）を占め、以下、河川海岸費（20.7%）、都市計画費（18.4%）の順となっている。

一方、市町村においては都市計画費が最も大きな割合（50.2%）を占め、以下、道路橋りよう費（27.3%）、住宅費（11.0%）の順となっている。

土木費の性質別の内訳をみると、**第42図**のとおりであり、普通建設事業費が最も大きな割合（土木費総額の61.1%）を占め、以下、補助費等（同8.4%）、下水道事業会計等への繰出金（同7.7%）、人件費（同6.9%）の順となっている。

さらに、土木費における普通建設事業費の内訳をみると、補助事業費が37.7%、単独事業費が18.3%、国直轄事業負担金が5.1%となっている。

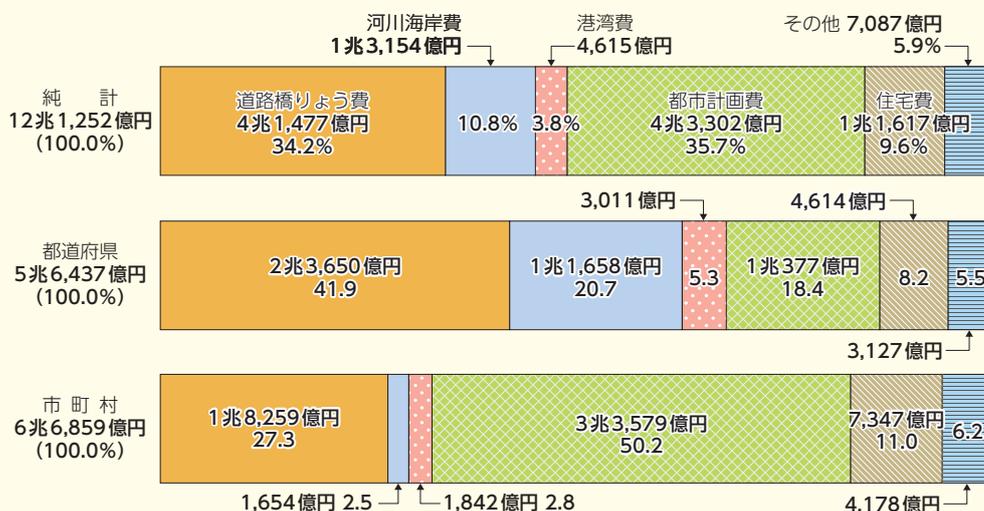
これを団体種類別にみると、都道府県においては補助事業費（46.4%）が単独事業費（18.8%）を上回っており、市町村においても補助事業費（29.5%）が単独事業費（18.1%）を上回っている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、補助事業費が31.7%増（前年度6.3%増）、単独事業費が1.8%減（同12.0%減）、国直轄事業負担金が17.3%減（同26.7%増）となっている。

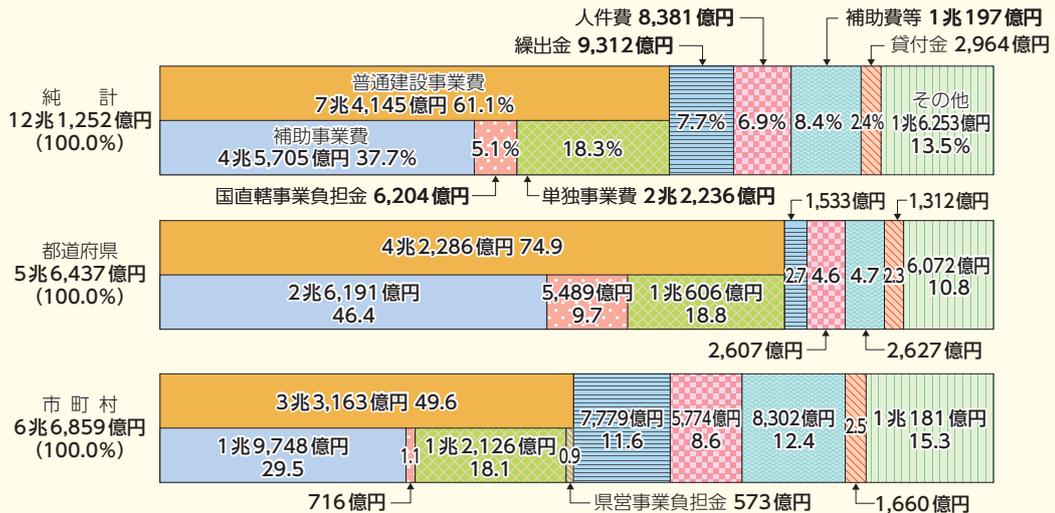
なお、地方公共団体は、交通事故等の防止を図るため、交通安全施設の設置及び補修、交通安全運動の推進等の道路交通安全対策事業を実施している。道路交通安全対策費として支出された経費（土木費以外の費目に係るものを含み、人件費を除く。）は5,090億円で、前年度と比べると2.9%増（前年度46.5%減）となっている。

道路交通安全対策経費の内訳をみると、横断歩道や道路標識等交通安全施設の設置費の構成比が最も大きな割合（73.0%）を占め、以下、交通安全運動等に要する経費（19.4%）、施設補修費（7.5%）の順となっている。

第41図 土木費の目的別内訳



第42図 土木費の性質別内訳



(4) 産業の振興

ア 農林水産行政 [資料編：第51表～第56表]

地方公共団体は、農林水産業の振興と食料の安定的供給を図るため、生産基盤の整備、構造改善、消費流通対策、農林水産業に係る技術の開発・普及等の施策を行っている。

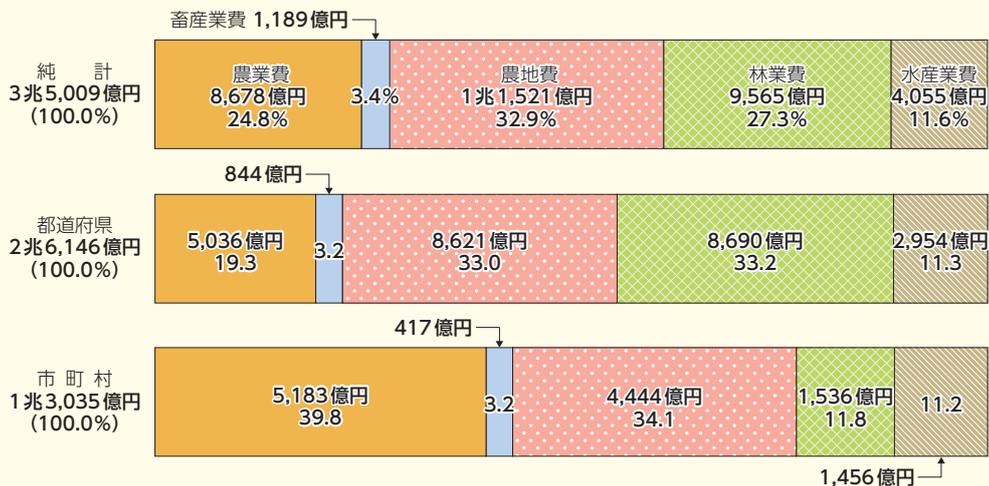
これらの諸施策に要する経費である農林水産業費の決算額は3兆5,009億円で、前年度と比べると10.0%増（前年度0.8%減）となっている。

このうち通常収支分は3兆2,945億円で、普通建設事業費の増加等により、前年度と比べると11.8%増（前年度3.6%減）となっており、東日本大震災分は2,064億円で、積立金の減少等により、前年度と比べると12.4%減となっている。

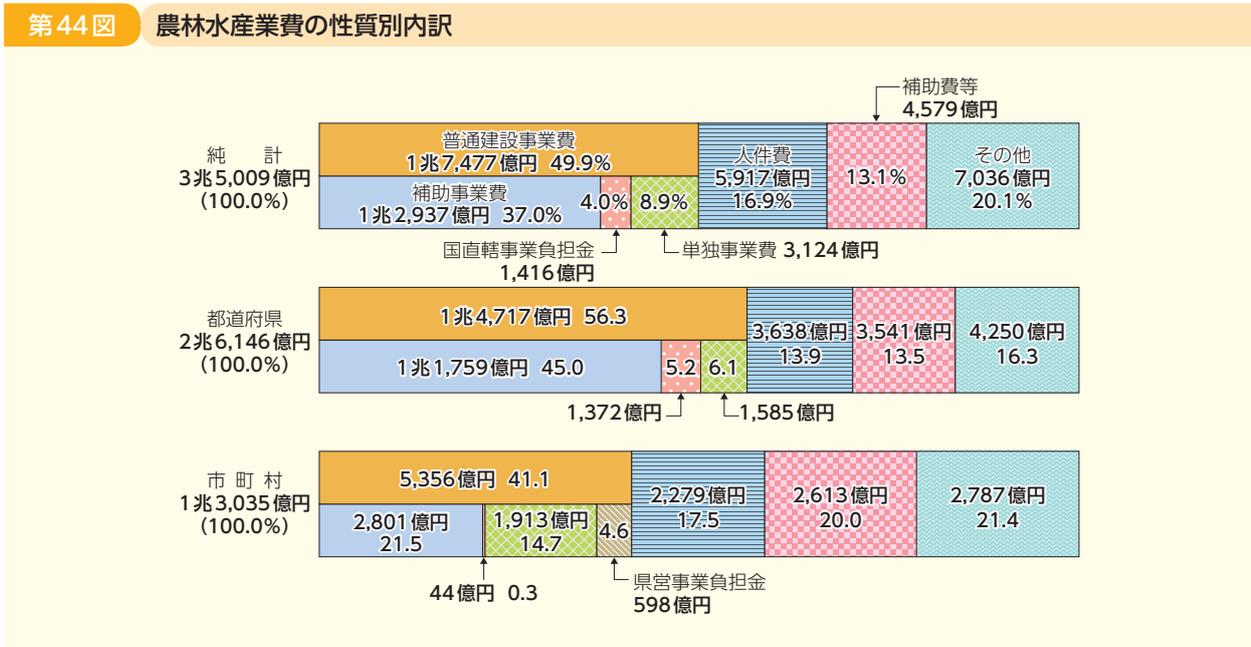
また、農林水産業費の歳出総額に占める割合は3.6%（都道府県5.2%、市町村2.4%）となっている。

農林水産業費の目的別の内訳をみると、第43図のとおりであり、農業基盤整備等に要する経費である農地費が最も大きな割合（農林水産業費総額の32.9%）を占め、以下、林業費（同27.3%）、農業費（同24.8%）、水産業費（同11.6%）の順となっている。

第43図 農林水産業費の目的別内訳



第44図 農林水産業費の性質別内訳



4

地方経費の内容

また、各費目の決算額を前年度と比べると、農地費が9.4%増（前年度1.1%増）、林業費が19.3%増（同14.4%減）、農業費が4.8%増（同6.1%増）、水産業費が7.7%増（同18.6%増）となっている。

農林水産業費の性質別の内訳をみると、第44図のとおりであり、普通建設事業費が最も大きな割合（農林水産業費総額の49.9%）を占め、以下、人件費（同16.9%）、補助費等（同13.1%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、普通建設事業費が18.4%増（前年度1.0%増）、人件費が3.1%減（同2.6%減）、補助費等が20.1%増（同12.8%増）となっている。

1 商工行政 [資料編：第57表]

地方公共団体は、地域における商工業の振興とその経営の近代化等を図るため、中小企業の指導育成、企業誘致、消費流通対策等さまざまな施策を行っている。

これらの諸施策に要する経費である商工費の決算額は5兆9,157億円で、前年度と比べると4.7%減（前年度5.2%減）となっている。

このうち通常収支分は5兆4,770億円で、貸付金の減少等により、前年度と比べると4.3%減（前年度6.0%減）となっており、東日本大震災分は4,386億円で、前年度と比べると9.8%減となっている。

また、商工費の歳出総額に占める割合は6.1%（都道府県8.2%、市町村3.4%）となっている。

商工費の性質別の内訳をみると、第45図のとおりであり、貸付金が最も大きな割合（商工費総額の76.2%）を占め、以下、補助費等（同9.9%）、普通建設事業費（同4.7%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、貸付金が6.6%減（前年度6.7%減）、補助費等が7.2%減（同11.8%増）、普通建設事業費が33.1%増（同14.9%減）となっている。

性質別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては貸付金が最も大きな割合（81.8%）を占め、次いで補助費等（9.2%）の順となっている。

また、市町村においても貸付金が最も大きな割合（62.0%）を占め、次いで補助費等（13.2%）の順となっている。

第45図 商工費の性質別内訳



(5) 保健衛生 [資料編：第44表～第48表]

地方公共団体は、住民の健康を保持増進し、生活環境の改善を図るため、医療、公衆衛生、精神衛生等に係る対策を推進するとともに、ごみなど一般廃棄物の収集・処理等、住民の日常生活に密着した諸施策を行っている。

これらの諸施策に要する経費である衛生費の決算額は5兆9,885億円で、前年度と比べると0.1%減（前年度11.1%減）となっている。

このうち通常収支分は5兆8,938億円で、ごみ処理施設建設等による普通建設事業費の増加等により、前年度と比べると2.7%増（前年度6.2%減）となっており、東日本大震災分は948億円で、前年度と比べると63.0%減となっている。

また、衛生費の歳出総額に占める割合は6.1%（都道府県3.5%、市町村8.1%）となっている。

衛生費の目的別の内訳をみると、第46図のとおりであり、保健衛生、精神衛生及び母子衛生等に要する経費である公衆衛生費が最も大きな割合（衛生費総額の60.7%）を占め、次いで一般廃棄物等の収集処理等に要する経費である清掃費（同35.7%）となっている。これらの経費を合わせると、衛生費全体の96.4%を占めている。

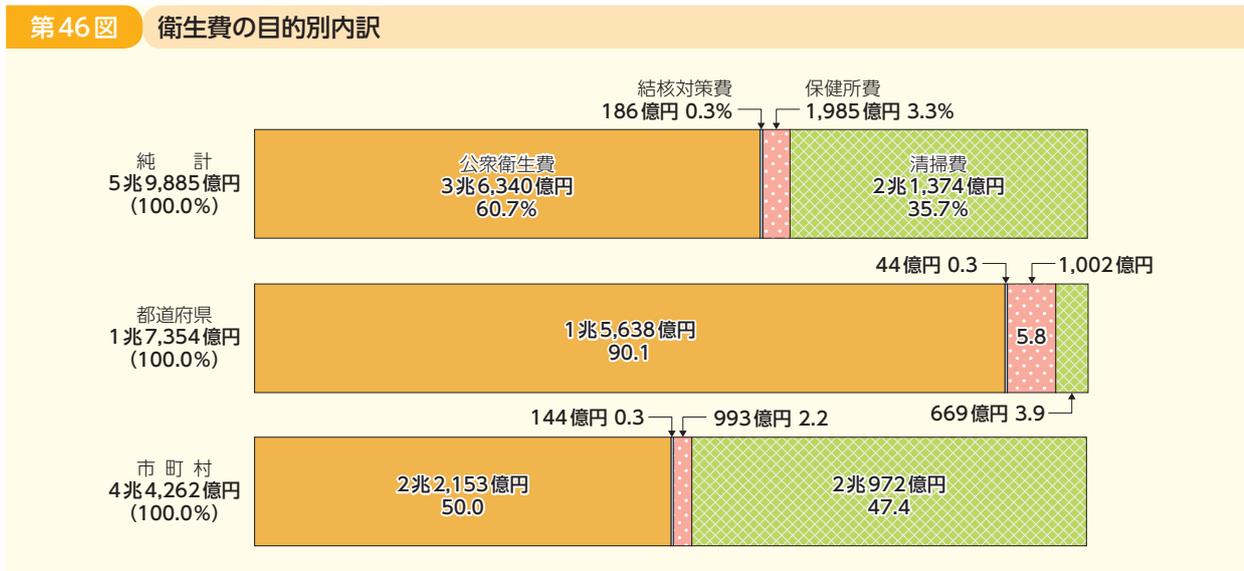
目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては公衆衛生費が大部分（90.1%）を占め、市町村においては公衆衛生費（50.0%）、清掃費（47.4%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、公衆衛生費が1.6%減（前年度16.3%減）、清掃費が2.9%増（同0.8%減）となっている。

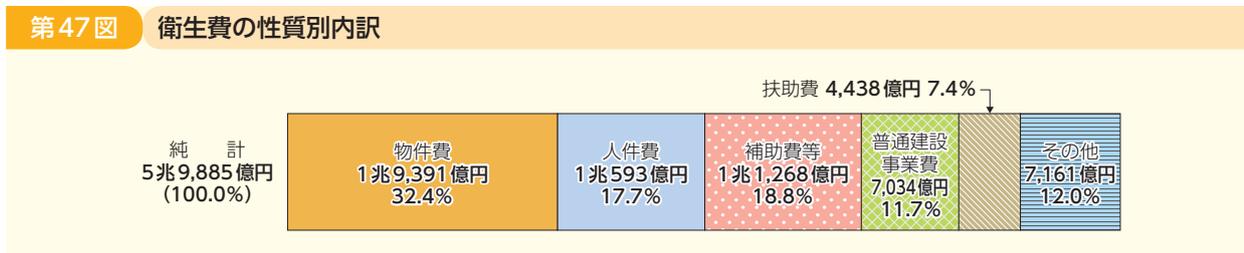
衛生費の性質別の内訳をみると、第47図のとおりであり、ごみ処理等の委託に要する経費等である物件費が最も大きな割合（衛生費総額の32.4%）を占め、以下、補助費等（同18.8%）、清掃関係職員、公衆衛生関係職員の職員給等である人件費（同17.7%）、普通建設事業費（同11.7%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、物件費が0.0%減（前年度0.4%減）、補助費等が5.5%増（同3.4%減）、人件費が3.3%減（同2.5%減）、普通建設事業費が6.1%増（同2.8%増）となっている。

第46図 衛生費の目的別内訳



第47図 衛生費の性質別内訳



## (6) 警察と消防

### ア 警察行政 [資料編：第65表～第66表]

都道府県は、犯罪の防止、交通安全の確保その他地域社会の安全と秩序を維持し、国民の生命、身体及び財産を保護するため、警察行政を行っている。

これらの諸施策に要する経費である警察費の決算額は3兆964億円で、前年度と比べると2.9%減（前年度0.9%減）となっている。

このうち通常収支分は3兆896億円で、前年度と比べると2.7%減（前年度1.0%減）となっており、東日本大震災分は68億円で、前年度と比べると52.3%減となっている。

また、警察費の歳出総額に占める割合は3.2%（都道府県歳出総額の6.2%）となっている。

警察費の性質別の内訳をみると、第48図のとおりであり、警察官の職員給等である人件費が最も大きな割合（警察費総額の81.9%）を占め、以下、物件費（同10.7%）、警察施設、交通信号機の設置等に要する経費である普通建設事業費（同6.2%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、人件費が3.7%減（前年度1.0%減）、物件費が0.6%増（同0.7%減）、普通建設事業費が1.3%増（同1.4%増）となっている。

なお、国家公務員である警視正以上の階級にある地方警務官を除く都道府県警察職員総数は、平成26年4月1日現在、28万4,443人（前年同期28万3,644人）となっており、その内訳は、警察官25万6,828人（同25万6,026人）、警察事務職員等2万7,615人（同2万7,618人）となっている。

## 第48図 警察費の性質別内訳



## 1 消防行政 [資料編：第64表]

地方公共団体は、火災、風水害、地震等の災害から国民の生命、身体及び財産を守り、これらの災害を防除し、被害を軽減するため、消防行政を行っている。

これらの諸施策に要する経費である消防費の決算額は1兆9,931億円で、前年度と比べると4.5%増(前年度3.7%増)となっている。

このうち通常収支分は1兆9,367億円で、前年度と比べると7.7%増(前年度0.9%減)となっており、東日本大震災分は564億円で、前年度と比べると48.4%減となっている。

また、消防費の歳出総額に占める割合は2.0%(都道府県0.4%、市町村3.4%)となっている。

消防費の性質別の内訳をみると、第49図のとおりであり、消防関係職員の職員給等である人件費が最も大きな割合(消防費総額の64.6%)を占め、以下、消防施設の整備、消防自動車の購入等に要する経費である普通建設事業費(同21.6%)、物件費(同9.6%)の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、人件費が1.6%減(前年度2.0%減)、普通建設事業費が31.4%増(同44.8%増)、物件費が0.1%減(同2.8%増)となっている。

なお、消防関係職員数は、平成26年4月1日現在、15万9,171人(前年同期15万8,948人)となっている。

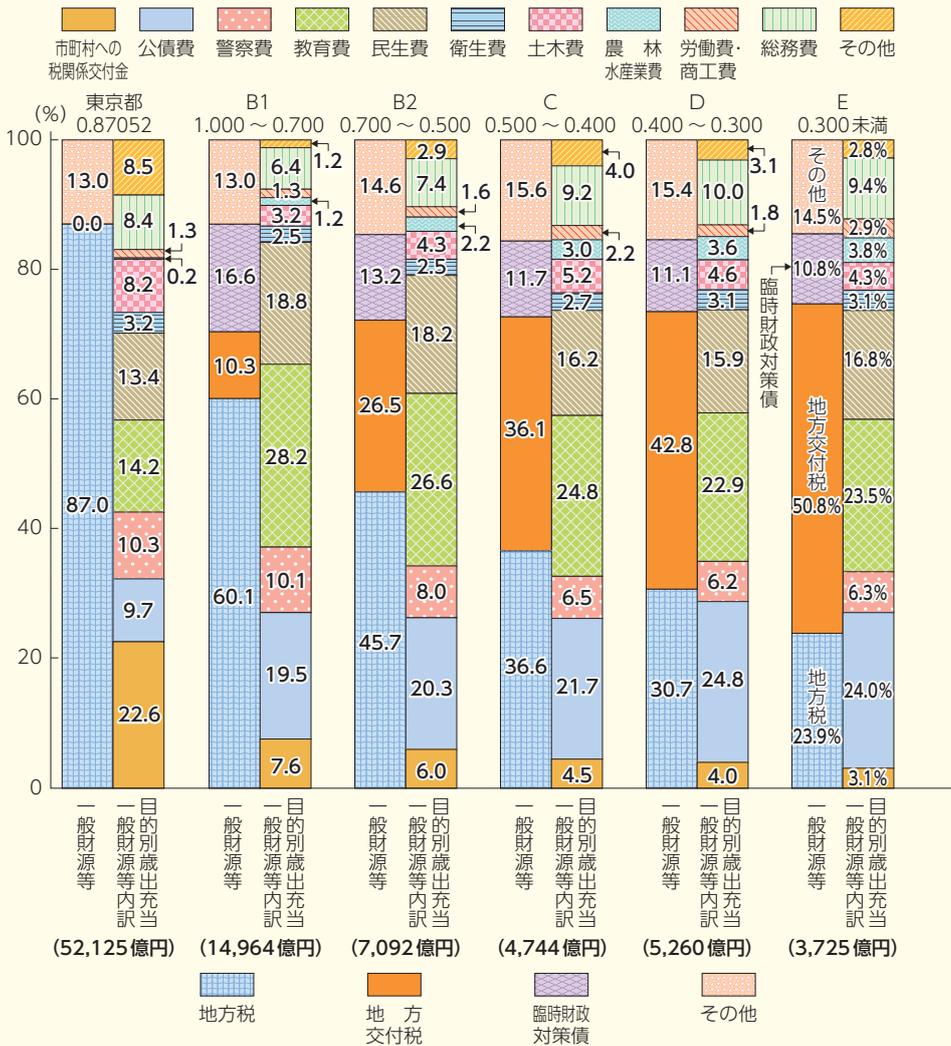
## 第49図 消防費の性質別内訳



## (7) 目的別歳出充当一般財源等の状況

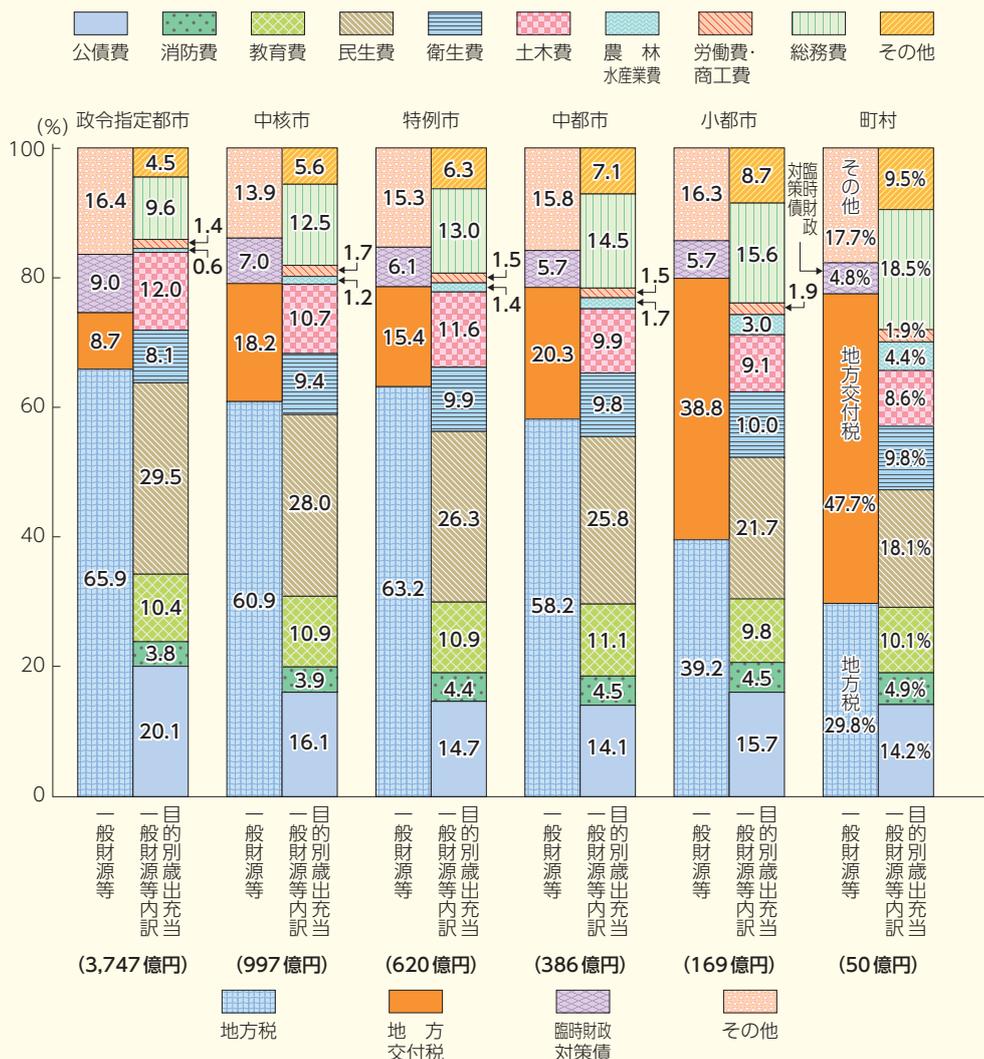
用途の特定されていない財源である一般財源等の歳出への充当について、一般財源等を地方税、地方交付税、臨時財政対策債及びその他に、歳出を目的別にそれぞれ分類した上で、道府県については財政力指数段階グループ別に、市町村(特別区及び一部事務組合等を除く。)については団体区分別に比較してみると、第50図のとおりである。

第50図 目的別歳出充当一般財源等の状況（その1 都道府県（財政力指数別））



(注) 1 東京都以外の道府県は、財政力指数によるB～Eのグループごとの加重平均である。  
 2 グループ別の該当団体  
 B1 愛知県、神奈川県、千葉県、埼玉県、大阪府  
 B2 静岡県、茨城県、兵庫県、福岡県、栃木県、群馬県、広島県、三重県、京都府、滋賀県、宮城県  
 C 岐阜県、岡山県、長野県、石川県、福島県、香川県、富山県  
 D 山口県、新潟県、奈良県、愛媛県、北海道、山梨県、福井県、熊本県、大分県、山形県、青森県、佐賀県、岩手県  
 E 和歌山県、宮崎県、鹿児島県、長崎県、徳島県、沖縄県、秋田県、鳥取県、高知県、島根県  
 3 ( ) 内の金額は、各グループごとの一団体平均の一般財源等の額である。

第50図 目的別歳出充当一般財源等の状況（その2 市町村（団体区分別））



(注) 1 政令指定都市：政令で指定する人口50万人以上の市  
 中核市：政令で指定する人口30万人以上の市  
 特例市：政令で指定する人口20万人以上の市  
 中都市：政令指定都市、中核市及び特例市以外の市のうち人口10万人以上の市  
 小都市：政令指定都市、中核市及び特例市以外の市のうち人口10万人未満の市  
 2 ( ) 内の金額は、各団体区分ごとの一団体平均の一般財源等の額である。

## 5 地方経費の構造

地方公共団体の経費を経済的な性質に着目して分類すると、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別されるが、これらの状況をみると、次のとおりである。

### (1) 義務的経費 [資料編：第73表]

人件費、扶助費及び公債費からなる義務的経費の決算額は47兆4,697億円で、前年度と比べると1.2%減（前年度0.7%減）となっている。

このうち通常収支分は47兆4,184億円で、人件費の減少等により、前年度と比べると1.1%減（前年度0.5%減）となっており、東日本大震災分は513億円で、扶助費の減少等により、前年度と比べると43.3%減となっている。

また、義務的経費の歳出総額に占める割合は48.7%で、前年度と比べると1.1ポイントの低下となっている。

義務的経費の内訳をみると、人件費が22兆1,779億円で、義務的経費に占める割合は46.7%（前年度47.9%）、公債費が13兆986億円で、義務的経費に占める割合は27.6%（同27.0%）、扶助費が12兆1,932億円で、義務的経費に占める割合は25.7%（同25.0%）となっている。

#### ア 人件費 [資料編：第76表～第78表]

人件費は、職員給、地方公務員共済組合等負担金、退職金、委員等報酬、議員報酬手当等からなっている。

人件費の決算額は22兆1,779億円で、各地方公共団体における国家公務員の給与減額支給措置に準じた取組等により、前年度と比べると3.6%減（前年度1.8%減）となっており、団塊の世代の職員の退職に伴う退職金の増加等の影響で増加した平成19年度を除き、11年度をピークに年々低下している。

このうち通常収支分は22兆1,392億円で、職員給や退職金の減少等により、前年度と比べると3.6%減（前年度1.9%減）となっており、東日本大震災分は387億円で、復旧・復興事業に係る職員給の減少等により前年度と比べると17.1%減となっている。

人件費の歳出総額に占める割合及び人件費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合の推移は、**第51図**のとおりである。

人件費の歳出総額に占める割合は、前年度と比べると1.1ポイント低下して22.8%となっており、6年連続で低下している。

人件費の歳出総額に占める割合を団体種類別にみると、都道府県（26.7%）が、市町村立義務教育諸学校教職員の給与を負担していることなどから市町村（16.1%）を上回っている。

また、国家公務員の給与水準を100としたときの、地方公務員の給与水準を指すラスパイレス指数の推移は、**第52図**のとおりであり、平成26年4月1日現在のラスパイレス指数は98.9（対前年度比8.0減）となっている。

ラスパイレス指数を団体区別にみると、都道府県99.9、政令指定都市100.1、都市（中核市、特例市を含む）98.6、町村95.6となっている。

人件費の費目別の主な内訳をみると、**第53図**のとおりであり、職員給が最も大きな割合（人件費総額の69.3%）を占め、以下、地方公務員共済組合等負担金（同14.8%）、退職金（同10.4%）の順となっている。

各費目の決算額を前年度と比べると、職員給が2.9%減（前年度1.3%減）、地方公務員共済組合等負担金が4.8%減（同6.2%減）、退職金が8.8%減（同0.3%減）となっている。

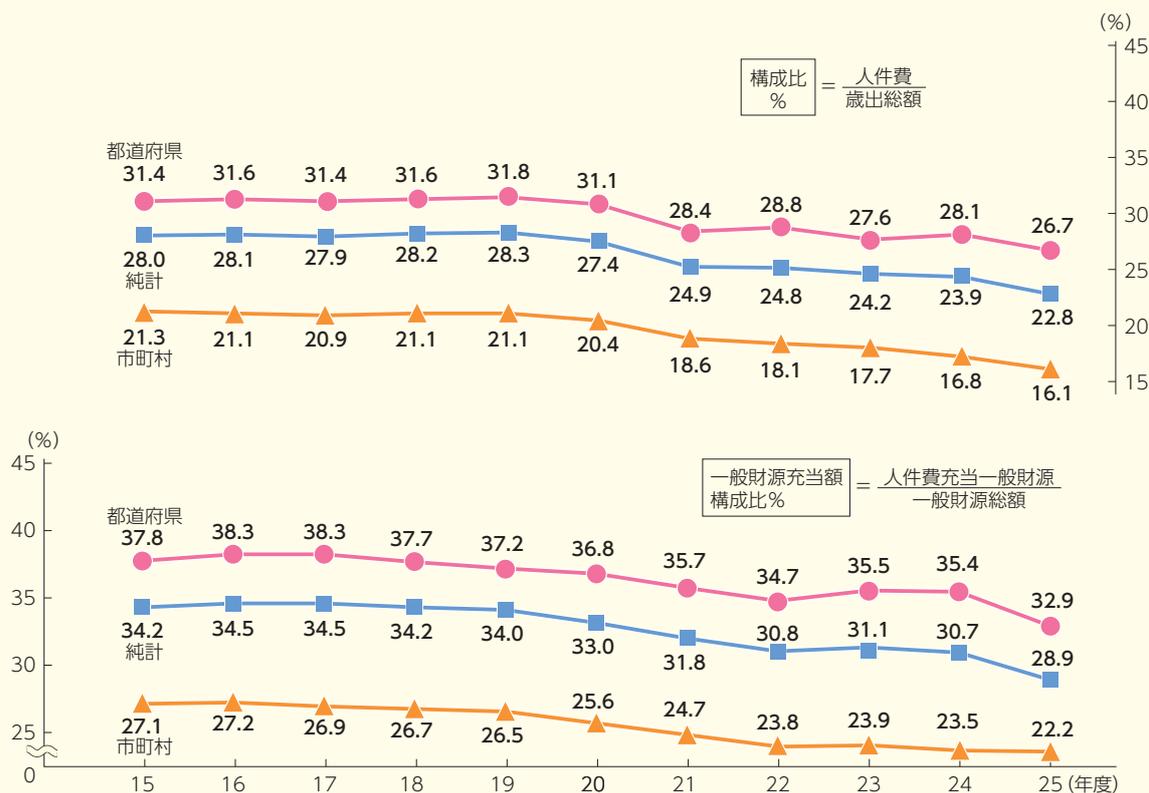
人件費に充当された財源の内訳をみると、**第54図**のとおりであり、一般財源等が最も大きな割合（人

件費総額の88.3%)を占め、以下、国庫支出金(同8.3%)、使用料・手数料(同1.6%)の順となっている。

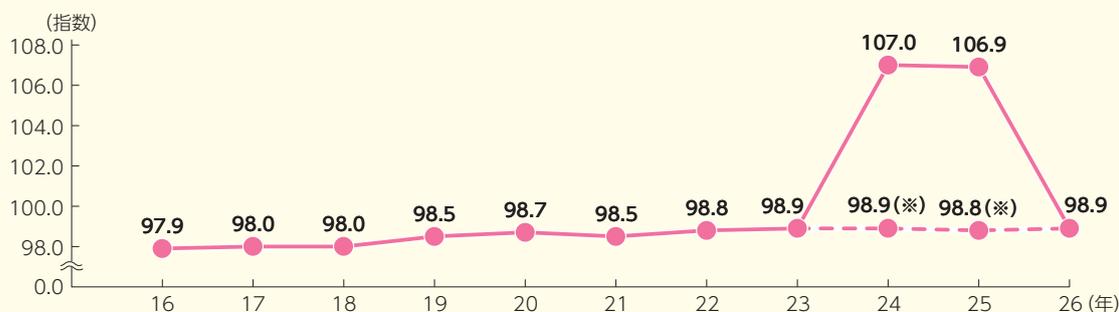
財源の内訳を団体種類別にみると、一般財源等の構成比は、市町村(92.0%)が都道府県(84.8%)を上回っているのに対し、国庫支出金の構成比は、都道府県(13.0%)が市町村(0.6%)を上回っている。

これは、都道府県が負担している市町村立義務教育諸学校教職員の人件費について、国庫負担制度(義務教育費国庫負担金)が設けられていること等によるものである。

第51図 人件費の推移

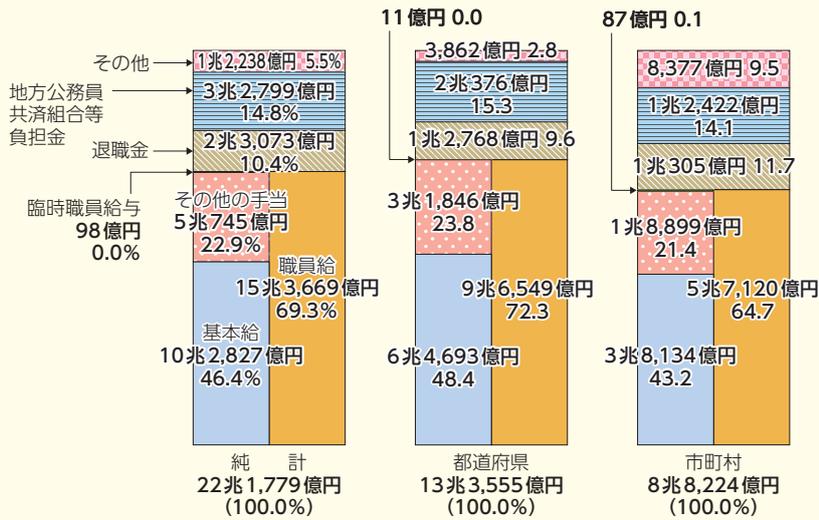


第52図 ラスパイレス指数の推移

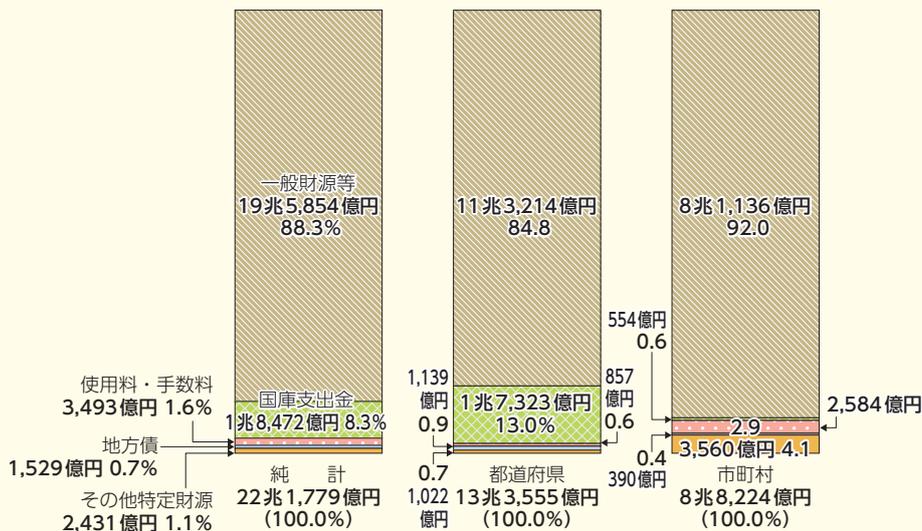


(注) 「地方公務員給与実態調査」により算出。  
 (※) 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)による措置がないとした場合の値である。

第53図 人件費の項目別内訳



第54図 人件費の財源内訳



(ア) 職員給 [資料編：第76表～第77表]

職員給の決算額は15兆3,669億円で、各地方公共団体における国家公務員の給与減額支給措置に準じた取組等により、前年度と比べると2.9%減（前年度1.3%減）となっており、平成11年度以来15年連続で減少し、ピーク時の約8割まで減少している。

このうち通常収支分は15兆3,394億円で、前年度と比べると2.9%減（前年度1.3%減）となっており、東日本大震災分は275億円で、前年度と比べると9.4%減となっている。

職員給の主な内訳をみると、基本給が最も大きな割合（職員給総額の66.9%）を占め、次いでその他の手当（同33.0%）となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、基本給が3.6%減（前年度1.3%減）、その他の手当が1.4%減（同1.4%減）となっている。

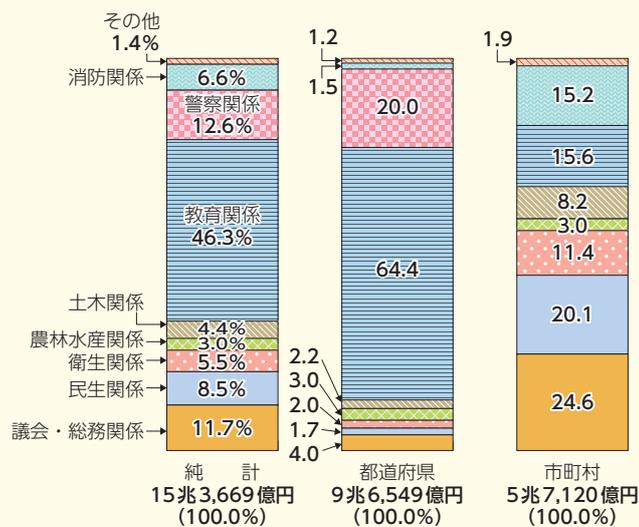
職員給の部門別構成比は、第55図のとおりであり、教育関係が最も大きな割合（職員給総額の46.3%）を占め、以下、警察関係（同12.6%）、議会・総務関係（同11.7%）、民生関係（同8.5%）、消防関係（同6.6%）、衛生関係（同5.5%）の順となっている。

また、職員給の部門別構成比を団体種類別にみると、都道府県においては市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していることから、教育関係が最も大きな割合（64.4%）を占め、警察関係（20.0%）と合わせて全体の84.5%を占めている。

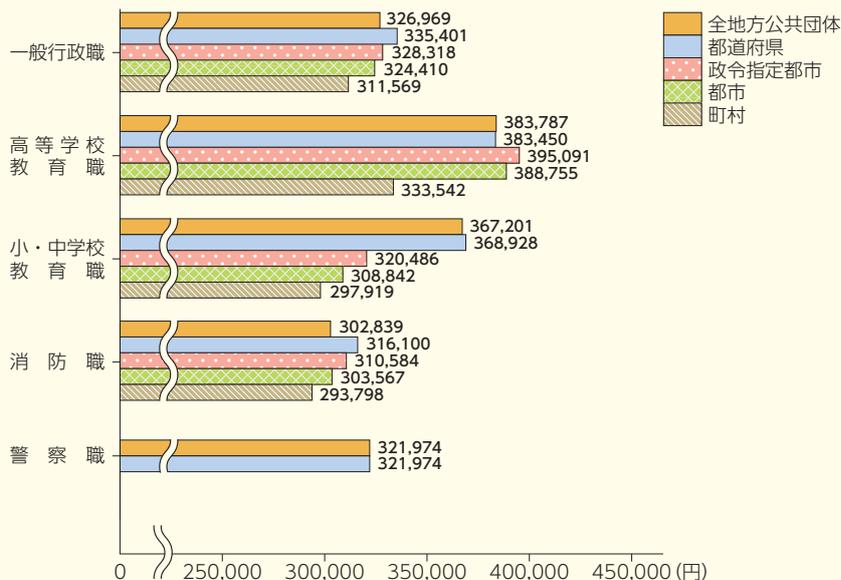
一方、市町村においては議会・総務関係が最も大きな割合（24.6%）を占めており、以下、民生関係（20.1%）、教育関係（15.6%）、消防関係（15.2%）、衛生関係（11.4%）の順となっている。

次に、平成26年4月1日現在における地方公務員（普通会計分）1人当たりの平均給料月額を主な職種別及び団体種類別にみると、第56図のとおりである。職種により平均給料月額に差があるのは、主として、職種別の年齢構成、給料表の構造等の違いによるものである。

第55図 職員給の部門別構成比の状況



第56図 地方公務員1人当たり平均給料月額（普通会計、団体種類別、職種別）



(注) 1 「地方公務員給与実態調査」(平成26年4月1日現在)により算出。  
 2 「都市」には、中核市、特例市を含む(政令指定都市を除く)。  
 3 「高等学校教育職」には、専修学校、各種学校及び特別支援学校の教育職を含み、「小・中学校教育職」には、幼稚園教育職を含む。

## 第1部 平成25年度の地方財政の状況

### (イ) 地方公務員の数 [資料編：第78表]

地方公共団体の職員数（普通会計分）は、事務事業の見直し、組織の合理化、民間委託等の取組が行われたことなどから、平成7年以降19年連続して減少しており、26年4月1日現在の職員数は238万4,377人で、前年同期と比べると5,082人減少（0.2%減）している。

職員の部門別構成比は、**第57図**のとおりであり、教育関係職員が最も大きな割合（全地方公務員数の43.4%）を占め、以下、一般行政関係職員（同38.0%）、警察関係職員（同11.9%）、消防関係職員（同6.7%）の順となっている。なお、職員構成比を団体種類別にみると、都道府県においては教育関係職員が62.6%、警察関係職員が20.0%、一般行政関係職員が16.1%を占め、市町村においては一般行政関係職員が70.5%、教育関係職員が14.9%、消防関係職員が14.6%を占めている。

部門別職員数を前年同期と比べると、警察関係職員が799人増加、消防関係職員が223人増加しているが、教育関係職員が5,232人減少、一般行政関係職員が872人減少している。一般行政関係職員の増減の内訳をみると、議会・総務関係職員が983人増加、民生関係職員が349人増加、商工関係職員が325人増加しているが、衛生関係職員が1,516人減少、税務関係職員が460人減少、農林水産関係職員が401人減少、土木関係職員が82人減少、労働関係職員が70人減少している。

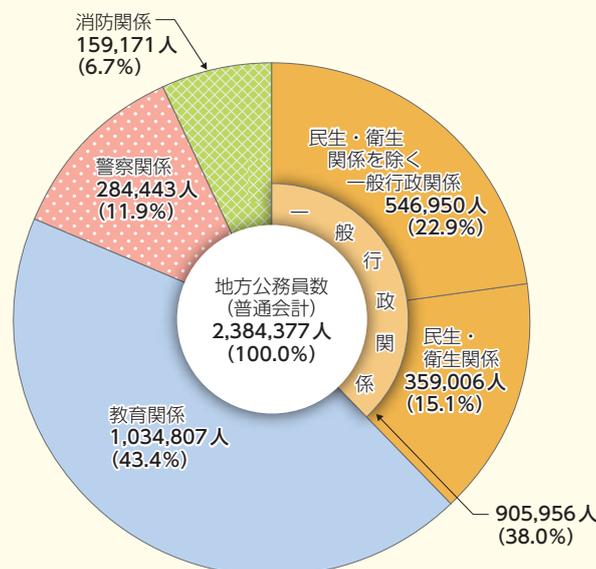
また、部門別職員数の推移は、**第58図**のとおりであり、近年は、一般行政関係職員、教育関係職員が減少傾向にあり、警察関係職員、消防関係職員が増加傾向にある。

さらに、10年前（平成16年4月1日現在）と比較した一般行政関係職員の部門別、団体種類別増減状況は、**第59図**のとおりである。

## 5

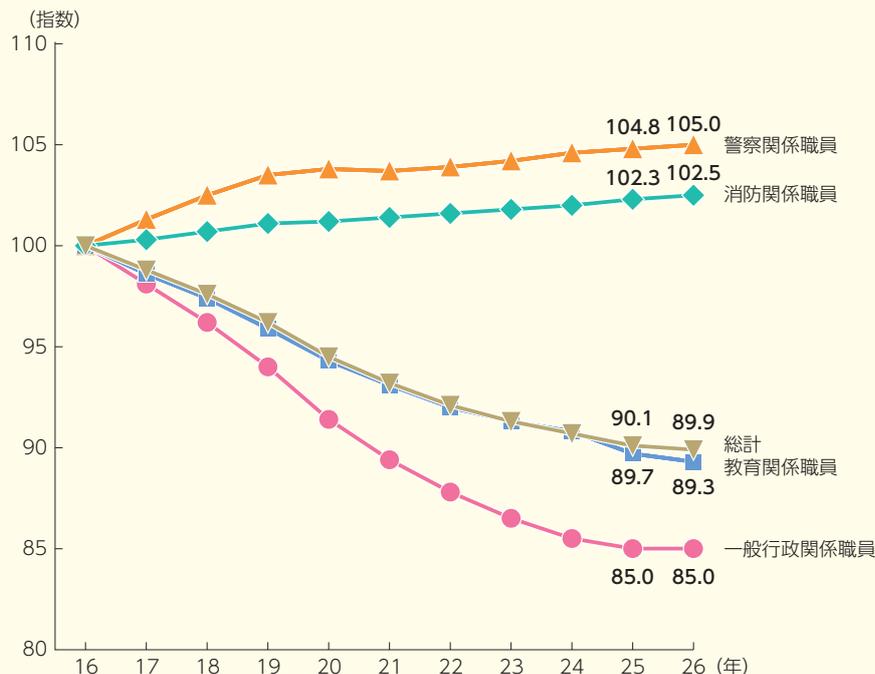
### 地方経費の構造

第57図 地方公務員数の状況



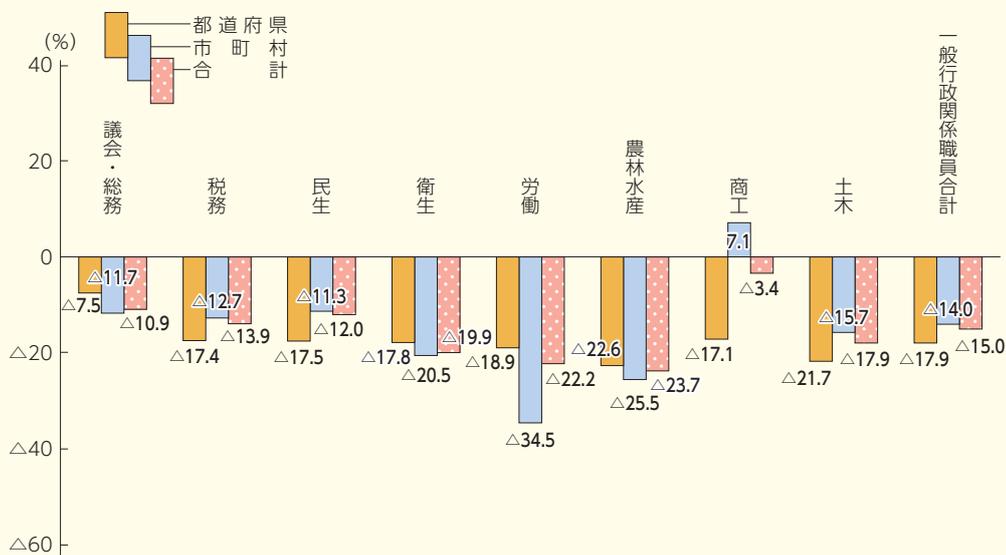
(注)「地方公務員給与実態調査」(平成26年4月1日現在)により算出。

第58図 地方公務員数の推移



(注) 1 「地方公務員給与実態調査」(平成26年4月1日現在)により算出。  
2 平成16年4月1日現在の人数を100とした場合の指数である。

第59図 一般行政関係職員の部門別、団体種類別増減状況 (平成26年4月1日と平成16年4月1日との比較)



(注) 「地方公務員給与実態調査」により算出。

(ウ) 地方議会議員の数

都道府県議会議員の定数は、平成25年12月31日現在で2,735人(対前年度同期比増減なし)となっている。

また、市区町村議会議員の定数は、3万1,741人(対前年度同期比477人減少(1.5%減))となっている。

1 扶助費 [資料編：第81表]

扶助費は、社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、障害者等を援助するために要する経費であ

## 第1部 平成25年度の地方財政の状況

る。

扶助費の決算額は12兆1,932億円で、前年度と比べると1.4%増（前年度0.5%増）となっており、13年連続で増加している。

このうち通常収支分は12兆1,856億円で、障害者自立支援給付費の増加、生活保護受給者数の増加等による生活保護費の増加等により、前年度と比べると1.7%増（前年度1.1%増）となっており、東日本大震災分は76億円で、前年度と比べると82.7%減となっている。

また、扶助費の歳出総額に占める割合は前年度と同率の12.5%となっている。

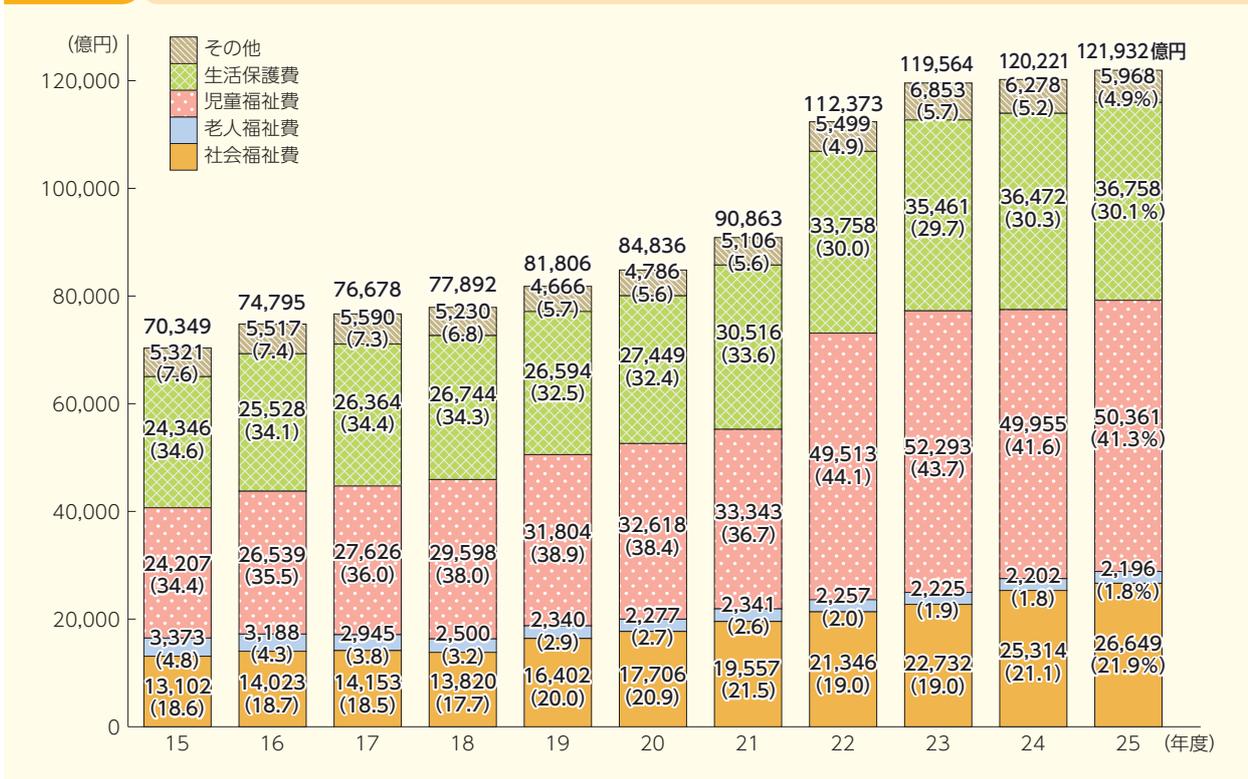
扶助費の目的別の内訳をみると、児童福祉費が5兆361億円で最も大きな割合（扶助費総額の41.3%）を占め、以下、生活保護費の3兆6,758億円（同30.1%）、社会福祉費の2兆6,649億円（同21.9%）、衛生費の4,438億円（同3.6%）の順となっている。

各費目の決算額を前年度と比べると、児童福祉費が0.8%増（前年度4.5%減）、生活保護費が0.8%増（同2.8%増）、社会福祉費が5.3%増（同11.4%増）、衛生費が0.9%増（同1.2%増）となっている。

扶助費の目的別内訳の推移は第60図のとおりである。

なお、扶助費に充当された財源の内訳をみると、生活保護費負担金及び子どものための金銭の給付交付金等の国庫支出金が6兆3,066億円（扶助費総額の51.7%）、次いで一般財源等が5兆2,540億円（同43.1%）となっている。

第60図 扶助費の目的別内訳の推移



### 公債費 [資料編：第98表～第99表]

公債費は、地方債元利償還金及び一時借入金利子の支払いに要する経費である。

公債費の決算額は13兆986億円で、前年度と比べると0.9%増（前年度0.4%増）となっている。

このうち通常収支分は13兆936億円で、前年度と比べると0.9%増（前年度0.4%増）となっており、東日本大震災分は50億円で、前年度と比べると7,210.3%増となっている。

なお、公債費の歳出総額に占める割合は13.4%で、前年度と比べると0.1ポイントの低下となっている。

公債費の内訳をみると、地方債元金償還金が11兆465億円（公債費総額の84.3%）、地方債利子が2兆491億円（同15.6%）、一時借入金利子が29億円（同0.0%）となっている。

各費目の決算額を前年度と比べると、地方債元金償還金が2.1%増（前年度1.3%増）、地方債利子が5.2%減（同4.1%減）、一時借入金利子が24.4%減（同24.0%減）となっている。

公債費を団体種類別にみると、都道府県においては7兆1,274億円で、前年度と比べると2.1%増（前年度2.5%増）、市町村においては6兆223億円で、前年度と比べると0.6%減（同2.1%減）となっている。

また、歳出総額に占める割合を団体種類別にみると、都道府県においては14.2%で、前年度と比べると0.1ポイントの上昇となっており、市町村においては11.0%で、前年度と比べると0.2ポイントの低下となっている。

なお、公債費に充当された財源の内訳をみると、一般財源等が12兆5,385億円（公債費総額の95.7%）となっており、使用料、手数料等の特定財源が5,601億円（同4.3%）となっている。

## (2) 投資的経費 [資料編：第73表]

投資的経費は、道路・橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

投資的経費の決算額は15兆733億円で、前年度と比べると12.3%増（前年度0.9%増）となっている。

このうち通常収支分は13兆1,456億円で、前年度と比べると13.9%増となっており、東日本大震災分は1兆9,278億円で、前年度と比べると2.5%増となっている。

また、投資的経費の歳出総額に占める割合は15.5%で、前年度と比べると1.6ポイントの上昇となっている。

投資的経費の内訳をみると、普通建設事業費は14兆1,914億円で、投資的経費に占める割合は94.1%（前年度92.8%）、災害復旧事業費は8,817億円で、投資的経費に占める割合は5.8%（同7.2%）、失業対策事業費は2億円で、投資的経費に占める割合は0.0%（同0.0%）となっている。

### ア 普通建設事業費 [資料編：第83表]

普通建設事業費は、公共又は公用施設の新増設等に要する経費である。

この普通建設事業費の決算額は14兆1,914億円で、前年度と比べると14.0%増（前年度0.7%減）となっている。

このうち通常収支分は12兆8,526億円で、単独事業、補助事業の増加等により、前年度と比べると15.0%増となっており、東日本大震災分は1兆3,388億円で、防災集団移転促進事業や土地区画整理事業等の復旧・復興事業関係費の増加等により、前年度と比べると5.2%増となっている。

普通建設事業費の内訳をみると、補助事業費（普通建設事業費総額の55.3%）、単独事業費（同39.3%）、国直轄事業負担金（同5.4%）となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、単独事業費は3.5%増（前年度5.3%減）、補助事業費は27.8%増（同0.9%増）、国直轄事業負担金は16.9%減（同20.9%増）となっている。

近年の普通建設事業費の推移は、**第15表**のとおりである。

また、普通建設事業費の内訳の推移は、**第61図**のとおりである。

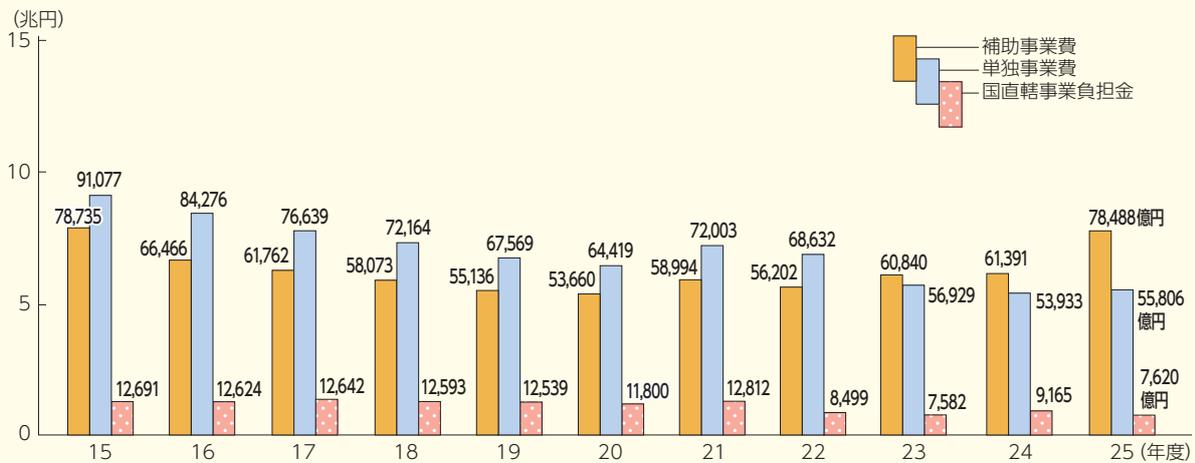
# 第1部 平成25年度の地方財政の状況

## 第15表 普通建設事業費（補助・単独）の推移

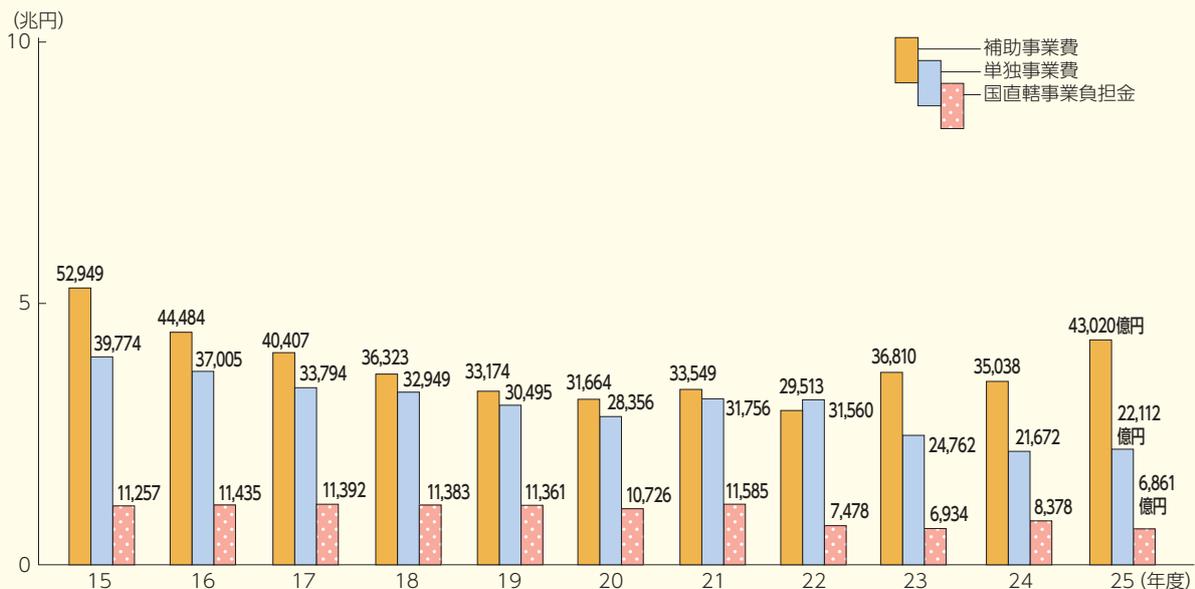
(単位 億円・%)

区 分	平成15年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
普通建設事業費 (A)	182,503	163,367	151,043	142,829	135,243	129,879	143,809	133,334	125,352	124,490	141,914
うち 補助事業 (B)	78,735	66,466	61,762	58,073	55,136	53,660	58,994	56,202	60,840	61,391	78,488
うち 単独事業 (C)	91,077	84,276	76,639	72,164	67,569	64,419	72,003	68,632	56,929	53,933	55,806
普通建設事業費に占める割合 (B)/(A)	43.1	40.7	40.9	40.7	40.8	41.3	41.0	42.2	48.5	49.3	55.3
(C)/(A)	49.9	51.6	50.7	50.5	50.0	49.6	50.1	51.5	45.4	43.3	39.3

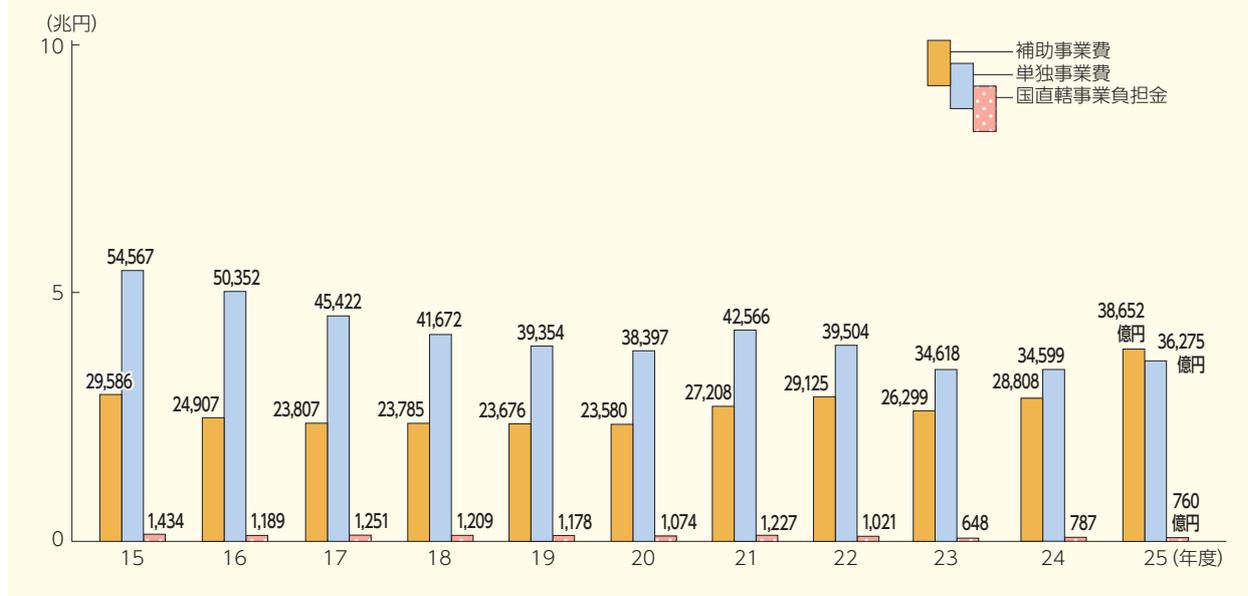
## 第61図 普通建設事業費の推移（その1 純計）



## 第61図 普通建設事業費の推移（その2 都道府県）



## 第61図 普通建設事業費の推移（その3 市町村）



## (ア) 普通建設事業費の目的別内訳 [資料編：第83表～第87表]

普通建設事業費の目的別の内訳をみると、第62図のとおりであり、土木費が最も大きな割合（普通建設事業費総額の52.2%）を占め、以下、教育費（同14.6%）、農林水産業費（同12.3%）の順となっている。

各費目の決算額を前年度と比べると、土木費が14.4%増（前年度0.9%増）、教育費が12.6%増（同6.1%増）、農林水産業費が18.4%増（同1.0%増）となっている。

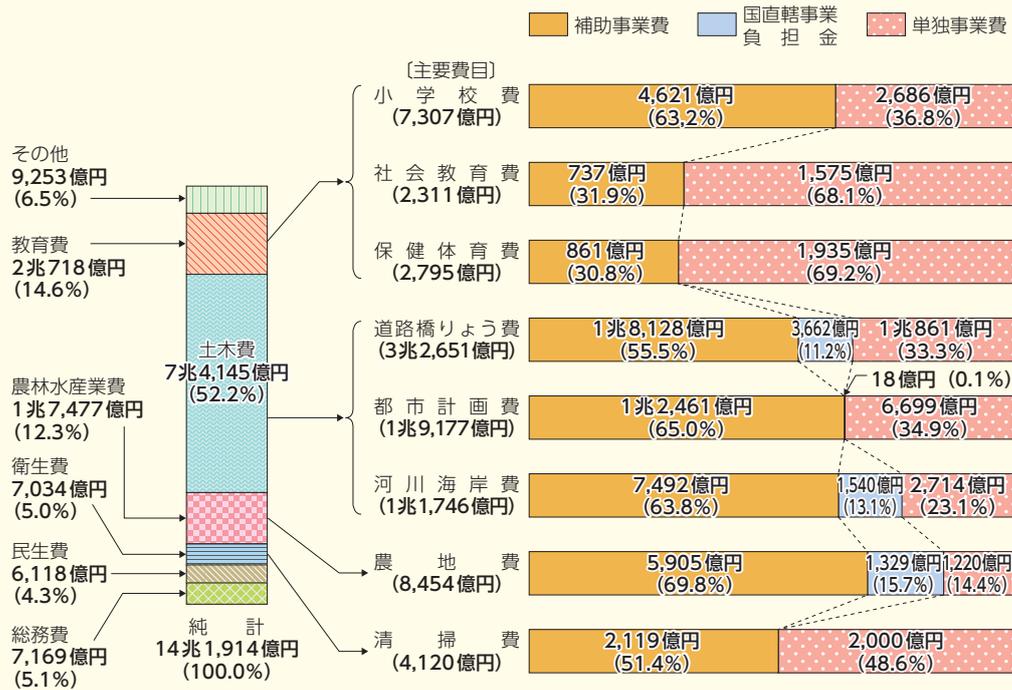
さらに、これらの費目を内訳別にみると、土木費のうちの道路橋りょう費が最も大きな割合（普通建設事業費総額の23.0%）を占め、以下、都市計画費（同13.5%）、河川海岸費（同8.3%）の順となっている。

また、これを団体種類別にみると、都道府県においては道路橋りょう費（普通建設事業費総額の28.7%）、河川海岸費（同14.9%）、農地費（同10.5%）、都市計画費（同8.8%）、林業費（同5.8%）の順となっており、市町村においては都市計画費（同17.4%）、道路橋りょう費（同16.0%）、小学校費（同9.5%）、住宅費（同6.1%）中学校費（同5.7%）の順となっている。

次に、補助事業費及び単独事業費の構成比をみると、総務費、民生費、衛生費、労働費、商工費、消防費及び教育費においては単独事業費が補助事業費の割合を上回っているのに対し、農林水産業費及び土木費においては補助事業費が単独事業費の割合を上回っている。

なお、普通建設事業費の目的別内訳の10年前（平成15年度）の決算額との比較については、第63図のとおりである。

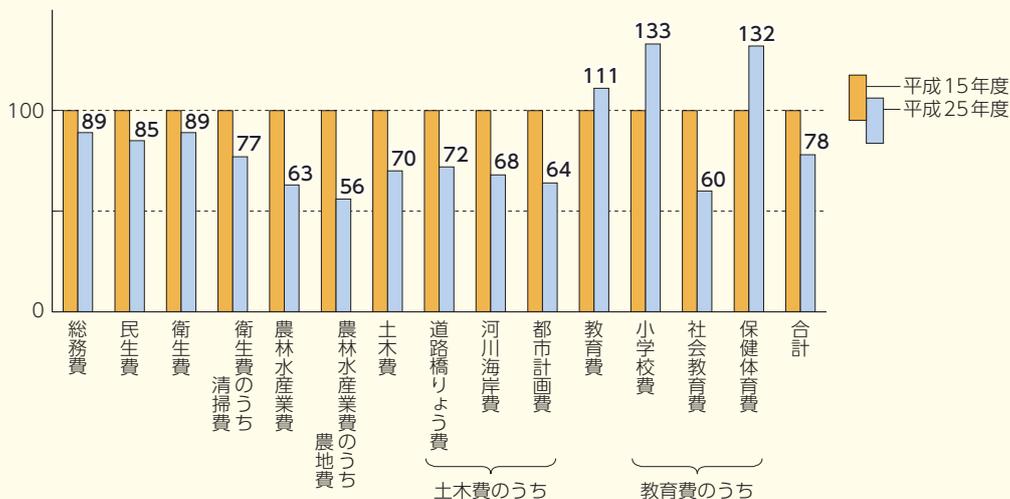
第62図 普通建設事業費の目的別（補助・単独）の状況



5

地方経費の構造

第63図 普通建設事業費の目的別内訳の状況（平成15年度と平成25年度との比較）



(注) 数値は、各項目の平成15年度の数値を100として算出した指数である。

(イ) 補助事業費 [資料編：第84表]

補助事業費は、地方公共団体が国からの負担金又は補助金を受けて実施する事業に要する経費である。補助事業費の決算額は7兆8,488億円で、前年度と比べると27.8%増（前年度0.9%増）となっている。

このうち通常収支分は6兆8,235億円で、前年度と比べると30.0%増となっており、東日本大震災分は1兆252億円で、前年度と比べると15.2%増となっている。

これを団体種類別にみると、都道府県においては4兆3,020億円で、前年度と比べると22.8%増（前年度4.8%減）、市町村においては3兆8,652億円で、前年度と比べると34.2%増（同9.5%増）となっている。

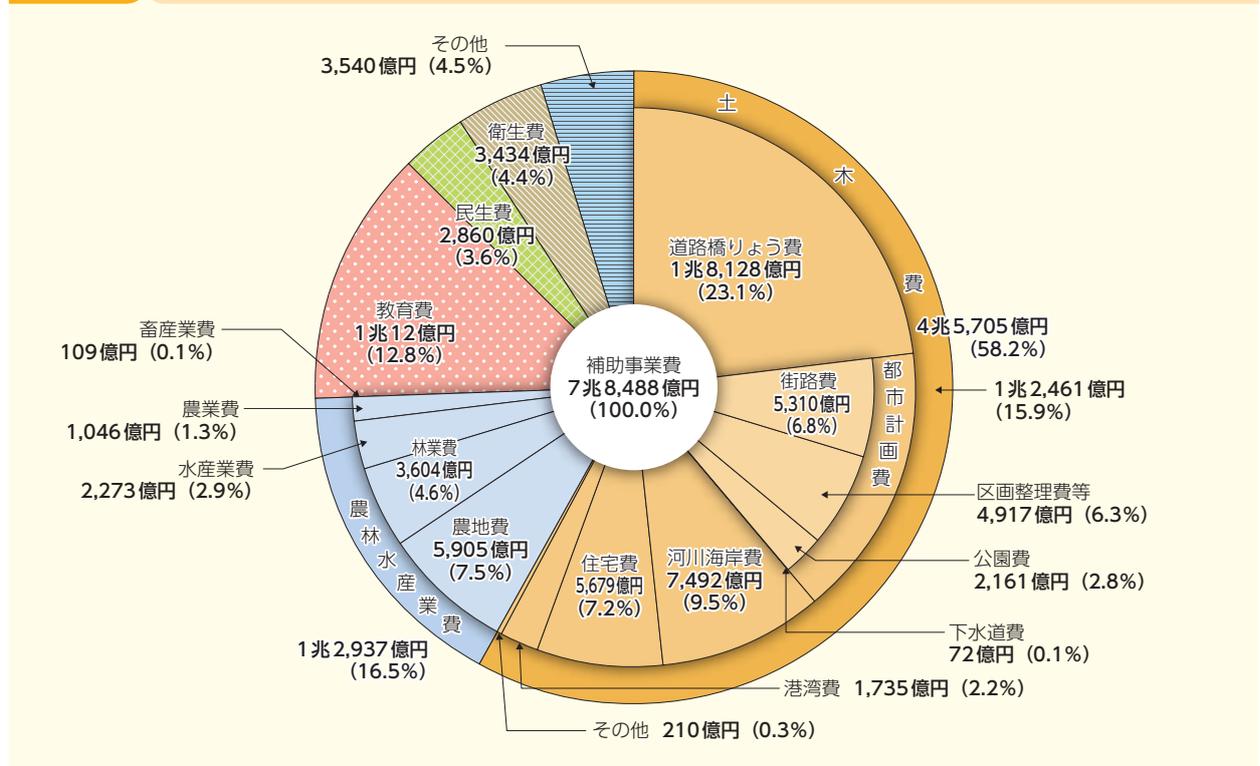
補助事業費の目的別の内訳をみると、第64図のとおりであり、土木費が最も大きな割合（補助事業費総額の58.2%）を占め、以下、農林水産業費（同16.5%）、教育費（同12.8%）、衛生費（同4.4%）の順となっている。

各費目の決算額を前年度と比べると、土木費が31.7%増（前年度6.3%増）、農林水産業費が31.0%増（同3.3%増）、教育費が21.1%増（同13.5%増）、衛生費が11.0%増（同1.5%増）となっている。

さらに、これらの費目を内訳別にみると、道路橋りょう費が最も大きな割合（補助事業費総額の23.1%）を占め、以下、都市計画費（同15.9%）、河川海岸費（同9.5%）の順となっている。

これを団体種類別にみると、都道府県においては道路橋りょう費（補助事業費総額の28.5%）、河川海岸費（同16.6%）、農地費（同13.4%）の順となっており、市町村においては都市計画費（同22.6%）、道路橋りょう費（同15.2%）、小学校費（同12.0%）の順となっている。

第64図 補助事業費の目的別内訳の状況



(ウ) 単独事業費 [資料編：第86表]

単独事業費は、地方公共団体が国の補助等を受けずに自主的・主体的に地域の実情等に応じて実施する事業に要する経費である。

単独事業費の決算額は5兆5,806億円で、前年度と比べると3.5%増（前年度5.3%減）となっている。このうち通常収支分は5兆3,309億円で、前年度と比べると4.9%増となっており、東日本大震災分は2,498億円で、前年度と比べると19.5%減となっている。

これを団体種類別にみると、都道府県においては2兆2,112億円で、前年度と比べると2.0%増（前年度12.5%減）、市町村においては3兆6,275億円で、前年度と比べると4.8%増（同0.1%減）となっている。

単独事業費の目的別の内訳をみると、第65図のとおりであり、土木費が最も大きな割合（単独事業費総額の39.8%）を占め、以下、教育費（同19.2%）、総務費（同10.7%）の順となっている。

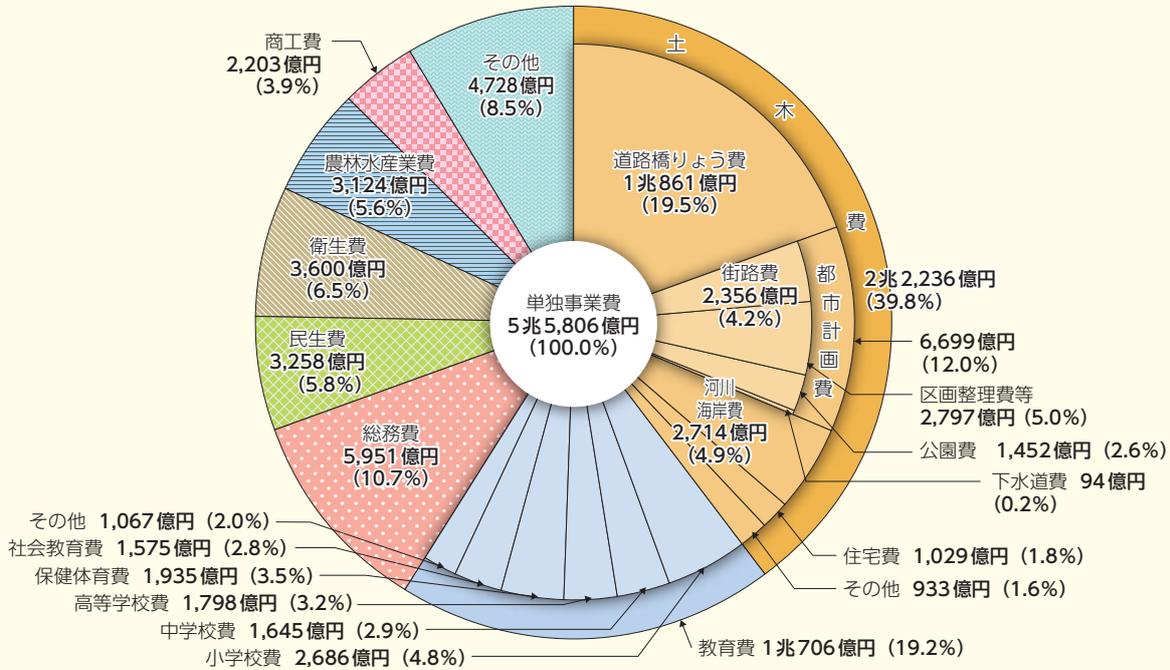
各費目の決算額を前年度と比べると、土木費が1.8%減（前年度12.0%減）、教育費が5.6%増（同0.7%増）、総務費が12.3%増（同2.2%増）となっている。

## 第1部 平成25年度の地方財政の状況

さらに、これらの費目を内訳別にみると、道路橋りょう費が最も大きな割合（単独事業費総額の19.5%）を占め、以下、都市計画費（同12.0%）、河川海岸費（同4.9%）の順となっている。

また、これを団体種類別にみると、都道府県においては道路橋りょう費（単独事業費総額の23.1%）、都市計画費（同11.1%）、河川海岸費（同9.3%）の順となっており、市町村においては道路橋りょう費（同16.2%）、都市計画費（同12.1%）、小学校費（同7.4%）の順となっている。

第65図 単独事業費の目的別内訳の状況



### (工) 国直轄事業負担金 [資料編：第85表]

国直轄事業負担金は、国が道路、河川、砂防、港湾等の土木事業等を直轄で実施する場合において、法令の規定により地方公共団体がその一部を負担する経費である。

国直轄事業負担金の決算額は7,620億円で、前年度と比べると16.9%減（前年度20.9%増）となっている。

このうち通常収支分は6,982億円で、前年度と比べると17.3%減となっており、東日本大震災分は638億円で、前年度と比べると11.0%減となっている。

国直轄事業負担金の目的別の内訳をみると、土木費が最も大きな割合（国直轄事業負担金総額の81.4%）を占め、次いで農林水産業費（同18.6%）となっている。

各費目の決算額を前年度と比べると、土木費が17.3%減（前年度26.7%増）、農林水産業費が14.9%減（同0.0%増）となっている。

さらに、これらの費目を内訳別にみると、道路橋りょう費が最も大きな割合（国直轄事業負担金総額の48.1%）を占め、以下、河川海岸費（同20.2%）、農地費（同17.4%）の順となっている。

### (オ) 普通建設事業費の充当財源 [資料編：第83表～第86表]

普通建設事業費に充当された主な財源の内訳をみると、地方債が最も大きな割合（普通建設事業費総額の34.9%）を占めており、以下、国庫支出金（同26.2%）、一般財源等（同25.2%）の順となっている。

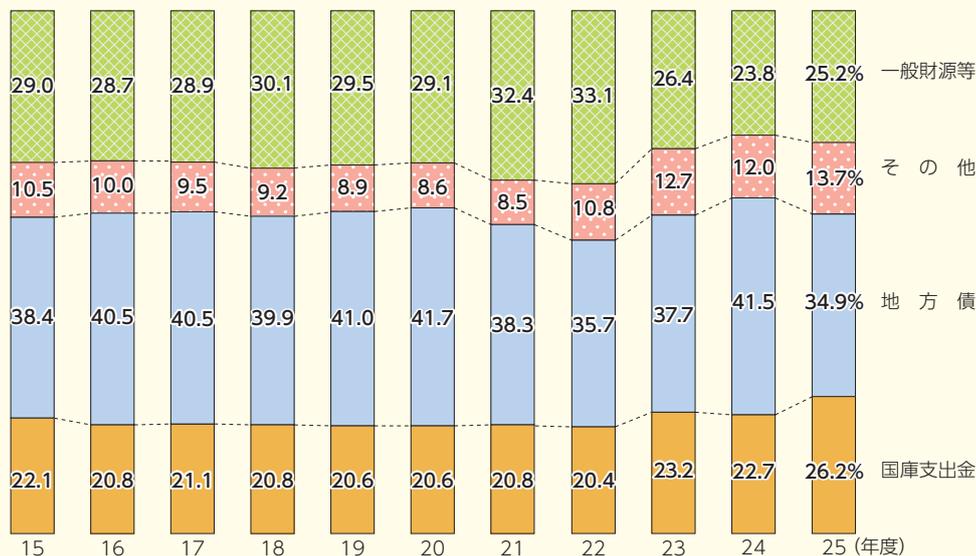
普通建設事業費に充当された主な財源の決算額の構成比を前年度と比べると、地方債は6.6ポイントの低下、国庫支出金は3.5ポイントの上昇、一般財源等は1.4ポイントの上昇となっている。

また、これを補助事業費及び単独事業費に分けてみると、補助事業費については、国庫支出金が

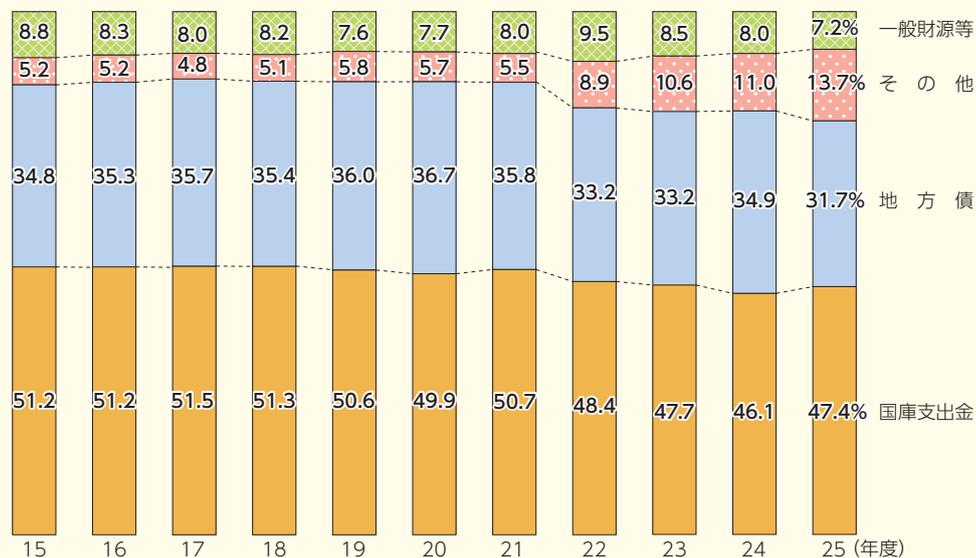
47.4%、地方債が31.7%、一般財源等が7.2%となっており、単独事業費については、一般財源等が50.7%、地方債が34.4%となっている。

普通建設事業費に充当された主な財源の内訳の推移は、第66図のとおりである。

第66図 普通建設事業費の財源構成比の推移（その1 総計）



第66図 普通建設事業費の財源構成比の推移（その2 補助事業費）



第66図 普通建設事業費の財源構成比の推移（その3 単独事業費）



(カ) 用地取得費 [資料編：第88表～第90表]

地方公共団体が道路、公園、公営住宅、学校の建設等社会資本整備を推進するための用地取得に要する経費である用地取得費の決算額は1兆3,154億円で、前年度と比べて5.0%増（前年度2.1%増）となっている。

これを団体種類別にみると、都道府県においては4,854億円で、前年度と比べると7.5%増（前年度6.2%減）、市町村においては8,300億円で、前年度と比べると3.5%増（同7.5%増）となっている。

用地取得費の目的別の主な内訳をみると、第67図のとおりであり、土木関係が用地取得費総額の中で最も大きな割合（用地取得費総額の79.7%）を占め、次いで、教育関係（同6.9%）となっている。

さらに、土木関係の内訳をみると、都市計画が最も大きな割合（用地取得費総額の40.3%、都道府県37.0%、市町村42.2%）を占め、次いで、道路橋りょう（同23.6%、同38.6%、同14.9%）となっている。

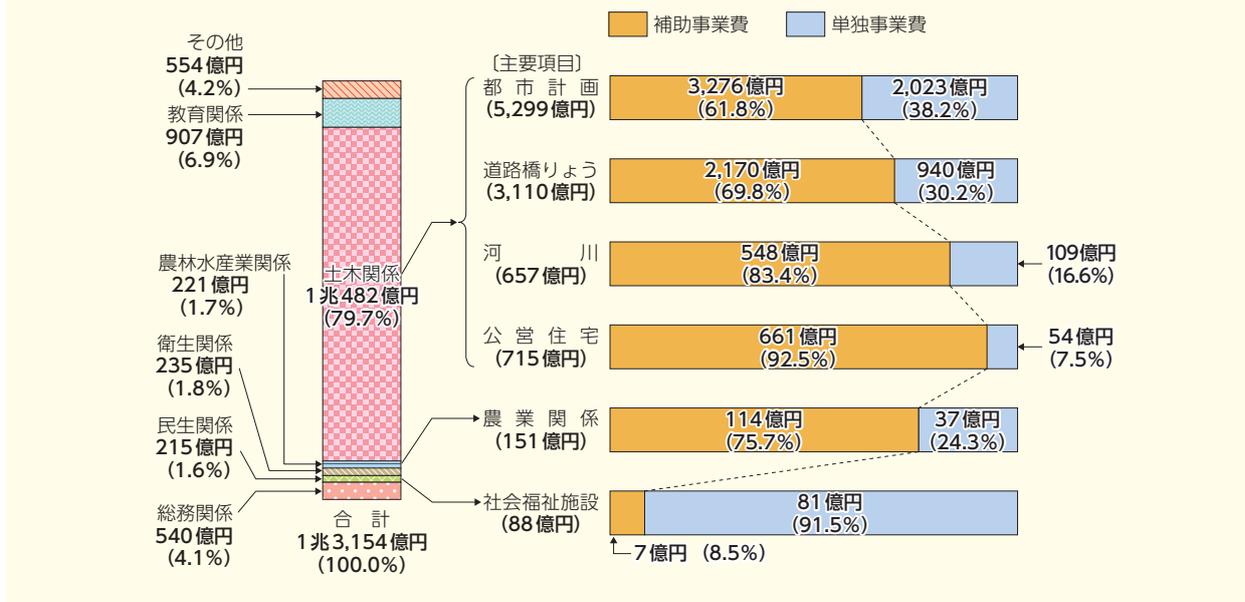
また、用地取得費のうち用地を取得するために要した移転等の補償費、賠償費は3,984億円で、用地取得費に占める割合は、前年度と比べると1.6ポイント上昇の30.3%（都道府県48.9%、市町村19.4%）となっている。

取得用地面積（債務負担行為等に係るものを含む。）は9,248万2千m<sup>2</sup>（都道府県2,329万7千m<sup>2</sup>、市町村6,918万4千m<sup>2</sup>）で、前年度と比べると12.2%増となっている。

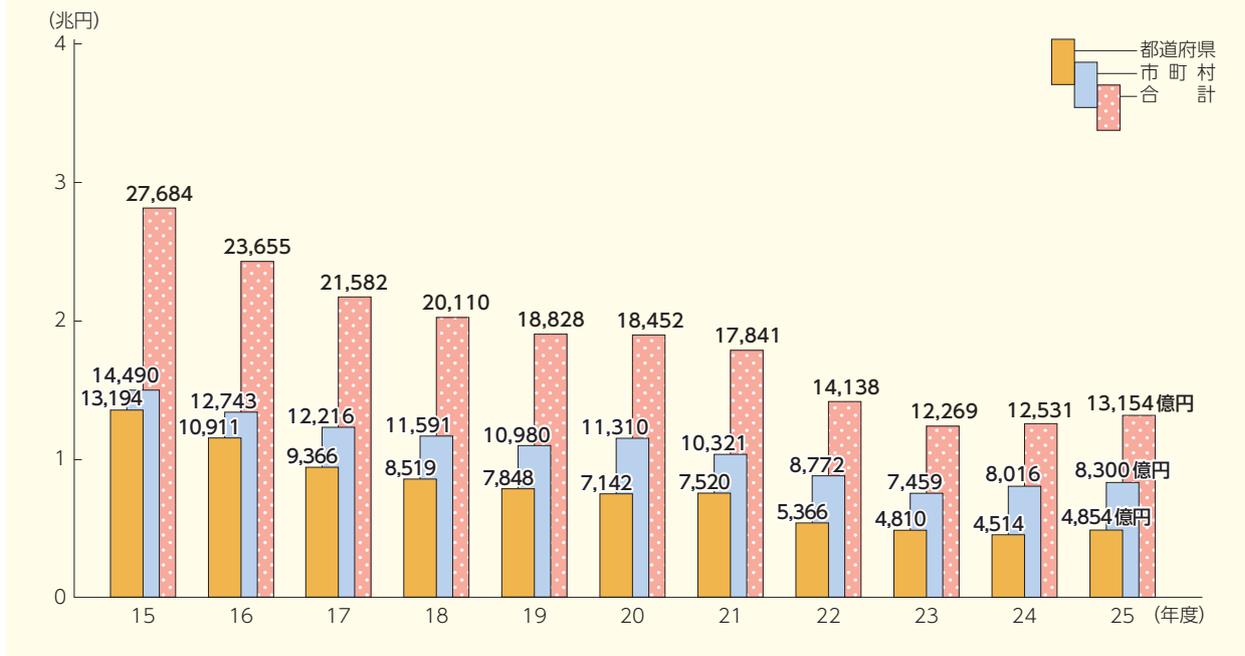
用地取得費の推移は、第68図のとおりである。

また、普通建設事業費に占める用地取得費の割合の推移は、第16表のとおりであり、平成25年度は9.3%（都道府県6.7%、市町村10.8%）となっている。

第67図 用地取得費の目的別（補助・単独）の状況



第68図 用地取得費の推移



第16表 普通建設事業費に占める用地取得費の割合の推移

区分	平成15年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
都道府県	12.7	11.7	10.9	10.6	10.5	10.1	9.8	7.8	7.0	6.9	6.7
市町村	16.4	16.1	16.8	16.9	16.6	17.5	14.2	12.3	11.9	12.2	10.8
政令指定都市	24.0	22.8	22.7	23.8	22.4	22.5	19.6	16.3	16.0	15.5	14.3
特別区	23.0	22.5	30.6	24.6	25.2	31.1	25.5	17.6	18.1	14.2	10.6
中核市	19.4	17.0	16.2	16.3	15.9	18.3	16.4	15.0	14.6	15.0	12.1
特例市	20.6	25.5	22.9	21.9	18.6	20.6	18.2	17.8	14.2	15.0	15.4
都市	18.5	16.6	16.1	15.7	15.6	15.5	12.2	11.6	10.6	11.9	10.4
町村	8.7	8.8	8.8	8.8	8.7	7.8	5.6	4.9	5.3	6.6	7.6
一部事務組合等	4.9	2.4	1.6	3.1	1.7	1.8	2.7	3.2	3.8	3.8	1.7
合計	14.4	13.8	13.6	13.5	13.9	14.2	12.4	10.6	9.8	10.1	9.3

1 災害復旧事業費 [資料編：第91表]

災害復旧事業費は、地震、台風その他異常な自然現象等の災害によって被災した施設を原形に復旧するために要する経費である。

この災害復旧事業費の決算額は8,817億円で、前年度と比べると9.2%減（前年度27.2%増）となっている。

このうち通常収支分は2,928億円で、前年度と比べると19.4%減となっており、東日本大震災分は5,890億円で、前年度と比べると3.1%減となっている。

災害復旧事業費の内訳をみると、第69図のとおりである。

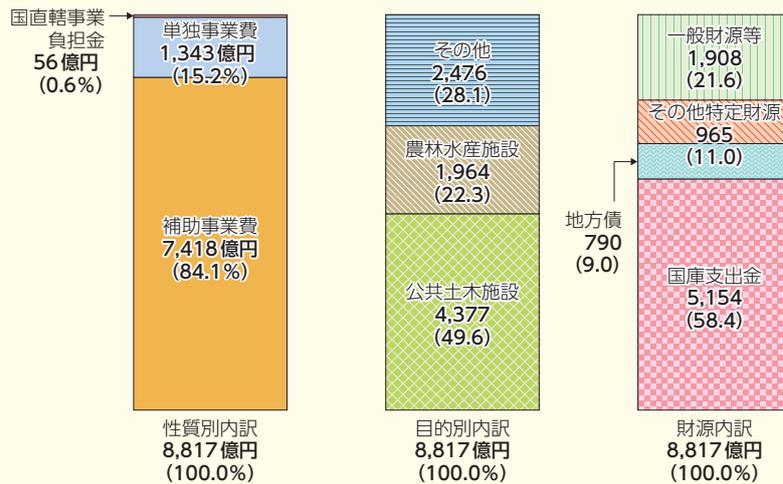
災害復旧事業費の内訳は、補助事業費が7,418億円で、前年度と比べると7.3%減（前年度43.6%増）、単独事業費が1,343億円で、前年度と比べると14.1%減（同19.7%減）、国直轄事業負担金が56億円で、前年度と比べると61.0%減（同24.2%増）となっている。

また、目的別内訳の構成比をみると、道路、河川、海岸、港湾、漁港等の公共土木施設関係（災害復旧事業費総額の49.6%）と農地、農業用施設等の農林水産施設関係（同22.3%）で全体の71.9%を占めている。

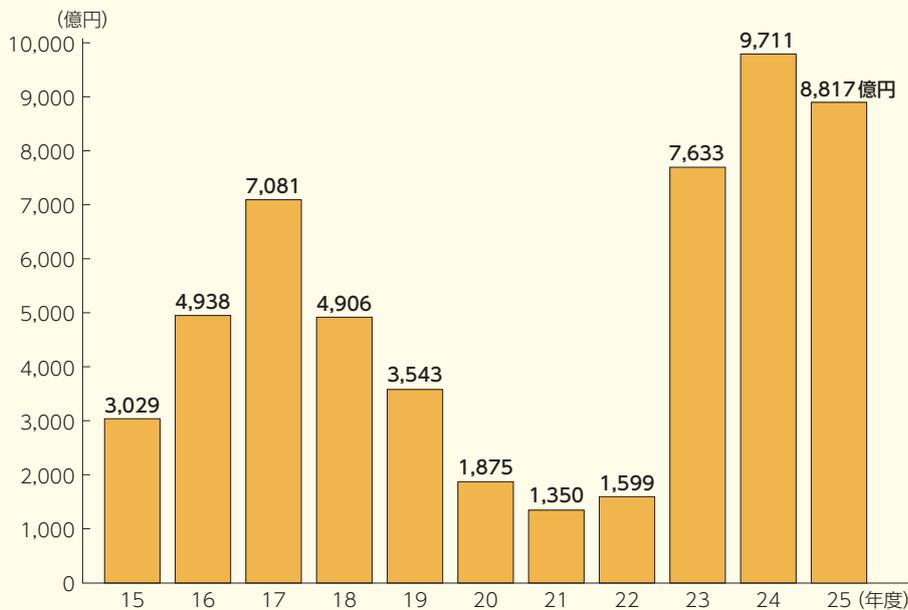
災害復旧事業費に充当された財源の内訳をみると、国庫支出金が最も大きな割合（災害復旧事業費総額の58.4%）を占め、次いで一般財源等（同21.6%）となっており、これらの財源で充当された財源の80.1%を占めている。

災害復旧事業費の推移は、第70図のとおりである。

第69図 災害復旧事業費の状況



第70図 災害復旧事業費の推移



ウ 失業対策事業費 [資料編：第92表]

失業対策事業費は、失業者に就業の機会を与えることを主たる目的として、道路、河川、公園の整備等を行う事業に要する経費である。

この失業対策事業費の決算額は2億円で、前年度と比べると15.7%増（前年度68.4%減）となっている。

その内訳をみると、補助事業費が1億円（失業対策事業費総額の39.0%）、単独事業費が1億円（同61.0%）となっている。

また、失業対策事業費に充当された財源は、一般財源等が2億円（失業対策事業費総額の99.9%）等となっている。

(3) その他の経費 [資料編：第73表]

その他の経費には、物件費、維持補修費、補助費等、繰出金、積立金、投資及び出資金、貸付金並びに前年度繰上充用金があり、その決算額は34兆8,690億円で、前年度と比べると0.3%減（前年度1.1%減）となっている。

その他の経費の歳出総額に占める割合は35.8%で、前年度と比べると0.5ポイントの低下となっている。

その他の経費の内訳をみると、第17表のとおりである。

その他の経費の内訳別に歳出総額に対する割合をみると、補助費等が9.7%（前年度9.5%）、物件費が9.2%（同9.1%）、貸付金が5.5%（同6.0%）、繰出金が5.3%（同5.4%）、積立金が4.5%（同4.7%）の順となっている。

なお、その他の経費のうち地方公営企業会計に対する繰出しの状況についてみると、法適用企業（「地方公営企業法」〔昭和27年法律第292号〕の規定の全部又は一部を適用している事業）の地方公営企業会計に対する繰出し（補助費等）は2兆43億円、法非適用企業（「地方公営企業法」の規定を適用していない事業）の地方公営企業会計に対する繰出し（繰出金）は1兆1,959億円で、合計3兆2,002億円となっており、前年度と比べると0.9%減（前年度2.6%減）となっている。

5

地方経費の構造

第17表 その他の経費の状況

区 分	決 算 額		増 減 率	
	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度
	億円	億円	%	%
物 件 費	89,423	87,274	2.5	△ 0.6
維 持 補 修 費	11,269	11,096	1.6	△ 0.0
補 助 費 等	94,914	91,904	3.3	3.2
繰 出 金	51,405	51,648	△ 0.5	1.3
積 立 金	44,263	45,760	△ 3.3	△ 1.0
投 資 及 び 出 資 金	3,433	3,784	△ 9.3	△ 20.3
貸 付 金	53,981	58,288	△ 7.4	△ 8.5
前 年 度 繰 上 充 用 金	2	7	△ 69.8	△ 64.6
合 計	348,690	349,762	△ 0.3	△ 1.1

ア 物件費 [資料編：第79表]

賃金、旅費、役務費、委託料等の経費である物件費の決算額は8兆9,423億円で、前年度と比べると2.5%増（前年度0.6%減）となっている。

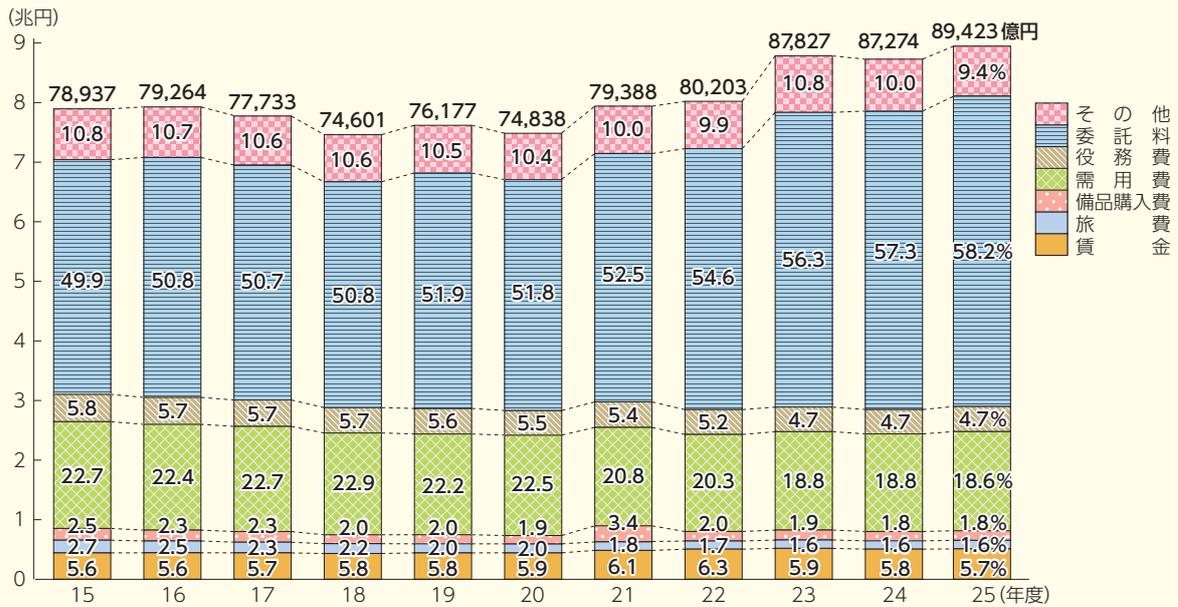
このうち通常収支分は8兆1,902億円で、前年度と比べると2.1%増となっており、東日本大震災分は7,521億円で、7.0%増となっている。

その内訳をみると、委託料が最も大きな割合（物件費総額の58.2%）を占め、次いで消耗品の取得等に要する需用費（同18.6%）となっており、これらの経費で物件費総額の76.8%を占めている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、委託料が4.0%増（前年度1.2%増）、需用費が1.4%増（同0.9%減）となっている。

なお、物件費の内訳の推移は、第71図のとおりである。

第71図 物件費の推移



1 維持補修費 [資料編：第80表]

地方公共団体が管理する公共用施設等の維持に要する経費である維持補修費の決算額は1兆1,269億円で、前年度と比べると1.6%増（前年度0.0%減）となっている。

このうち通常収支分は1兆1,235億円で、前年度と比べると1.7%増となっており、東日本大震災分は34億円で、24.8%減となっている。

維持補修費の目的別の内訳をみると、第72図のとおりであり、土木費（維持補修費総額の67.8%）、衛生費（同11.1%）、教育費（同9.6%）の順となっており、道路・橋りょう、公営住宅等の土木関係施設、清掃施設等の衛生関係施設及び小・中学校等の教育関係施設に係るものの合計で維持補修費総額の88.5%を占めている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、土木費が1.7%増（前年度1.4%増）、衛生費が2.0%増（同1.7%減）、教育費が1.2%減（同1.6%増）となっている。

第72図 維持補修費の目的別内訳の状況



2 補助費等 [資料編：第82表]

地方公営企業会計（法適用企業）に対する負担金、国民健康保険制度における都道府県調整交付金等のような市町村の地方公営事業会計に対する都道府県の負担金、さまざまな団体等への補助金、報償費、寄附金等の補助費等の決算額は9兆4,914億円で、前年度と比べると3.3%増（前年度3.2%増）となっている。

このうち通常収支分は9兆3,354億円で、前年度と比べると4.3%増となっており、東日本大震災分は

## 第1部 平成25年度の地方財政の状況

1,560億円で、35.8%減となっている。

補助費等の目的別の内訳をみると、民生費が3兆6,353億円で最も大きな割合（補助費等総額の38.3%）を占め、以下、教育費の1兆4,016億円（同14.8%）、衛生費の1兆1,268億円（同11.9%）、土木費の1兆197億円（同10.7%）、総務費の9,685億円（同10.2%）、商工費の5,849億円（同6.2%）、農林水産業費の4,579億円（同4.8%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、民生費が0.5%増（前年度2.5%増）、教育費が1.2%増（同1.0%増）、衛生費が5.5%増（同3.4%減）、土木費が4.3%増（同2.4%増）、総務費が18.8%増（同11.8%増）、商工費が7.2%減（同11.8%増）、農林水産業費が20.1%増（同12.8%増）となっている。

補助費等のうち、法適用企業に対する負担金及び補助金は、地方公営企業の性質上一般会計等において負担すべき経費があることから支出されるものであり、その額は1兆6,649億円で、前年度と比べると0.1%減（前年度0.1%減）となっている。

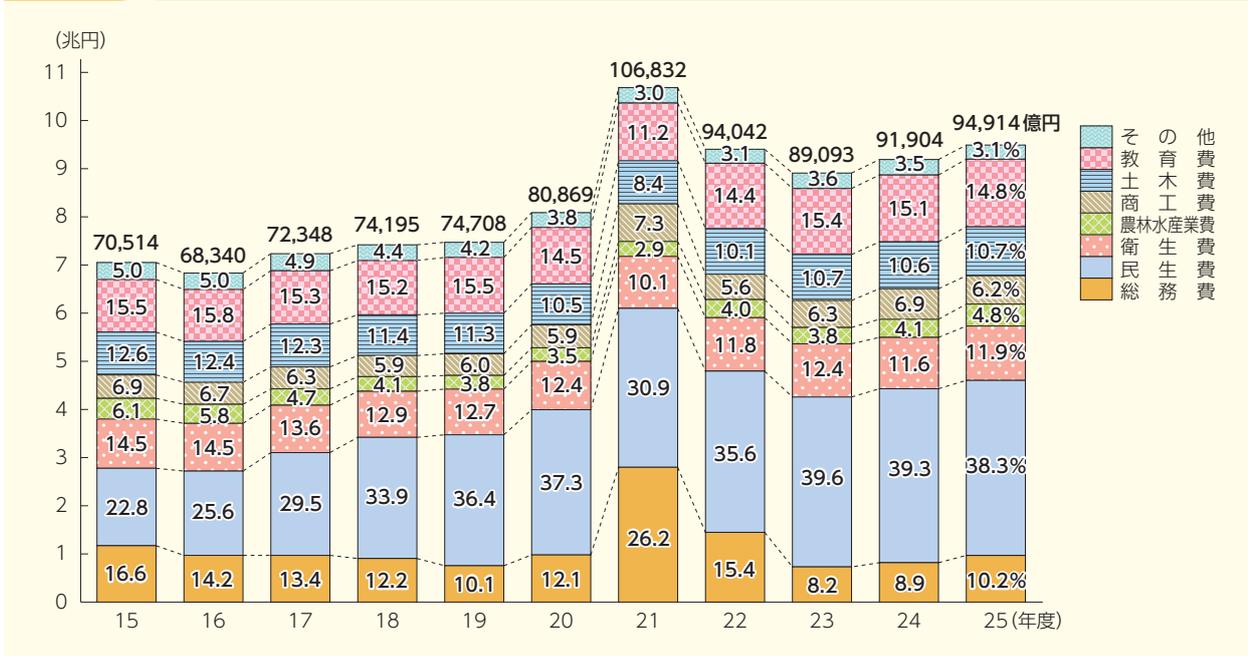
事業別にみると、下水道事業に対するものが7,969億円で最も大きな割合（地方公営企業会計（法適用企業）に対する負担金及び補助金総額の47.9%）を占め、次いで、病院事業の6,139億円（同36.9%）となっており、これら2事業で総額の84.8%を占めている。以下、交通事業の1,162億円（同7.0%）、上水道事業の847億円（同5.1%）の順となっている。

なお、補助費等の内訳の推移は、**第73図**のとおりである。市町村の国民健康保険事業会計等に対する都道府県の負担金等の民生費の増加等により増加の傾向にある。

## 5

### 地方経費の構造

第73図 補助費等の目的別内訳の推移



### 工 繰出金 [資料編：第93表]

普通会計から他会計、基金（定額の資金の運用を目的とする基金）に支出する経費である繰出金の決算額は5兆1,405億円で、前年度と比べると0.5%減（前年度1.3%増）となっている。

このうち通常収支分は5兆901億円で、前年度と比べると0.7%減となっており、東日本大震災分は504億円で、37.5%増となっている。

繰出金の繰出先内訳の状況は、後期高齢者医療事業会計に対するものが1兆3,513億円で最も大きな割合（繰出金総額の26.3%）を占めており、以下、介護保険事業会計に対するもの1兆3,442億円（同26.1%）、地方公営企業会計（法非適用企業）に対するもの1兆1,959億円（同23.3%）、国民健康保険

事業会計に対するもの1兆1,932億円（同23.2%）の順となっている。

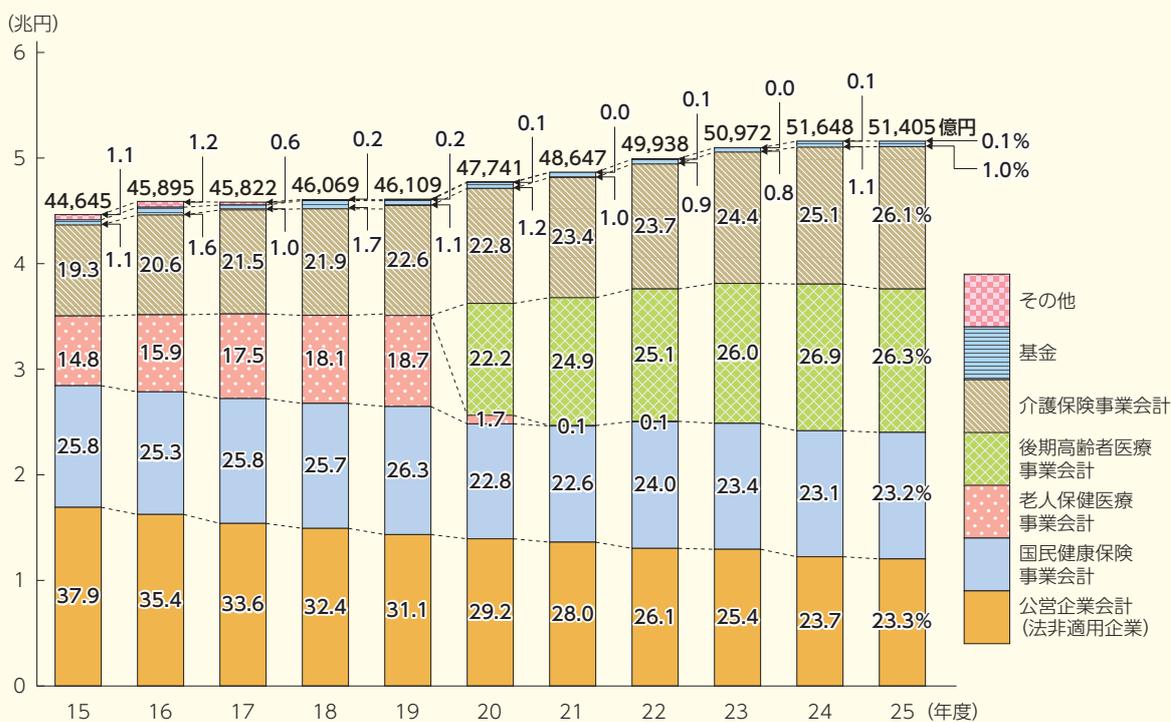
また、各費目の決算額を前年度と比べると、後期高齢者医療事業会計に対するものが2.7%減（前年度4.8%増）、介護保険事業会計に対するものが3.6%増（同4.4%増）、地方公営企業会計（法非適用企業）に対するものが2.5%減（同5.2%減）、国民健康保険事業会計に対するものが0.1%増（同0.1%減）となっている。

なお、繰出金のうち、地方公営企業会計（法非適用企業）に対する繰出金は、地方公営企業の性質上一般会計等において負担すべき経費があることから支出されるものであり、その内訳を事業別にみると、下水道事業に対するものが9,009億円で最も大きな割合（地方公営企業会計（法非適用企業）に対する繰出金総額の75.3%）を占めている。

また、その下水道事業に対する繰出金を目的別にみると、公債費財源繰出が6,754億円（下水道事業に対する繰出金総額の75.0%）、建設費繰出が834億円（同9.3%）で、これらの繰出で全体の84.2%を占めている。

なお、繰出金の繰出先内訳の推移は、第74図のとおりであり、平成20年度以降、後期高齢者医療事業会計及び介護保険事業会計に対するものが総じて増加の傾向にある。

第74図 繰出金の繰出先内訳の推移



才 積立金 [資料編：第94表、第102表]

特定の目的のための財産を維持又は資金を積み立てるために設立された基金等に対する経費である積立金（歳計剰余金処分による積立金を含む。）の決算額は4兆6,590億円で、前年度と比べると3.6%減（前年度0.5%減）となっている。

積立金の状況は、第75図のとおりであり、積立金の内訳を基金の種類別にみると、財政調整基金に対するものは1兆682億円で、前年度と比べると89億円減少（0.8%減）、減債基金に対するものは3,941億円で、前年度と比べると1,339億円増加（51.5%増）、その他特定目的基金に対するものは3兆1,967億円で、前年度と比べると3,015億円減少（8.6%減）している。

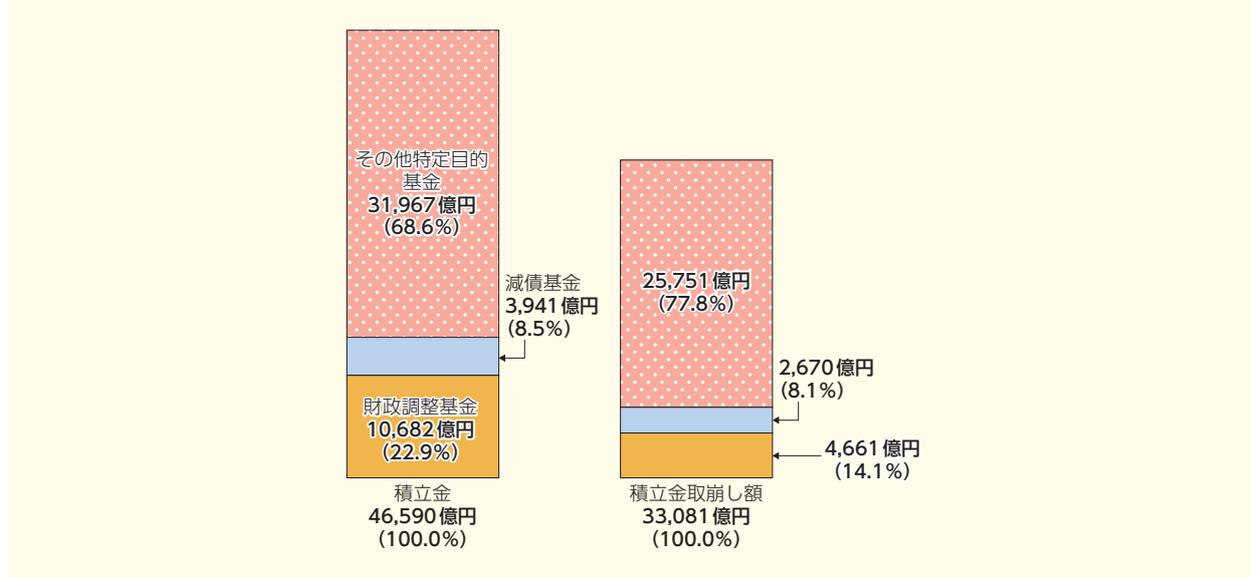
一方、積立金取崩し額は3兆3,081億円で、前年度と比べると733億円減少（2.2%減）している。

## 第1部 平成25年度の地方財政の状況

その内訳をみると、財政調整基金の取崩し額は4,661億円で、前年度と比べると704億円減少（13.1%減）、減債基金の取崩し額は2,670億円で、前年度と比べると369億円増加（16.0%増）、その他特定目的基金の取崩し額は2兆5,751億円で、前年度と比べると398億円減少（1.5%減）している。

なお、平成25年度末における積立金現在高は22兆3,803億円で、前年度末と比べると1兆3,509億円増加（6.4%増）している（積立金現在高については、「2 地方財政の概況（6）将来の財政負担 ウ 積立金現在高」を参照）。

第75図 積立金の状況



### 力 投資及び出資金 [資料編：第95表]

国債、地方債の取得や財団法人等への出えん、出資等のための経費である投資及び出資金の決算額は3,433億円で、前年度と比べると9.3%減（前年度20.3%減）となっている。

このうち通常収支分は3,417億円で、前年度と比べると8.2%減となっており、東日本大震災分は16億円で、74.1%減となっている。

投資及び出資金の目的別の内訳をみると、第76図のとおりであり、土木費が1,467億円で最も大きな割合（投資及び出資金総額の42.7%）を占め、次いで衛生費が1,406億円（同40.9%）となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、衛生費が9.9%減（前年度4.4%減）、土木費が7.6%増（同5.1%減）となっている。

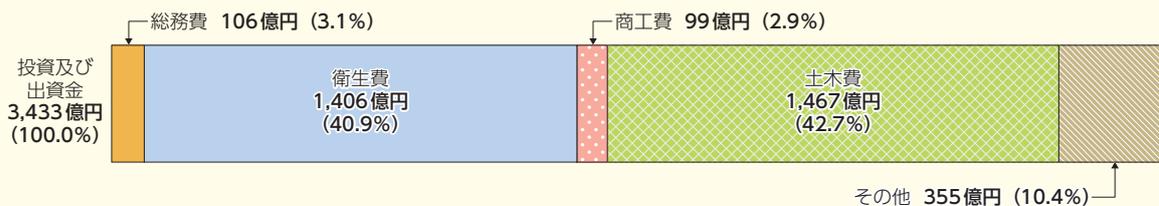
投資及び出資金のうち、地方公営企業会計（法適用企業）に対するものは2,676億円で、前年度と比べると59億円増加（2.2%増）している。

事業別にみると、下水道事業に対するものが943億円で、最も大きな割合（地方公営企業会計（法適用企業）に対する投資及び出資金総額の35.2%）を占め、以下、病院事業の816億円（同30.5%）、下水道事業の527億円（同19.7%）、交通事業の300億円（同11.2%）の順となっている。

平成25年度末における投資及び出資金の現在高は15兆2,809億円で、前年度末と比べると3,127億円増加（2.1%増）している。

その内訳をみると、観光・交通関係に係るものが3兆9,356億円で最も大きな割合（投資及び出資金残高の25.8%）を占め、以下、開発関係の1兆2,284億円（同8.0%）、商工関係の1兆1,093億円（同7.3%）の順となっている。

第76図 投資及び出資金の目的別内訳の状況



【キ】 貸付金 [資料編：第96表]

地方公共団体がさまざまな行政施策上の目的のために地域の住民、企業等に貸し付ける貸付金の決算額は5兆3,981億円で、前年度と比べると7.4%減（前年度8.5%減）となっている。

このうち通常収支分は5兆476億円で、前年度と比べると7.2%減となっており、東日本大震災分は3,505億円で、9.9%減となっている。

貸付金の目的別の内訳をみると、第77図のとおりであり、農工商費が4兆5,053億円で最も大きな割合（貸付金総額の83.5%）を占め、次いで、土木費が2,964億円（同5.5%）となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、農工商費が6.6%減（前年度6.7%減）、土木費が12.3%減（同32.8%減）となっている。

地方公営企業会計（法適用企業）に対する貸付金は719億円で、前年度と比べると33億円減少（4.4%減）しており、貸付金総額に占める割合は1.3%となっている。

平成25年度末の貸付金の現在高は7兆6,937億円で、前年度末と比べると1,630億円減少（2.1%減）している。

その内訳をみると、農工商関係に係るものが1兆9,241億円（貸付金現在高の25.0%）、観光・交通関係が1兆2,093億円（同15.7%）、住宅関係が7,138億円（同9.3%）等となっている。

第77図 貸付金の目的別内訳の状況



## 6 一部事務組合等の状況

平成25年度末における一部事務組合等による市町村事務等の共同処理及び広域的処理の状況を、団体数、市町村の加入状況及び団体の歳入歳出決算状況についてみると、次のとおりである。

### (1) 団体数 [資料編：第4表]

平成25年度末の一部事務組合等の総数は1,348団体で、前年度末と比べると12団体減少している。

なお、広域的・総合的な地域振興整備や事務処理の効率化を推進するための制度として平成7年6月から施行された広域連合の団体数は112団体で、前年度末と変動はない。

一部事務組合等の設置目的別団体数の状況は、第18表のとおりであり、ごみ処理等の衛生関係が552団体で最も大きな割合（一部事務組合等総数の40.9%）を占め、以下、広域消防等の消防関係284団体（同21.1%）、退職手当組合等の総務関係197団体（同14.6%）の順となっている。

第18表 一部事務組合等の設置目的別団体数の状況

区 分	平成25年度		平成24年度		増 減
	団 体 数	構 成 比	団 体 数	構 成 比	
総務関係組合	197	14.6%	203	14.9%	△ 6
うち退職手当組合	44	3.3%	43	3.2%	1
民生関係組合	85	6.3%	86	6.3%	△ 1
衛生関係組合	552	40.9%	550	40.4%	2
うちごみ・し尿処理組合	461	34.2%	461	33.9%	—
農林水産関係組合	74	5.5%	76	5.6%	△ 2
消防関係組合	284	21.1%	286	21.0%	△ 2
教育関係組合	57	4.2%	59	4.3%	△ 2
うち { 小学校組合	7	0.5%	8	0.6%	△ 1
ち { 中学校組合	20	1.5%	20	1.5%	—
その他の	99	7.4%	100	7.5%	△ 1
合 計	1,348	100.0%	1,360	100.0%	△ 12

(注) 設置目的は、組合の取り扱う主たる事務によって区分したものである。

### (2) 市町村の一部事務組合等への加入状況

一部事務組合等へ加入して事務を共同処理している市町村（一部事務組合等を除く。）の数は延べ9,186団体、一部事務組合等の数は延べ1,277団体となっており、1市町村当たり平均5.3の一部事務組合等へ加入していることになる。

一部事務組合等へ加入している市町村（延べ9,186団体）をその加入する一部事務組合等の設置目的別にみると、総務関係組合へ加入している市町村は延べ3,439団体で、最も大きな割合（全体の37.4%）を占めており、以下、衛生関係組合へ加入している市町村が延べ2,459団体（同26.8%）、消防関係組合へ加入している市町村が延べ1,501団体（同16.3%）の順となっている。

(3) 一部事務組合等の歳入歳出決算 [資料編：第5表]

一部事務組合等の歳入歳出決算の状況は、第78図のとおりであり、歳入決算額は2兆1,273億円で、前年度と比べると1.9%減（前年度1.9%増）となっている。

歳入決算額の内訳をみると、加入市町村等からの分担金・負担金が最も大きな割合（一部事務組合等の歳入総額の73.8%）を占めており、以下、地方債（同5.5%）、繰入金（同4.7%）の順となっている。

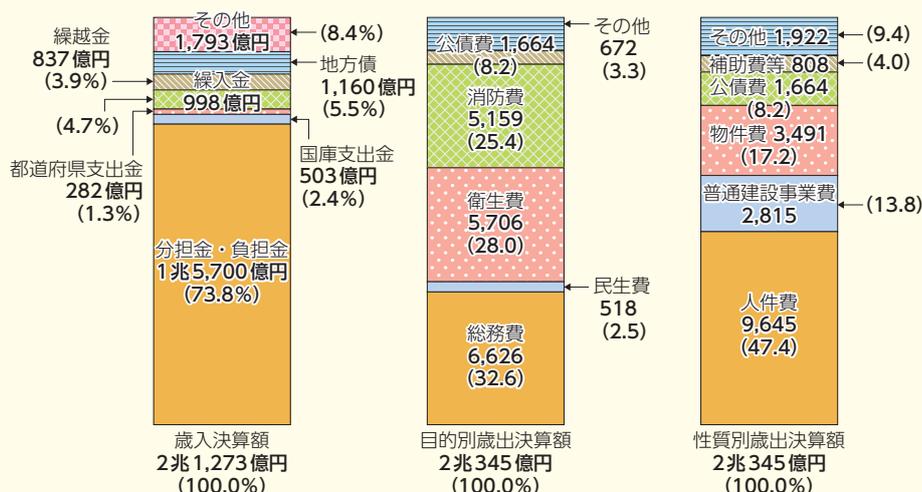
歳出決算額は2兆345億円で、前年度と比べると1.8%減（前年度2.1%増）となっている。

歳出決算額の目的別内訳は、総務費が最も大きな割合（一部事務組合等の歳出総額の32.6%）を占め、以下、衛生費（同28.0%）、消防費（同25.4%）の順となっており、これらで全体の86.0%を占めている。

市町村決算額に占める一部事務組合等の決算額の割合を目的別内訳でみると、第19表のとおりであり、消防費が最も大きな割合（市町村の歳出総額の27.8%）を占め、次いで、衛生費（同12.9%）、総務費（同9.2%）の順となっている。

次に、歳出決算額の性質別内訳をみると、人件費が最も大きな割合（一部事務組合等の歳出総額の47.4%）を占め、以下、物件費（同17.2%）、普通建設事業費（同13.8%）、公債費（同8.2%）の順となっている。

第78図 一部事務組合等の歳入歳出決算額の状況



第19表 市町村決算額に占める一部事務組合等の決算額の割合（目的別内訳）

(単位 億円・%)

区 分	市 町 村 決 算 額	う ち 一 部 事 務 組 合 等	一 部 事 務 組 合 等 が 占 め る 割 合
総 務 費	71,881	6,626	9.2
衛 生 費	44,262	5,706	12.9
消 防 費	18,560	5,159	27.8
公 債 費	60,285	1,664	2.8
そ の 他	353,614	1,190	0.3
歳 出 合 計	548,602	20,345	3.7

## 7 地方公営企業等の状況

### (1) 地方公営企業

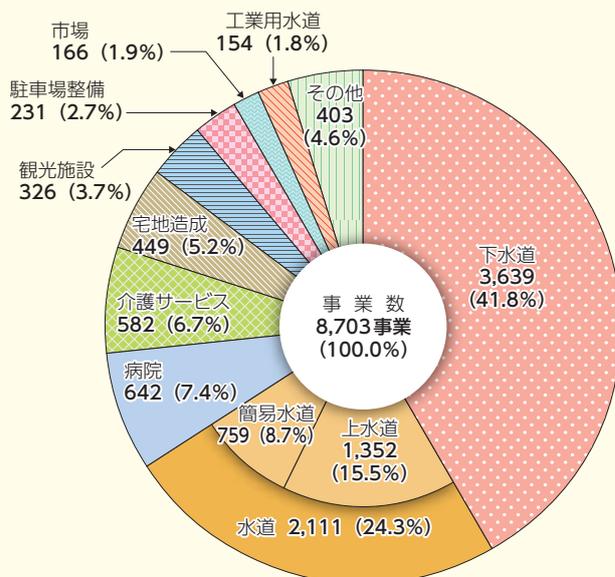
#### ア 概況

##### (ア) 事業数 [資料編：第114表]

平成25年度末において、地方公営企業を運営している団体数は1,786団体（企業団・一部事務組合等でのみ地方公営企業を運営している4団体及び特別区を含む。）であり、その内訳は47都道府県、20政令指定都市、1,719市区町村となっている（地方公営企業を運営していない団体は3団体）。

これらの団体が運営している地方公営企業の事業数は8,703事業で、前年度末と比べると21事業減少している。これを事業別にみると、**第79図**のとおりであり、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業（簡易水道事業を含む。以下同じ）、病院事業の順となっている。

第79図 地方公営企業の事業数の状況（平成25年度末）



#### (イ) 業務の状況

地方公営企業は、住民の生活水準の向上を図る上で大きな役割を果たしている。各事業全体の中で地方公営企業が占める割合は、**第20表**のとおりである。

平成25年度における主要な事業の業務の状況についてみると、次のとおりとなっている。

##### a 水道事業

水道事業（用水供給事業を除く。）においては、配水能力6,970万4千 $m^3$ /日、導送配水管74万1,076kmを有し、年間154億 $m^3$ （対前年度比0.7%減）の配水を行っている。また、給水人口は平成25年度末で1億2,448万5千人で、全国人口に対する割合は96.9%に達している。

##### b 工業用水道事業

工業用水道事業においては、配水能力2,162万5千 $m^3$ /日、導送配水管8,684kmを有し、年間44億15百万 $m^3$ （対前年度比0.8%減）の配水を行っている。また、契約水量は1,680万6千 $m^3$ /日（同1.1%減）となっている。

## c 都市高速鉄道事業

都市高速鉄道事業においては、車両4,568両、営業路線540kmを有している。また、年間輸送人員は30億50百万人（対前年度比2.9%増）となっている。

## d バス事業

バス事業においては、車両7,882両、営業路線7,671kmを有している。また、年間輸送人員は9億29百万人（対前年度比0.2%増）となっている。

## e 病院事業

病院事業においては、839病院、病床19万4,435床を有している。また、年延患者数は1億3,748万人（対前年度比2.0%減）であり、12年連続の減少となっている。

## f 下水道事業

下水道事業においては、現在晴天時処理能力6,215万m<sup>3</sup>/日、下水管布設延長50万731kmを有している。また、年間有収水量（流域下水道分は除く。）は111億m<sup>3</sup>（対前年度比0.2%増）となっている。

第20表 事業全体に占める地方公営企業の割合

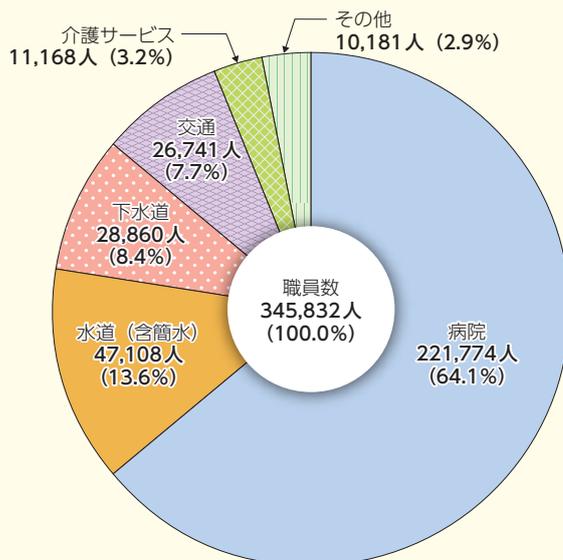
事業	指標	全事業	左記に占める地方公営企業の割合
水道事業	現在給水人口	1億2,521万人	99.5%
工業用水道事業	年間総配水量	44億16百万m <sup>3</sup>	99.9%
交通事業（鉄道）	年間輸送人員	236億6百万人	13.4%
交通事業（バス）	年間輸送人員	45億5百万人	20.6%
電気事業	年間発電電力量	8,239億9百万kWh	1.0%
ガス事業	年間ガス販売量	1兆5,360億MJ	2.3%
病院事業	病床数	1,574千床	12.3%
下水道事業	汚水処理人口	1億1,216万人	91.3%

## (ウ) 職員数 [資料編：第115表]

平成25年度末における地方公営企業に従事する職員の数には34万5,832人で、前年度末と比べると0.4%増となっている。

これを事業別にみると、第80図のとおりであり、病院事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、下水道事業、交通事業の順となっており、これら4事業で職員数全体の93.8%を占めている。また、医療提供体制の充実等により、病院事業において職員数が増加しているが、行政改革の推進による定員管理の適正化等により、水道事業、下水道事業等において職員数が減少している。

第80図 職員数の状況



(工) 決算規模等 [資料編：第116表]

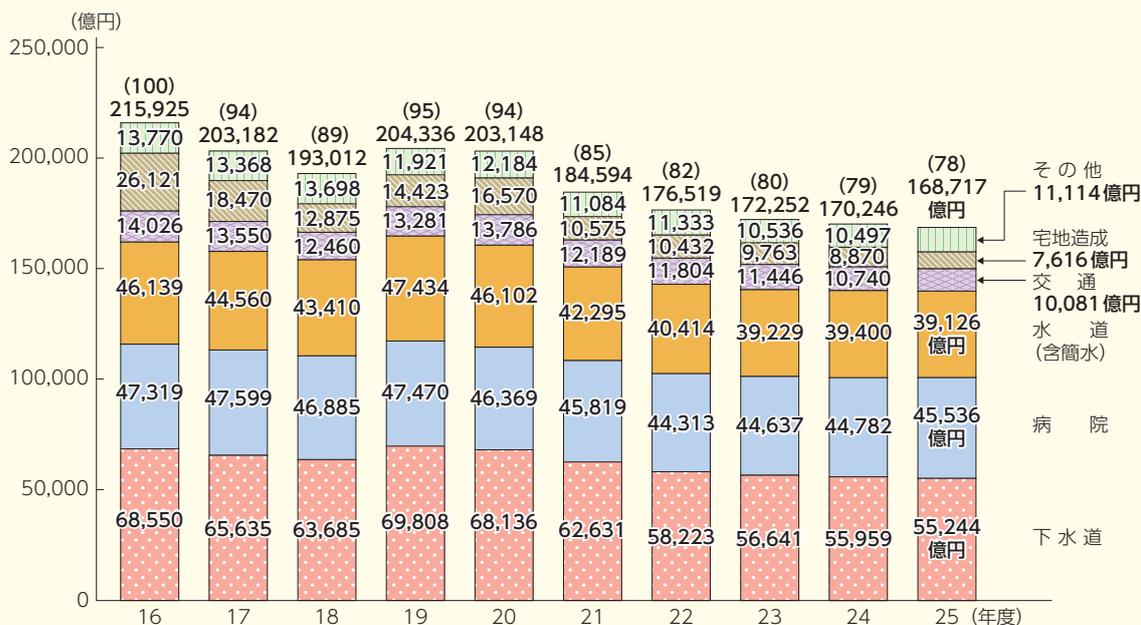
決算規模は16兆8,717億円で、企業債元利償還金の減少等に伴う資本的支出の減少等により、前年度と比べると1,530億円減少（0.9%減）となっており、普通会計歳出決算額の17.3%（前年度17.7%）に相当する規模となっている。なお、「地方財政法」第33条の9の規定に基づく公的資金補償金免除線上償還額（以下「補償金免除線上償還額」という。）を除いたベースでは16兆7,735億円となっており、前年度と比べると615億円増加（0.4%増）となっている。

これを事業別にみると、第81図のとおりであり、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、病院事業、水道事業、交通事業の順となっている。

また、建設投資額の推移は、第82図のとおりであり、平成25年度の額は3兆6,151億円で、前年度と比べると633億円増加（1.8%増）となっており、2年連続で増加している。これは、普通会計の普通建設事業費の25.5%（前年度28.5%）に相当する規模となっている。

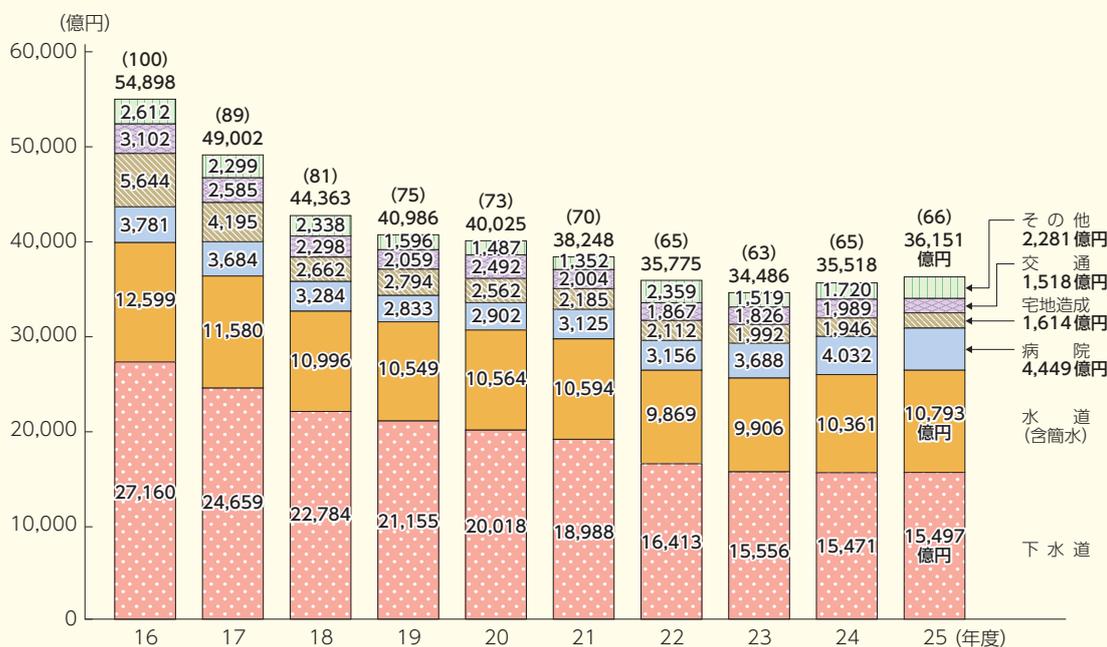
これを事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、病院事業、宅地造成事業の順となっている。建設投資額が前年度より増加した主な事業は、水道事業（対前年度比432億円増加、4.2%増）、病院事業（同417億円増加、10.3%増）、市場事業（同353億円増加、94.6%増）、電気事業（同162億円増加、102.9%増）となっている。

第81図 決算規模の推移



(注) 1 決算規模の算出は、次のとおりとした。  
 法適用企業：総費用（税込み）－減価償却費＋資本的支出  
 法非適用企業：総費用＋資本的支出＋積立金＋繰上充用金  
 2 ( ) 内の数値は、平成16年度を100として算出した指数である。

第82図 建設投資額の推移



(注) 1 建設投資額は、資本的支出の建設改良費である。  
 2 ( ) 内の数値は、平成16年度を100として算出した指数である。

(オ) 全体の経営状況

法適用企業と法非適用企業を合わせた全体の経営状況をみると、第21表のとおりであり、黒字事業数は全体の88.3%、赤字事業数は11.7%で、全体としては5,081億円の黒字となっている（前年度5,231億円の黒字）。また、黒字額が前年度に比べて減少した主な理由については、病院事業において退職給付引当金を積み増していることにより費用が増加していることや、宅地造成事業において料金収入が減少し

## 第1部 平成25年度の地方財政の状況

ていること等が挙げられる。

### 第21表 地方公営企業全体の経営状況

(単位 事業、億円)

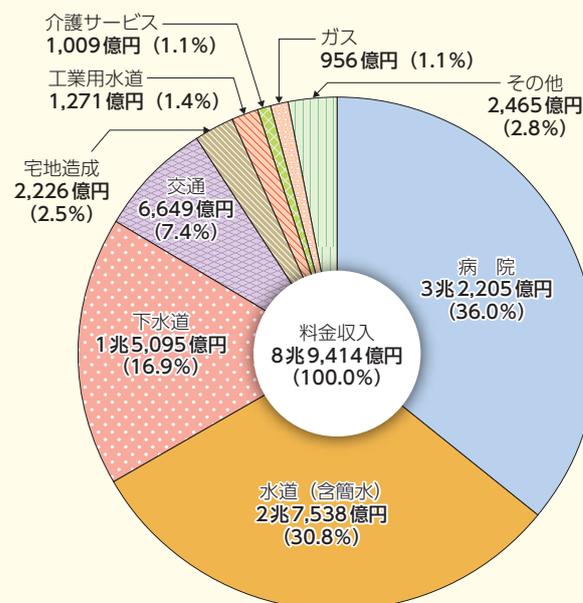
区 分	平成25年度 (A)			平成24年度 (B)			差 引 (A) - (B)		
	法適用企業	法非適用企業	合 計	法適用企業	法非適用企業	合 計	法適用企業	法非適用企業	合 計
黒字事業数	(2,135)	(5,490)	(7,625)	(2,172)	(5,548)	(7,720)	(△ 37)	(△ 58)	(△ 95)
	[70.7%]	[97.7%]	[88.3%]	[72.8%]	[97.7%]	[89.1%]			
黒 字 額	5,987	1,357	7,343	5,702	1,371	7,074	285	15	270
赤字事業数	(885)	(129)	(1,014)	(810)	(130)	(940)	(75)	(△ 1)	(74)
	[29.3%]	[2.3%]	[11.7%]	[27.2%]	[2.3%]	[10.9%]			
赤 字 額	1,828	434	2,262	1,328	515	1,843	500	△ 81	420
総事業数	(3,020)	(5,619)	(8,639)	(2,982)	(5,678)	(8,660)	(38)	(△ 59)	(△ 21)
収 支	4,159	923	5,081	4,374	857	5,231	△ 215	66	△ 150

(注) 1 事業数は、決算対象事業数（建設中のものを除く。）である。第22表から第33表まで同じ。  
 2 黒字額、赤字額は、法適用企業にとっては純損益、法非適用企業にとっては実質収支であり、他会計繰入金等を含む。第22表から第33表まで同じ。  
 3 [ ] は、総事業数（建設中のものを除く。）に対する割合である。

### (カ) 料金収入

料金収入は8兆9,414億円で、前年度と比べると141億円増加（0.2%増）となっている。これを事業別にみると、**第83図**のとおりであり、病院事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、下水道事業、交通事業の順となっている。

### 第83図 料金収入の状況



### (キ) 企業債の状況

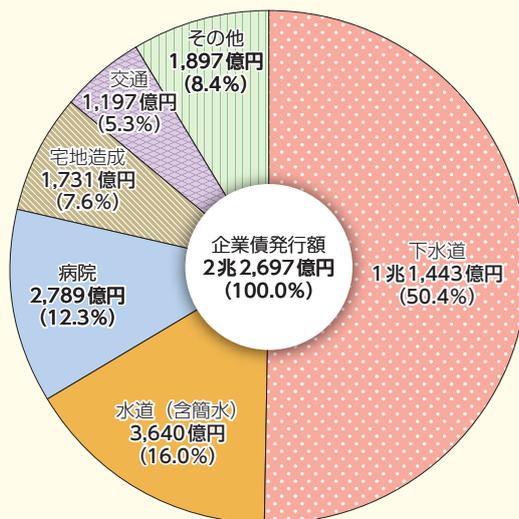
資本的支出に充当された企業債の発行額の状況は、**第84図**のとおりであり、発行額は2兆2,697億円で、前年度と比べると1,293億円減少（5.4%減）となっている。なお、補償金免除繰上償還に係る借換

債を除いたベースでは2兆1,798億円となっており、前年度と比べると130億円増加（0.6%増）となっている。

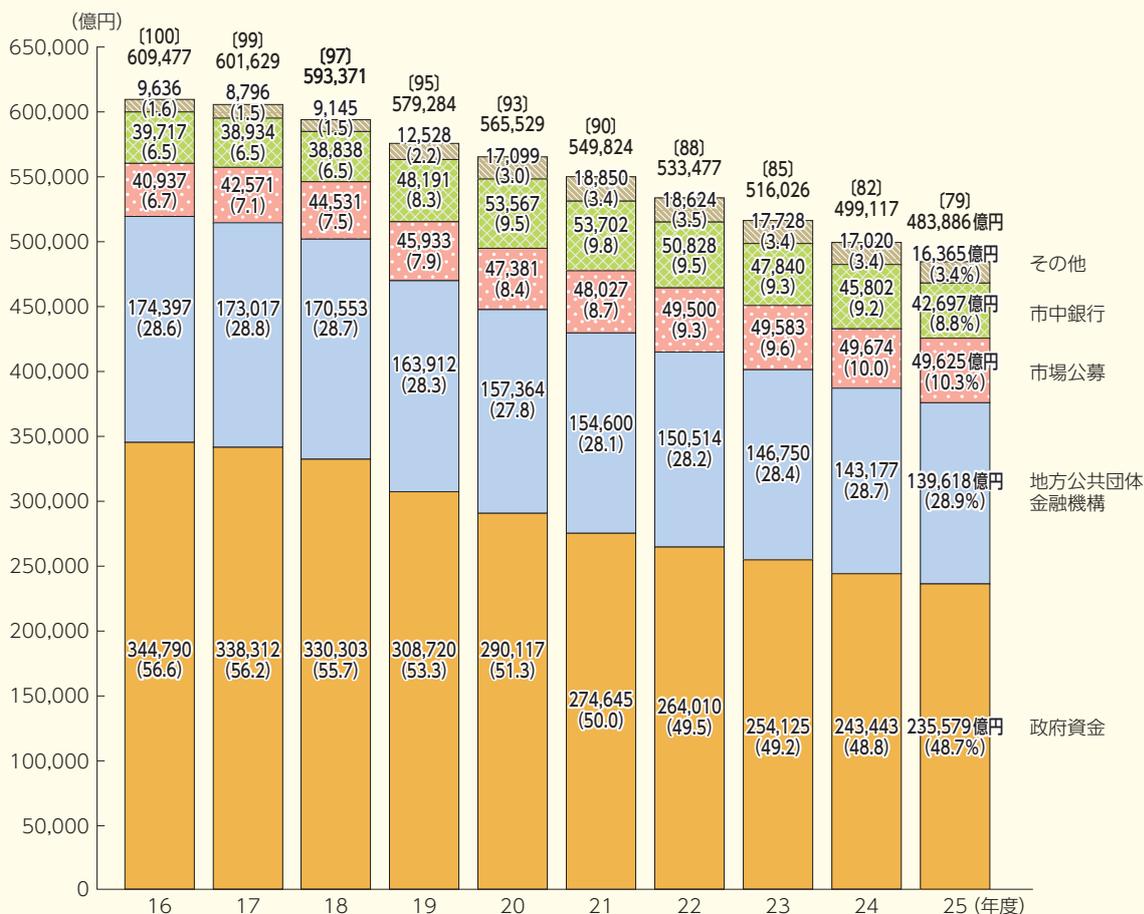
これを事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、病院事業、宅地造成事業の順となっている。

企業債借入先別現在高の推移は、第85図のとおりであり、平成25年度末の額は48兆3,886億円で、前年度末と比べると1兆5,231億円減少（3.1%減）となっている。これを借入先別にみると、政府資金が最も大きな割合を占め、以下、地方公共団体金融機構、市場公募の順となっている。

第84図 企業債発行額の状況



第85図 企業債借入先別現在高の推移



(注) [ ] 内の数値は、平成16年度を100として算出した指数である。

(ク) 他会計繰入金の状況

他会計からの繰入金は3兆1,259億円で、前年度と比べると335億円減少(1.1%減)となっている。この内訳をみると、収益的収入として2兆529億円(収益的収入に対する割合17.2%)、資本的収入として1兆730億円(資本的収入に対する割合23.9%)となっている。

これを事業別にみると、下水道事業への繰入額が最も大きな割合(繰入額全体の57.3%)を占め、以下、病院事業(同22.9%)、水道事業(同6.9%)、交通事業(同3.9%)の順となっている。

(ケ) 法適用企業の経営状況 [資料編：第117表]

a 損益収支

法適用企業の経営状況を表すものには、純損益、経常損益、総収支比率、経常収支比率等がある。純損益とは、当該年度の総合的な収支状況を表し、総収益が総費用を上回る場合の差額が純利益であり、逆に総費用が総収益を上回る場合の差額が純損失である。

経常損益とは、純損益から固定資産売却益等の臨時的な収益(特別利益)や、過年度の職員給与等の費用(特別損失)を除いたものをいい、当該年度の経営活動の結果を表し、経常収益が経常費用を上回る場合の差額が経常利益であり、逆に経常費用が経常収益を上回る場合の差額が経常損失である。

総収支比率とは総費用に対する総収益の割合、ここでいう経常収支比率とは経常費用に対する経常収益の割合であり、それぞれ100%を下回ると費用が収益を上回っている状態を意味することになる。

法適用企業の総収益(経常収益+特別利益)は10兆552億円、総費用(経常費用+特別損失)は

9兆6,393億円となっている。この結果、純損益は4,159億円の黒字となっており、総収支比率は104.3%と前年度より0.3ポイント低下している。また、経常収益（営業収益+営業外収益）は9兆9,674億円、経常費用（営業費用+営業外費用）は9兆5,304億円となっている。この結果、経常損益は4,370億円の黒字となっており、経常収支比率は104.6%と前年度より0.2ポイント低下している。

経常収支比率の推移をみると、平成3年度以降100%を下回る状況が続いていたが、平成15年度からは11年連続で100%を上回っている。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第22表**のとおりである。

b 累積欠損金

過去の年度から通算した純損益における損失の累積額である累積欠損金は4兆8,002億円で、前年度と比べると682億円減少（1.4%減）となっている。また、累積欠損金合計額に占める割合が大きい事業は、交通事業（累積欠損金合計額の44.1%）、病院事業（同41.0%）である。

c 不良債務

貸借対照表日現在において、流動負債の額が流動資産の額（翌年度へ繰り越される支出の財源充当額を除く。）を上回る場合の当該超過額である不良債務は1,813億円で、前年度と比べると36億円減少（2.0%減）となっている。不良債務の大きい事業は、交通事業（不良債務額全体の67.9%）、下水道事業（同17.9%）、病院事業（同5.1%）である。

d 資本収支

建設投資や企業債の償還金等の支出である資本的支出は5兆4,911億円で、前年度と比べると1,058億円減少（1.9%減）となっている。これに対する財源は、企業債等の外部資金が2兆8,286億円、損益勘定留保資金等の内部資金が2兆5,992億円、財源不足額は633億円となっている。

資本的支出のうち建設改良費は2兆6,505億円で、前年度と比べると1,096億円増加（4.3%増）となっている。建設改良費が大きい事業は、水道事業（建設改良費全体の37.4%）、下水道事業（同31.9%）、病院事業（同16.8%）である。

第22表 法適用企業の経営状況

(単位 事業、億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度
(事業数)	(2,135)	(2,172)	(2,127)	(2,162)
黒 字 額	5,987	5,702	5,947	5,750
(事業数)	(885)	(810)	(893)	(820)
赤 字 額	1,828	1,328	1,577	1,188
(事業数)	(3,020)	(2,982)	(3,020)	(2,982)
収 支	4,159	4,374	4,370	4,562

(コ) 法非適用企業の経営状況 [資料編：第119表]

法非適用企業の実質収支をみると、黒字事業数は法非適用企業全体の97.7%、赤字事業数は2.3%を占めており、全体では923億円の黒字（前年度857億円の黒字）となっている。

(サ) 経営健全化等の状況

地方公営企業の経営健全化、抜本改革の推進等に向けた取組については、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成21年7月8日付け総務省自治財政局公営企業課長、公営企業経営企画室長、地域企業経営企画室長通知）において、事業そのものの意義や必要性を再検討し、採算性を踏まえた上

## 第1部 平成25年度の地方財政の状況

で、平成25年度までに抜本的改革を推進するよう要請を行ってきた。これを受けて、各地方公共団体においては、民間への事業譲渡、地方独立行政法人制度、指定管理者制度、PFI事業、民間委託等の事業手法の導入など、様々な取組が進められ、一定の成果を収めたところである。しかし、公営企業が住民生活に密着したサービスの提供を将来にわたり安定的に継続することは地方公共団体にとって引き続き重要な課題であること、公営企業を取り巻く経営環境は厳しさを増していること等から、各地方公共団体においては平成26年度以降も公営企業の経営健全化等に不断に取り組むことが求められる（詳細は第3部5（2）参照）。

### 1 事業別状況 [資料編：第114表～第119表]

#### (ア) 水道事業

##### a 事業数

###### (a) 上水道事業

地方公共団体が経営する上水道事業で、平成25年度決算対象となるものは、1,352事業であり、このうち、末端給水事業は1,279事業、用水供給事業は73事業（うち建設中3事業）である。これを経営主体別にみると、末端給水事業は、都県営が4事業、政令指定都市営が19事業、市営が689事業、町村営が519事業、企業団営等が48事業であり、用水供給事業は、府県営が22事業、政令指定都市営が1事業、市営が1事業、企業団営等が49事業となっている。

###### (b) 簡易水道事業

地方公共団体が経営する簡易水道事業で、平成25年度決算対象となるものは、760事業（うち法適用25事業）である。これを経営主体別にみると、町村営が497事業で全体の65.4%を占め、以下、市営が255事業、政令指定都市営が4事業、一部事務組合営等が3事業、県営が1事業となっている。

##### b 業務の状況

水道事業の給水人口（用水供給事業を除く。）は、平成25年度末で1億24百万人（上水道事業1億21百万人、簡易水道事業4百万人）であり、前年度と比べると微減となっている。また、平成25年度の年間総有収水量（用水供給事業を含む。）は184億28百万 $m^3$ （前年度185億34百万 $m^3$ ）、給水人口1人当たり1日平均有収水量（用水供給事業を除く。）は303 $l$ （同304 $l$ ）となっている。

##### c 経営状況

###### (a) 法適用企業

###### (i) 損益収支

上水道事業及び法適用の簡易水道事業の総収益は2兆9,709億円、総費用は2兆7,242億円となっており、この結果、純損益は2,467億円の黒字（前年度2,316億円の黒字）、総収支比率は109.1%となっている。また、経常収益は2兆9,554億円、経常費用は2兆7,012億円となっており、この結果、経常損益は2,542億円の黒字、経常収支比率は109.4%となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第23表**のとおりである。

累積欠損金は1,508億円で、前年度と比べると4.0%減となっている。なお、不良債務は0.4億円（前年度なし）である。

###### (ii) 資本収支

資本的支出は、**第86図**のとおりであり、平成25年度の額は1兆6,935億円で、前年度と比べると2.0%減となっている。これに対する財源は、外部資金が5,871億円、内部資金が1兆1,051億円で、財源不足額は13億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は9,917億円で、前年度と比べると3.2%増、企業債償還金は6,300億円で、前年度と比べると6.9%減となっている。

###### (iii) 給水原価と料金

有収水量1 $m^3$ 当たりの給水原価（用水供給事業を除く。）は173.32円で、前年度と比べると0.0%増となっている。給水原価の内訳をみると、資本費が65.40円、職員給与費が22.75円、

受水費が29.63円、その他の経費が55.54円となっている。これに対して1m<sup>3</sup>当たりの供給単価は171.86円であり、給水原価が供給単価を1.46円上回る状態となっている。

また、平成25年度中に料金改定を実施した水道事業（用水供給事業を含む。）は82事業（前年度73事業）で、営業中の事業の6.0%となっている。

(b) 法非適用企業

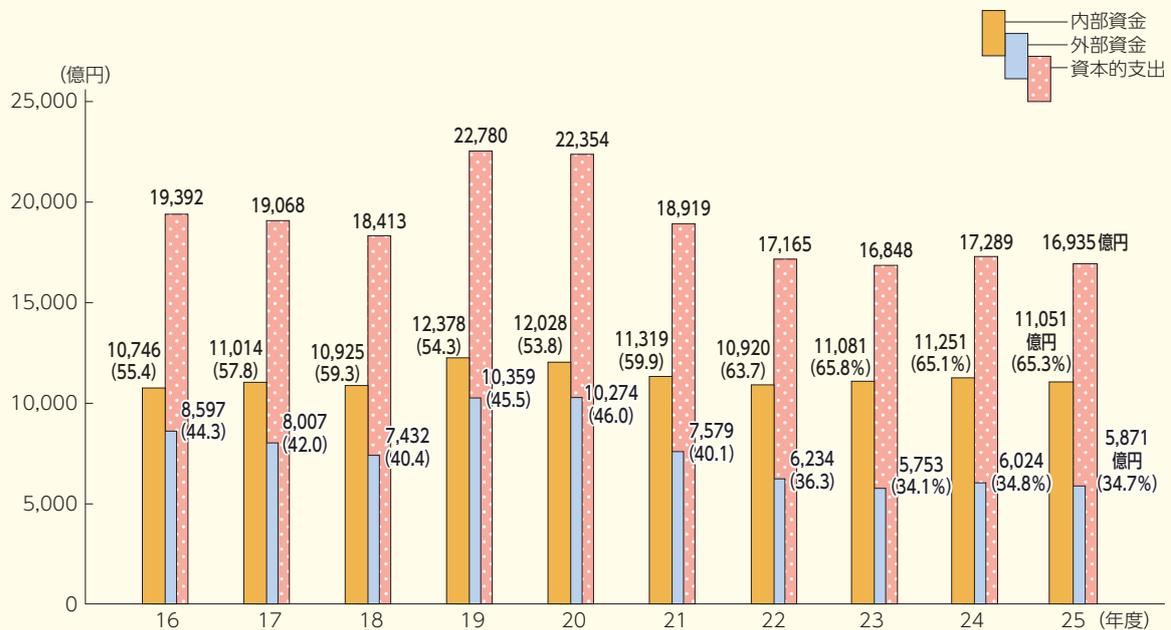
簡易水道事業における法非適用企業は735事業で、実質収支をみると、黒字事業が727事業で54億円の黒字、赤字事業が8事業で2億円の赤字となっており、差引52億円の黒字となっている。

第23表 水道事業（法適用企業）の経営状況

(単位 事業、億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度
(事業数)	(1,145)	(1,169)	(1,155)	(1,175)
黒 字 額	2,630	2,489	2,646	2,519
(事業数)	(229)	(204)	(219)	(198)
赤 字 額	163	174	104	111
(事業数)	(1,374)	(1,373)	(1,374)	(1,373)
収 支	2,467	2,316	2,542	2,408

第86図 水道事業（法適用企業）の資本的支出及びその財源



(注) ( ) 内の数値は、資本的支出に占める財源の割合である。

(イ) 工業用水道事業

a 事業数及び業務の状況

地方公共団体が経営する工業用水道事業で、平成25年度決算対象となるものは、154事業（うち建設中3事業）である。これを経営主体別にみると、都道府県営が40事業、政令指定都市営が9事業、市営が81事業、町村営が15事業、企業団営が9事業となっている。

## 第1部 平成25年度の地方財政の状況

施設数は259施設、給水先事業所数は6,033箇所、年間総配水量は44億15百万m<sup>3</sup>となっている。また、施設利用率（1日平均配水量を現在配水能力で除したものの）の平均は55.9%（前年度55.9%）となっている。

### b 経営状況

#### (a) 損益収支

工業用水道事業の総収益は1,450億円、総費用は1,176億円となっており、この結果、純損益は274億円の黒字（前年度223億円の黒字）、総収支比率は123.3%となっている。また、経常収益は1,413億円、経常費用は1,166億円となっており、この結果、経常損益は247億円の黒字、経常収支比率は121.2%となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第24表**のとおりである。

累積欠損金は513億円で、前年度と比べると6.6%減となっている。なお、不良債務を有する事業はない。

#### (b) 資本収支

資本的支出は1,183億円で、前年度と比べると13.1%減となっている。これに対する財源は、外部資金が499億円、内部資金が684億円で、財源不足額は生じていない。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は418億円で、前年度と比べると10.0%増、企業債償還金は487億円で、前年度と比べると4.3%減となっている。

#### (c) 給水原価と供給単価

有収水量1m<sup>3</sup>当たりの給水原価は27.16円（資本費13.13円、職員給与費3.22円、その他の経費10.80円）となっており、これに対して1m<sup>3</sup>当たりの供給単価は29.71円となっている。

これを補助事業と単独事業に分けてみると、単独事業では供給単価（15.11円）が給水原価（12.63円）を2.48円上回っており、補助事業では供給単価（33.43円）が給水原価（30.87円）を2.56円上回っている。

### c 経営健全化措置

工業用水道事業の経営健全化措置については、平成14年度から水利権の転用等を伴う未稼動資産等の整理により抜本的な経営健全化策に取り組む地方公共団体を対象として未稼動資産等整理経営健全化対策を講じたところであり、1団体2施設が取組を行っている（経営健全化団体の指定は平成18年度をもって終了している。）。

第24表 工業用水道事業の経営状況

(単位 事業、億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度
(事業数)	(132)	(130)	(132)	(131)
黒 字 額	302	265	278	253
(事業数)	(19)	(19)	(19)	(18)
赤 字 額	27	42	31	35
(事業数)	(151)	(149)	(151)	(149)
収 支	274	223	247	219

### (ウ) 交通事業

#### a 事業数及び業務の状況

地方公共団体が経営する交通事業で、平成25年度決算対象となるものは、91事業である。これを

事業別にみると、バスが30事業、都市高速鉄道が9事業、路面電車が5事業、モノレール等が2事業、船舶が45事業となっている。

これらによる年間輸送人員は40億9,489万人、1日平均1,122万人（対前年度比2.3%増）である。1日平均輸送人員を事業別にみると、バスが255万人（同0.2%増）、都市高速鉄道が836万人（同2.9%増）、路面電車が14万人（同1.4%増）、その他が18万人（同3.6%増）となっている。

公営交通が国内の旅客輸送機関に占める割合を輸送人員からみると、**第87図**のとおりであり、バスについては20.6%、鉄道については13.4%となっている。

## b 経営状況

### (a) 法適用企業

#### (i) 損益収支

法適用の交通事業の総収益は7,717億円、総費用は6,948億円となっており、この結果、純損益は769億円の黒字（前年度504億円の黒字）、総収支比率は111.1%となっている。また、経常収益は7,609億円、経常費用は6,901億円となっており、この結果、経常損益は708億円の黒字、経常収支比率は110.3%となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第25表**のとおりである。

累積欠損金は2兆1,151億円で、前年度と比べると1.8%減となっている。また、不良債務は1,231億円で、前年度と比べると9.6%減となっている。

これを事業別にみると、バス事業においては、経常損益は51億円の黒字となっており、純損益は103億円の黒字となっている。また、累積欠損金は1,202億円で、前年度と比べると5.7%減となっており、不良債務は98億円で、前年度と比べると31.3%減となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第26表**のとおりである。

都市高速鉄道事業においては、経常損益は673億円の黒字となっており、純損益は679億円の黒字となっている。また、累積欠損金は1兆9,294億円で、前年度と比べると1.7%減となっており、不良債務は730億円で、前年度と比べると9.4%減となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第27表**のとおりである。

#### (ii) 資本収支

資本的支出は4,384億円（うち都市高速鉄道事業3,982億円、バス事業282億円）で、前年度と比べると11.5%減となっている。これに対する財源は、外部資金が2,208億円、内部資金が1,861億円で、財源不足額は316億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は1,502億円（うち都市高速鉄道事業1,305億円、バス事業94億円）で、前年度と比べると24.3%減、企業債償還金は2,511億円（うち都市高速鉄道事業2,326億円、バス事業169億円）で、前年度と比べると9.2%減となっている。

### (b) 法非適用企業

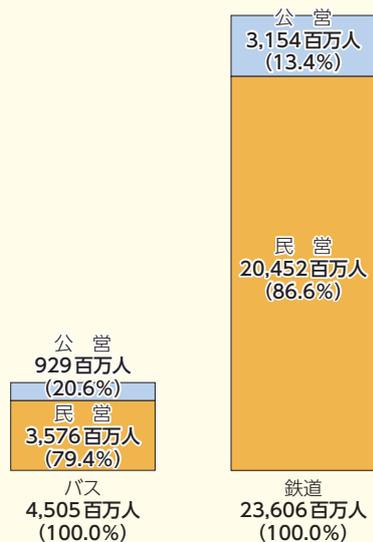
交通事業における法非適用企業は船舶運航事業の38事業で、実質収支をみると、黒字事業が34事業で3億円の黒字、赤字事業は4事業で1億円の赤字となっている。

## c 地下鉄事業の経営健全化措置

地下鉄事業の経営健全化措置については、不良債務の計画的な解消及びその発生の抑制を図ることを目的に、資金不足額について一般会計からの繰出し（一般会計出資）分を起債できることとする地下鉄事業経営健全化対策を講じており、平成25年度末現在において1団体が取組を行っている。

# 第1部 平成25年度の地方財政の状況

## 第87図 バス、鉄道における公営交通事業の状況（年間輸送人員）



## 第25表 交通事業（法適用企業）の経営状況

(単位 事業、億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度
(事業数)	(36)	(33)	(34)	(29)
黒 字 額	871	603	794	658
(事業数)	(17)	(21)	(19)	(25)
赤 字 額	103	98	87	129
(事業数)	(53)	(54)	(53)	(54)
収 支	769	504	708	529

(注) ( ) 書きは未開業の事業を除いた事業数である。

## 第26表 交通事業のうちバス事業の経営状況

(単位 事業、億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度
(事業数)	(19)	(20)	(17)	(16)
黒 字 額	117	76	71	63
(事業数)	(11)	(11)	(13)	(15)
赤 字 額	14	15	20	44
(事業数)	(30)	(31)	(30)	(31)
収 支	103	61	51	19

第27表 交通事業のうち都市高速鉄道事業の経営状況

(単位 事業、億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度
(事業数) 黒 字 額	(8) 741	(7) 517	(8) 713	(7) 588
(事業数) 赤 字 額	(1) 62	(2) 53	(1) 41	(2) 56
(事業数) 収 支	(9) 679	(9) 465	(9) 673	(9) 532

(注) ( ) 書きは未開業の事業を除いた事業数である。

**(工) 電気事業**

## a 事業数及び業務の状況

地方公共団体が経営する電気事業で、平成25年度決算対象となるものは、79事業（うち建設中6事業）であり、法適用企業が28事業、法非適用企業が51事業である。これを経営主体別にみると、都道府県営が27事業、政令指定都市営が4事業、市営が24事業、町村営が20事業、一部事務組合等営が4事業となっている。施設数は421施設で、最大出力の合計は284万2千kW（建設中を含む。）、年間発電電力量は87億64百万kWh、年間売電電力量は82億85百万kWhとなっている。

上記のうち、各発電型式における稼働中の施設数、最大出力、年間発電電力量、年間売電電力量は**第28表**のとおりである。

## b 経営状況

## (a) 法適用企業

## (i) 損益収支

法適用の電気事業の総収益は757億円、総費用は638億円となっており、この結果、純損益は119億円の黒字（前年度67億円の黒字）、総収支比率は118.7%となっている。また、経常収益は755億円、経常費用は631億円となっており、この結果、経常損益は124億円の黒字、経常収支比率は119.7%となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第29表**のとおりである。

累積欠損金は25億円で、前年度と比較すると5.5%減となっている。なお、不良債務を有する事業はない。

## (ii) 資本収支

資本的支出は479億円で、前年度と比べると21.7%増となっている。これに対する財源は、外部資金が215億円、内部資金が252億円で、財源不足額は12億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は267億円で前年度に比べると76.5%増、企業債償還金は115億円で、前年度と比べると4.6%減となっている。

## (b) 法非適用企業

電気事業における法非適用企業は、水力発電事業、ごみ発電事業、スーパーごみ発電事業、風力発電事業及び太陽光発電事業の51事業（うち建設中5事業）で、実質収支をみると46事業において黒字であり、黒字額は39億円となっている。一方、赤字を生じた事業はない。

## 第1部 平成25年度の地方財政の状況

第28表 公営電気事業における事業概況

発電型式	施設(稼働中)	最大出力(千kW)	発電電力量(百万kWh)	売電電力量(百万kWh)
水力	292	2,390	7,745	7,661
ごみ	15	137	666	341
スーパーごみ	3	78	120	79
ごみ固形燃料	1	12	68	43
風力	33	90	138	135
太陽光	35	45	27	27
合計	379	2,752	8,764	8,285

第29表 電気事業(法適用企業)の経営状況

(単位 事業、億円)

区分	純損益		経常損益	
	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度
(事業数)	(25)	(23)	(26)	(24)
黒字額	121	68	125	65
(事業数)	(2)	(3)	(1)	(2)
赤字額	2	2	0	1
(事業数)	(27)	(26)	(27)	(26)
収支	119	67	124	65

### (オ) ガス事業

#### a 事業数及び業務の状況

地方公共団体が経営するガス事業で、平成25年度決算対象となるものは、28事業である。これを経営主体別にみると、政令指定都市営が1事業、市営が21事業、町村営が6事業となっている。公営ガス事業の供給戸数(契約数)は85万戸(対前年度比1.1%減)で、供給区域内戸数に対する普及率は67.9%となっている。また、販売量は360億15百万MJで、前年度と比べると1.4%減となっている。

ガス事業全体に占める公営ガス事業の割合をみると、事業数で13.4%、供給戸数で2.9%、販売量で2.3%となっている。なお、民間大手4社を除いた割合では、供給戸数で10.5%、販売量で8.6%となっている。

#### b 経営状況

##### (a) 損益収支

ガス事業の総収益は1,031億円、総費用は1,011億円となっており、この結果、純損益は20億円の黒字(前年度52億円の黒字)、総収支比率は102.0%となっている。また、経常収益は1,030億円、経常費用は1,009億円となっており、この結果、経常損益は20億円の黒字、経常収支比率は102.0%となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第30表**のとおりである。

累積欠損金は476億円で、前年度と比べると0.1%増となっている。なお、不良債務を有する事業は1事業で、その額は15億円となっている。

##### (b) 資本収支

資本的支出は252億円で、前年度と比べると7.5%減となっている。これに対する財源は、外部資金が70億円、内部資金が166億円で、財源不足額は16億円となっている。資本的支出の内訳

をみると、建設改良費は111億円で、前年度と比べると19.6%減、企業債償還金は130億円で、前年度と比べると6.9%増となっている。

第30表 ガス事業の経営状況

(単位 事業、億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度
(事業数)	(23)	(25)	(23)	(24)
黒 字 額	32	54	31	42
(事業数)	(5)	(4)	(5)	(5)
赤 字 額	12	1	11	1
(事業数)	(28)	(29)	(28)	(29)
収 支	20	52	20	40

### (カ) 病院事業

#### a 事業数及び業務の状況

地方公共団体が経営する病院事業（「地方公営企業法」を適用する病院事業）で、平成25年度決算対象となるものは、643事業（うち建設中2事業）であり、これらの事業が有する病院（以下「自治体病院」という。）数は839病院である。これを経営主体別にみると、都道府県立が158病院（37都道府県）、政令指定都市立が36病院（15政令指定都市）、市立が368病院（310市）、町村立が172病院（166町村）及び一部事務組合等立が105病院（76組合）となっている。

一般病院806病院のうち病床数300床以上の病院は、32.1%に当たる259病院となっており、地域における基幹病院、中核病院として地域医療を支えている。

一方、病床数が150床未満であり、直近の一般病院までの移動距離が15キロメートル以上となる位置に所在している等の条件下にある「不採算地区病院」は、一般病院の37.2%に当たる300病院となっており、民間医療機関による診療が期待できない離島、山間地等のへき地における医療の確保のため、重要な役割を果たしている。

さらに、自治体病院全体の84.7%に当たる711病院が救急病院として告示を受けており、地域の救急医療を担っている。

平成25年度末における病床数は19万4千床で、前年度と比べると0.9%減となり、入院、外来延患者数は1億4千万人で、2.0%減となっている。

また、病床利用率は73.4%（前年度73.9%）、外来入院患者比率（年延外来患者数を年延入院患者数で除したものは）167.1%（前年度166.9%）となっている。なお、全国の病院に占める自治体病院の数及び病床数の推移は、**第88図**のとおりである。

#### b 経営状況

##### (a) 損益収支

病院事業の総収益は3兆9,554億円、総費用は3兆9,984億円となっており、この結果、純損益は429億円の赤字（前年度42億円の黒字）、総収支比率は98.9%となっている。また、経常収益は3兆9,198億円、経常費用は3兆9,446億円となっており、この結果、経常損益は248億円の赤字、経常収支比率は99.4%となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第31表**のとおりである。

累積欠損金は1兆9,704億円で、前年度と比べると0.6%増となっている。また、不良債務は93億円で、前年度と比べると12.1%減となっている。

## 第1部 平成25年度の地方財政の状況

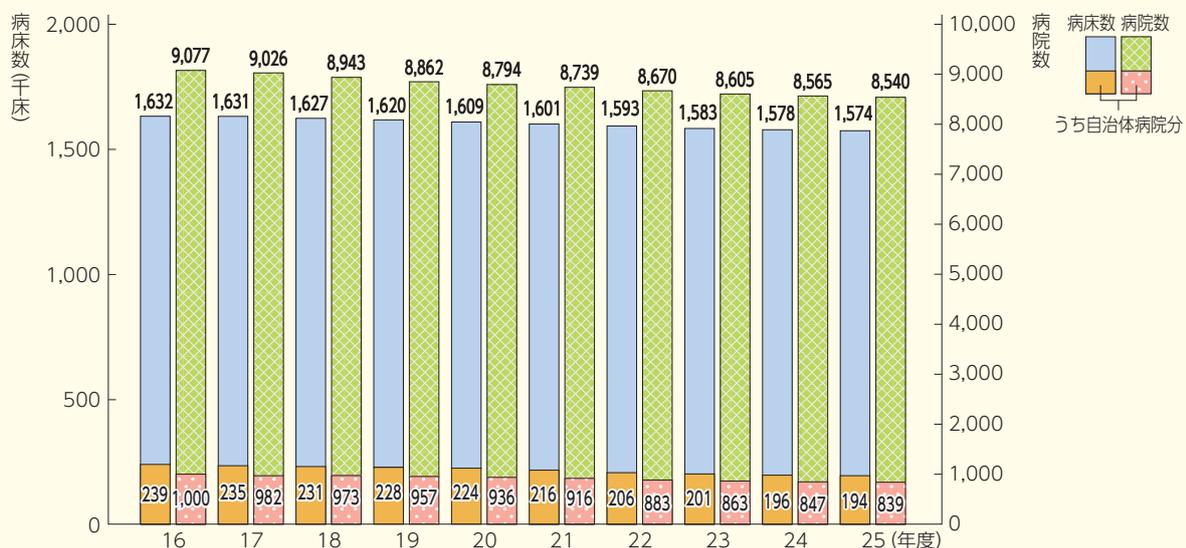
また、医業費用に対する医業収益の割合である医業収支比率は91.9%（前年度92.7%）となっており、これを病院の種別にみると、一般病院が92.4%（同93.3%）、結核病院が16.0%（同50.8%）、精神科病院が69.0%（同68.2%）となっている。

平成25年度においては、平成26年度からの地方公営企業の会計基準の見直しを控え、これまで義務付けられてこなかった退職給付引当金を積み増していることや、電気料金等の値上げによる影響、さらには再編や老朽化に伴う病院建設の増加等により、純損益は前年度からやや悪化している。

### (b) 資本収支

資本的支出は7,918億円で、前年度と比べると3.1%増となっている。これに対する財源は、外部資金が5,521億円、内部資金が2,277億円で、財源不足額は120億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は4,449億円で、前年度と比べると10.3%増、企業債償還金は3,038億円で、前年度と比べると8.3%減となっている。

第88図 全国の病院に占める自治体病院の状況



(注) 全国の病院数及び病床数は、厚生労働省「医療施設調査（各年度10月1日現在）」を基にした数である。

第31表 病院事業の経営状況

(単位 事業、億円)

区分	純 損 益		経 常 損 益	
	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度
(事業数)	(305)	(350)	(298)	(338)
黒字額	541	686	571	724
(事業数)	(336)	(291)	(343)	(303)
赤字額	970	644	820	603
(事業数)	(641)	(641)	(641)	(641)
収支	△ 429	42	△ 248	121

### (キ) 下水道事業

#### a 事業数及び業務の状況

地方公共団体が経営する下水道事業で、平成25年度決算対象となるものは、3,640事業（うち建設中18事業）であり、法適用企業が538事業、法非適用企業が3,102事業である。これを経営主体別にみると、都道府県営が81事業、政令指定都市営が50事業、市営が1,898事業、町村営が1,585事業、一部事務組合等営が26事業となっている。

下水道事業の平成25年度末における現在処理区域内人口は1億240万人、現在処理区域面積は493万haとなっている。また、年間総処理水量（雨水処理水量と汚水処理水量の合計。ただし、流域下水道分は流域関連公共下水道として水量を計上しているため除く。）は149億 $m^3$ で、前年度と比べると1.3%増となっており、年間有収水量は111億 $m^3$ で、前年度と比べると0.2%増となっている。

## b 経営状況

### (a) 法適用企業

#### (i) 損益収支

法適用企業の下水道事業の総収益は1兆7,623億円で、前年度と比べると3.5%増となっている。その内訳をみると、料金収入が9,400億円（総収益に占める割合53.3%）、他会計繰入金（雨水処理負担金を含む。）が7,268億円（同41.2%）等となっている。一方、総費用は1兆6,795億円で、前年度と比べると2.6%増となっており、うち地方債利息が3,271億円（総費用に占める割合19.5%）となっている。この結果、純損益は829億円の黒字（前年度670億円の黒字）、総収支比率は104.9%となっている。また、経常収益は1兆7,516億円、経常費用は1兆6,663億円となっており、この結果、経常損益は853億円の黒字、経常収支比率は105.1%となっている。純損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第32表**のとおりである。

累積欠損金は1,970億円で、前年度と比べると0.7%減となっている。また、不良債務は324億円で、52.9%増となっている。

#### (ii) 資本収支

資本的支出は1兆9,814億円で、前年度と比べると0.2%増となっている。これに対する財源は、外部資金が1兆1,276億円、内部資金が8,410億円で、財源不足額は128億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は8,448億円で、前年度と比べると5.2%増、企業債償還金は1兆1,254億円で、前年度と比べると3.0%減となっている。

### (b) 法非適用企業

下水道事業における法非適用企業の総収益は1兆3,551億円で、前年度と比べると2.4%減となっている。その内訳をみると、料金収入が5,695億円（総収益に占める割合42.0%）、他会計繰入金（雨水処理負担金を含む。）が5,886億円（同43.4%）等となっている。一方、総費用は9,185億円で、前年度と比べると3.6%減となっており、うち地方債利息が3,036億円（総費用に占める割合22.4%）となっている。

資本的支出は1兆5,991億円で、前年度と比べると2.9%減となっている。その内訳をみると、建設改良費は7,049億円で、前年度と比べると5.2%減、地方債償還金は8,879億円で、前年度と比べると0.1%増となっている。

実質収支をみると、黒字事業が3,045事業で730億円の黒字、赤字事業が44事業で154億円の赤字となっており、差引576億円の黒字となっている（**第32表**）。

### (c) 全体の経営状況

法適用企業と法非適用企業を合計した下水道事業の黒字額は1,770億円、赤字額は365億円となっており、この結果、全体の収支（法適用企業の純損益と法非適用企業の実質収支の合計）は1,405億円の黒字となっている。このように、全体の収支は黒字となっている。

汚水処理原価（汚水処理費を年間有収水量で除したもの）は、153.49円/ $m^3$ （維持管理費73.22円/ $m^3$ 、資本費80.27円/ $m^3$ ）で、前年度と比べると0.8%減となっており、使用料単価（使用料収入を年間有収水量で除したもの）は、137.16円/ $m^3$ で、前年度と比べると0.5%増と

## 第1部 平成25年度の地方財政の状況

なっている。

その結果、経費回収率（使用料単価を汚水処理原価で除したもの）は89.4%となっており、前年度と比べると1.2%増加している。回収率が増加した要因としては、企業債利子の減少や料金収入の増加等があるが、適正な回収率に達していない事業は依然として多いことから、引き続き経営の健全化に向けた取組を進めていく必要がある。

法適用企業と法非適用企業を合計した下水道事業の建設改良費は1兆5,497億円で、前年度と比べると0.2%増となっている。建設改良費は、平成11年度以来、年々減少しているが、25年度においては年々増加する更新費用の増加等により微増となっている。

第32表 下水道事業の経営状況

(単位 事業、億円)

区分	平成25年度(A)			平成24年度(B)			差引(A)-(B)		
	法適用企業	法非適用企業	合計	法適用企業	法非適用企業	合計	法適用企業	法非適用企業	合計
(事業数)	(336)	(3,045)	(3,381)	(312)	(3,071)	(3,383)	(24)	(△26)	(△2)
黒字額	1,040	730	1,770	855	782	1,636	185	△52	134
(事業数)	(197)	(44)	(241)	(187)	(41)	(228)	(10)	(3)	(13)
赤字額	211	154	365	185	188	373	26	△34	△7
(事業数)	(533)	(3,089)	(3,622)	(499)	(3,112)	(3,611)	(34)	(△23)	(11)
収支	829	576	1,405	670	594	1,264	159	△18	141

## 7

### 地方公営企業等の状況

#### (ク) その他の地方公営企業

##### a 事業数

地方公共団体は、以上の事業のほかにも各種の事業を経営している。これを事業別にみると、平成25年度決算対象となるものは、港湾整備事業が97事業、市場事業が167事業、と畜場事業が64事業、観光施設事業が328事業、宅地造成事業が450事業、有料道路事業が2事業、駐車場整備事業が231事業、介護サービス事業が583事業及びその他事業が43事業（廃棄物等処理施設、診療所等）となっている。

##### b 経営状況

その他の地方公営企業の純損益、経常損益、実質収支における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第33表のとおりである。なお、このうち、観光施設事業については、全体の収支（法適用企業の純損益と法非適用企業の実質収支の合計）が14億円の黒字であり、法適用企業の累積欠損金は前年度と比べると2.7%減の294億円と改善されているものの、引き続き厳しい状況となっており、経営状況が悪化している事業について、施設そのものの必要性及び公営企業で運営することの適否について十分検討する必要がある。また、宅地造成事業については、全体の収支は189億円の黒字であり、法適用企業の累積欠損金は前年度と比べると15.6%減の1,670億円と改善されているものの、販売用土地の時価評価額が当該土地の地方債残高を下回っている事業が全体の5割以上を占めているなど、厳しい経営状況にある事業が多く、対応を先延ばしにすることなく、早期かつ計画的に経営の健全化を図る必要がある。

第33表 その他の地方公営企業の経営状況

(単位 事業、億円)

区 分		港 湾 備	市 場	と 畜 場	観 光 施 設	宅 地 成	有 道 料 路	駐 車 場 備	介 護 サービス	そ の 他
法 適 用 企 業	(事業数)	(8)	(10)	(1)	(22)	(30)	(-)	(8)	(23)	(31)
	純 黒 字 額	44	7	0.8	10	365	-	3	3	16
	(事業数)	(-)	(4)	(-)	(26)	(17)	(-)	(-)	(22)	(11)
	損 赤 字 額	-	15	-	11	300	-	-	4	10
	(事業数)	(8)	(14)	(1)	(48)	(47)	(-)	(8)	(45)	(42)
	益 収 支	44	△8	0.8	△1	66	-	3	△1	6
	(事業数)	(8)	(10)	(1)	(22)	(27)	(-)	(8)	(24)	(30)
	経 常 黒 字 額	38	9	0.9	7	372	-	3	4	20
	(事業数)	(-)	(4)	(-)	(26)	(20)	(-)	(-)	(21)	(12)
	損 赤 字 額	-	15	-	12	298	-	-	3	3
(事業数)	(8)	(14)	(1)	(48)	(47)	(-)	(8)	(45)	(42)	
益 収 支	38	△6	0.9	△5	74	-	3	1	17	
法 非 適 用 企 業	(事業数)	(84)	(150)	(62)	(264)	(349)	(2)	(206)	(521)	(-)
	実 質 黒 字 額	86	25	5	38	295	0.4	29	51	-
	(事業数)	(5)	(2)	(1)	(15)	(19)	(-)	(15)	(16)	(-)
	収 支 赤 字 額	12	1	0	22	173	-	66	2	-
	(事業数)	(89)	(152)	(63)	(279)	(368)	(2)	(221)	(537)	(-)
収 支	74	24	5	15	123	0.4	△37	49	-	

## (2) 国民健康保険事業 [資料編：第120表]

平成25年度末において国民健康保険事業会計を有する市町村は、前年度末と同じ1,746団体（20政令指定都市、42中核市、40特例市、688都市、929町村、4一部事務組合等、23特別区）となっている。また、直営診療所を設置している団体は366団体（2政令指定都市、8中核市、11特例市、153都市、190町村、2一部事務組合）で、前年度末と比べると4団体減少している。

被保険者数は3,398万人であり、加入世帯数は2,010万世帯となっている。これらを前年度末と比べると、被保険者数は68万人減、加入世帯数は15万世帯減となっている。

なお、退職者医療制度の被保険者数及び被扶養者数は169万人で、前年度末と比べると24万人減少（12.4%減）している。

## ア 事業勘定

## (ア) 歳入

事業勘定の歳入決算額は14兆3,758億円で、前年度と比べると1,902億円増加（1.3%増）している。

歳入の内訳をみると、第89図のとおりであり、国民健康保険税（料）及び国庫支出金の合計で歳入総額の44.3%を占め、前年度（44.4%）と比べると0.1ポイント低下となっている。

それぞれの決算額をみると、国民健康保険税（料）は3兆1,109億円で、前年度と比べると443億円増加（1.4%増）、国庫支出金は3兆2,583億円で、前年度と比べると231億円増加（0.7%増）している。国庫支出金の主な内訳としては、療養給付費等負担金が2兆4,265億円、財政調整交付金等が8,318億円で、前年度と比べるとそれぞれ222億円増加（0.9%増）、9億円増加（0.1%増）している。

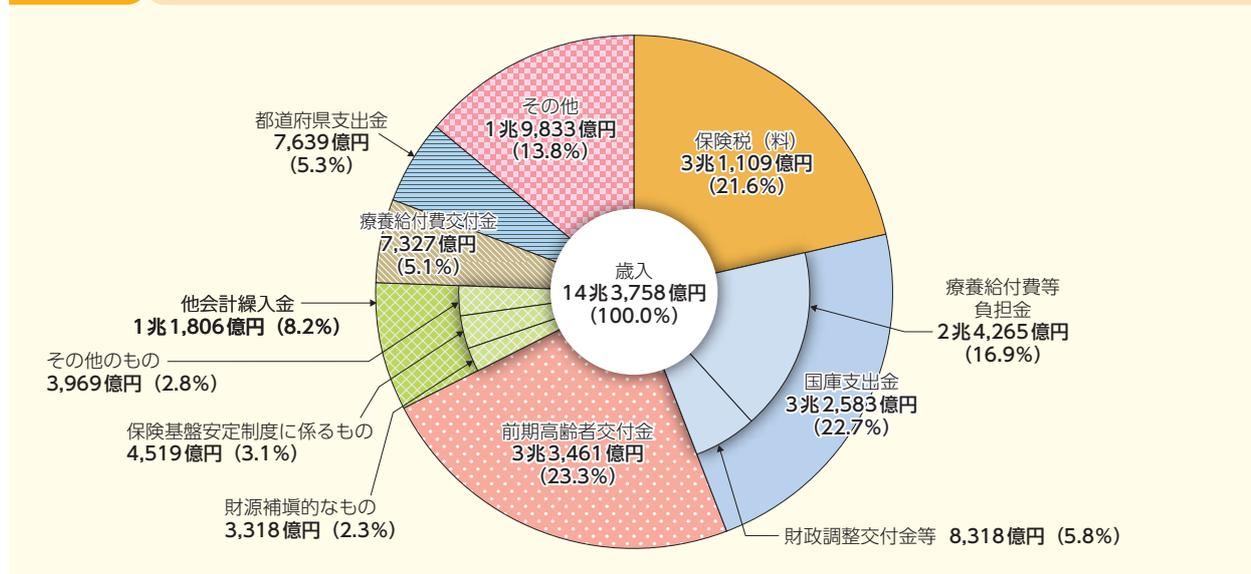
## 第1部 平成25年度の地方財政の状況

また、都道府県支出金は7,639億円で、前年度と比べると79億円増加（1.0%増）している。

さらに、他会計繰入金は1兆1,806億円で、前年度と比べると7億円減少（0.1%減）している。この内訳をみると、財源補填的な繰入金が3,318億円（対前年度比3.0%増）、国民健康保険の財政基盤の安定を図るための保険基盤安定制度による繰入金が4,519億円（同0.3%増）等となっている。

なお、前期高齢者交付金は、3兆3,461億円で、前年度と比べると1,281億円増加（4.0%増）している。

第89図 国民健康保険事業の歳入決算の状況（事業勘定）



### (イ) 歳出

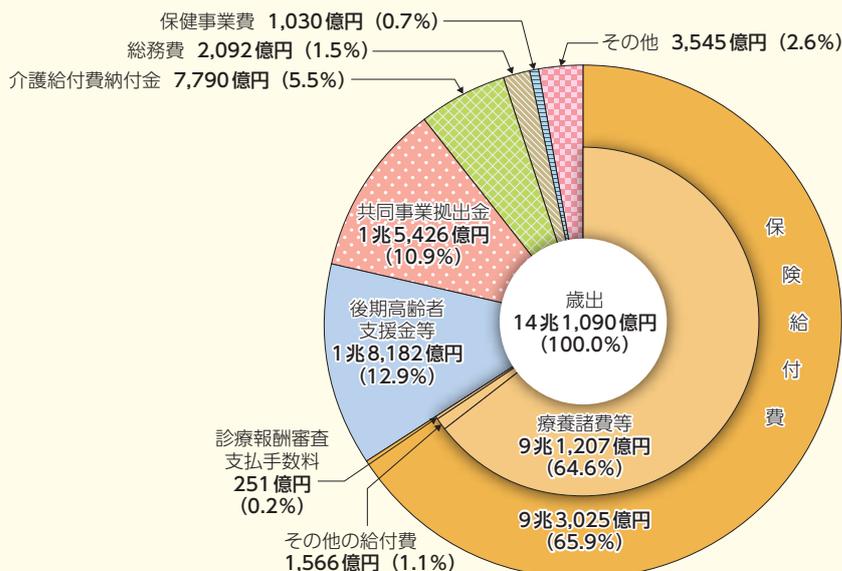
歳出決算額は14兆1,090億円で、前年度と比べると1,878億円増加（1.3%増）している。

歳出の内訳をみると、第90図のとおりであり、保険給付費は9兆3,025億円で、前年度と比べると865億円増加（0.9%増）している。

保険給付費の主な内訳をみると、療養諸費等が9兆1,207億円で、前年度と比べると903億円増加（1.0%増）、その他の給付費が1,566億円で、前年度と比べると30億円減少（1.9%減）している。

また、後期高齢者支援金等は1兆8,182億円で、前年度と比べると740億円増加（4.2%増）している。

## 第90図 国民健康保険事業の歳出決算の状況（事業勘定）



## (ウ) 収支

実質収支は2,645億円の黒字（前年度2,637億円の黒字）であり、昭和40年度以降黒字基調が続いている。

しかし、実質収支から財源補填的な他会計繰入金及び都道府県支出金を控除し、繰出金を加えた再差引収支については、1,665億円の赤字（前年度1,573億円の赤字）となっており、20年連続して赤字となっている。

再差引収支を団体規模別にみると、政令指定都市が1,035億円の赤字（前年度1,156億円の赤字）、中核市が193億円の赤字（同157億円の赤字）、特例市が245億円の赤字（同226億円の赤字）、都市が486億円の赤字（同395億円の赤字）となる一方、町村が131億円の黒字（同164億円の黒字）、一部事務組合等が9億円の黒字（同7億円の黒字）、特別区が154億円の黒字（同190億円の黒字）となっている。

再差引収支を黒字・赤字の団体別にみると、黒字の団体数は前年度と比べると24団体減少の1,039団体で、その黒字額は24億円減少の1,811億円となっている。

一方、赤字の団体数は前年度と比べると24団体増加の707団体で、その赤字額は68億円増加の3,476億円となっている。

赤字の団体が占める割合を団体規模別にみると、政令指定都市が85.0%、中核市が59.5%、特例市が70.0%、都市が44.9%、町村が35.1%、特別区が8.7%となっており、特に政令指定都市、中核市及び特例市においては、厳しい財政運営が続いている。

## 1 直診勘定

直診勘定の歳入決算額は632億円で、前年度と比べると4億円減少（0.7%減）している。

このうち、診療収入は388億円で、前年度と比べると10億円減少（2.4%減）しており、歳入総額に占める割合は61.3%（前年度62.4%）となっている。一方、他会計繰入金は148億円で、前年度と比べると8億円増加（5.4%増）しており、歳入総額に占める割合は23.4%（前年度22.1%）となっている。

直診勘定の歳出決算額は609億円で、前年度と比べると5億円減少（0.9%減）している。

このうち、総務費は351億円で、前年度と比べると7億円増加（2.1%増）している。また、医業費は199億円で、前年度と比べると6億円減少（3.0%減）しており、歳出総額に占める割合は32.6%（前年度33.4%）となっている。なお、医業費の診療収入に対する割合は51.2%で、前年度と比べて0.4ポイ

## 第1部 平成25年度の地方財政の状況

ント低下している。

実質収支は23億円の黒字（前年度22億円の黒字）となっているが、この実質収支から他会計繰入金を控除し、繰出金を加えた再差引収支は、122億円の赤字（同116億円の赤字）となっている。

### (3) 後期高齢者医療事業 [資料編：第121表]

後期高齢者医療事業では、保険料の徴収や後期高齢者医療広域連合へ保険料等の納付を行う市町村（1,740団体（20政令指定都市、42中核市、40特例市、688都市、926町村、1広域連合、23特別区））及び後期高齢者医療事業を実施する都道府県区域ごとの後期高齢者医療広域連合（47団体）に特別会計が設けられている。

#### ア 市町村

市町村の特別会計の歳入決算額は1兆4,143億円で、前年度と比べると349億円増加（2.5%増）している。このうち、被保険者が支払う後期高齢者医療保険料は1兆213億円で、前年度と比べると242億円増加（2.4%増）しており、歳入総額に占める割合は72.2%（前年度72.3%）となっている。

歳出決算額は1兆3,898億円で、前年度と比べると374億円増加（2.8%増）している。このうち、後期高齢者医療広域連合への納付金が、1兆3,153億円で、前年度と比べると389億円増加（3.0%増）しており、歳出総額に占める割合は94.6%（前年度94.4%）となっている。

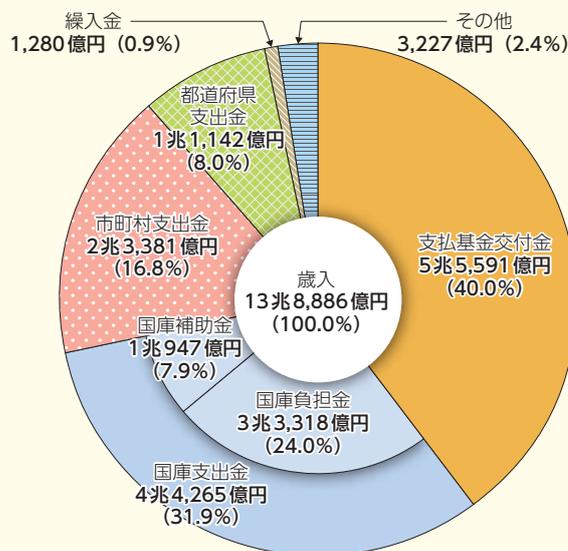
#### イ 後期高齢者医療広域連合

##### (ア) 歳入

後期高齢者医療広域連合の歳入決算額は13兆8,886億円で、前年度と比べると6,688億円増加（5.1%増）している。

歳入の内訳をみると、**第91図**のとおりであり、支払基金交付金が5兆5,591億円（歳入に占める割合40.0%）、国庫支出金が4兆4,265億円（同31.9%）、市町村支出金が2兆3,381億円（同16.8%）、都道府県支出金が1兆1,142億円（同8.0%）で、それぞれ前年度と比べると支払基金交付金が1,913億円増加（3.6%増）、国庫支出金が2,374億円増加（5.7%増）、市町村支出金が677億円増加（3.0%増）、都道府県支出金が314億円増加（2.9%増）している。

第91図 後期高齢者医療事業の歳入決算の状況

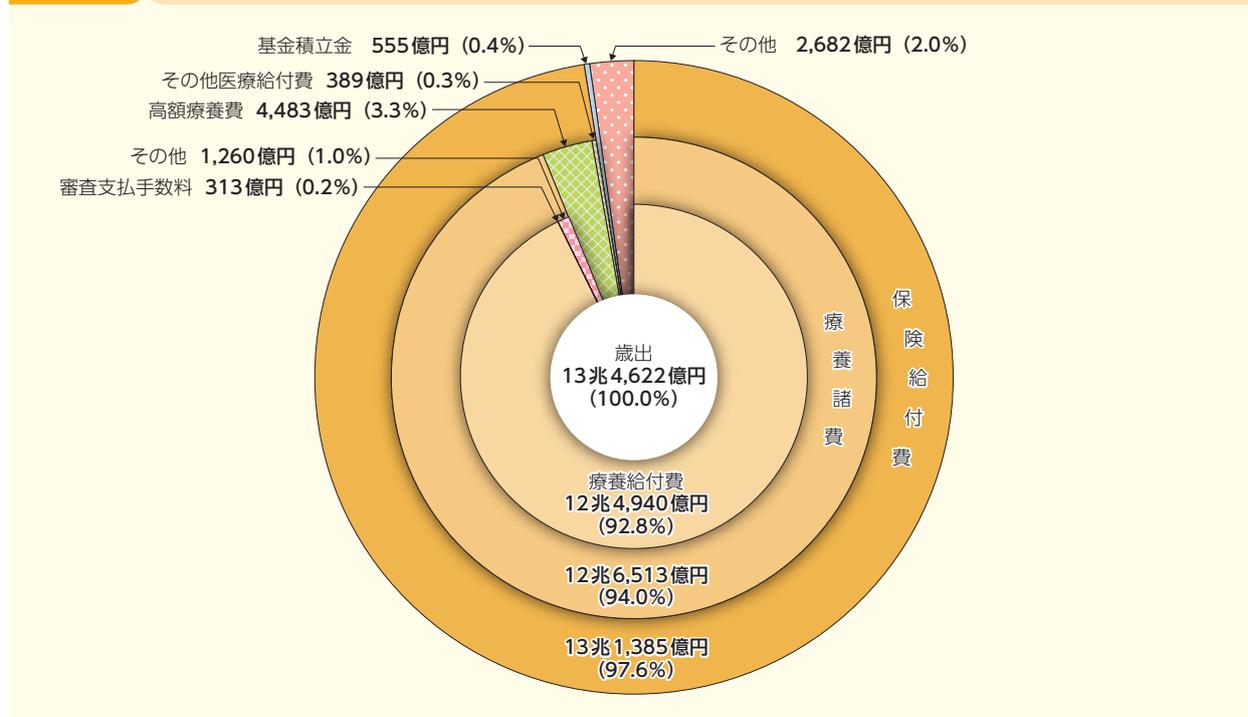


## (イ) 歳出

後期高齢者医療広域連合の歳出決算額は13兆4,622億円で、前年度と比べると5,400億円増加（4.2%増）している。

歳出の内訳をみると、第92図のとおりであり、保険給付費は13兆1,385億円で、前年度と比べると4,517億円増加（3.6%増）しており、歳出総額の97.6%（前年度98.2%）を占めている。

第92図 後期高齢者医療事業の歳出決算の状況



## (ウ) 収支

実質収支は47団体全て黒字となっており、その黒字額は4,263億円（前年度2,976億円の黒字）となっている。

## (4) 介護保険事業 [資料編：第122表]

介護保険制度を実施する保険者である市町村が設ける介護保険事業会計は、第1号被保険者（65歳以上の者）からの保険料や、第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）の介護納付金分に係る支払基金からの交付金である支払基金交付金等を財源として保険給付等を行う保険事業勘定と、介護給付の対象となる居宅サービス及び施設サービス等を実施する介護サービス事業勘定とに区分される。

なお、市町村が実施する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、指定訪問看護ステーションの5施設により介護サービスを提供する事業は介護サービス事業として公営企業会計の対象とされている。

平成25年度末の介護保険事業の保険者は、1,580団体（20政令指定都市、42中核市、39特例市、634都市、783町村、39一部事務組合等、23特別区）で、前年度と比べると2団体減少している。また、介護サービス事業勘定を設置している団体は736団体（9政令指定都市、14中核市、17特例市、308都市、366町村、9一部事務組合等、13特別区）で、前年度と比べると19団体減少している。

## 第1部 平成25年度の地方財政の状況

### ア 保険事業勘定

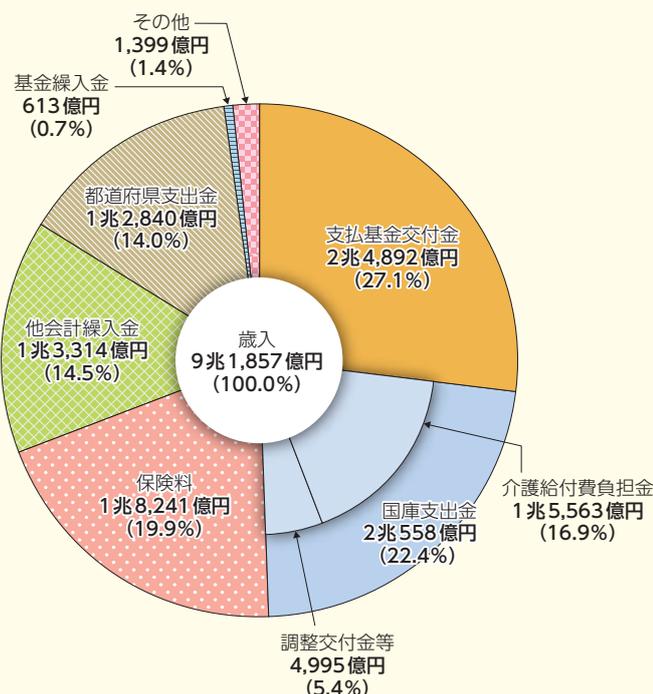
#### (ア) 歳入

保険事業勘定の歳入決算額は9兆1,857億円で、前年度と比べると3,755億円増加（4.3%増）している。

歳入の内訳をみると、**第93図**のとおりであり、第1号被保険者が支払う保険料が1兆8,241億円（歳入総額に占める割合19.9%）、介護給付費負担金（介護給付及び予防給付に要する費用の額（以下「介護・予防給付額」という。）の100分の20（施設等給付費にあたっては100分の15）に相当する額）、調整交付金（介護・予防給付額の100分の5に相当する額）等の国庫支出金が2兆558億円（同22.4%）、支払基金交付金（第2号被保険者の介護給付金分に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金）が2兆4,892億円（同27.1%）、都道府県の法定負担（介護・予防給付額の100分の12.5（施設等給付費にあたっては100分の17.5）に相当する額）を含む都道府県支出金が1兆2,840億円（同14.0%）、市町村の法定負担分（介護・予防給付額の100分の12.5に相当する額）を含む他会計繰入金金が1兆3,314億円（同14.5%）、介護保険制度の円滑な導入のために設置された基金等の取崩し額である基金繰入金金が613億円（同0.7%）等となっている。

また、それぞれ前年度と比べると保険料が744億円増加（4.3%増）、国庫支出金が1,099億円増加（5.6%増）、支払基金交付金が952億円増加（4.0%増）、都道府県支出金が12億円増加（0.1%増）、他会計繰入金金が468億円増加（3.6%増）、基金繰入金金が150億円増加（32.4%増）している。

第93図 介護保険事業の歳入決算の状況（保険事業勘定）

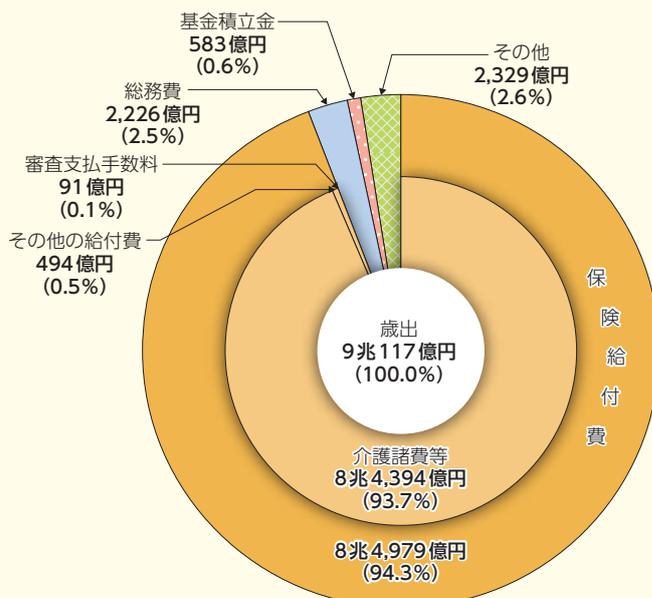


#### (イ) 歳出

保険事業勘定の歳出決算額は9兆117億円で、前年度と比べると3,353億円増加（3.9%増）している。

歳出の内訳をみると、**第94図**のとおりであり、保険給付費は8兆4,979億円で、前年度と比べると3,584億円増加（4.4%増）しており、歳出総額の94.3%（前年度93.8%）を占めている。

## 第94図 介護保険事業の歳出決算の状況（保険事業勘定）



## (ウ) 収支

実質収支は1,722億円の黒字（前年度1,328億円の黒字）となっており、実質収支から財源補填的な他会計繰入金及び都道府県支出金を控除し、繰出金を加えた再差引収支についても、1,703億円の黒字（同798億円の黒字）となっている。

再差引収支を黒字・赤字の団体別にみると、黒字の団体数は前年度と比べると304団体増加の1,555団体で、全団体に占める割合は98.4%（前年度79.1%）となっており、その黒字額は838億円増加の1,726億円となっている。

一方、赤字の団体数は前年度と比べると306団体減少の25団体で、全団体に占める割合は1.6%（前年度20.9%）となっており、その赤字額は67億円減少の23億円となっている。

## 1 介護サービス事業勘定

介護サービス事業勘定の歳入決算額は295億円で、前年度と比べると8億円減少（2.7%減）している。このうち、利用者の支払う自己負担金を含むサービス収入は113億円（前年度比7.1%減）で、歳入総額に占める割合は38.2%（前年度40.0%）となっている。

普通会計等からの繰入金は151億円で、前年度と比べると6億円減少（4.0%減）しており、歳入総額に占める割合は51.0%（前年度51.7%）となっており、このうち、普通会計からのものが137億円で前年度と比べると6億円減少（4.1%減）している。

歳出決算額は280億円で、前年度と比べると8億円減少（2.6%減）している。このうち、サービス事業費が97億円で、前年度と比べると7億円減少（6.9%減）しており、歳出総額に占める割合は34.8%（前年度36.4%）となっている。

また、公債費の元利償還金は、90億円で、前年度と比べると6億円減少（6.1%減）しており、歳出総額に占める割合は32.1%（前年度33.3%）となっている。

なお、実質収支は14億円の黒字（前年度15億円の黒字）となっており、再差引収支は132億円の赤字（同137億円の赤字）となっている。

**(5) その他の事業****ア 収益事業 [資料編：第123表]**

収益事業を実施した地方公共団体の数は延べ289団体で、前年度と比べると1団体減少している。

これを事業別にみると、公営競技についてはモーターボート競走事業を施行した団体が105団体と最も多く、以下、自転車競走事業60団体、競馬事業50団体、小型自動車競走事業7団体の順となっている。

また、宝くじは、47都道府県及び20政令指定都市の67団体で発売されている。

これらを団体種類別にみると、都道府県においては延べ67団体、市町村においては延べ222団体が収益事業を実施している。

**(ア) 経営状況**

収益事業の決算額は、歳入3兆625億円、歳出3兆380億円で、前年度と比べると歳入は292億円増加(1.0%増)、歳出は199億円増加(0.7%増)している。

実質上の収支(歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源、他会計からの繰入金、過去の収益を積み立てた基金からの繰入金及び未払金を控除し、他会計への繰出金及び未収金を加えた額)は4,135億円の黒字(前年度3,881億円の黒字)となっている。

普通会計等への収益金の繰出しについて、事業別にみると、競馬事業が6億円(前年度5億円)、自転車競走事業が40億円(同36億円)、小型自動車競走事業が4億円(同6億円)、モーターボート競走事業が123億円(同83億円)、宝くじ事業が3,971億円(同3,900億円)となっている。

**(イ) 収益金の使途状況**

収益金の大部分は普通会計等に繰り入れられ、道路、教育施設、社会福祉施設等の整備事業などの財源として活用されている。その繰入額は4,146億円で、前年度と比べると116億円増加(2.9%増)している。

収益金繰入額の使途状況を目的別にみると、土木費が1,103億円で最も大きな割合(収益金繰入額に占める割合26.6%)を占め、次いで、民生費の907億円(同21.9%)となっており、これらの費目で繰入総額の48.5%を占めている。このほか、教育費が615億円(同14.8%)、衛生費が194億円(同4.7%)、商工費が139億円(同3.4%)等となっている。

**イ 共済事業****(ア) 農業共済事業 [資料編：第125表]**

農業共済事業を実施した市町村の数は前年度と同じ56団体となっている。

農業共済事業会計の決算額は歳入129億円、歳出124億円で、前年度と比べると歳入は6億円減少(4.5%減)、歳出は5億円減少(3.6%減)している。

なお、実質上の収支(歳入歳出差引額から支払準備金積立額、責任準備金積立額、繰入金及び未払金を控除し、繰出金及び未収金を加えた額)は、32億円の赤字(前年度35億円の赤字)となっている。

**(イ) 交通災害共済事業 [資料編：第126表]**

直営方式により交通災害共済事業を実施した地方公共団体は75団体(37市町村、38一部事務組合等)で、前年度と比べると4団体減少している。

また、加入者は平成25年度末で839万人(前年度末865万人)となっている。

交通災害共済事業会計の決算額は歳入64億円、歳出53億円で、前年度と比べると歳入は減少(6.1%減)、歳出は減少(6.6%減)している。

なお、実質上の収支(歳入歳出差引額から未経過共済掛金、繰入金及び未払金を控除し、繰出金及び未収金を加えた額)は12億円の黒字(前年度14億円の黒字)となっている。

**ウ 公立大学附属病院事業 [資料編：第124表]**

公立大学附属病院事業を実施した地方公共団体は1団体である。

公立大学附属病院事業会計の決算額は、収益的収支では総収益19億円、総費用19億円となり、前年

度と比べると総収益は1億円増加（3.7%増）し、総費用は0億円増加（1.2%増）となっている。

また、資本的収支では資本的収入3億円、資本的支出3億円となり、前年度と比べると、資本的収入は0億円減少（4.5%減）し、資本的支出は0億円減少（5.3%減）となっている。

実質収支は1億円の黒字（前年度1億円の黒字）となっている。

## (6) 第三セクター等

第三セクター等の状況については、平成26年度の「第三セクター等の状況に関する調査」（平成26年3月31日現在）によると次のとおりである。

### ア 第三セクター等の定義

第三セクター等とは、次の法人をいう。

#### (ア) 第三セクター

- a 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号）等の規定に基づいて設立されている社団法人、財団法人及び特例民法法人（以下「社団法人・財団法人」という。）のうち、地方公共団体が出資を行っている法人
- b 「会社法」（平成17年法律第86号）の規定に基づいて設立されている株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び特例有限会社（以下「会社法法人」という。）のうち、地方公共団体が出資を行っている法人

(イ) 地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社（以下「地方三公社」という。）

(ウ) 地方独立行政法人

### イ 第三セクター等の数

第三セクター等の数は第34表のとおりであり、法人数の総計は7,745法人で、前年度末（8,056法人）に比べ311法人減少している。

## 第1部 平成25年度の地方財政の状況

第34表 第三セクター等の数

(単位 法人)

区 分	都道府県	指定都市	市区町村	合 計	(構成比)	(参考) 平成25年度調査
第 三 セ ク タ ー 計	1,853	533	4,344	6,730	(86.9%)	6,971
社 団 法 人 ・ 財 団 法 人	1,291	287	1,650	3,228	(41.7%)	3,456
公 益 社 団 ・ 財 団 法 人	939	208	856	2,003	(25.9%)	1,344
社 団 法 人	116	4	32	152	(2.0%)	88
財 団 法 人	823	204	824	1,851	(23.9%)	1,256
一 般 社 団 ・ 財 団 法 人	275	66	682	1,023	(13.2%)	453
社 団 法 人	74	3	99	176	(2.3%)	79
財 団 法 人	201	63	583	847	(10.9%)	374
特 例 民 法 法 人	77	13	112	202	(2.6%)	1,659
旧 社 団 法 人	10	0	14	24	(0.3%)	206
旧 財 団 法 人	67	13	98	178	(2.3%)	1,453
会 社 法 法 人	562	246	2,694	3,502	(45.2%)	3,515
株 式 会 社	562	244	2,438	3,244	(41.9%)	3,252
そ の 他 会 社 法 法 人	0	2	256	258	(3.3%)	263
地 方 三 公 社	106	27	771	904	(11.7%)	981
地 方 住 宅 供 給 公 社	37	10	0	47	(0.6%)	49
地 方 道 路 公 社	32	3	0	35	(0.5%)	36
土 地 開 発 公 社	37	14	771	822	(10.6%)	896
地 方 独 立 行 政 法 人	69	13	29	111	(1.4%)	104
総 計	2,028	573	5,144	7,745	(100.0%)	8,056

### 7

地方公営企業等の状況

#### 第三セクター等の経常損益の状況

第三セクター等のうち、(1) 地方公共団体等の出資割合が25%以上の社団法人・財団法人及び会社法人 (2) 出資割合が25%未満であるものの財政的支援(注1)を受けている社団法人・財団法人及び会社法人 (3) 地方三公社 (4) 地方独立行政法人の6,512法人から37法人(注2)を除いた6,475法人(以下「経営状況等調査対象法人」という。)の経常損益の状況については第35表のとおりであり、3,912法人(60.4%)が黒字、2,563法人(39.6%)が赤字となっている。

(注1) ここで「財政的支援」とは、補助金、貸付金及び損失補償のことをいう。

(注2) 第三セクター等のうち、清算手続中、休眠中、設立後間もない等の理由により財務諸表(損益計算書、収支計算書)が作成されていない法人。

第35表 第三セクター等の経常損益の状況

(単位 法人、百万円)

区 分	平成26年度調査			平成25年度調査		
	法人数	構成比	金額	法人数	構成比	金額
第三セクター計	5,465		155,904	5,705		127,621
（黒字法人）	3,320	60.8%	210,508	3,429	60.1%	190,924
（赤字法人）	2,145	39.2%	△ 54,604	2,276	39.9%	△ 63,303
社団法人・財団法人	3,009		30,025	3,227		19,630
(当期正味財産増加法人)	1,610	53.5%	60,501	1,691	52.4%	54,670
(当期正味財産減少法人)	1,399	46.5%	△ 30,476	1,536	47.6%	△ 35,040
会 社 法 人	2,456		125,879	2,478		107,992
(経常黒字法人)	1,710	69.6%	150,006	1,738	70.1%	136,254
(経常赤字法人)	746	30.4%	△ 24,128	740	29.9%	△ 28,262
地 方 三 公 社	899		△ 2,466	978		41,357
(経常黒字法人)	500	55.6%	42,991	543	55.5%	52,544
(経常赤字法人)	399	44.4%	△ 45,457	435	44.5%	△ 11,187
地方住宅供給公社	44		24,259	47		21,837
(経常黒字法人)	31	70.5%	25,390	31	66.0%	26,382
(経常赤字法人)	13	29.5%	△ 1,131	16	34.0%	△ 4,544
地方道路公社	35		△ 24,970	36		8,916
(経常黒字法人)	31	88.6%	6,062	33	91.7%	9,217
(経常赤字法人)	4	11.4%	△ 31,033	3	8.3%	△ 301
土地開発公社	820		△ 1,755	895		10,605
(経常黒字法人)	438	53.4%	11,538	479	53.5%	16,946
(経常赤字法人)	382	46.6%	△ 13,294	416	46.5%	△ 6,341
地方独立行政法人	111		27,345	104		37,507
(経常黒字法人)	92	82.9%	29,359	96	92.3%	38,537
(経常赤字法人)	19	17.1%	△ 2,014	8	7.7%	△ 1,030
総 計	6,475		180,783	6,787		206,485
(黒字法人)	3,912	60.4%	282,857	4,068	59.9%	282,005
(赤字法人)	2,563	39.6%	△ 102,075	2,719	40.1%	△ 75,520

### Ⅰ 第三セクター等の純資産又は正味財産の状況

経営状況等調査対象法人の純資産又は正味財産の状況は、第36表のとおりである。

負債が資産を上回っている法人は284法人（4.4%）であり、当該法人の負債が資産を上回っている額の合計は2,135億円となっている。

第1部 平成25年度の地方財政の状況

第36表 第三セクター等の純資産又は正味財産の状況

(単位 法人、百万円)

区 分	全体法人数 (a)	資産が負債を上回っている法人			負債が資産を上回っている法人		
		法人数 (b)	構成比 (b/a)	純資産額 又は 正味財産額	法人数 (c)	構成比 (c/a)	純資産額 又は 正味財産額
第三セクター計	(H26調査) 5,465	5,232	95.7%	4,918,178	233	4.3%	△ 136,238
	(H25調査) 5,705	5,456	95.6%	4,867,155	249	4.4%	△ 180,715
社団法人・財団法人	(H26調査) 3,009	2,979	99.0%	2,395,872	30	1.0%	△ 15,070
	(H25調査) 3,227	3,181	98.6%	2,441,294	46	1.4%	△ 49,857
会社法法人	(H26調査) 2,456	2,253	91.7%	2,522,306	203	8.3%	△ 121,168
	(H25調査) 2,478	2,275	91.8%	2,425,860	203	8.2%	△ 130,858
地方三公社	(H26調査) 899	850	94.5%	2,294,649	49	5.5%	△ 77,061
	(H25調査) 978	913	93.4%	2,169,058	65	6.6%	△ 90,247
地方住宅供給公社	(H26調査) 44	38	86.4%	643,605	6	13.6%	△ 16,698
	(H25調査) 47	41	87.2%	624,624	6	12.8%	△ 17,131
地方道路公社	(H26調査) 35	32	91.4%	1,160,358	3	8.6%	△ 6,531
	(H25調査) 36	34	94.4%	1,168,705	2	5.6%	△ 789
土地開発公社	(H26調査) 820	780	95.1%	490,686	40	4.9%	△ 53,831
	(H25調査) 895	838	93.6%	375,728	57	6.4%	△ 72,327
地方独立行政法人	(H26調査) 111	109	98.2%	1,339,097	2	1.8%	△ 175
	(H25調査) 104	103	99.0%	1,276,021	1	1.0%	△ 297
総 計	(H26調査) 6,475	6,191	95.6%	8,551,924	284	4.4%	△ 213,473
	(H25調査) 6,787	6,472	95.4%	8,312,233	315	4.6%	△ 271,259

7

地方公営企業等の状況

才 地方公共団体からの補助金交付額の状況

経営状況等調査対象法人の地方公共団体からの補助金交付額の状況は、第37表のとおりである。

地方公共団体から補助金を交付されている法人は、2,805法人（43.3%）であり、交付総額は5,249億円となっている。

第37表 地方公共団体からの補助金交付額の状況

(単位 法人、百万円)

区 分	平成26年度調査							平成25年度調査						
	全体法人数	補助金交付該当法人数	経常収益へ計上している法人数	構成比	経常収益計上法人構成比	交付額	経常収益へ計上している額	全体法人数	補助金交付該当法人数	経常収益へ計上している法人数	構成比	経常収益計上法人構成比	交付額	経常収益へ計上している額
第三セクター	5,465	2,484	2,288	45.5%	41.9%	251,506	214,200	5,705	2,598	2,412	45.5%	42.3%	248,267	214,803
社団法人・財団法人	3,009	1,894	1,879	62.9%	62.4%	210,257	200,778	3,227	2,039	2,022	63.2%	62.7%	212,389	204,211
会社法法人	2,456	590	409	24.0%	16.7%	41,250	13,422	2,478	559	390	22.6%	15.7%	35,878	10,592
地方三公社	899	213	209	23.7%	23.2%	17,328	15,140	978	232	228	23.7%	23.3%	51,965	49,511
地方住宅供給公社	44	23	23	52.3%	52.3%	4,763	4,763	47	26	25	55.3%	53.2%	10,076	9,836
地方道路公社	35	12	12	34.3%	34.3%	3,991	3,991	36	15	15	41.7%	41.7%	23,897	23,897
土地開発公社	820	178	174	21.7%	21.2%	8,573	6,385	895	191	188	21.3%	21.0%	17,992	15,779
地方独立行政法人	111	108	108	97.3%	97.3%	256,015	251,027	104	101	101	97.1%	97.1%	244,985	241,978
総 計	6,475	2,805	2,605	43.3%	40.2%	524,850	480,366	6,787	2,931	2,741	43.2%	40.4%	545,216	506,292

力 地方公共団体からの借入残高の状況

経営状況等調査対象法人の地方公共団体からの借入残高の状況は、第38表のとおりである。

地方公共団体からの借入残高を有する法人は835法人（12.9%）であり、借入残高は4兆7,357億円となっている。

第38表 地方公共団体からの借入残高の状況

(単位 法人、百万円)

区分	平成26年度調査				平成25年度調査			
	全法人数	地方公共団体からの借入状況			全法人数	地方公共団体からの借入状況		
		借入法人数	構成比	残高		借入法人数	構成比	残高
第三セクター	5,465	523	9.6%	2,836,446	5,705	531	9.3%	3,033,279
社団法人・財団法人	3,009	240	8.0%	1,822,068	3,227	255	7.9%	2,019,132
会社法法人	2,456	283	11.5%	1,014,378	2,478	276	11.1%	1,014,147
地方三公社	899	266	29.6%	1,408,136	978	304	31.1%	1,519,253
地方住宅供給公社	44	20	45.5%	684,232	47	22	46.8%	701,861
地方道路公社	35	19	54.3%	451,250	36	20	55.6%	483,806
土地開発公社	820	227	27.7%	272,654	895	262	29.3%	333,585
地方独立行政法人	111	46	41.4%	491,095	104	44	42.3%	443,794
総計	6,475	835	12.9%	4,735,678	6,787	879	13.0%	4,996,326

キ 損失補償・債務保証の状況

経営状況等調査対象法人の損失補償・債務保証の状況は、第39表のとおりである。

地方公共団体以外からの借入残高を有する法人は1,770法人であり、借入残高は6兆6,554億円となっている。また、地方公共団体による損失補償・債務保証が付されている債務残高を有する法人は735法人（41.5%）であり、債務残高は4兆784億円となっている。

第39表 損失補償・債務保証の状況

(単位 法人、百万円)

区分	平成26年度調査						平成25年度調査					
	全法人数	地方公共団体以外からの借入金		損失補償・債務保証			全法人数	地方公共団体以外からの借入金		損失補償・債務保証		
		法人数(a)	残高	法人数(b)	構成比(b/a)	残高		法人数(c)	残高	法人数(d)	構成比(d/c)	残高
第三セクター	5,465	1,285	3,036,876	296	23.0%	1,073,689	5,705	1,338	3,224,461	336	25.1%	1,251,572
社団法人・財団法人	3,009	379	1,071,915	161	42.5%	809,466	3,227	413	1,217,542	191	46.2%	967,255
会社法法人	2,456	906	1,964,961	135	14.9%	264,224	2,478	925	2,006,920	145	15.7%	284,317
地方三公社	899	484	3,617,862	439	90.7%	3,004,680	978	578	4,319,430	546	94.5%	3,711,879
地方住宅供給公社	44	29	773,856	12	41.4%	256,470	47	30	786,801	12	40.0%	272,753
地方道路公社	35	31	1,761,821	31	100.0%	1,759,253	36	33	1,868,954	33	100.0%	1,870,536
土地開発公社	820	424	1,082,186	396	93.4%	988,957	895	515	1,663,675	501	97.3%	1,568,590
地方独立行政法人	111	1	700	0	0.0%	0	104	0	0	0	0.0%	0
総計	6,475	1,770	6,655,438	735	41.5%	4,078,369	6,787	1,916	7,543,891	882	46.0%	4,963,452

## 8 東日本大震災の影響

### (1) 普通会計

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、死者19,074人、行方不明者2,633人（平成26年9月10日、総務省消防庁発表）、被害総額（推計）約16兆9千億円（平成23年6月24日、内閣府（防災担当）発表）にのぼる被害をもたらすとともに、全国的にも生産、消費、物流等の経済活動に大きな影響を与えた。

政府は、東日本大震災発生直後から、被災者の生活の支援や被災地の復旧・復興対策に当たってきており、平成25年度においても前年度に引き続き、被災地の地方公共団体を中心に復旧・復興事業に係る経費が支出されるとともに、被災地以外の地方公共団体において被災地の地方公共団体への支援事業や東日本大震災からの復興の基本理念に基づき全国的に緊急に実施する全国防災事業等に係る経費が支出されるなど多額の東日本大震災関連経費が支出されたところであり、その状況は次のとおりである。

#### ア 東日本大震災分の歳入及び歳出の状況 [資料編：第136表～第138表]

##### (ア) 歳入

東日本大震災分の歳入は4兆8,709億円で、国庫支出金、一般財源の減少等により、前年度と比べると18.9%減となっている。これを団体種類別に見ると、都道府県においては、国庫支出金、一般財源の減少等により前年度と比べると13.0%減となっており、市町村においては、国庫支出金、地方債の減少等により前年度と比べると21.2%減となっている。

歳入の構成比は、国庫支出金が39.7%（前年度47.2%）、繰入金が22.1%（同16.5%）、一般財源が12.8%（同15.4%）、地方債が8.4%（同10.0%）などとなっている。

国庫支出金は1兆9,332億円で、東日本大震災復興交付金の減少等により、前年度と比べると31.9%減となっている。

繰入金は1兆777億円で、東日本大震災復興関連基金からの取崩し額の増加等により、前年度と比べると8.8%増となっている。

一般財源は6,231億円で、震災復興特別交付税の減少等により、前年度と比べると32.7%減となっている。

地方債は4,099億円で、旧緊急防災・減災事業債の減少等により、前年度と比べると31.6%減となっている。

##### (イ) 歳出

東日本大震災分の歳出は、4兆2,455億円で、積立金の減少等により、前年度と比べると20.2%減となっている。これを団体種類別に見ると、都道府県においては2兆5,984億円で、積立金の減少等により、前年度と比べると12.8%減となっており、市町村においては2兆3,467億円で、普通建設事業費等が増加したものの、積立金の減少等により、前年度と比べると22.9%減となっている。

##### a 目的別歳出

目的別歳出の構成比は、民生費が23.9%（前年度13.4%）、土木費15.7%（同9.3%）、総務費が14.8%（同32.1%）、災害復旧費が13.9%（同11.4%）、商工費が10.3%（同9.1%）、教育費が10.0%（同9.9%）などとなっている。

民生費は1兆160億円で、除染対策事業関係費の増加等により、前年度と比べると43.0%増となっている。

土木費は6,655億円で、防災集団移転促進事業や土地区画整理事業等の復旧・復興事業関係費の増加等により、前年度と比べると34.0%増となっている。

総務費は6,295億円で、東日本大震災復興関連基金への積立の減少等により、前年度と比べると

63.1%減となっている。

商工費は4,386億円で、貸付金の減少等により、前年度と比べると9.8%減となっている。

教育費は4,226億円で、学校施設耐震化事業関係費の減少等により、前年度と比べると19.9%減となっている。

#### b 性質別歳出

性質別歳出の構成比は、普通建設事業費が31.5%（前年度23.9%）、積立金が22.4%（同37.0%）、物件費が17.7%（同13.2%）、災害復旧事業費が13.9%（同11.4%）などとなっている。

普通建設事業費は1兆3,388億円で、防災集団移転促進事業や土地区画整理事業等の復旧・復興事業関係費の増加等により、前年度と比べると5.2%増となっている。

積立金は9,525億円で、東日本大震災復興関連基金への積立の減少等により、前年度と比べると51.6%減となっている。

物件費は7,521億円で、除染事業関係費や災害廃棄物処理事業関係費の増加等により、前年度と比べると7.0%増となっている。

災害復旧事業費は5,890億円で、単独事業費の減少等により、前年度と比べると3.1%減となっている。

### 1 特定被災地方公共団体等における決算の状況 [資料編：第139表]

#### (ア) 特定被災県

##### a 歳入

特定被災県（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号。以下「東日本大震災財特法」という。）第2条第2項に定める特定被災地方公共団体である県をいう。）である9県の歳入総額は11兆698億円で、前年度と比べると3.0%減（全国では1.2%増）となっている。

このうち、通常収支分は8兆3,130億円で、前年度と比べると0.8%減（全国では2.3%増）、東日本大震災分は2兆7,567億円で、前年度と比べると9.0%減（同13.0%減）となっている。

歳入総額の内訳を前年度と比べると、地方税が3.2%増（全国では4.3%増）、地方交付税が12.6%減（同5.0%減）、国庫支出金が0.5%減（同11.5%増）などとなっている。

##### b 歳出

特定被災県の歳出総額は10兆5,044億円で、前年度と比べると2.5%減（全国では1.2%増）となっている。

このうち、通常収支分は8兆1,192億円で、前年度と比べると0.8%減（全国では2.0%増）、東日本大震災分は2兆3,852億円で、前年度と比べると8.0%減（同12.8%減）となっている。

なお、特定被災県の東日本大震災分の歳出は、全国のその92%を占めている。

歳出総額の目的別の各費目を前年度と比べると、総務費が積立金の減少等により25.0%減（全国では11.5%増）、民生費が積立金の増加等により25.4%増（同3.0%増）、衛生費が積立金の減少等により33.6%減（同9.5%減）、災害復旧費が3.2%増（同3.6%減）などとなっている。

歳出総額の性質別の各費目を前年度と比べると、普通建設事業費が企業立地支援事業等の復旧・復興事業関係費の増加等により12.5%増（全国では10.6%増）、災害復旧事業費が3.1%増（同3.7%減）、補助費等が東日本大震災復興基金交付金の減少等により0.9%減（同1.7%増）、積立金が6.7%減（22.9%増）などとなっている。

##### c 決算収支

特定被災県の実質収支は1,042億円の黒字で、前年度と比べると11億円減少（全国では648億円増加）している。

##### d 地方債現在高等の状況

特定被災県の地方債現在高は16兆4,054億円で、前年度末と比べると1.5%増（全国では1.0%増）となっている。債務負担行為額は1兆4,629億円で、前年度末と比べると10.5%増（同2.3%

## 第1部 平成25年度の地方財政の状況

増)となっている。積立金現在高は2兆4,442億円で、前年度末と比べると5.4%増(同5.7%増)となっている。

### (イ) 特定被災市町村等

#### a 歳入

特定被災市町村等(「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」(平成23年政令第127号)の別表第1に定める特定被災地方公共団体である市町村並びに同令の別表第2及び別表第3に定める市町村のうち特定被災地方公共団体以外のものをいう。)である227市町村の歳入総額は8兆1,525億円で、前年度と比べると4.2%減(全国では1.6%増)となっている。

このうち、通常収支分は5兆9,875億円で、前年度と比べると1.9%増(全国では3.0%増)、東日本大震災分は2兆1,650億円で、前年度と比べると17.9%減(同21.2%減)となっている。

歳入総額の内訳を前年度と比べると、地方税が1.9%増(全国では1.2%増)、地方交付税が7.4%減(同2.5%減)、国庫支出金が25.6%減(同2.6%増)などとなっている。

#### b 歳出

特定被災市町村等の歳出総額は7兆6,212億円で、前年度と比べると5.1%減(全国では1.3%増)となっている。

このうち、通常収支分は5兆6,888億円で、前年度と比べると1.2%増(全国では2.7%増)、東日本大震災分は1兆9,324億円で、前年度と比べると19.9%減(同22.9%減)となっている。

なお、特定被災市町村等の東日本大震災分の歳出は、全国のその82%を占めている。

歳出総額の目的別の各費目を前年度と比べると、総務費が積立金の減少等により37.3%減(全国では4.5%減)、民生費が除染対策事業関係費の増加等により4.9%増(同2.0%増)、土木費が防災集団移転促進事業や災害公営住宅整備事業の増加等により34.1%増(同8.9%増)、災害復旧費が20.3%減(同20.6%減)などとなっている。

歳出総額の性質別の各費目を前年度と比べると、普通建設事業費が防災集団移転促進事業や土地区画整理事業の増加等により44.8%増(同17.4%増)、災害復旧事業費が20.4%減(同20.7%減)、物件費が災害廃棄物処理事業の増加等により10.2%増(同3.1%増)、補助費等が1.6%減(同8.7%増)、積立金が54.2%減(同21.4%減)などとなっている。

#### c 決算収支

特定被災市町村等の実質収支は2,480億円の黒字で、前年度と比べると2億円増加(全国では1,255億円増加)している。

#### d 地方債現在高等の状況

特定被災市町村等の地方債現在高は6兆2,605億円で、前年度末と比べると0.1%増(全国では0.5%増)、債務負担行為額は1兆7,836億円で、前年度末と比べると18.0%増(同12.3%増)、積立金現在高は2兆8,976億円で、前年度末と比べると5.7%増(同6.8%増)となっている。

## (2) 公営企業会計

地方公営企業については、「東日本大震災財特法」第2条第2項に定める特定被災地方公共団体である9県及び「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」の別表第1に定める特定被災地方公共団体である178市町村(以下、特定被災地方公共団体である県及び市町村(当該団体が加入する一部事務組合等を含む。)を「特定被災地方公共団体」という。)を対象として、東日本大震災の災害復旧事業に係る一般会計からの繰出基準の特例等を講じている。

特定被災地方公共団体における地方公営企業の決算状況は次のとおりである。

**ア 特定被災地方公共団体における公営企業の経営状況 [資料編：第140表]****(ア) 総収支**

特定被災地方公共団体における法適用企業と法非適用企業を合わせた収支の状況（建設中のものを除く。）は、黒字事業が844事業（事業数全体の90.0%）で、前年度（848事業）に比べ4事業、0.5%減少しており、黒字額は999億円で、前年度（982億円）に比べ17億円、1.7%増加している。また、赤字事業は94事業（事業数全体の10.0%）で、前年度（89事業）に比べ5事業、5.6%増加しており、赤字額は409億円で、前年度（219億円）に比べ190億円、86.8%増加している。

特定被災地方公共団体における公営企業の総収支は590億円の黒字で、前年度（763億円の黒字）に比べ173億円、22.7%減少している。

前年度に比べ収支が改善した事業は8事業あり、下水道事業で29億円（対前年度比17.7%増）の改善と最も大きく、次いで工業用水道事業で29億円（同45.6%増）、水道事業で23億円（同6.4%増）の改善となっている。一方、前年度に比べ収支が悪化した事業は7事業あり、宅地造成事業で191億円（対前年度比723.4%減）の悪化と最も大きく、次いで病院事業で38億円（同77.9%減）、ガス事業で16億円（同171.1%減）の悪化となっている。

また、前年度に比べ黒字事業数が増加し、赤字事業数が減少した事業は3事業あり、工業用水道事業においては、黒字事業が3事業増加、赤字事業が3事業減少している。

**(イ) 法適用企業の状況 [資料編：第141表、第143表]**

特定被災地方公共団体における法適用企業の純損益の状況を見ると、黒字事業は238事業（対前年度比1事業、0.4%減）で、建設中のものを除いた327事業の72.8%となっており、赤字事業は89事業（同6事業、7.2%増）で、同27.2%となっている。

総収益（経常収益＋特別利益）は1兆1,720億円で、前年度（1兆1,692億円）に比べ27億円、0.2%の増加、総費用（経常費用＋特別損失）は1兆1,328億円で、前年度（1兆1,123億円）に比べ206億円、1.8%の増加であり、この結果、純損益は392億円の黒字となっており、前年度黒字額（570億円）に比べ178億円、31.3%減少している。また、総収支比率は103.5%と前年度より1.7ポイント低下している。

なお、総収益に占める料金収入の割合は81.2%（前年度80.4%）と前年度に比べ0.8ポイント上昇している。

経常損益（純損益－特別損益）の状況を見ると、経常利益を生じた事業数は235事業（対前年度比5事業、2.1%減）で、経常損失を生じた事業数は92事業（同10事業、12.2%増）となっている。経常損失を生じた事業数の全体事業数（建設中のものを除く。）に占める割合は28.1%と前年度より2.7ポイント上昇しており、事業別にみると、ガス事業、病院事業、下水道事業において上昇している。

経常収益（営業収益＋営業外収益）は1兆1,631億円で、前年度（1兆1,522億円）に比べ109億円、0.9%の増加となっており、経常費用（営業費用＋営業外費用）は1兆1,155億円で、前年度（1兆915億円）に比べ241億円、2.2%の増加となっている。なお、経常損益は475億円の黒字で、前年度（607億円の黒字）に比べ132億円、21.7%減少している。また、経常収支比率は104.3%と前年度より1.3ポイント低下している。

**(ウ) 法非適用企業の状況 [資料編：第142表]**

特定被災地方公共団体における法非適用企業全体の形式収支（歳入歳出差引額）は560億円の黒字であり、前年度（479億円の黒字）に比べ81億円、17.0%増加している。また、この額から翌年度への繰越財源を控除した実質収支は198億円の黒字であり、前年度（193億円の黒字）に比べ5億円、2.6%の増加となっている。

実質収支で黒字を生じた事業は606事業で、全事業数（建設中のものを除く。）の99.2%、赤字を生じた事業は5事業で全事業数の0.8%となっている。黒字事業の実質黒字額は214億円で、前年度（212億円）に比べ2億円、0.9%増加している。また、赤字事業の実質赤字額は15億円で、前年度（18億円）に比べ3億円、16.5%減少しており、営業収益（受託工事収益を除く。）に対する実質赤字額（赤字比率）

## 第1部 平成25年度の地方財政の状況

は0.8%（前年度1.0%）となっている。

### ① 特定被災地方公共団体における公営企業の料金収入 [資料編：第143表]

料金収入は1兆771億円で、前年度（1兆592億円）に比べ179億円、1.7%増加している。

前年度に比べ料金収入が増加した事業は11事業あり、宅地造成事業で139億円（対前年度比35.2%増）の増加と最も大きく、次いでガス事業で28億円（同6.5%増）、下水道事業で13億円（同1.1%増）の増加となっている。一方、前年度に比べ料金収入が減少した事業は4事業あり、最も大きいのは港湾整備事業で9億円（対前年度比12.9%減）の減少となっている。

### ② 特定被災地方公共団体における公営企業の他会計繰入金 [資料編：第144表]

他会計からの繰入金は4,191億円で、前年度（4,324億円）に比べ133億円、3.1%減少している。

この内訳をみると、収益的収入として2,407億円、繰入率（収益的収入に対する繰入金の割合）16.3%、資本的収入として1,785億円、繰入率（資本的収入に対する繰入金の割合）25.1%となっており、前年度に比べ収益的収入への繰入れは8億円、0.4%増加しており、資本的収入への繰入れは142億円、7.9%減少している。

前年度に比べ他会計繰入金が減少した事業は9事業あり、宅地造成事業で201億円（対前年度比39.5%減）の減少と最も大きく、次いで交通事業で63億円（同21.3%減）、港湾整備事業で54億円（同26.8%減）の減少となっている。一方、前年度に比べ他会計繰入金が増加した事業は6事業あり、最も大きいのは下水道事業で196億円（対前年度比11.0%増）の増加となっている。

## 9 平成25年度決算に基づく健全化判断比率等の状況

「地方公共団体財政健全化法」による、平成25年度決算に基づく健全化判断比率等の状況は以下のとおりである。

健全化判断比率及び資金不足比率において、早期健全化基準、財政再生基準又は経営健全化基準以上であった場合には、これらの健全化判断比率等を公表した年度の末日までに、財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画を定めなければならない。

「地方公共団体財政健全化法」等の概要については、附属資料を参照のこと。

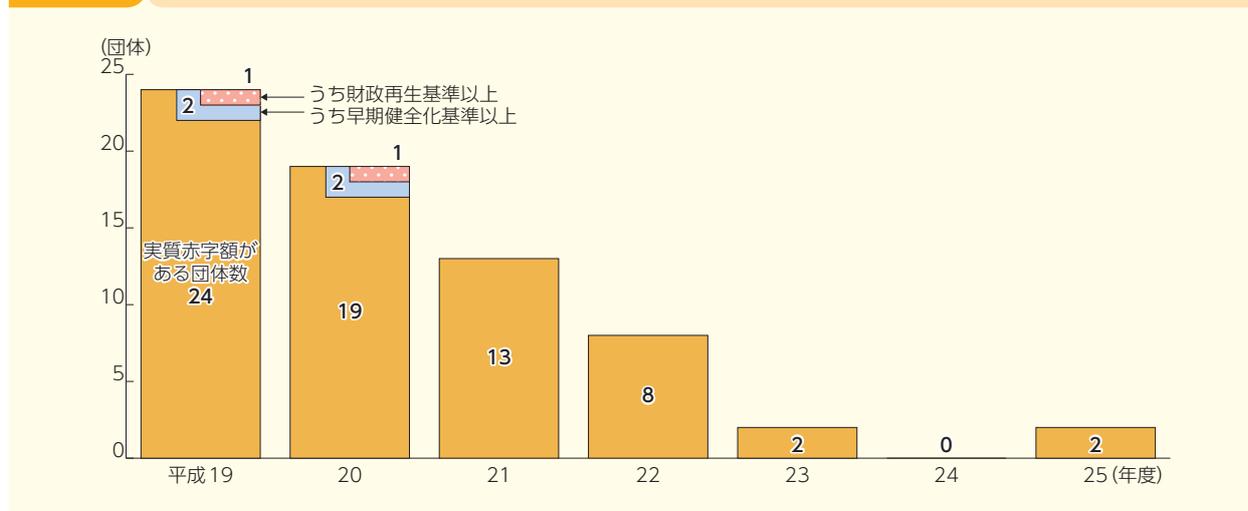
### (1) 実質赤字比率

実質赤字額がある団体数の推移は、**第95図**のとおりである。

平成25年度決算において、実質赤字額がある（実質赤字比率が0%超である）団体は市区1団体、町村1団体であり、合計2団体となっている。

このうち実質赤字比率が早期健全化基準以上である団体はなかった。

第95図 実質赤字額がある団体数の推移



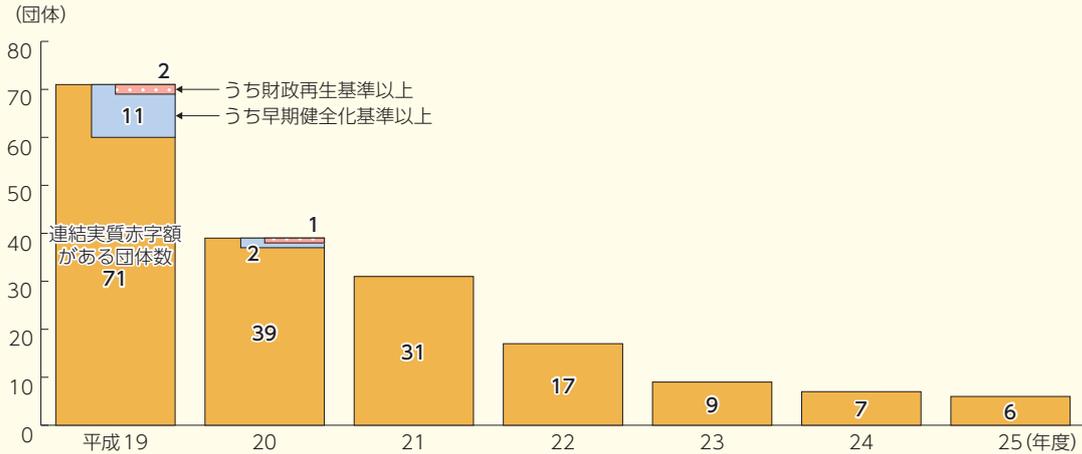
### (2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字額がある団体数の推移は、**第96図**のとおりである。

平成25年度決算において、連結実質赤字額がある（連結実質赤字比率が0%超である）団体数は、政令指定都市1団体、市区2団体、町村3団体であり、合計6団体となっている。

このうち連結実質赤字比率が早期健全化基準以上である団体はなかった。

第96図 連結実質赤字額がある団体数の推移



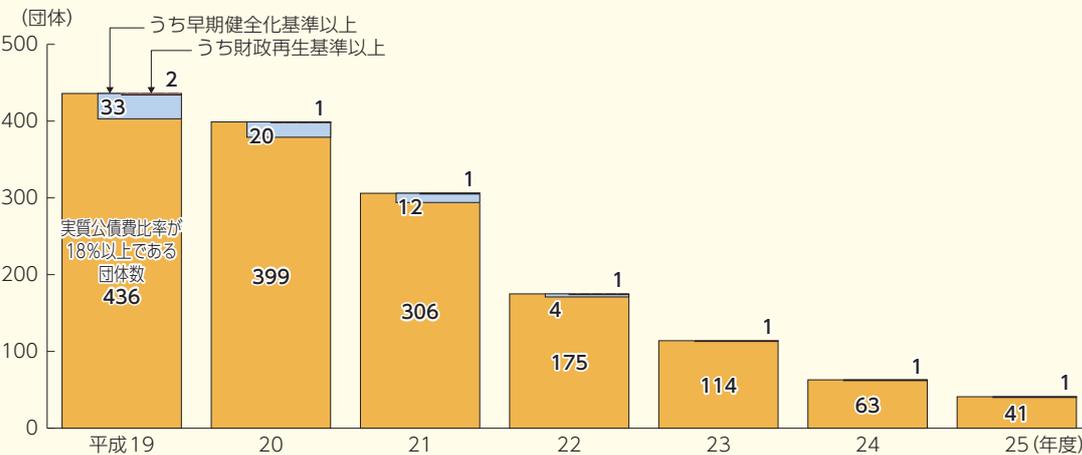
### (3) 実質公債費比率

#### ア 早期健全化基準・財政再生基準以上である団体数

実質公債費比率が18%以上である団体数の推移は、第97図のとおりである。

平成25年度決算において、実質公債費比率が早期健全化基準以上である団体数は、市区1団体となっている。なお、当該団体は財政再生基準以上である。

第97図 実質公債費比率が18%以上である団体数の推移



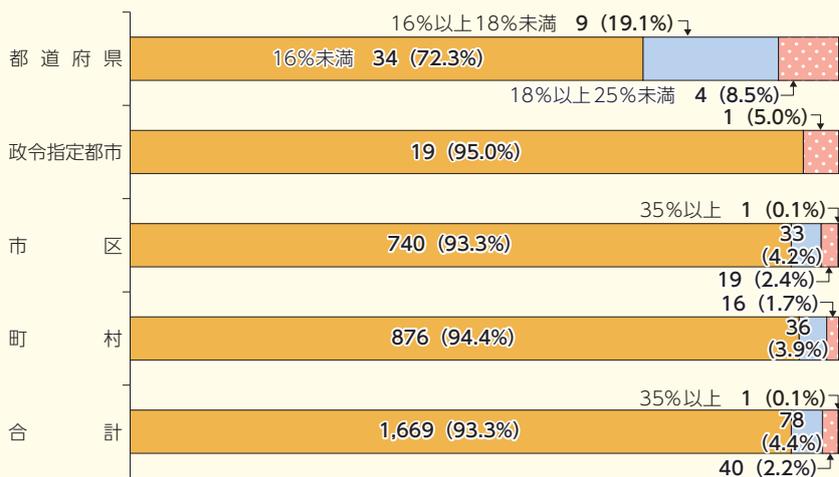
#### イ 実質公債費比率の段階別分布状況

実質公債費比率の段階別分布状況は、第98図のとおりである。

実質公債費比率が地方債許可制移行基準（18%）以上である団体数は、都道府県4団体（構成比8.5%）、政令指定都市1団体（同5.0%）、市区20団体（同2.5%）、町村16団体（同1.7%）の合計41団体（同2.3%）となっている。

このうち実質公債費比率が早期健全化基準（25%）以上であり財政再生基準（35%）未満である団体数は該当団体がなく、財政再生基準（再掲35%）以上である団体数は、市区1団体（構成比0.1%）となっている。

第98図 実質公債費比率の段階別分布状況



(注) ( ) 内の数値は、構成比である。

ウ 団体種類別実質公債費比率の状況

団体種類別の実質公債費比率の状況は、第40表のとおりであり、実質公債費比率の平均は、都道府県13.5%、政令指定都市11.2%、市区7.6%、町村9.9%となっている。

第40表 団体種類別実質公債費比率の状況

区分	都道府県	政令指定都市	市区	町村	市区町村合計
平成25年度	13.5%	11.2%	7.6%	9.9%	8.6%

(注) 1 比率は、加重平均である。  
2 「市区町村合計」には、政令指定都市を含んでいる。

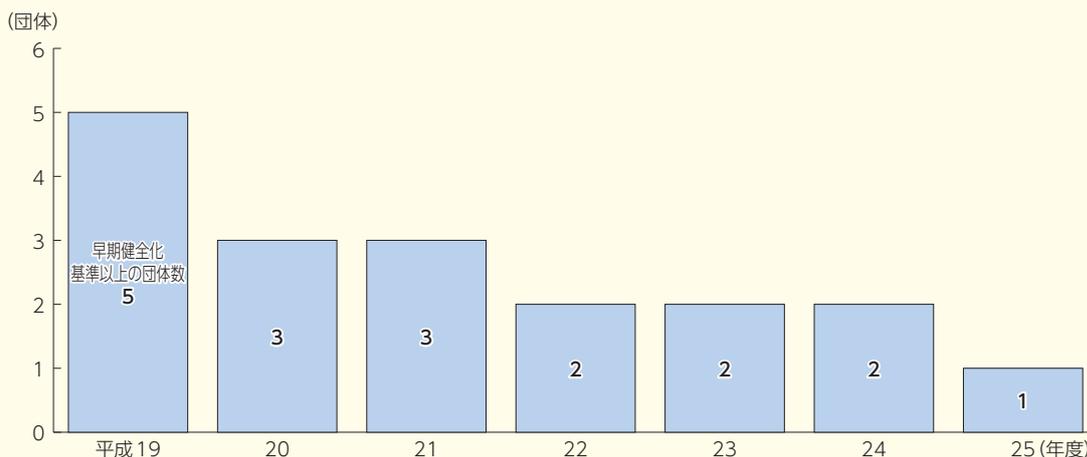
(4) 将来負担比率

ア 早期健全化基準以上である団体数

将来負担比率が早期健全化基準以上である団体数の推移は、第99図のとおりである。  
平成25年度決算において、将来負担比率が早期健全化基準以上である団体数は、市区1団体となっている。

## 第1部 平成25年度の地方財政の状況

### 第99図 将来負担比率が早期健全化基準以上である団体数の推移

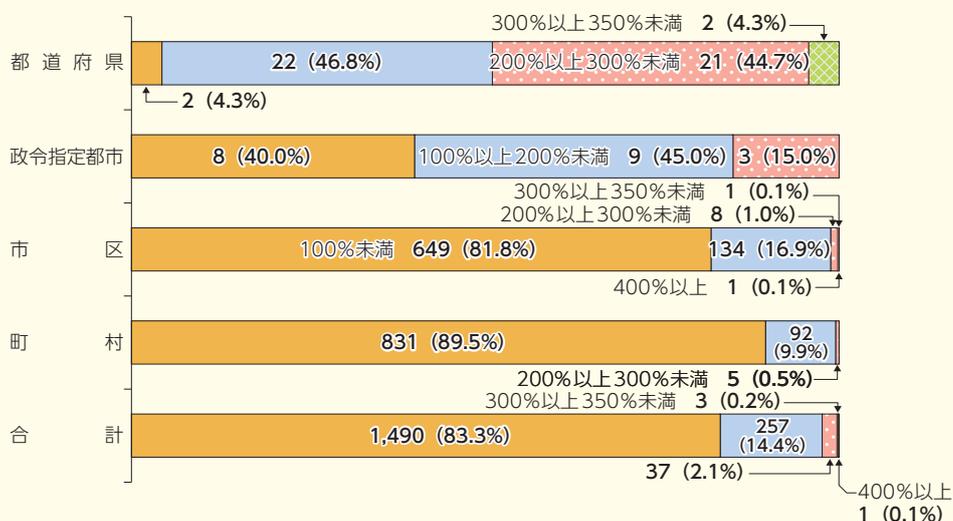


### 1 将来負担比率の段階別分布状況

将来負担比率の段階別分布状況は、第100図のとおりである。

将来負担比率の段階別分布状況では、都道府県及び政令指定都市においては100%以上200%未満の区分、市区及び町村においては100%未満の区分における団体数が最も多くなっている。

### 第100図 将来負担比率の段階別分布状況



(注) ( ) 内の数値は、構成比である。

### 2 団体種類別将来負担比率の状況

団体種類別の将来負担比率の状況は、第41表のとおりであり、将来負担比率の平均は、都道府県200.7%、政令指定都市139.0%、市区30.2%、町村16.1%となっている。

第41表 団体種別将来負担比率の状況

区分	都道府県	政令指定都市	市区	町村	市区町村合計
平成25年度	200.7%	139.0%	30.2%	16.1%	51.0%

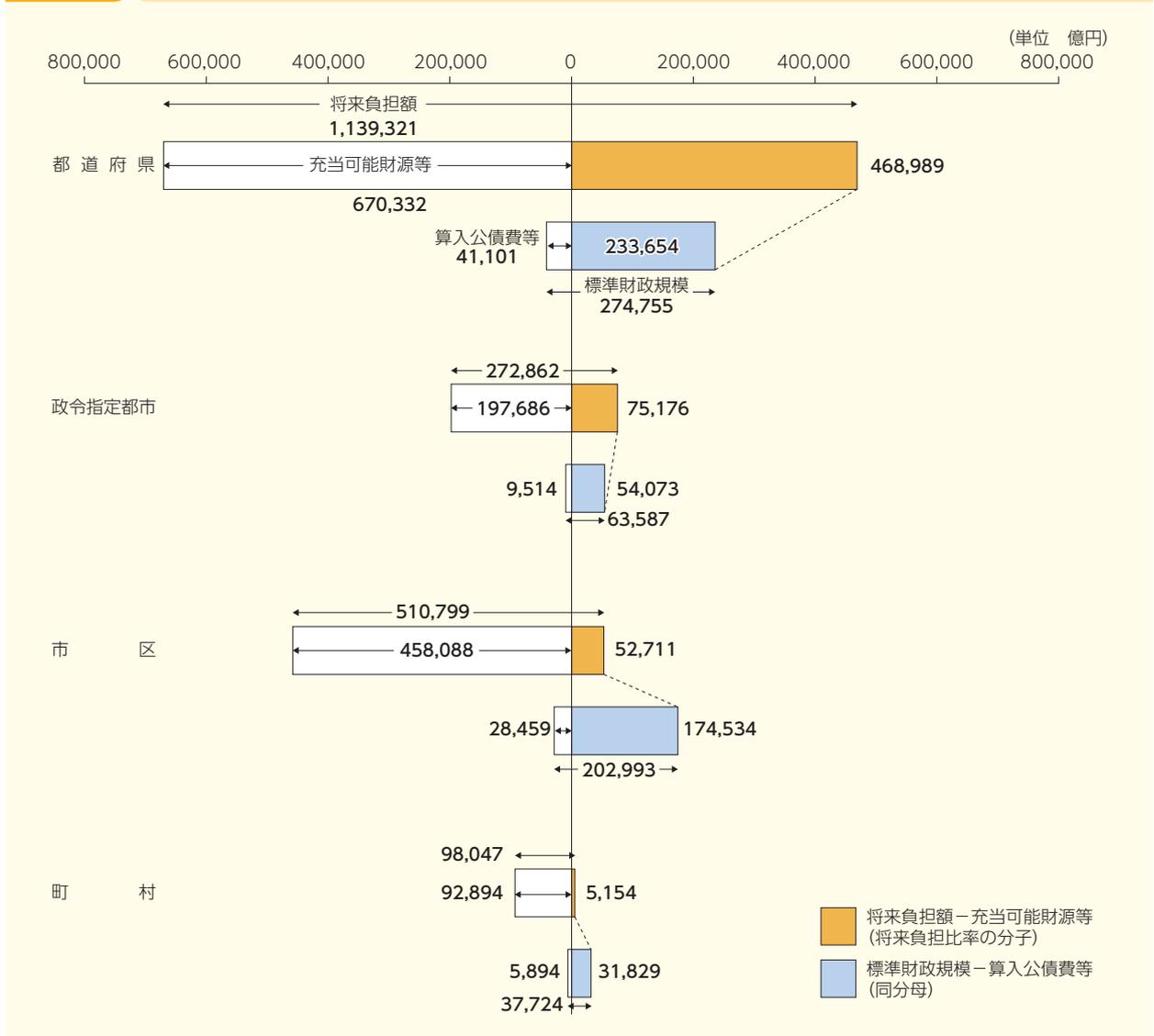
(注) 1 比率は、加重平均である。  
 2 「市区町村合計」には、政令指定都市を含んでいる。

Ⅰ 団体種別将来負担額等の状況

団体種別の将来負担額等の規模は、第101図のとおりである。

一般会計等に係る地方債の現在高や債務負担行為に基づく支出予定額等を合計した将来負担額から基金等の充当可能財源等を控除した実質的な将来負担額（将来負担比率の分子となる額）の団体種別合計額は、都道府県46兆8,989億円、政令指定都市7兆5,176億円、市区5兆2,711億円、町村5,154億円となっている。

第101図 団体種別の将来負担額等の規模



9 平成25年度決算に基づく健全化判断比率等の状況

## 第1部 平成25年度の地方財政の状況

また、団体種類別の項目別将来負担額等の状況は第42表のとおりであり、都道府県は一般会計等に係る地方債現在高が96兆4,396億円と最も多く、退職手当負担見込額12兆6,555億円、公営企業債等繰入見込額2兆9,634億円の順になっており、政令指定都市は一般会計等に係る地方債現在高が20兆4,110億円と最も多く、公営企業債等繰入見込額4兆7,077億円、退職手当負担見込額1兆5,590億円の順になっており、市区も一般会計等に係る地方債現在高が31兆3,378億円と最も多く、公営企業債等繰入見込額12兆1,119億円、退職手当負担見込額5兆4,077億円の順になっており、町村も一般会計等に係る地方債現在高が5兆9,091億円と最も多く、公営企業債等繰入見込額2兆4,324億円、退職手当負担見込額1兆57億円の順になっている。

平成25年度決算に基づく健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数の状況は、第43表のとおりである。団体種類別の合計（純計）は、市区1団体となっており、前年度（市区2団体）に比べて1団体（市区で1団体）減少している。新たに早期健全化基準以上となった団体はなく、財政健全化計画に基づいて、人件費の抑制による歳出削減や遊休財産の売却による歳入確保などの取組を行った結果、1団体が早期健全化基準未満となり「地方公共団体財政健全化法」に基づき財政健全化計画の完了報告を行った。なお、平成25年度の財政健全化計画について平成26年度に実施状況報告を行った団体は、早期健全化基準未満となったが引き続き財政の健全化に取り組むこととした1団体（町村1団体）、完了報告を行った団体は1団体（市区1団体）となっている。財政再生計画について実施状況報告を行った団体は、市区1団体である。

第42表 団体種類別の項目別将来負担額等の状況

(単位 億円)

		都道府県	政令指定都市	市区	町村	合計
将来負担額	①一般会計等に係る地方債の現在高	964,396	204,110	313,378	59,091	1,540,975
	②債務負担行為に基づく支出予定額	10,979	3,214	11,478	1,158	26,829
	③公営企業債等繰入見込額	29,634	47,077	121,119	24,324	222,154
	④組合等負担等見込額	1,127	449	8,637	3,204	13,417
	⑤退職手当負担見込額	126,555	15,590	54,077	10,057	206,279
	⑥設立法人の負債額等負担見込額	6,570	2,381	2,076	200	11,226
	⑦連結実質赤字額	-	17	5	5	27
	⑧組合等連結実質赤字額負担見込額	60	24	30	8	122
充当可能財源等 (分母)	⑨充当可能基金	108,729	29,573	84,185	28,295	250,782
	⑩充当可能特定歳入	43,599	47,561	55,630	3,928	150,718
	⑪①～④に係る基準財政需要額算入見込額	518,004	120,552	318,273	60,671	1,017,500
	⑫標準財政規模	274,755	63,587	202,993	37,724	579,059
	⑬算入公債費等の額	41,101	9,514	28,459	5,894	84,969

(注) 1 計数の表示単位未満を四捨五入しているため、内訳が合計と一致しない場合がある。  
2 将来負担比率の算式は、〔①～⑧の合計値（将来負担額）－⑨～⑩の合計値（充当可能財源等）〕 / 〔⑫－⑬〕である。

第43表 健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数の状況

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	合計	合計（純計）
都道府県 (47団体)	0 (24 0 )	0 (24 0 )	0 (24 0 )	0 (24 0 )	0 (24 0 )	0 (24 0 )
政令指定都市 (20団体)	0 (24 0 )	0 (24 0 )	0 (24 0 )	0 (24 0 )	0 (24 0 )	0 (24 0 )
市区 (793団体)	0 (24 0 )	0 (24 0 )	1(1) (24 1(1) )	1 (24 2 )	2(1) (24 3(1) )	1(1) (24 2(1) )
町村 (928団体)	0 (24 0 )	0 (24 0 )	0 (24 0 )	0 (24 0 )	0 (24 0 )	0 (24 0 )
合計 (1,788団体)	0 (24 0 )	0 (24 0 )	1(1) (24 1(1) )	1 (24 2 )	2(1) (24 3(1) )	1(1) (24 2(1) )

(注) 1 ( )内の数値は、財政再生基準以上である団体数であり、内数である。  
2 将来負担比率には、財政再生基準はない。

## (5) 資金不足比率

### ア 資金不足額がある公営企業会計数

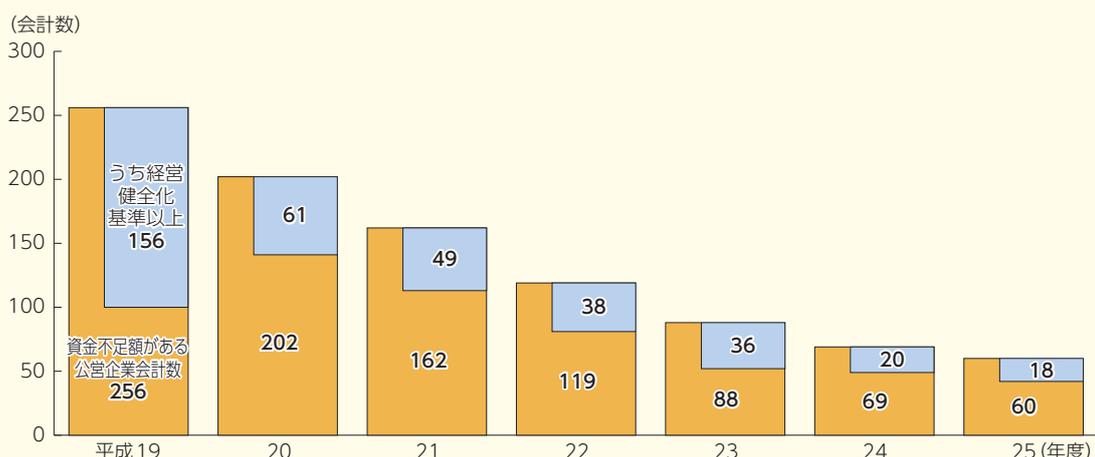
資金不足額がある公営企業会計数の推移は第102図、平成25年度決算に基づく資金不足比率の状況を団体種類別にみたものが第103図である。

資金不足額がある（資金不足比率が0%超である）公営企業会計数をみると、都道府県1会計、政令指定都市7会計、市区37会計、町村10会計、一部事務組合等5会計であり、合計60会計となっている。

このうち資金不足比率が経営健全化基準以上である会計数は18会計（資金不足額がある会計数の30.0%）となっている。都道府県は該当がなく、政令指定都市3会計（同42.9%）、市区の11会計（同29.7%）、町村2会計（同20.0%）、一部事務組合等2会計（同40.0%）となっている。

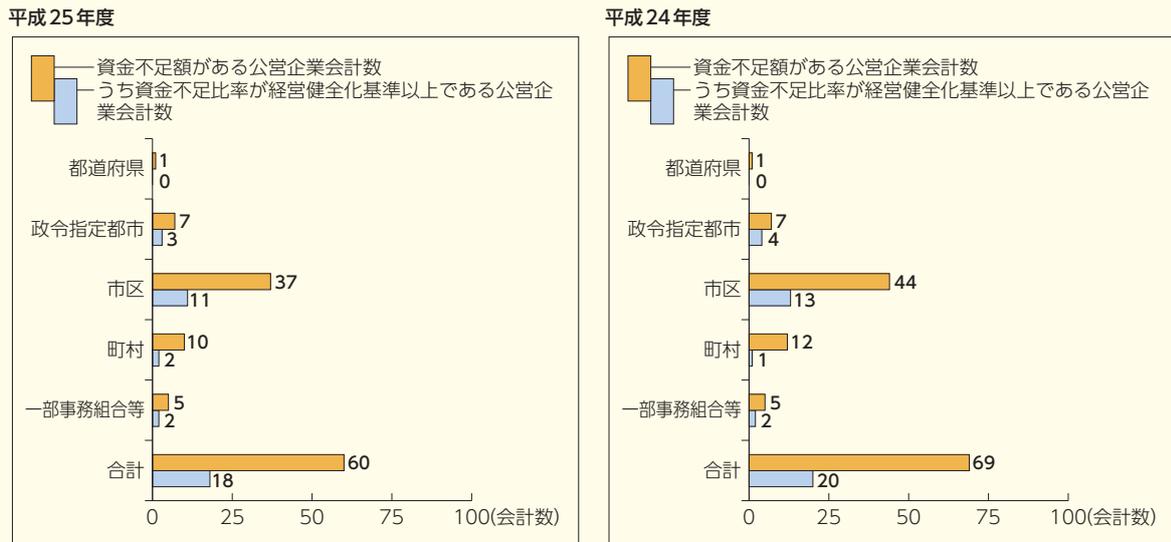
平成25年度決算に基づく資金不足比率が経営健全化基準以上である会計数の状況は、第44表のとおりである。前年度（都道府県は該当がなく、政令指定都市4会計、市区13会計、町村1会計、一部事務組合2会計の合計20会計）より2会計（政令指定都市で1会計、市区で2会計の減少。町村で1会計の増加）減少している。その内訳は、平成25年度決算で新たに経営健全化基準以上となった会計が5会計

第102図 資金不足額がある公営企業会計数の推移



# 第1部 平成25年度の地方財政の状況

## 第103図 資金不足比率の状況（団体種類別会計数）



第44表 資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数

	都道府県	政令市	市区町村	一部事務組合等	計	計(H24年度)
水道事業	0 / 25	0 / 19	0 / 1,211	0 / 95	0 / 1,350	0 / 1,350
簡易水道事業	0 / 1	0 / 5	1 / 796	0 / 4	1 / 806	0 / 800
工業用水道事業	0 / 41	0 / 9	0 / 95	0 / 9	0 / 154	0 / 154
交通事業	0 / 3	2 / 20	1 / 60	0 / 3	3 / 86	3 / 88
電気事業	0 / 25	0 / 5	0 / 44	0 / 3	0 / 77	0 / 63
ガス事業	0 / 0	0 / 1	1 / 27	0 / 0	1 / 28	0 / 29
港湾整備事業	0 / 34	0 / 4	0 / 40	0 / 6	0 / 84	0 / 82
病院事業	0 / 39	0 / 16	1 / 478	0 / 77	1 / 610	4 / 612
市場事業	0 / 9	1 / 18	0 / 132	0 / 10	1 / 169	2 / 170
と畜場事業	0 / 1	0 / 7	0 / 36	0 / 9	0 / 53	1 / 55
宅地造成事業	0 / 52	0 / 21	1 / 376	2 / 7	3 / 456	4 / 438
下水道事業	0 / 45	0 / 29	1 / 2,500	0 / 23	1 / 2,597	0 / 2,557
観光施設事業	0 / 5	0 / 4	6 / 270	0 / 1	6 / 280	5 / 283
その他事業	0 / 15	0 / 0	1 / 70	0 / 37	1 / 122	1 / 125
計	0 / 295	3 / 158	13 / 6,135	2 / 284	18 / 6,872	20 / 6,806

(注) 分母は事業種類別の公営企業会計数である。

9 平成25年度決算に基づく健全化判断比率等の状況

あり、平成25年度決算で経営健全化基準未達となった会計が5会計、平成25年度中に廃止された会計が2会計ある。

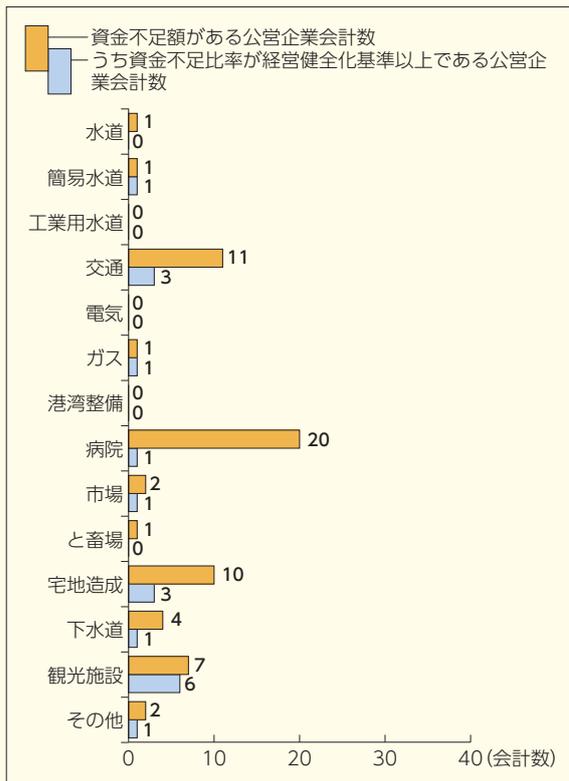
次に、資金不足比率の状況を事業別にみたものが第104図である。

資金不足額がある公営企業会計を各事業の全体の事業数に占める割合で見ると、交通事業が12.8%（11会計）と最も高く、以下、ガス事業3.6%（1会計）、病院事業3.3%（20会計）、観光施設事業2.5%（7会計）、の順となっている。

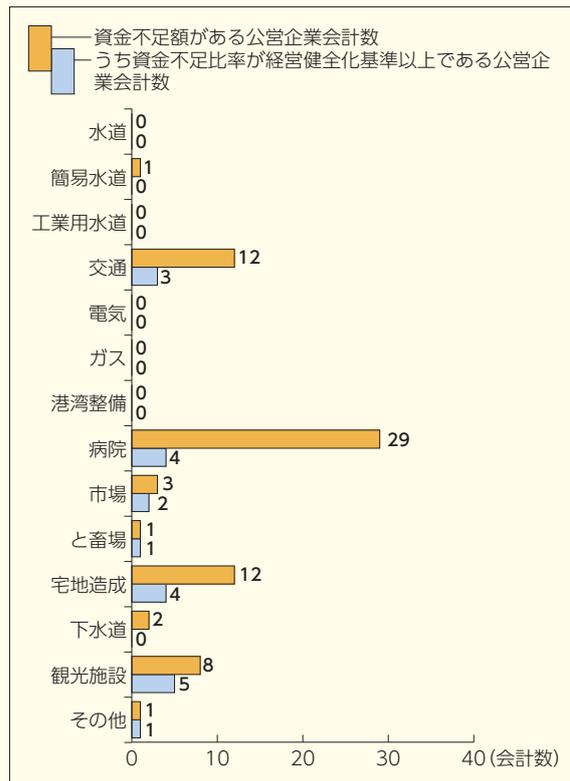
このうち資金不足比率が経営健全化基準以上である会計数は、簡易水道事業1会計（資金不足額のある会計数の100%）、交通事業3会計（同27.3%）、ガス事業1会計（同100%）、病院事業1会計（同5.0%）、市場事業1会計（同50.0%）、宅地造成事業3会計（同30.0%）、下水道事業1会計（同

第104図 資金不足比率の状況（事業別会計数）

平成25年度



平成24年度



25.0%)、観光施設事業6会計（同85.7%）、その他事業1会計（同50.0%）となっている。

なお、平成24年度決算に基づく資金不足比率が経営健全化基準以上となった20会計のうち、経営健全化計画の策定を要する19会計（平成24年度末に会計を廃止した1会計については、経営健全化計画の策定を要しない。）については、平成25年度末までに経営健全化計画を策定済みである。経営健全化計画に基づいて、収益の増加や経費の節減などの取組を行った結果、19会計のうち、平成25年度決算で経営健全化基準未満となった5会計が「地方公共団体財政健全化法」に基づいて完了報告を行った。

1 公営企業会計の資金不足額

公営企業会計の資金不足額の状況を団体種類別にみたものが第105図であり、都道府県31億円、政令指定都市157億円、市区154億円、町村4億円、一部事務組合等36億円であり、合計382億円となっている。

このうち資金不足比率が経営健全化基準以上である会計の資金不足額は、都道府県は該当する会計がなく、政令指定都市111億円（資金不足額がある会計の70.7%）、市区86億円（同55.8%）、町村1億円（同25.0%）、一部事務組合等25億円（同69.4%）で、合計223億円（同58.4%）となっている。

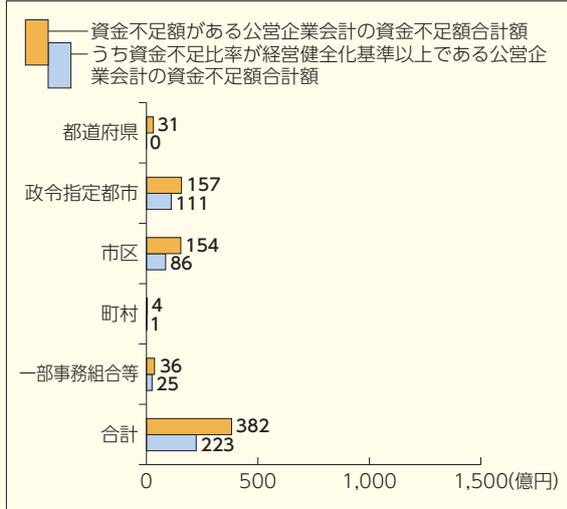
また、資金不足額の状況を事業別にみたものが第106図であり、交通事業が136億円と最も多く、以下、宅地造成事業（91億円）、病院事業（64億円）、観光施設事業（31億円）、市場事業（30億円）の順となっている。

このうち資金不足比率が経営健全化基準以上である会計の資金不足額は、交通事業が81億円（資金不足額がある会計の59.6%）と最も多く、以下、宅地造成事業48億円（同52.7%）、観光施設事業31億円（同99.0%）、市場事業30億円（同99.5%）、ガス事業10億円（同100%）の順となっている。

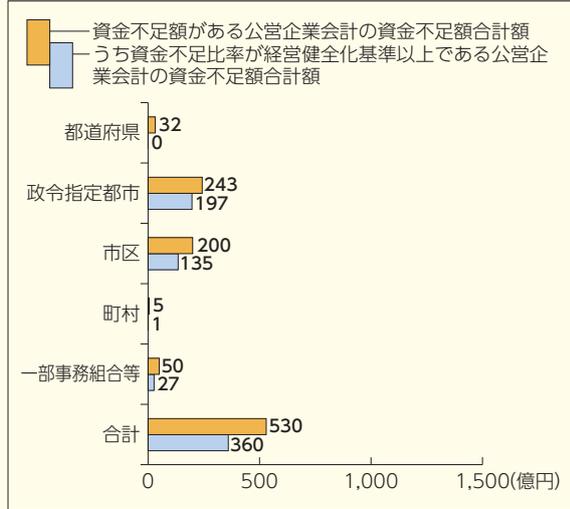
# 第1部 平成25年度の地方財政の状況

## 第105図 資金不足額の状況（団体種類別合計額）

平成25年度

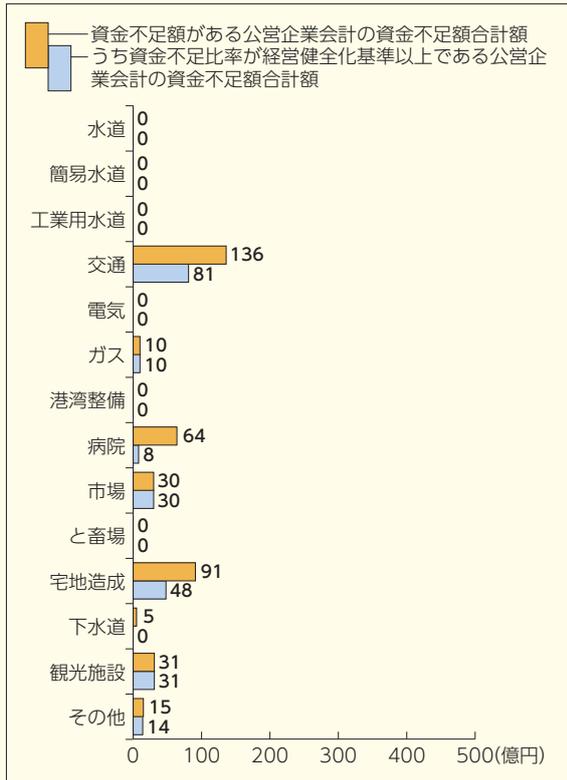


平成24年度

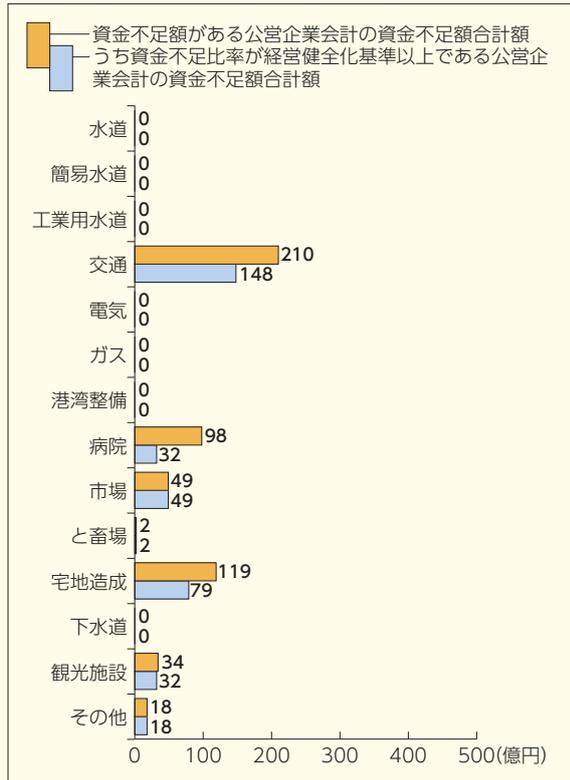


## 第106図 資金不足額の状況（事業別合計額）

平成25年度



平成24年度



9

平成25年度決算に基づく健全化判断比率等の状況

# 10 市町村の規模別財政状況

市町村（特別区及び一部事務組合等を除く。以下この節において同じ。）を団体規模別（政令指定都市、中核市、特例市、中都市（人口10万人以上の市）、小都市（人口10万人未満の市）、人口1万人以上の町村及び人口1万人未満の町村）にグループ化を行い、財政状況を分析すると、以下のとおりである。

## (1) 団体規模別団体数等の構成

団体数や人口、決算規模について、団体規模別に比較分析してみると、次のとおりである。

### ア 団体数及び人口の状況 [資料編：第1表、第2表]

団体規模別の団体数の推移については、**第45表**のとおりである。

また、団体規模別の団体数構成比については、**第107図**のとおりである。市については、人口増や市町村合併により要件を満たした団体が、各区分に移行してきたことに伴い、割合が上昇してきている。一方で、町村数の割合は低下しており、平成15年度末には8割に近かった町村数は、25年度末には6割を下回る水準まで低下している。平成25年度末の割合は、政令指定都市が1.2%（前年度末1.2%）、中核市が2.4%（同2.4%）、特例市が2.3%（同2.3%）、中都市が9.6%（同9.7%）、小都市が30.4%（同30.4%）、人口1万人以上の町村が25.9%（同26.0%）、人口1万人未満の町村が28.2%（同28.1%）となっている。

次に、団体規模別の人口の推移をみると、**第46表**のとおりである。

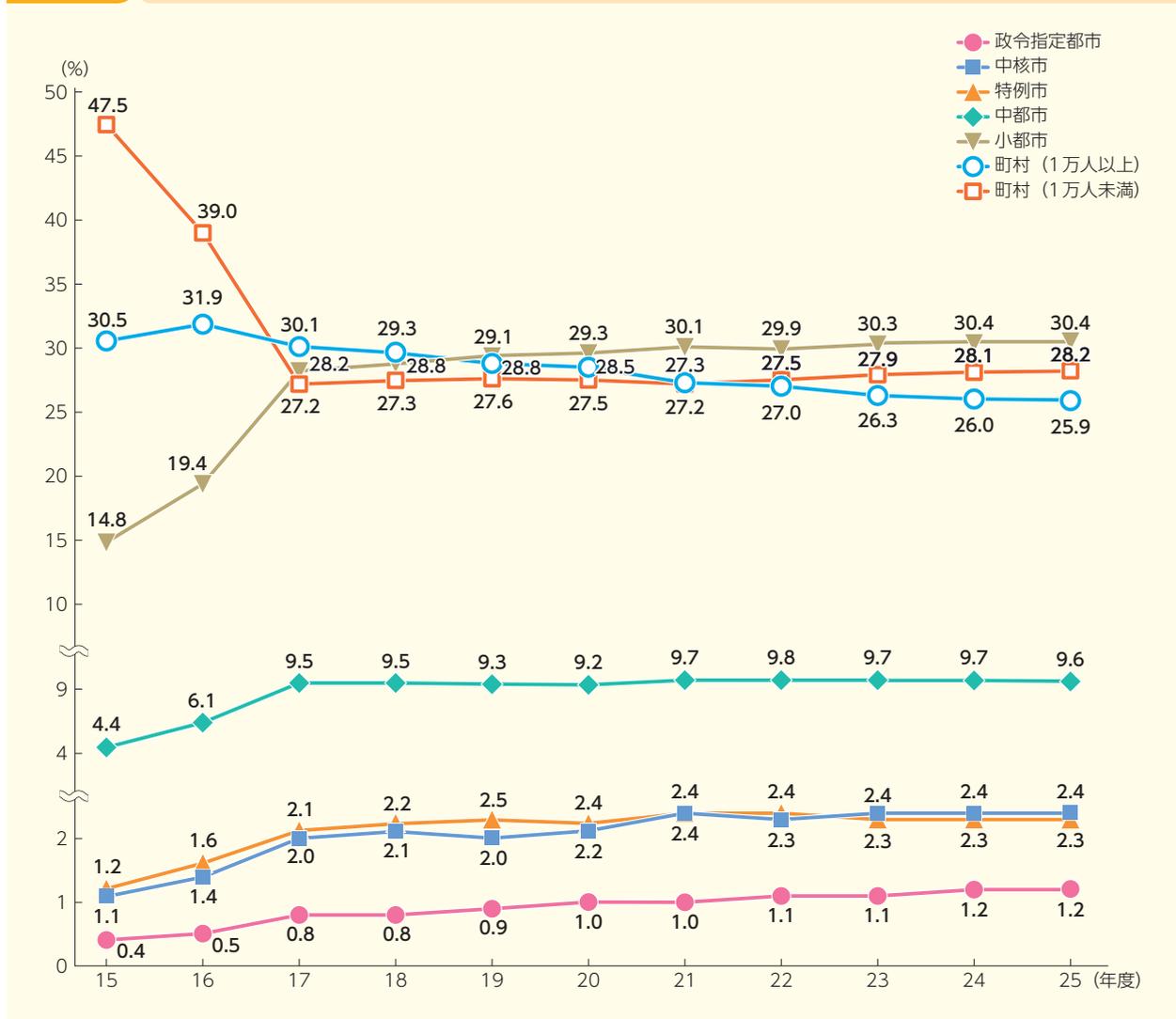
また、団体規模別の人口構成比の推移をみると、**第108図**のとおりである。団体数の割合と同様に、市については団体規模の移動があるものの、全体として上昇している一方、町村については低下しており、平成26年1月1日現在では、政令指定都市が22.8%（前年度末22.7%）、中核市が14.2%（同13.9%）、特例市が8.9%（同8.9%）、中都市が21.3%（同21.6%）、小都市が23.1%（同23.1%）、人口1万人以上の町村が7.6%（同7.7%）、人口1万人未満の町村が2.1%（同2.1%）となっている。

第45表 団体規模別団体数の推移

区 分	団 体 数											増 減 率 (%)											
	平成15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	
市町村合計	3,132	2,521	1,821	1,804	1,793	1,777	1,727	1,727	1,719	1,719	1,719	△2.5	△19.5	△27.8	△0.9	△0.6	△0.9	△2.8	-	△0.5	-	-	-
政令指定都市	13	13	14	15	17	17	18	19	19	20	20	8.3	-	7.7	7.1	13.3	-	5.9	5.6	-	5.3	-	-
中核市	35	35	37	37	35	39	41	40	41	41	42	16.7	-	5.7	-	△5.4	11.4	5.1	△2.4	2.5	-	2.4	-
特例市	39	40	39	39	44	43	41	41	40	40	40	5.4	2.6	△2.5	-	12.8	△2.3	△4.7	-	△2.4	-	-	-
都 市	602	644	687	691	687	684	686	686	687	688	688	1.0	7.0	6.7	0.6	△0.6	△0.4	0.3	-	0.1	0.1	-	-
中都市	139	155	173	171	166	164	167	169	167	166	165	△6.1	11.5	11.6	△1.2	△2.9	△1.2	1.8	1.2	△1.2	△0.6	△0.6	-
小都市	463	489	514	520	521	520	519	517	520	522	523	3.3	5.6	5.1	1.2	0.2	△0.2	△0.2	△0.4	0.6	0.4	0.2	-
町 村	2,443	1,789	1,044	1,022	1,010	994	941	941	932	930	929	△3.7	△26.8	△41.6	△2.1	△1.2	△1.6	△5.3	-	△1.0	△0.2	△0.1	-
町(人口1人以上)	956	805	549	529	516	506	471	466	452	447	445	△3.7	△15.8	△31.8	△3.6	△2.5	△1.9	△6.9	△1.1	△3.0	△1.1	△0.4	-
村(人口1万人未満)	1,487	984	495	493	494	488	470	475	480	483	484	△3.7	△33.8	△49.7	△0.4	0.2	△1.2	△3.7	1.1	1.1	0.6	0.2	-

第1部 平成25年度の地方財政の状況

第107図 団体規模別団体数構成比の推移

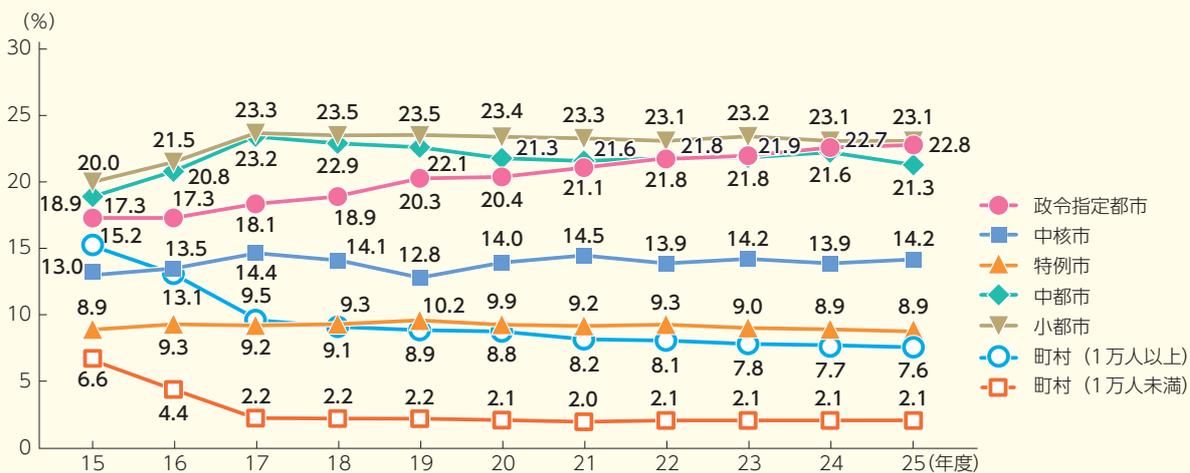


第46表 団体規模別人口の推移

区分	人 口											増 減 率 (%)										
	平成15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
市町村合計	118,686,515	118,674,670	118,781,118	118,713,776	118,652,295	118,599,264	118,538,801	118,365,125	118,067,988	119,406,988	119,422,006	0.1	△ 0.0	0.1	△ 0.1	△ 0.1	0.0	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.3	1.1	0.0
政令指定都市	20,489,715	20,569,108	21,524,645	22,440,098	24,136,806	24,244,526	25,020,151	25,770,400	25,824,768	27,136,438	27,220,948	5.9	0.4	4.6	4.3	7.6	0.4	3.2	3.0	0.2	5.1	0.3
中核市	15,461,777	15,988,700	17,137,424	16,721,246	15,151,433	16,619,689	17,163,778	16,465,194	16,808,415	16,656,132	17,004,050	18.7	3.4	7.2	△ 2.4	△ 9.4	9.7	3.3	△ 4.1	2.1	△ 0.9	2.1
特例市	10,580,448	11,071,992	10,974,614	11,012,415	12,120,827	11,799,129	10,962,189	10,967,725	10,655,923	10,625,548	10,636,378	5.4	4.6	△ 0.9	0.3	10.1	△ 2.7	△ 7.1	0.1	△ 2.8	△ 0.3	0.1
都 市	46,254,244	50,191,743	55,256,425	55,108,974	54,025,703	52,963,176	53,289,335	53,137,795	53,066,969	53,378,473	53,050,995	△ 6.4	8.5	10.1	△ 0.3	△ 2.0	△ 2.0	0.6	△ 0.3	△ 0.1	0.6	△ 0.6
中都市	22,472,081	24,725,208	27,523,066	27,195,815	26,184,397	25,254,106	25,638,021	25,831,189	25,701,645	25,799,092	25,485,736	△ 14.5	10.0	11.3	△ 1.2	△ 3.7	△ 3.6	1.5	0.8	△ 0.5	0.4	△ 1.2
小都市	23,782,163	25,466,535	27,733,359	27,913,159	27,841,306	27,709,070	27,651,314	27,306,606	27,365,324	27,579,381	27,565,259	3.0	7.1	8.9	0.6	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.2	△ 1.2	0.2	0.8	△ 0.1
町 村	25,900,331	20,853,127	13,888,010	13,431,043	13,217,526	12,972,744	12,103,348	12,024,011	11,711,913	11,610,397	11,509,635	△ 3.3	△ 19.5	△ 33.4	△ 3.3	△ 1.6	△ 1.9	△ 6.7	△ 0.7	△ 2.6	△ 0.9	0.9
町村 (人口1万人以上)	18,036,379	15,587,434	11,260,013	10,822,309	10,618,297	10,440,336	9,680,723	9,584,585	9,254,939	9,145,930	9,054,980	△ 3.0	△ 13.6	△ 27.8	△ 3.9	△ 1.9	△ 1.7	△ 7.3	△ 1.0	△ 3.4	△ 1.2	1.0
町村 (人口1万人未満)	7,863,952	5,265,693	2,627,997	2,608,734	2,599,229	2,532,408	2,422,625	2,439,426	2,456,974	2,464,467	2,454,655	△ 4.0	△ 33.0	△ 50.1	△ 0.7	△ 0.4	△ 2.6	△ 4.3	0.7	0.7	0.3	0.4

(注) 住民基本台帳関係年報の調査基準日変更に伴い、平成25年度の住民基本台帳人口については、平成26年1月1日現在の住民基本台帳に登録されている人口を記載している。第108、110、112～114、119図、第47表において同じ。

第108図 団体規模別人口構成比の推移



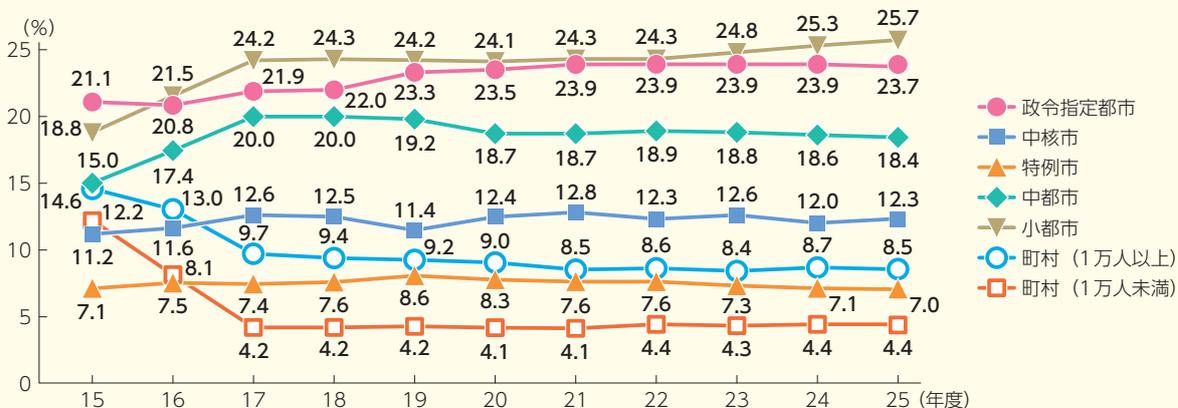
1 決算規模 [資料編：第11表、第35表、第74表]

団体規模別の決算規模の割合をみると、歳入総額については、政令指定都市が23.7%（前年度23.9%）、中核市が12.3%（同12.0%）、特例市が7.0%（同7.1%）、中都市が18.4%（同18.6%）、小都市が25.7%（同25.3%）、人口1万人以上の町村が8.5%（同8.7%）、人口1万人未満の町村が4.4%（同4.4%）となっている。

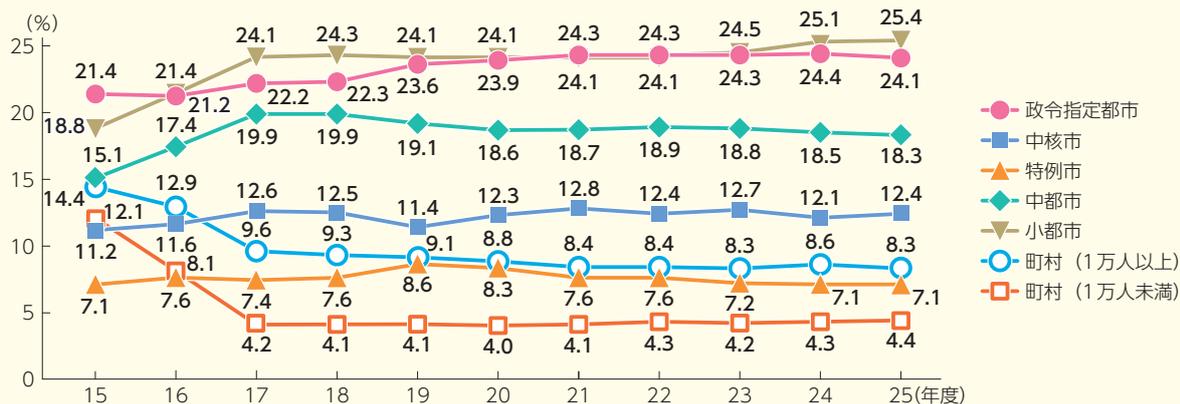
また、歳出総額については、政令指定都市が24.1%（前年度24.4%）、中核市が12.4%（同12.1%）、特例市が7.1%（同7.1%）、中都市が18.3%（同18.5%）、小都市が25.4%（同25.1%）、人口1万人以上の町村が8.3%（同8.6%）、人口1万人未満の町村が4.4%（同4.3%）となっている。

団体規模別の決算規模の割合について、平成15年度からの推移は、第109図のとおりである。平成15年度から17年度にかけては、570件の新設・編入合併が実施されたことから、市の占める割合が大きく上昇する一方、町村の占める割合は大きく低下した。平成25年度においては、新設・編入合併が無かったことから、市及び町村のそれぞれの割合は、ほぼ横ばいとなっている。

第109図 団体規模別決算規模構成比の推移（その1 歳入）



第109図 団体規模別決算規模構成比の推移（その2 歳出）



## (2) 人口1人当たりの財政状況等

団体規模別の財政状況について、人口1人当たり平均の決算額等を中心に分析してみると、次のとおりである。

### ア 決算規模等 [資料編：第3表、第5表]

1市町村当たり平均の歳入歳出決算額、人口1人当たり平均の歳入歳出決算額をみると、**第47表**のとおりである。

人口1人当たり平均の決算額は、歳入については、政令指定都市が462千円（前年度459千円）、中核市が383千円（同377千円）、特例市が351千円（同347千円）、中都市が383千円（同376千円）、小都市が495千円（同479千円）、人口1万人以上の町村が496千円（同496千円）、人口1万人未満の町村が961千円（同937千円）となっており、歳出については、政令指定都市が453千円（同453千円）、中核市が372千円（同367千円）、特例市が339千円（同335千円）、中都市が367千円（同362千円）、小都市が472千円（同458千円）、人口1万人以上の町村が471千円（同472千円）、人口1万人未満の町村が908千円（同889千円）となっている。

これをみると、政令指定都市、中核市及び特例市については行政権能の差異が人口1人当たり決算額に影響を与えている。その他の市町村については規模が小さな団体ほど人口1人当たり決算額が大きくなる傾向がある。

次に、財政力指数の単純平均及び実質収支比率を団体規模別にみると、**第48表**のとおりである。

財政力指数の高い順にみると、政令指定都市（0.85）、特例市（0.81）、中都市（0.77）、中核市（0.76）、小都市（0.54）、人口1万人以上の町村（0.50）、人口1万人未満の町村（0.27）となっており、中核市以外の市町村については規模が大きいほど財政力指数が高くなっている。

さらに、実質収支比率の高い順にみると、人口1万人未満の町村（7.0%）、人口1万人以上の町村（6.4%）、小都市（5.9%）、中都市（5.4%）、特例市（5.0%）、中核市（3.9%）、政令指定都市（1.8%）となっており、規模が小さいほど実質収支比率が高くなっている。

第47表 団体規模別1団体・人口1人当たり決算額の状況

区 分	平成25年度				平成24年度		増 減	
	1 団 体 当 た り		人 口 1 人 当 た り		人 口 1 人 当 た り		人 口 1 人 当 た り	
	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出
	億円	億円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
市 町 村 合 計	309	297	444	428	437	422	7	6
政 令 指 定 都 市	6,284	6,166	462	453	459	453	3	-
中 核 市	1,551	1,505	383	372	377	367	6	5
特 例 市	933	901	351	339	347	335	4	4
中 都 市	591	567	383	367	376	362	7	5
小 都 市	261	249	495	472	479	458	16	14
町村 (人口1万人以上)	101	96	496	471	496	472	-	△1
町村 (人口1万人未満)	49	46	961	908	937	889	24	19

第48表 団体規模別財政力指数及び実質収支比率の状況

区 分	財 政 力 指 数	実 質 収 支 比 率
		%
政 令 指 定 都 市	0.85	1.8
中 核 市	0.76	3.9
特 例 市	0.81	5.0
中 都 市	0.77	5.4
小 都 市	0.54	5.9
町村 (人口1万人以上)	0.50	6.4
町村 (人口1万人未満)	0.27	7.0

(注) 財政力指数は単純平均であり、実質収支比率は団体規模別の加重平均である。

## イ 歳入

歳入決算の主な内訳は、第110図のとおりである。

地方税の構成比の高い順にみると特例市 (42.0%)、政令指定都市 (39.3%)、中核市 (39.2%)、中都市 (38.0%)、小都市 (25.3%)、人口1万人以上の町村 (24.4%)、人口1万人未満の町村 (12.9%) となっており、政令指定都市及び中核市以外の市町村については規模が大きいほど地方税の歳入総額に占める割合が高くなっている。

また、地方税の歳入総額に占める割合の分布状況を団体規模別にみると、第111図のとおりであり、町村においては地方税の歳入総額に占める割合が低い団体の構成比が大きくなっている。なお、主な税目の1人当たりの額は、第112図のとおりである。

一方、地方交付税の構成比の高い順にみると、人口1万人未満の町村 (41.3%)、人口1万人以上の町村 (28.1%)、小都市 (25.1%)、中都市 (13.2%)、中核市 (11.7%)、特例市 (10.2%)、政令指定都市 (5.2%) となっており、特例市以外の市町村については規模が小さいほど地方交付税の歳入総額に占める割合が高くなっている。

また、国庫支出金 (国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金を除く。) の構成比の高い順にみると、政令指定都市 (18.0%)、中核市 (17.8%)、中都市 (15.8%)、特例市 (15.6%)、小都市 (15.4%)、人口1万人以上の町村 (13.0%)、人口1万人未満の町村 (11.1%) と

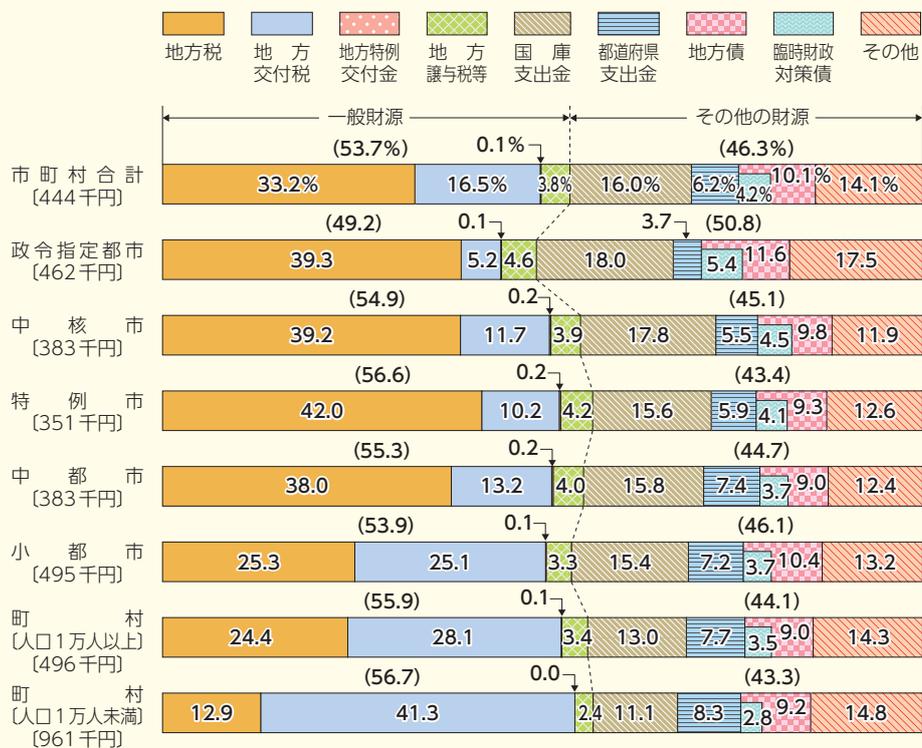
## 第1部 平成25年度の地方財政の状況

なっており、特例市以外の市町村については規模が大きいほど国庫支出金の歳入総額に占める割合が高くなっている。

一方、都道府県支出金の構成比の高い順にみると、人口1万人未満の町村（8.3%）、人口1万人以上の町村（7.7%）、中都市（7.4%）、小都市（7.2%）、特例市（5.9%）、中核市（5.5%）、政令指定都市（3.7%）となっており、中都市以外の市町村については規模が小さいほど都道府県支出金の歳入総額に占める割合が高くなっている。

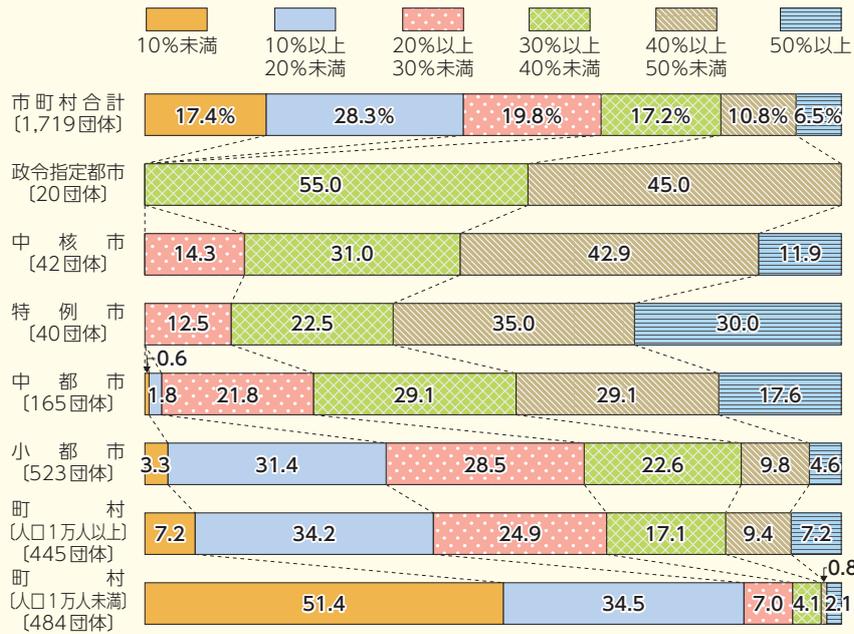
地方債の構成比（地方債依存度）の高い順にみると、政令指定都市（11.6%）、小都市（10.4%）、中核市（9.8%）、特例市（9.3%）、人口1万人未満の町村（9.2%）、中都市（9.0%）、人口1万人以上の町村（9.0%）となっており、小都市及び人口1万人未満の町村以外の市町村については規模が大きいほど地方債の歳入総額に占める割合が高くなっている。

第110図 団体規模別歳入決算の状況（人口1人当たり額及び構成比）



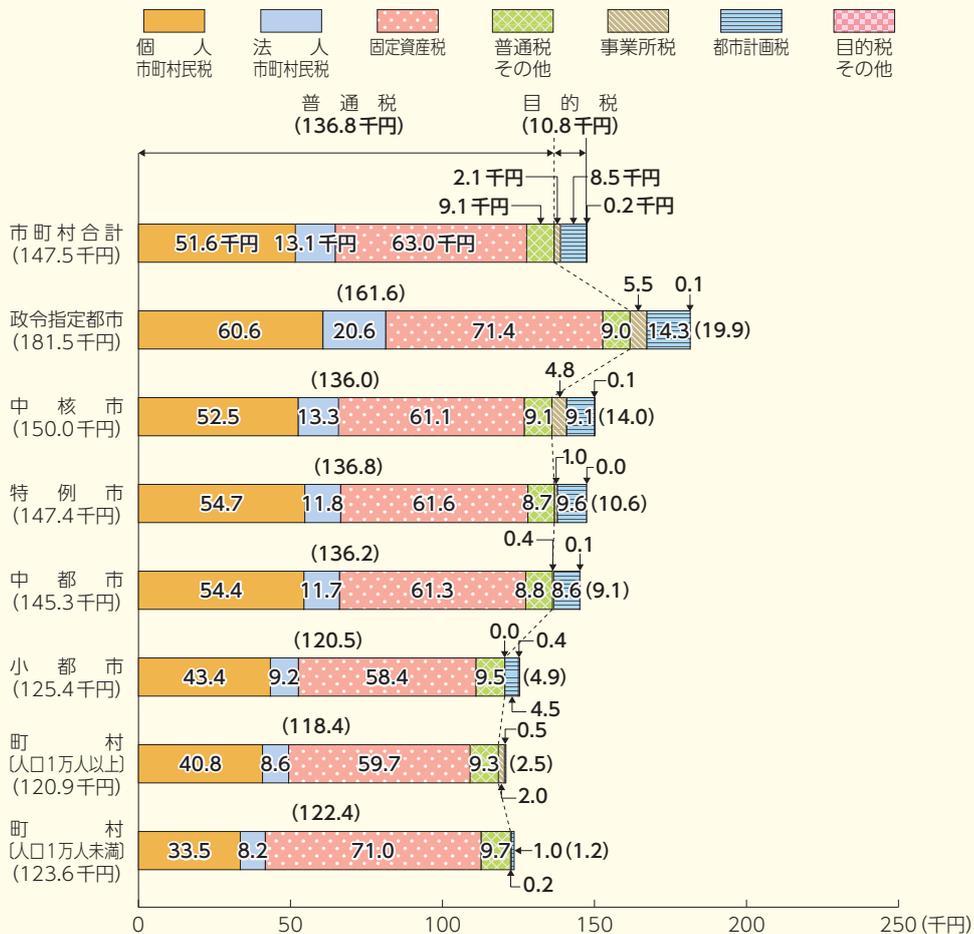
(注) 1 「市町村合計」とは、政令指定都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村の単純合計である。  
 2 「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金を除く。  
 3 [ ] 内の数値は、人口1人当たりの歳入決算額である。

第111図 団体規模別地方税の歳入総額に占める割合の状況



(注)「市町村合計」は、政令指定都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村の合計である。

第112図 団体規模別地方税の構造 (人口1人当たりの地方税)



(注)「市町村合計」とは、政令指定都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村の単純合計である。

## 第1部 平成25年度の地方財政の状況

### ウ 歳出

目的別歳出決算額の主な内訳は、第113図のとおりである。

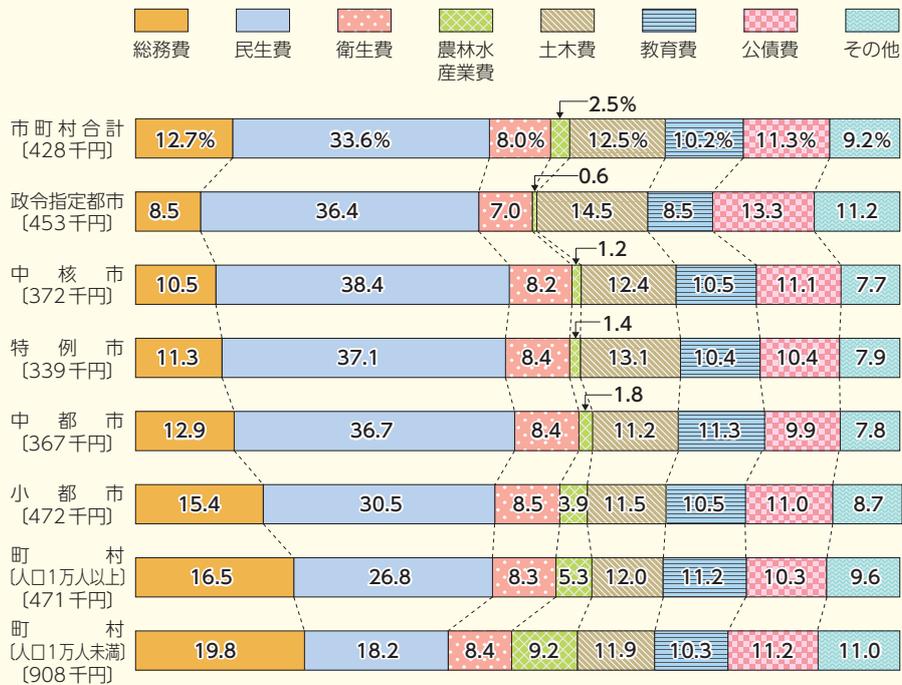
それぞれの団体規模ごとに構成比が高い費目をみると、政令指定都市及び中核市においては民生費、土木費、公債費の順、特例市においては民生費、土木費、総務費の順、中都市においては民生費、総務費、教育費の順、小都市及び人口1万人以上の町村においては民生費、総務費、土木費の順、人口1万人未満の町村においては総務費、民生費、土木費の順となっている。

性質別歳出決算額における主な費目の構成比は、第114図のとおりである。

それぞれの団体規模ごとに構成比が高い費目をみると、政令指定都市においては扶助費、人件費、公債費の順、中核市においては扶助費、人件費、普通建設事業費、特例市及び中都市においては扶助費、人件費、物件費の順、小都市においては扶助費、普通建設事業費、人件費の順、人口1万人以上の町村及び人口1万人未満の町村においては普通建設事業費、人件費、物件費の順となっている。

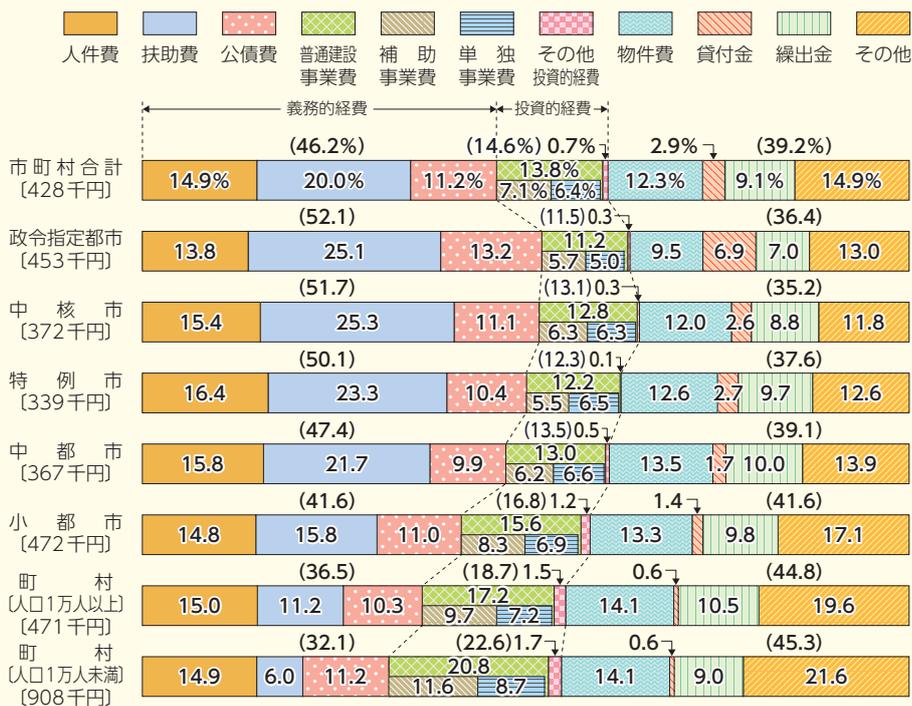
扶助費の構成比については、町村における生活保護費等を都道府県が負担していることなどから、町村が低くなっている。

第113図 団体規模別歳出（目的別）決算の状況（人口1人当たり額及び構成比）



(注) 1 「市町村合計」とは、政令指定都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村の単純合計である。  
2 [ ]内の数値は、人口1人当たりの歳出決算額である。

第114図 団体規模別歳出（性質別）決算の状況（人口1人当たり額及び構成比）



(注) 1 「市町村合計」とは、政令指定都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村の単純合計である。  
 2 [ ] 内の数値は、人口1人当たりの歳出決算額である。

Ⅱ 財政構造の弾力性

(ア) 経常収支比率

団体規模別経常収支比率の状況は、第49表のとおりである。経常収支比率の高い順にみると、政令指定都市 (95.4%)、特例市 (90.4%)、中核市 (89.9%)、中都市 (89.4%)、小都市 (89.0%)、人口1万人以上の町村 (86.3%)、人口1万人未満の町村 (81.6%) となっており、特例市以外の市町村については規模が大きいほど比率も高くなっている。

なお、団体規模別の分布状況を見ると、第115図のとおりである。政令指定都市の経常収支比率が高いのは、経常経費に占める公債費の割合が大きいことなどによる。また、町村の経常収支比率が比較的低いのは、主として生活保護費等を都道府県が負担していること等により、経常経費に占める扶助費の割合が小さいことなどによるものである。

また、これを財政力指数段階別にみると、第116図のとおりである。

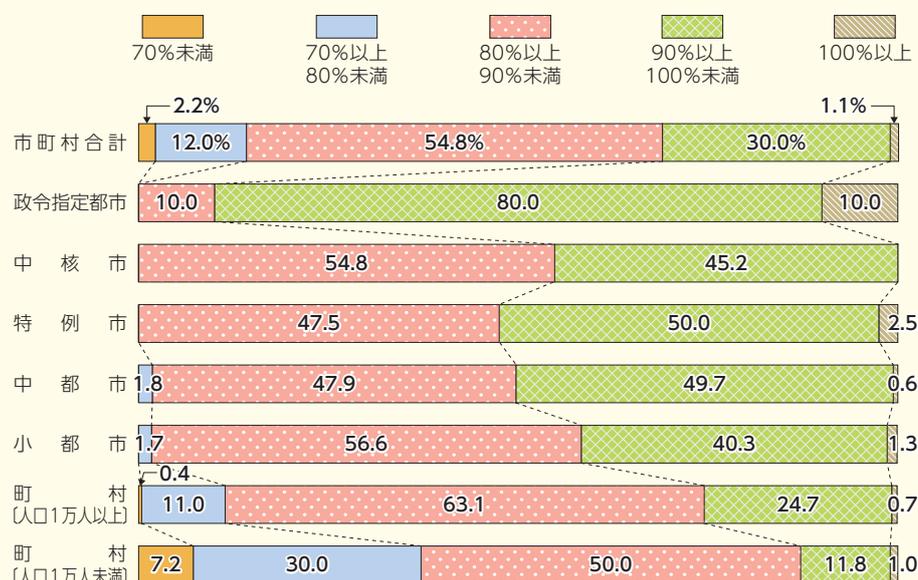
# 第1部 平成25年度の地方財政の状況

## 第49表 団体規模別経常収支比率の状況

区 分	経常収支比率	う ち						
		人件費	物件費	扶助費	補助費等	公債費	繰出金	その他
政令指定都市	%	%	%	%	%	%	%	%
中核市	95.4	23.5	12.3	16.1	9.9	22.8	8.7	2.1
特例市	89.9	23.4	13.8	14.0	8.3	18.1	10.6	1.7
中都市	90.4	24.5	15.3	12.0	8.5	16.7	11.7	1.7
小都市	89.4	24.4	15.3	11.3	8.8	16.1	12.0	1.5
町村(人口1万人以上)	89.0	23.6	13.4	8.8	10.8	18.3	12.6	1.5
町村(人口1万人未満)	86.3	23.1	13.8	6.0	13.3	16.3	12.5	1.3
町村(人口1万人未満)	81.6	23.5	12.6	3.4	12.6	17.8	10.1	1.6

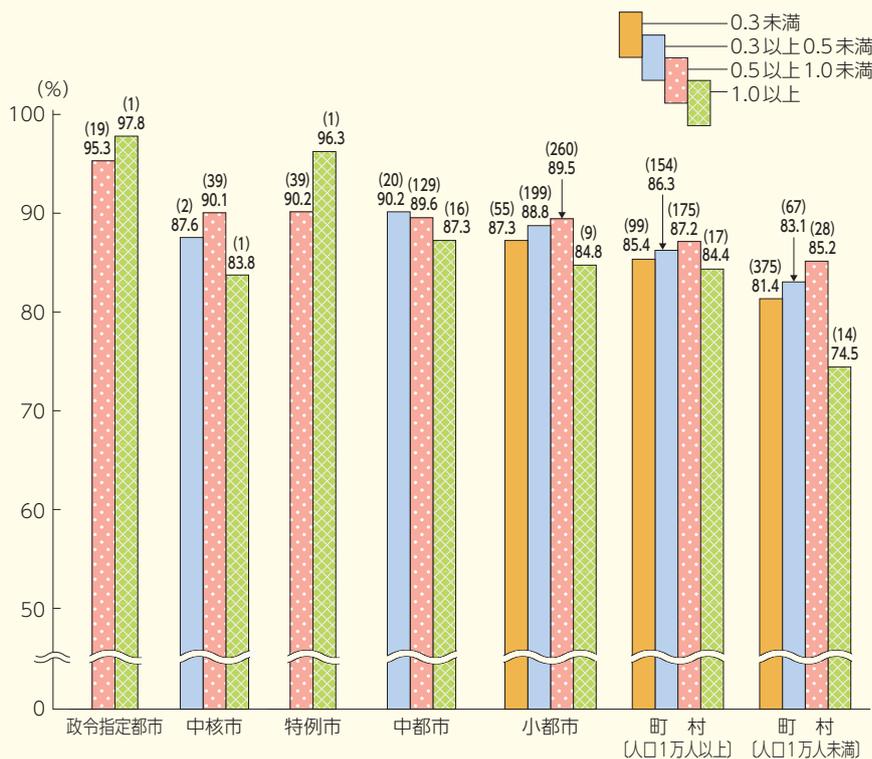
(注) 比率は、加重平均である。

## 第115図 団体規模別経常収支比率の状況(構成比)



(注) 「市町村合計」とは、政令指定都市、中核市、特例市、中都市、小都市及び町村の単純合計である。

第116図 団体規模別財政力指数段階別の経常収支比率の状況



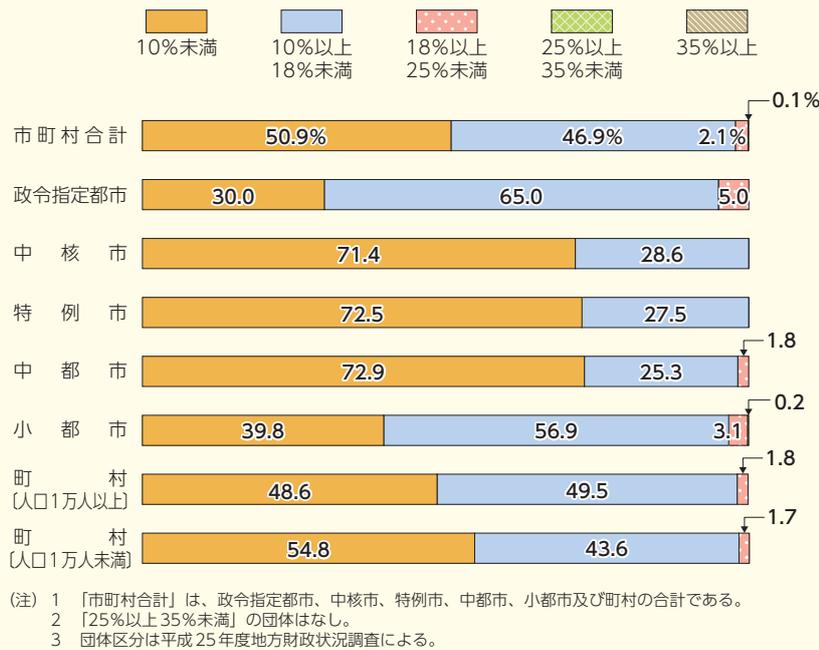
(注) 1 比率は、加重平均である。  
 2 ( ) 内の数値は、団体数である。

(イ) 実質公債費比率

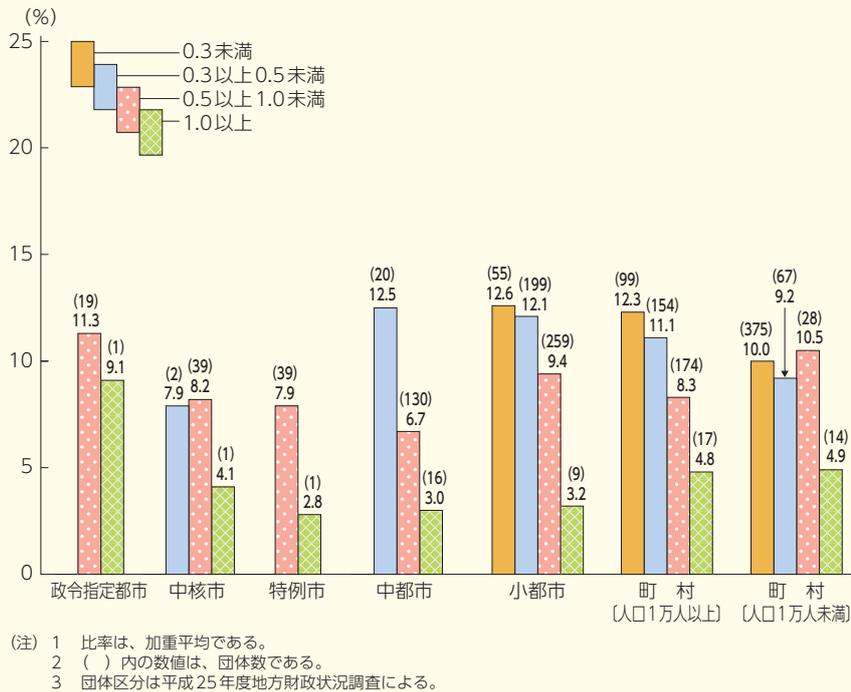
実質公債費比率の団体規模別の分布状況は、第117図のとおりであり、10%未満及び10%以上18%未満の団体の割合が大きくなっている。

次に、実質公債費比率を財政力指数段階別にみると、第118図のとおりであり、財政力指数が低いほど実質公債費比率が高くなる傾向にある。

第117図 団体規模別実質公債費比率の状況（構成比）



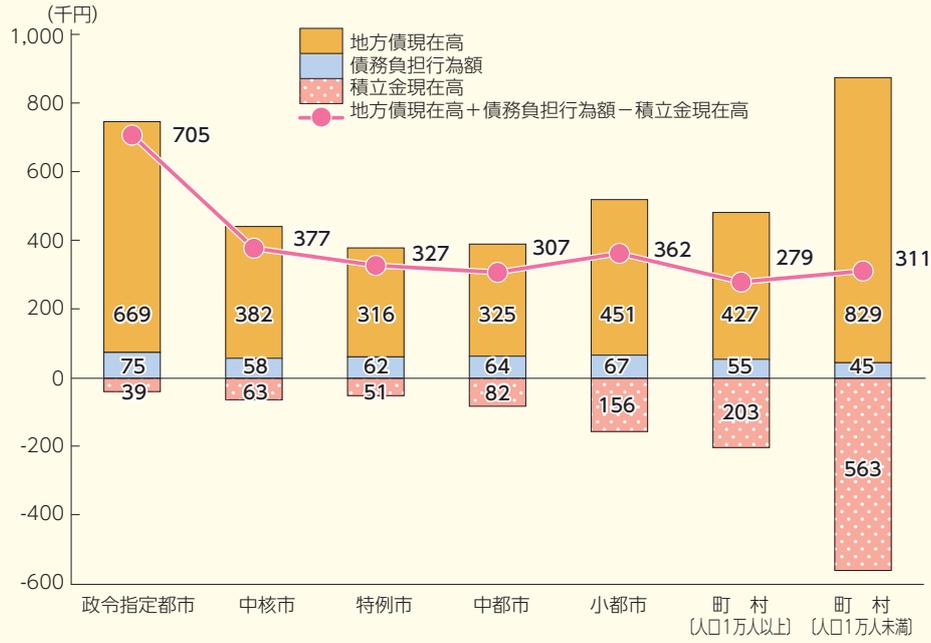
第118図 団体規模別財政力指数段階別の実質公債費比率の状況



地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担

地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の状況については、第119図のとおりである。団体規模別に前年度と比較すると、政令指定都市1.6%増（前年度1.6%増）、中核市2.7%増（同4.4%減）、特例市1.3%増（同0.2%増）、中都市2.5%減（同3.2%減）、小都市1.3%増（同4.2%減）、人口1万人以上の町村3.7%増（同13.3%減）、人口1万人未満の町村17.3%減（同10.6%減）となっている。

第119図 団体規模別の地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の状況（人口1人当たり）



## 11 公共施設の状況

地方公共団体は、住民の生活や福祉の向上を図り、個性豊かで魅力ある地域づくりを推進するため、道路や公営住宅等の公共施設の整備に努めている。これら主要な公共施設の整備状況は、次のとおりである。なお、本節の記載は公共施設状況調査を基としている。

### (1) 道路 [資料編：第104表]

平成26年4月1日現在における地方道の実延長は115万4,953km（対前年同期比0.1%増）、面積は8,447.7km<sup>2</sup>（同0.3%増）となっている。また、これらの状況を10年前（平成16年4月1日）と比べると、実延長は2.7%増、面積は5.5%増となっている。

これを主要地方道（「道路法」（昭和27年法律第180号）第56条の規定に基づき国土交通大臣の指定する都道府県道）、一般都道府県道（主要地方道以外の都道府県道）及び市町村道別にみると、主要地方道の実延長は5万7,152km（対前年同期比0.2%増）、面積は889.8km<sup>2</sup>（同1.0%増）、一般都道府県道の実延長は7万1,016km（同0.1%増）、面積は932.0km<sup>2</sup>（同0.5%増）、市町村道の実延長は102万6,785km（同0.1%増）、面積は6,625.9km<sup>2</sup>（同0.2%増）となっている。また、これらの状況を10年前（平成16年4月1日）と比べると、主要地方道の実延長は0.5%増、面積は8.1%増、一般都道府県道の実延長は0.8%増、面積は7.0%増、市町村道の実延長は2.9%増、面積は4.9%増となっている。

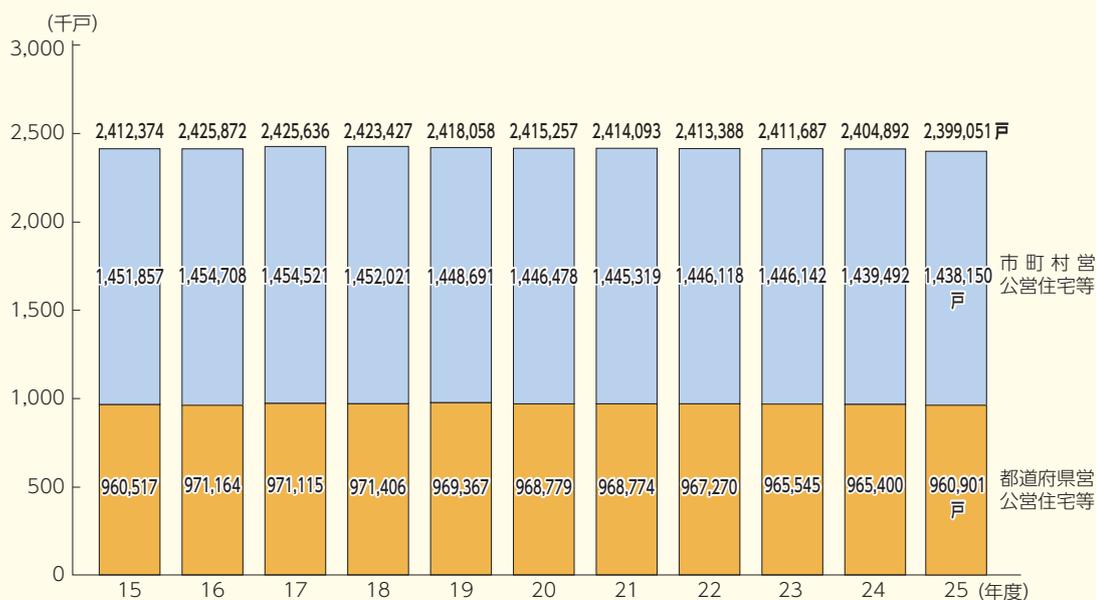
### (2) 公営住宅等 [資料編：第105表]

平成25年度末現在における公営住宅等（「公営住宅法」（昭和26年法律第193号）に基づく公営住宅、「住宅地区改良法」（昭和35年法律第84号）に基づく改良住宅及び地方公共団体が独自に建設する単独住宅）の総戸数は239万9,051戸であり、前年度末と比べると5,841戸減少（0.2%減）している。この状況を10年前（平成15年度末）と比べると、1万3,323戸減少（0.6%減）している。

公営住宅等のうち公営住宅の戸数は215万7,551戸であり、前年度と比べると5,518戸減少（0.3%減）している。この状況を10年前（平成15年度末）と比べると2万5,115戸減少（1.2%減）している。また、公営住宅等総戸数に占める公営住宅の割合は89.9%（前年度89.9%）となっている。

なお、公営住宅等の総戸数の推移は、[第120図](#)のとおりである。

第120図 公営住宅等の総戸数の推移



### (3) 公園 [資料編：第106表]

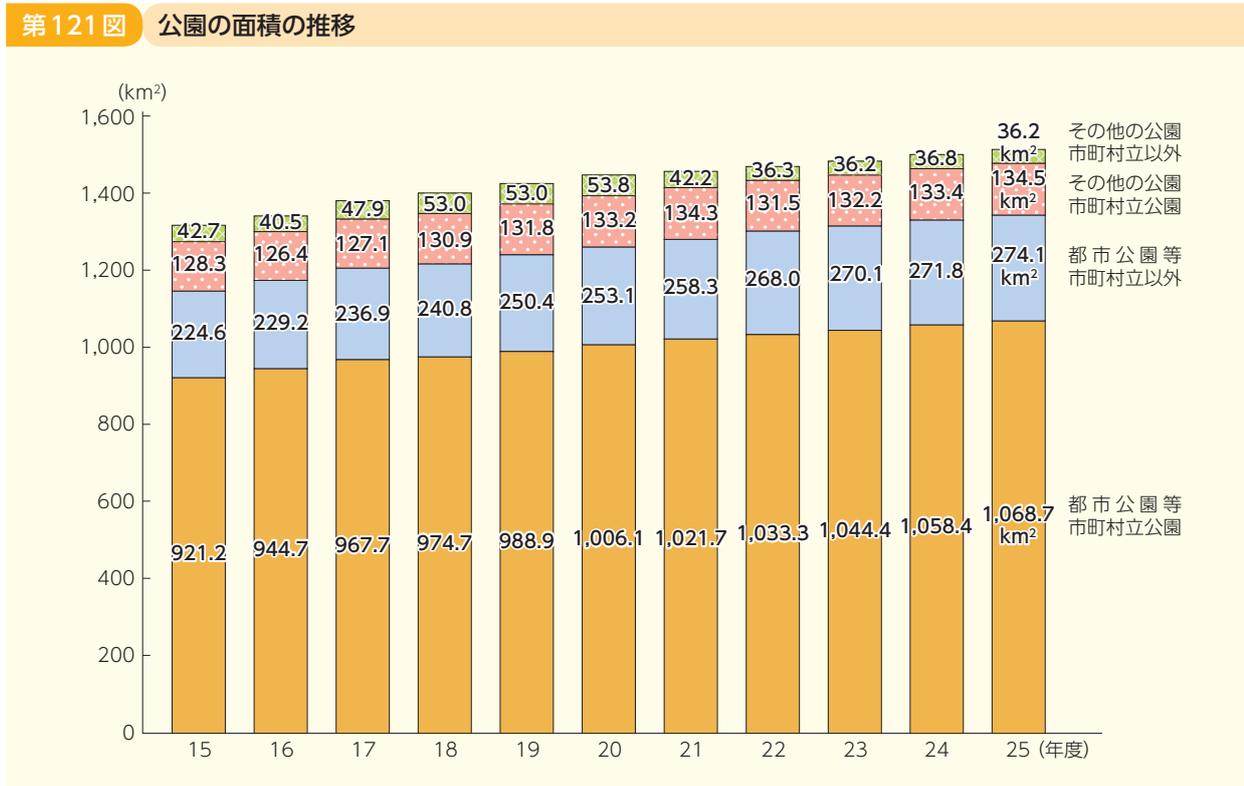
平成25年度末現在における都市公園等（地方公共団体等が都市計画区域内において設置し、管理している施設で、公園としての実態を備え、一般の利用に供しているものを含む。なお、児童遊園は除く。）の数は12万8,785箇所（対前年度末比1.6%増）で、その面積は1,342.8km<sup>2</sup>（同0.9%増）となっている。また、この状況を10年前（平成15年度末）と比べると、都市公園等の箇所数は2万4,451箇所増加（23.4%増）しているとともに、その面積も197.0km<sup>2</sup>増加（17.2%増）している。

都市公園等を設置者別にみると、市町村が設置したものが12万7,792箇所（対前年度末比1.6%増）、1,068.7km<sup>2</sup>（同1.0%増）で、総箇所数の99.2%、総面積の79.6%を占めている。

また、その他の公園（都市計画区域外に設置されている街区公園、運動公園等の公園。なお、自然公園は除く。）の数は6,564箇所（対前年度末比0.2%増）で、その面積は170.7km<sup>2</sup>（同0.3%増）となっている。このうち市町村立の公園の数は6,292箇所（対前年度末比0.2%増）で、その面積は134.5km<sup>2</sup>（同0.8%増）となっている。

なお、公園の面積の推移は、**第121図**のとおりである。

第121図 公園の面積の推移



(4) 下水処理施設 [資料編：第107表～第108表]

汚水（し尿及び生活雑排水）及び雨水を処理する施設としては、公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設等があり、また、汚水を処理する施設としては、合併処理浄化槽等がある。これらの下水処理施設については、財政措置の充実が図られていることもあり、近年の環境保全意識の向上とともに、各地域の実態に即した整備が進められている。

これらの下水処理施設の中でも中心的な施設である公共下水道についてみると、平成25年度末における現在排水人口（供用開始している排水区域内の人口）は、9,819万3千人で、前年度末と比べると0.7%増となっている。また、これを10年前（平成15年度末）と比べると、1,238万7千人増加（14.4%増）している。

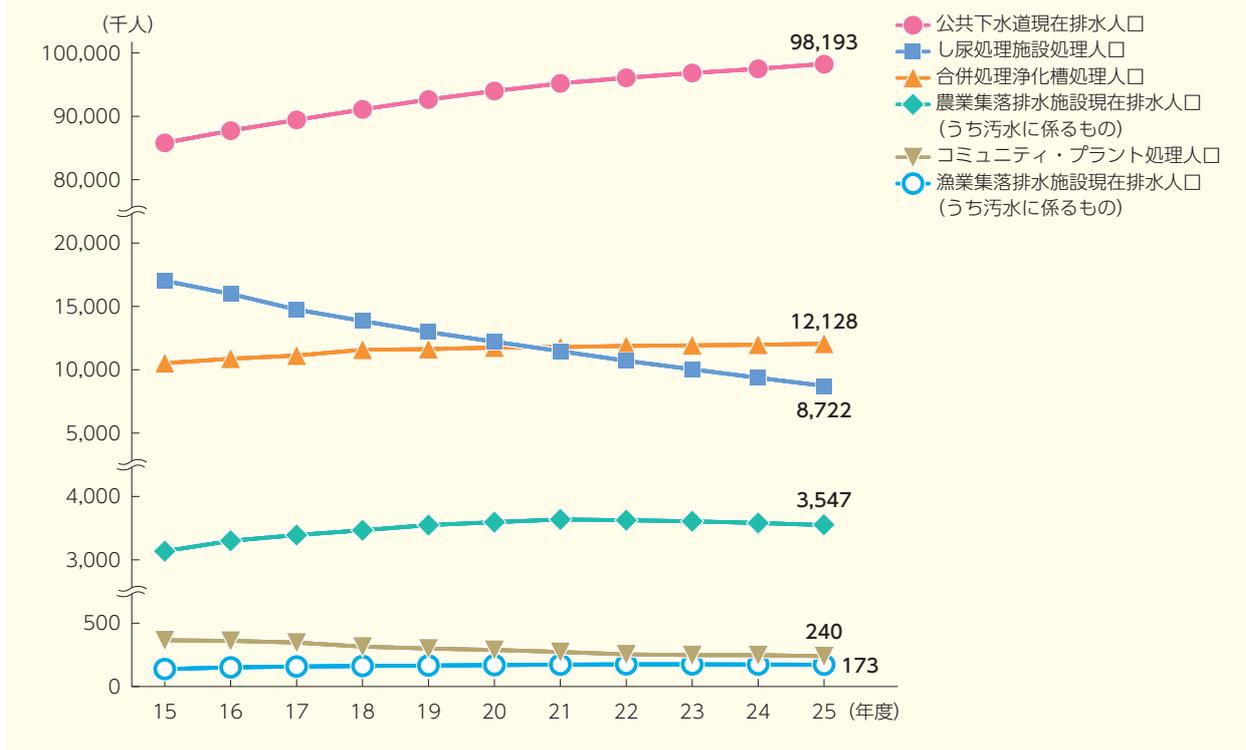
次に、農業集落排水施設及び漁業集落排水施設についてみると、平成25年度末における現在排水人口（うち汚水に係るもの）は、それぞれ354万7千人、17万3千人で、前年度と比べると1.0%減、0.7%減となっている。これらの状況を10年前（平成15年度末）と比べると、それぞれ13.1%増、24.9%増となっている。

また、平成25年度末におけるコミュニティ・プラントの処理人口は24万人（対前年度末比3.2%減）、合併処理浄化槽の処理人口は1,212万8千人（同1.3%増）となっている。これらの状況を10年前（平成15年度末）と比べると、コミュニティ・プラントの処理人口は12万5千人減少（34.3%減）、合併処理浄化槽の処理人口は160万9千人増加（15.3%増）している。

なお、し尿については、上記の下水処理施設による処理のほか、し尿処理施設処理、下水道マンホール投入等による収集処理及び単独浄化槽等による自家処理が行われている。平成25年度末のし尿処理施設処理人口は872万2千人（対前年度末比6.9%減）、し尿処理施設年間総収集量は823万3千kl（同3.6%減）となっている。これらの状況を10年前（平成15年度末）と比べると、し尿処理施設処理人口は829万9千人減少（48.8%減）、し尿処理施設年間総収集量は581万kl減少（41.4%減）している。下水処理施設等による処理の増加により、し尿処理施設処理人口、年間総収集量はともに年々減少している。

なお、下水処理人口の推移は、第122図のとおりである。

第122図 下水処理人口の推移

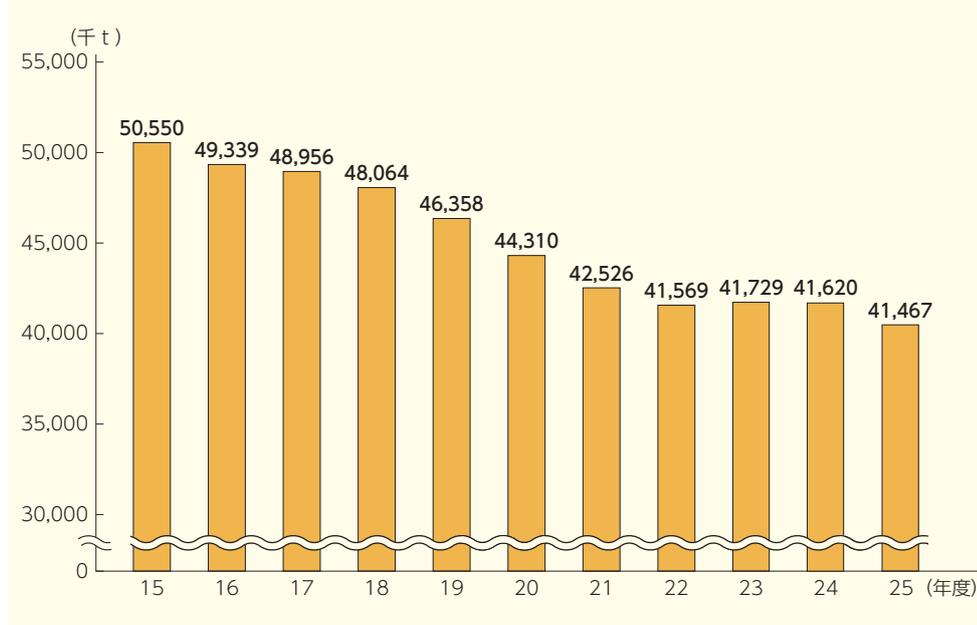


(5) ごみ処理施設 [資料編：第108表]

ごみの処理は、焼却処理、埋立処理、高速堆肥化処理等の収集処理のほか、自家処理により行われている。平成25年度末における収集処理人口は1億2,806万8千人（対前年度末比0.1%減）で、その年間総収集量は4,146万7千t（同0.4%減）となっている。また、これらの状況を10年前（平成15年度末）と比べると、収集処理人口は75万人減少（0.6%減）し、年間総収集量は908万3千t減少（18.0%減）している。

なお、ごみ処理施設における年間総収集量の推移は、第123図のとおりである。

第123図 ごみ処理施設における年間総収集量の推移



(6) 保育所 [資料編：第109表]

平成25年10月1日現在における公立の保育所数（季節保育所を除く。）は1万650箇所（対前年同期比2.7%減）、延面積は791万6千m<sup>2</sup>（同1.3%減）となっている。また、これらの状況を10年前（平成15年10月1日）と比べると、箇所数は3,143箇所減少（22.8%減）、延面積は100万2千m<sup>2</sup>減少（11.2%減）している。

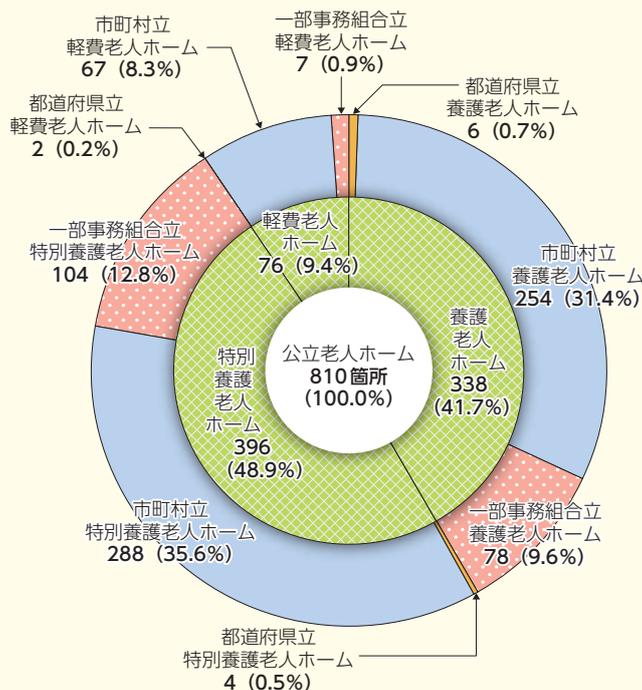
(7) 高齢者福祉施設 [資料編：第110表]

平成25年10月1日現在における公立老人ホーム数は810箇所、前年同期と比べると21箇所減少（2.5%減）している。また、この状況を10年前（平成15年10月1日）と比べると、箇所数は420箇所減少（34.1%減）している。

老人ホームの箇所数を種類別にみると、居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者を養護する養護老人ホームは老人ホーム総数の41.7%（対前年同期比0.2ポイント低下）、常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な65歳以上の者を養護する特別養護老人ホームは48.9%（同0.3ポイント上昇）、無料又は低額な料金で老人に食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する軽費老人ホームは9.4%（同0.1ポイント低下）を占めている。

なお、公立の老人ホームの状況は、第124図のとおりである。

## 第124図 公立の老人ホームの状況



## (8) 教育施設 [資料編：第111表]

## ア 高等学校

平成26年5月1日現在における公立高等学校数は、3,628校で、前年同期と比べると18校減少（0.5%減）している。また、この状況を10年前（平成16年5月1日）と比べると、465校減少（11.4%減）している。

## イ 中等教育学校

一つの学校において一体的に中高一貫教育を行う中等教育学校は、平成26年5月1日現在において30校で、前年同期と比べると1校増加（3.4%増）している。

## (9) 文化及び体育施設 [資料編：第112表]

## ア 文化施設

平成25年度末現在の公立の文化施設の状況は、次のとおりである。

県民会館、市民会館及び公会堂は3,335箇所（対前年度末比1.7%増）で、延面積は1,395万4千㎡（同0.9%増）となっている。また、これらの状況を10年前（平成15年度末）と比べると、箇所数は140箇所増加（4.4%増）、延面積は850万㎡増加（6.5%増）している。

図書館は3,245箇所（対前年度末比0.2%増）となっている。この状況を10年前（平成15年度末）と比べると、箇所数は496箇所増加（18.0%増）している。

博物館（美術館、動物園、水族館等を含む。）は839箇所（対前年度末比1.2%増）となっている。この状況を10年前（平成15年度末）と比べると、箇所数は95箇所増加（12.8%増）している。

## イ 体育施設

平成25年度末現在の公立の体育施設の状況は、次のとおりである。

体育館は6,536箇所（対前年度末比0.9%増）となっている。この状況を10年前（平成15年度末）と

## 第1部 平成25年度の地方財政の状況

比べると、箇所数は328箇所増加（5.3%増）している。

陸上競技場は1,061箇所（対前年度末比0.1%増）となっている。この状況を10年前（平成15年度末）と比べると、箇所数は76箇所減少（6.7%減）している。

野球場は4,142箇所（対前年度末比0.3%増）となっている。この状況を10年前（平成15年度末）と比べると、箇所数は2箇所増加（0.0%増）している。

プールは3,826箇所（対前年度末比1.2%減）となっている。また、この状況を10年前（平成15年度末）と比べると、箇所数は764箇所減少（16.6%減）している。

# 第2部

平成26年度及び平成27年度の地方財政

# 1 平成26年度の地方財政

## (1) 平成26年度の経済見通しと国の予算

### ア 経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成26年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成25年12月21日閣議了解、平成26年1月24日閣議決定された。この中で、以下の平成25年度の経済動向、平成26年度の経済見通し及び平成26年度の経済財政運営の基本的態度が示された。

#### (ア) 平成25年度の経済動向

平成25年度の我が国経済をみると、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」による一体的な取組の政策効果から、家計や企業のマインドが改善し、消費等の内需を中心として景気回復の動きが広がっている。また、企業収益の増加から設備投資が持ち直しつつあり、雇用・所得環境が改善していく中で、景気回復の動きが確かなものとなることが見込まれる。

こうした中で、消費者物価（総合）は、日本銀行の「量的・質的金融緩和」の効果等により5年ぶりに0.7%程度の上昇に転じると見込まれる。

この結果、平成25年度の国内総生産の実質成長率は2.6%程度、名目成長率は2.5%程度と見込まれる。

#### (イ) 平成26年度の経済見通し

平成26年度の我が国経済は、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減には留意が必要であるが、「好循環実現のための経済対策」など、「平成26年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」に示された施策の推進等により、年度を通してみれば前年度に続き堅調な内需に支えられた景気回復が見込まれ、好循環が徐々に実現していくと考えられる。

物価については、前年度より上昇率が高まり、消費者物価は3.2%程度（このうち、消費税率引上げによる影響は2.1%程度と見込んでいる。）、GDPデフレーター上昇率はプラスになると見込まれるなど、労働市場の引き続き改善を伴いながらデフレ脱却に向け着実な進展が見込まれる。

この結果、平成26年度の国内総生産の実質成長率は1.4%程度、名目成長率は3.3%程度と見込まれる。

なお、先行きのリスクとしては、金融資本市場の動向、アジアの新興国等の経済動向、電力供給の制約等に留意する必要がある。

#### (ウ) 平成26年度の経済財政運営の基本的態度

最近の景気回復に向けた動きを持続的な経済成長につなげていくため、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）の実行を加速・強化する。産業競争力強化法、国家戦略特別区域法の積極的活用や政策資源の重点配分などにより、同戦略に盛り込まれた3つのアクションプランを強力に推進することで、日本経済の成長力を強化する。

同時に、政府、経営者、労働者がそれぞれの役割を果たしつつ、互いに連携することにより、企業収益の拡大を賃金上昇、雇用・投資の拡大につなげ、消費や投資の増加を通じて更なる企業収益の拡大を促す好循環を実現する。さらに、平成26年4月に実施する消費税率の引上げに際しては、駆け込み需要とその反動減を緩和し、景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済の成長力の底上げと好循環の実現を図り持続的な経済成長につなげていくため、経済対策を含む「経済政策パッケージ」（「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」（平成25年10月1日閣議決定））を着実に実行する。

国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比半減、2020年度までに黒字化を目指し、「当面の財政健全化に向けた取組等について—中期財政計画—」（平成25年8月8日閣議了解。以下「中期財政計画」という。）に基づき、改善を図る。このため、平成

## 第2部 平成26年度及び平成27年度の地方財政

26年度予算については、社会保障をはじめとする義務的経費等を含め、聖域なく予算を抜本的に見直した上で、経済成長に資する施策に重点化を図る。

以上の取組により、デフレ脱却・経済再生と財政健全化の両立の実現を目指す。

日本銀行には、2%の物価安定目標をできるだけ早期に実現することを期待する。

### 1 国の予算

政府は、「平成26年度予算編成の基本方針」（平成25年12月12日閣議決定）及び「平成26年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」に基づいて平成25年12月24日、平成26年度予算政府案を閣議決定した。

平成26年度予算は、以下のような基本的な考え方により編成された。

#### (ア) 平成26年度予算編成の基本的な考え方

平成26年度予算編成に当たっては、社会保障を始めとする義務的経費等を含め、聖域なく予算を抜本的に見直した上で、経済成長に資する施策に重点化を図る。

税制については、デフレ脱却・経済再生と財政健全化の両立を旨としつつ、経済社会構造の変化を踏まえながら、あるべき税制の在り方を検討するなど、必要な取組を進める。

今後、財政健全化目標を着実に達成していくためには、引き続き税収を拡大させるとともに、各年度継続して歳出を効率化していく必要がある。

中期財政計画に基づきながら、これらの取組により、国の一般会計の基礎的財政収支について、平成26年度予算において少なくとも▲19兆円程度とすることを目指し、一般会計の当初予算において4兆円を上回る収支改善を図る。新規国債発行額についても、平成25年度を下回るよう最大限努力する。

#### (イ) 予算の重点化・効率化の推進

高齢化等により社会保障関係費が増大する中で、中期財政計画に基づく国の一般会計の基礎的財政収支の改善を行うため、裁量的経費、義務的経費を通じて聖域なき見直しを行っていく必要がある。次に掲げる社会保障、社会資本整備、地方財政に限らず、他の各分野においても、人口減少や少子高齢化など経済社会の構造変化に対応しつつ、重点化・効率化を進め、歳出を抑制する。とりわけ消費税率引上げが予定される平成26年度予算については、国民に負担増を求める際に、各経費が安易に膨張したり、無駄な経費があるといった批判を招くことがないよう、徹底して取り組む。

主な分野における歳出改革は以下のとおりである。

##### a 社会保障

高齢化等を背景に、社会保障の給付の伸びは名目成長率を大きく上回っており、公費負担が増大し財政赤字が拡大して、後世代に負担を先送りすることとなっている。国民の安心を支える社会保障制度を持続可能なものとするため、様々なニーズに対応しつつ新たな国民負担の発生を厳に抑制し、効率的に社会保障サービスが提供される体制を目指すことが必要である。

##### b 社会資本整備

今後の社会資本整備については、厳しい財政状況の下、国民生活の将来を見据えて、既施設の機能が効果的に発揮されるよう計画的な整備を推進していく必要がある。

平成26年度予算においては、デフレからの早期脱却と経済再生や財政健全化との両立を目指す中で、アジアの都市に負けない国際競争力の強化、地域の活性化、国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）、防災・減災対策、老朽化対策等の諸課題に対し、選択と集中、優先順位の明確化、民間能力の活用の3つの大原則の下で、ソフト施策と連携しつつ、効果的・効率的に推進していく。

##### c 地方行財政制度

地方財政については、経済再生に合わせ、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく必要がある。このため、歳出特別枠や地方交付税の別枠加算を見直すなど歳入面・歳出面における改革を進めていく。

国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確

保する。

頑張る地方を息長く支援するため、地方交付税において、地域経済の活性化に資する算定を導入する。

地方法人課税の在り方を見直し、地方公共団体の財政運営に配慮しつつ、地域間の税源偏在の是正の方策を講じる。

人口構造の変化等に適合した地方制度の構築に向けて、関係府省が連携して、「定住自立圏構想」を強力に進めるとともに、「地方中枢拠点都市」を中心とする新たな広域連携や広域での効果的・効率的な機能分担等が進むよう、自治体間の柔軟な連携を可能とする新たな仕組みを導入する。

地方公会計の整備を促進することにより、地方における財政運営の透明化・効率化を図るとともに、地方公共団体が保有する公共施設等の適正な管理を推進し、老朽化施設の解体撤去のための財政措置を含めた支援を検討する。

このような方針に基づいて編成された平成26年度の一般会計予算案の規模は95兆8,823億円（前年度比3兆2,708億円、3.5%増）で、基礎的財政収支対象経費は72兆6,121億円（同2兆2,421億円、3.2%増）となった。

また、東日本大震災復興特別会計の予算規模は3兆6,464億円で、前年度当初予算（4兆3,840億円）と比べると7,376億円減少（16.8%減）となった。ただし、東日本大震災の被災地の復旧・復興を加速するために計上された平成25年度補正予算5,638億円と合わせてみると、予算規模は4兆2,102億円となり、これを前年度当初予算と比べると1,738億円減少（4.0%減）となった。

財政投融资計画の規模は16兆1,800億円（前年度比2兆2,096億円、12.0%減）となった。

なお、平成26年度当初予算案は、平成26年1月24日に国会に提出され、3月20日に成立した。

## (2) 地方財政計画

平成26年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、国の取組と歩調を合わせて歳出抑制を図る一方、社会保障の充実分等を含め、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行うとともに、防災・減災事業や地域経済活性化等の緊急課題に対応するために必要な経費を計上することとし、歳入面においては、「経済財政運営と改革の基本方針」（平成25年6月14日閣議決定）及び中期財政計画に沿って、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講じることとした。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとした。

なお、地方財政審議会からは、平成25年6月5日に「地域再生に向けた地方財政改革についての意見」及び平成25年12月16日に地方一般財源総額の確保や地方交付税の別枠加算の継続などを含む「今後目指すべき地方財政の姿と平成26年度の地方財政への対応についての意見」（以下「平成25年12月地財審意見」という。）（附属資料参照）が述べられた。

以上を踏まえ、次の方針に基づき平成26年度地方公共団体の歳入歳出総額の見込額を策定した。

### ア 通常収支分

(ア) 地方税制については、平成26年度税制改正では、税制抜本改革を着実に実施する観点から、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、地方法人税を創設し、その税込額を地方交付税原資とする。併せて、地方法人特別税・譲与税の規模を縮小し、法人事業税に復元する。また、消費税率（国・地方）8%への引上げ時において自動車取得税の税率を引き下げるとともに、軽自動車税の税率を引き上げる等の車体課税の見直しを行う。

## 第2部 平成26年度及び平成27年度の地方財政

さらに、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・日本経済再生に向けた税制措置を講じるほか、東日本大震災からの復興を支援するための税制措置等を講じる。

- (イ) 地方財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じる。
- a 平成26年度から平成28年度までの間は、平成25年度までと同様、財源不足が建設地方債（財源対策債）の増発等によってもなお残る場合には、この残余を国と地方が折半して補填することとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、「地方財政法」第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補填措置を講じる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。
  - b これに基づき、平成26年度の財源不足見込額10兆5,938億円については、次により補填する。
    - (a) 地方交付税については、国の一般会計加算により4兆1,186億円（うち「地方交付税法」附則第4条の2第2項の加算額6,648億円、平成22年12月22日付け総務・財務両大臣覚書第3項（2）及び平成25年12月21日付け総務・財務両大臣覚書第5項に定める平成26年度における「乖離是正分加算額」2,000億円、地方税収の状況を踏まえた別枠の加算額6,100億円並びに臨時財政対策特例加算額2兆6,438億円）増額する。  
また、交付税特別会計剰余金1,000億円を活用する。
    - (b) 「地方財政法」第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を5兆5,952億円発行する。
    - (c) 建設地方債（財源対策債）を7,800億円増発する。
  - c 上記の結果、平成26年度の地方交付税については、16兆8,855億円（前年度比1,769億円、1.0%減）を確保する。
  - d 交付税特別会計の借入金については、「特別会計に関する法律」附則第4条第1項に基づき、2,000億円の償還を実施する。
  - e なお、平成4年度までの国庫補助負担率の引下げ措置（投資的経費）に伴い一般会計から交付税特別会計に繰入れを予定していた額等61億円については、法律の定めるところにより平成32年度以降の地方交付税の総額に加算する。
- (ウ) 地方債については、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が防災・減災対策の強化や地域の活性化への取組を着実に推進できるように、所要の地方債資金を確保する。
- (エ) 地域経済の基盤強化や雇用創出を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。
- a 投資的経費に係る地方単独事業費については、平成25年度において給与の臨時特例対応分として計上していた「緊急防災・減災事業費」を、地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう5,000億円計上することにより、全体で前年度に比し4.5%増額し、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。
  - b 平成25年度において給与の臨時特例対応分として計上していた「地域の元気づくり事業費」については、地方公共団体の取組を息長く支援する観点から、当分の間の措置として一般行政経費に「地域の元気創造事業費」として改めて計上することとし、平成26年度の事業費については3,500億円としている。
  - c 消費税・地方消費税の引上げによる増収分を活用した社会保障の充実として、少子化対策、医療・介護サービスの提供体制改革、医療保険制度改革及び難病等に係る公平かつ安定的な制度の確立に係る措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。

- d 一般行政経費に係る地方単独事業費については、地方公共団体における行政改革の状況等を踏まえ行政経費の縮減を行う一方、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。
- e 消防力の充実、防災・減災対策等の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策を推進する。
- f 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。
- (オ) 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行う。
- (カ) 地方行財政運営の合理化を図ることとし、職員数の純減、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

## 1 東日本大震災分

### (ア) 復旧・復興事業

- a 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、以下に掲げる地方負担分等の全額を措置するため、5,723億円を確保する。
- ・ 直轄・補助事業に係る地方負担分3,719億円
  - ・ 地方単独事業分1,085億円
  - ・ 税制上の臨時的特例措置等に伴う減収分919億円
- b 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。
- c 直轄事業負担金及び補助事業費、「地方自治法」に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業費及び「地方税法」等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要の事業費を計上する。

### (イ) 全国防災事業

- a 地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～平成35年度）による地方税の収入見込額として679億円を計上するとともに、一般財源充当分として113億円を計上する。
- b 地方債については、全国防災事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。
- c 国の全国防災対策費に係る直轄事業負担金及び補助事業費等について、所要の事業費を計上する。
- 以上のような方針に基づいて策定した平成26年度の地方財政計画の規模は、通常収支分は83兆3,607億円で、前年度と比べると1兆4,453億円増加（1.8%増）となり、東日本大震災分は、復旧・復興事業が1兆9,617億円で、前年度と比べると3,730億円減少（16.0%減）、全国防災事業が2,521億円で、前年度と比べると490億円増加（24.1%増）となった。

通常収支分についてみると、歳入では、地方税は35兆127億円で、前年度と比べると9,952億円増加（2.9%増）（道府県税5.3%増、市町村税1.3%増）、地方譲与税は2兆7,564億円で、前年度と比べると4,094億円増加（17.4%増）、地方特例交付金は1,192億円で、前年度と比べると63億円減少（5.0%減）、地方交付税は16兆8,855億円で、前年度と比べると1,769億円減少（1.0%減）、国庫支出金は12兆4,491億円で、前年度と比べると5,988億円増加（5.1%増）、地方債（普通会計分）は10兆5,570億円で、前年度と比べると5,947億円減少（5.3%減）となった。

歳出では、給与関係経費は20兆3,414億円で、前年度と比べると5,935億円増加（3.0%増）となった。なお、地方財政計画における職員数については、12,962人の純減としている。一般行政経費は33兆2,194億円で、前年度と比べると1兆3,937億円増加（4.4%増）となり、このうち一般行政経費にかかる地方単独事業費は13兆9,536億円で、前年度と比べると457億円減少（0.3%減）となった。公債

## 第2部 平成26年度及び平成27年度の地方財政

費は13兆745億円で、前年度と比べると333億円減少（0.3%減）、投資的経費は11兆35億円で、前年度と比べると3,337億円増加（3.1%増）となった。なお、投資的経費に係る地方単独事業費は5兆2,279億円で、前年度と比べると2,249億円増加（4.5%増）となった。

東日本大震災分（復旧・復興事業）についてみると、歳入では、震災復興特別交付税は5,723億円で、前年度と比べると475億円減少（7.7%減）、国庫支出金は1兆3,353億円で、前年度と比べると3,542億円減少（21.0%減）などとなった。歳出では、一般行政経費は5,350億円で、前年度と比べると1,479億円減少（21.7%減）、投資的経費は1兆3,905億円で、前年度と比べると2,350億円減少（14.5%減）などとなった。

東日本大震災分（全国防災事業）についてみると、歳入では国庫支出金は736億円で、前年度と比べると64億円減少（8.0%減）、地方債は983億円で、前年度と比べると10億円増加（1.0%増）などとなった。歳出では公債費は802億円で、前年度と比べると544億円増加（210.9%増）、投資的経費は1,719億円で、前年度と比べると54億円減少（3.0%減）となった。

また、平成26年度の地方債計画の規模は、通常収支分が12兆8,301億円（普通会計分10兆5,570億円、公営企業会計等分2兆2,731億円）で、前年度と比べると5,407億円減少（4.0%減）となった。東日本大震災分は、復旧・復興事業が543億円（普通会計分455億円、公営企業会計等分88億円）で、前年度と比べると1,654億円減少（75.3%減）となり、全国防災事業が983億円（普通会計分）で、前年度と比べると10億円増加（1.0%増）となった。

### (3) 平成26年度補正予算

#### ア 平成26年度補正予算（第1号）

平成26年度補正予算（第1号）は、平成27年1月9日に閣議決定、1月26日に第189回国会に提出され、2月3日に成立した。

この補正予算においては、歳出面で、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」（平成26年12月27日閣議決定。以下「緊急経済対策」という。）に沿って、現下の経済情勢等を踏まえた生活者・事業者への支援関連経費1兆1,854億円、地方が直面する構造的課題等への実効ある取組を通じた地方の活性化関連経費5,783億円、災害復旧・復興加速化など災害・危機等への対応関連経費7,578億円等を追加計上するほか、既定経費の減額1兆6,880億円等の修正減少額が計上された。また、歳入面で、税収1兆7,250億円、税外収入1,149億円、前年度剰余金受入2兆353億円等が追加計上された。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成26年度当初予算に対し、3兆1,180億円増加し、99兆3億円となった。

#### イ 平成26年度補正予算（第1号）に係る財政措置等

##### (ア) 通常収支分

この補正予算においては、国税の増収見込み等に伴い地方交付税の増が見込まれるとともに、歳出の追加に伴う地方負担が生じること等から、以下のとおり財政措置を講じることとした。

##### a 地方交付税

この補正予算において、「地方交付税法」第6条第2項の規定に基づき増額される平成26年度分の地方交付税の額9,538億円（平成25年度精算分4,569億円、平成26年度国税の自然増に伴うもの4,969億円）については、平成26年度において普通交付税の調整額の復活に要する額315億円を交付することとしたうえで、残余の額9,224億円について平成27年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付する措置を講じる。

##### b 追加の財政需要

(a) この補正予算により平成26年度に追加される投資的経費に係る地方負担額については、原則として、地方負担額の100%まで地方債を充当できることとし、後年度における元利償還金の50%（当初における地方負担額に対する算入率が50%を超えるものについては当初の算入率）を公債費

方式により基準財政需要額に算入し、残余については、原則として、単位費用により措置する。

(b) 地方債の対象とならない経費については、地方財政計画に計上された追加財政需要額（4,200億円）の一部により対応する。

### (イ) 東日本大震災分

東日本大震災に係る復旧・復興事業に係る地方負担額については、震災復興特別交付税により全額を措置する。

### ウ 地方公務員の給与改定

平成26年の国家公務員の給与改定については、平成26年11月19日の国の給与関係法の公布、施行に伴い、その取扱いが決定されたが、地方公務員の給与改定については、地方公務員法の趣旨に沿って適切に対応されるよう、「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」（平成26年10月7日付け総務副大臣通知）で通知した。

なお、地方財政計画ベースの所要額は、2,200億円程度、一般財源ベースで1,930億円程度と見込まれたが、当該一般財源所要額については、地方財政計画上の追加財政需要額（4,200億円）の一部により対応することとし、新たな財源措置は行わないこととした。

## (4) 地方公共団体の予算

平成26年度の地方公共団体の普通会計予算（9月補正後）の状況は、**第50表**のとおりであり、普通会計予算の総額（都道府県及び市区町村（一部事務組合等を除く）の単純合計）は、前年度と比べると2.1%増となっている。

主な内訳をみると、歳入では、地方税が前年度と比べると5.1%増、地方譲与税が15.7%増、地方交付税が0.1%減、国庫支出金が1.5%増、地方債が4.1%減となっている。一方、歳出では、人件費が前年度と比べると0.2%減、扶助費が2.7%増、普通建設事業費が9.1%増となっている。

## 第2部 平成26年度及び平成27年度の地方財政

### 第50表 平成26年度普通会計予算の状況（9月補正後）

#### その1 歳入

区 分	予 算 額			構 成 比		増 減 率
	平成26年度	平成25年度	増 減 額	平成26年度	平成25年度	
	億円	億円	億円	%	%	%
地 方 税	358,226	340,758	17,468	33.5	32.5	5.1
地 方 譲 与 税	27,039	23,380	3,659	2.5	2.2	15.7
地 方 特 例 交 付 金	1,191	1,244	△ 53	0.1	0.1	△ 4.3
地 方 交 付 税	168,994	169,140	△ 146	15.8	16.1	△ 0.1
市町村たばこ税都道府県交付金	31	14	17	0.0	0.0	123.0
利 子 割 交 付 金	575	543	32	0.1	0.1	5.9
配 当 割 交 付 金	723	368	355	0.1	0.0	96.5
株式等譲渡所得割交付金	259	96	163	0.0	0.0	170.5
地方消費税交付金	15,161	12,431	2,730	1.4	1.2	22.0
ゴルフ場利用税交付金	339	343	△ 4	0.0	0.0	△ 1.3
自動車取得税交付金	723	1,291	△ 568	0.1	0.1	△ 44.0
軽油引取税交付金	1,275	1,259	16	0.1	0.1	1.3
小計（一般財源）	574,536	550,866	23,670	53.7	52.6	4.3
国 庫 支 出 金	147,163	145,017	2,145	13.8	13.8	1.5
地 方 債	119,877	124,978	△ 5,101	11.2	11.9	△ 4.1
そ の 他	227,613	226,515	1,098	21.3	21.6	0.5
歳 入 合 計	1,069,188	1,047,376	21,812	100.0	100.0	2.1

- (注) 1 この数値は、各年度の9月補正後予算額の単純合計（都道府県及び市区町村（一部事務組合等を除く））である。その2において同じ。  
 2 「地方税」のうちの地方消費税は、都道府県間の清算を行った後の額である。したがって、地方消費税清算金は、歳入、歳出いずれにも計上されない。  
 3 「国庫支出金」には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。  
 4 表示単位未満四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。

#### その2 歳出（性質別）

区 分	予 算 額			構 成 比		増 減 率
	平成26年度	平成25年度	増 減 額	平成26年度	平成25年度	
	億円	億円	億円	%	%	%
人 件 費	222,530	223,046	△ 517	20.8	21.3	△ 0.2
物 件 費	94,617	95,639	△ 1,022	8.8	9.1	△ 1.1
維 持 補 修 費	10,942	10,385	557	1.0	1.0	5.4
扶 助 費	127,798	124,412	3,386	12.0	11.9	2.7
補 助 費 等	182,366	174,363	8,003	17.1	16.6	4.6
普 通 建 設 事 業 費	156,314	143,299	13,016	14.6	13.7	9.1
う ち 補 助 事 業 費	80,364	72,878	7,486	7.5	7.0	10.3
ち 単 独 事 業 費	68,577	63,048	5,529	6.4	6.0	8.8
災 害 復 旧 事 業 費	10,467	12,571	△ 2,103	1.0	1.2	△ 16.7
失 業 対 策 事 業 費	1	2	△ 1	0.0	0.0	△ 46.9
公 債 費	132,922	129,335	3,587	12.4	12.3	2.8
そ の 他	131,232	134,326	△ 3,094	12.3	12.8	△ 2.3
歳 出 合 計	1,069,188	1,047,376	21,812	100.0	100.0	2.1

## (5) 地方公営企業等に関する財政措置

### ア 地方公営企業

#### (ア) 通常収支分

地方公営企業については、経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図る必要がある。

このため、平成26年度においては、次のような措置を講じることとした。

公営企業会計と一般会計との間における経費負担区分の原則等に基づく公営企業繰出金については、地方財政計画において2兆5,612億円（前年度2兆5,753億円）を計上する。

地方公営企業の建設改良等に要する地方債については、地方債計画において公営企業会計等分2兆2,731億円（前年度2兆2,191億円）を計上する。

各事業における地方財政措置のうち主なものは以下のとおりである。

- a 簡易水道事業及び下水道事業（流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に係るものに限る。）については、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しに代えて、臨時的に公営企業債（臨時措置分）を措置することとし、当該臨時措置分に係る公営企業債の元利償還金については、その全額（流域下水道のうち地方単独事業に係るものを除く。）を後年度において基準財政需要額に算入する。
- b 病院事業については、「公立病院改革ガイドライン」（平成19年12月24日付け総務省自治財政局長通知）を踏まえ、関係地方公共団体が策定した「公立病院改革プラン」に基づく再編等を推進するため、当該取組が平成25年度までに完了せず、平成26年度以降に継続する場合には、引き続き、所要の地方財政措置を講じる。
- c 上水道事業については、末端給水事業者が実施する水道管路の耐震化を推進するため、引き続き、所要の地方財政措置を講じる。

#### (イ) 東日本大震災分

##### a 復旧・復興事業

地方公営企業に係る復旧・復興事業については、一般会計から公営企業会計への繰出基準の特例を設け、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととし、当該繰出金に対しては、その全額を震災復興特別交付税により措置することとしており、地方財政計画において160億円を計上する。また、復旧・復興事業に係る地方債については、地方債計画において公営企業会計等分88億円を計上する。

##### b 被災施設借換債

旧公営企業金融公庫資金（地方公共団体金融機構資金も含む。）によって取得した施設が被災により滅失し繰上償還（補償金が課されない強制繰上償還）を行う場合、地方公共団体金融機構資金による借換債を発行可能とし、被災施設借換債15億円を計上する。

### イ 国民健康保険事業

国民健康保険事業の厳しい財政状況に配慮し、国民健康保険に対して、財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとした。

(ア) 都道府県が、地域の実情に応じて、都道府県内の市町村間の医療費水準等の不均衡の調整や市町村国保財政の共同事業拡大の円滑な推進、地域の特別事情への対応のため交付する都道府県調整交付金（給付費等の9%分）については、その所要額（6,900億円）について地方交付税措置を講じる。

(イ) 国保被保険者の保険料負担の緩和を図る観点から、市町村（一部事務組合等を除く。）が保険料軽減相当額に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、都道府県が一部（都道府県3/4、市町村1/4）を負担することとし、その所要額（4,656億

円)について地方交付税措置を講じる。

- (ウ) 低所得者を多く抱える保険者を支援する観点から、市町村（一部事務組合等を除く。）が低所得者数に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用（982億円）に対し、国及び都道府県が一部（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）を負担することとし、その所要額（491億円）について地方交付税措置を講じる。
- (エ) 高額医療費共同事業（3,412億円）については、市町村国保の拠出金に対し、国及び都道府県が一部（国1/4、都道府県1/4、市町村国保1/2）を負担することとし、その所要額（853億円）について地方交付税措置を講じる。
- (オ) 国保財政安定化支援事業については、国保財政の健全化に向けた市町村一般会計からの繰出しについて、所要の地方交付税措置（1,000億円）を講じる。
- (カ) 国民生活の質の維持・向上を確保しつつ、医療費の適正化を図ることを目的として、40歳から74歳までの国民健康保険加入者に対して糖尿病等の予防に着目した健診及び保健指導を行うため、特定健康診査・保健指導事業（470億円）に対して、国及び都道府県が一部（国1/3、都道府県1/3、市町村国保1/3）を負担することとし、その所要額（157億円）について地方交付税措置を講じる。

### 📌 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度については、実施主体である広域連合の財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとした。

- (ア) 保険料軽減制度については、低所得者に対する配慮として、後期高齢者の被保険者の保険料負担の緩和を図る（均等割2割・5割・7割軽減）とともに、被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減を行うため、都道府県及び市町村が負担（都道府県3/4、市町村1/4）することとし、その所要額（2,626億円）について地方交付税措置を講じる。

平成26年度は、低所得者の保険料軽減措置（均等割9割・8.5割、所得割5割軽減）及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減措置（均等割9割軽減）について継続される。また、被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減措置に伴う平成26年度分の財政措置については、均等割9割軽減のうち4割分については国費により措置され、所要額が平成26年度予算に計上されるとともに、均等割9割軽減のうち5割分については、引き続き、地方交付税措置を講じる。

なお、70歳から74歳までの窓口負担軽減措置については、平成26年度から新たに70歳になる者から段階的に法定の負担割合（2割）に見直すこととされ、所要額が平成26年度予算に計上されている。

- (イ) 高額医療費負担金（2,837億円）については、広域連合の拠出金に対し、国及び都道府県が一部（国1/4、都道府県1/4、広域連合1/2）を負担することとし、その所要額（709億円）について地方交付税措置を講じる。
- (ウ) 財政安定化基金については、保険料未納や給付増リスク等による後期高齢者医療広域連合の財政影響に対応するため、都道府県に基金を設置しその拠出金（284億円）に対して国及び都道府県が一部（国1/3、都道府県1/3、広域連合1/3）を負担することとし、その所要額（95億円）について地方交付税措置を講じる。
- (エ) 実施主体である広域連合に対する市町村分担金、市町村の事務経費及び都道府県の後期高齢者医療審査会関係経費等について所要の地方交付税措置を講じる。

## (6) 個別団体における財政健全化

地方公共団体の財政状況は、地方税や地方譲与税の増加等により、平成25年度決算における経常収支比率は前年度（92.7%）と比べて1.1ポイント低下の91.6%となったが、生活保護費等の扶助費の増加、

介護給付費負担金等の補助費等の増加のほか、借入金残高も累積していること等により、依然として厳しい状況となっている。

各地方公共団体においては、このような状況を踏まえて、地方税等の徴収対策、使用料・手数料の適正化、未利用財産の売払いなどの歳入確保や、事務事業の見直し、組織・機構の簡素効率化、外郭団体の統廃合等、定員管理・給与の適正化、民間委託等の推進などの自主的な行財政改革に取り組んでいる。

特に、唯一の財政再生団体である北海道夕張市や財政健全化団体である1町では、市民生活に直結したサービスを維持しながら、早期の財政の健全化に向けた最大限の取組を行っており、個人市民税・固定資産税・軽自動車税の税率の引上げや各種使用料・手数料の引上げなど、住民負担の増加を伴う取組等による徹底した歳入確保と、職員数の削減や職員給与の見直しなど、行政のスリム化等による徹底した歳出削減により、財政状況の改善を図っている。

同様に、平成25年度決算における資金不足比率が経営健全化基準以上の公営企業は18会計であるが、これらの公営企業では定期的な料金改定の実施等により収入増加を図るとともに、職員数の削減や維持管理経費の削減等により積極的な支出の削減を図っているほか、収益の増加や経費の節減等により資金不足額の減少を図ることとしている。

## 2 平成27年度の地方財政

### (1) 平成27年度の経済見通しと国の予算

#### ア 経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成27年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成27年1月12日閣議了解、平成27年2月12日閣議決定された。この中で、以下の平成26年度の経済動向、平成27年度の経済見通し及び平成27年度の経済財政運営の基本的態度が示された。

#### (ア) 平成26年度の経済動向

平成26年度の我が国経済をみると、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」の一体的推進により、緩やかな回復基調が続いているものの、個人消費等に弱さがみられ、年度前半には実質GDP成長率がマイナスとなった。

こうした経済動向の背景には、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減や夏の天候不順の影響に加え、輸入物価の上昇、さらには、消費税率引上げの影響を含めた物価の上昇に家計の所得が追いついていないことなどがあると考えられる。こうした状況の下、経済の好循環を確かなものとし、地方に経済成長の成果が広く行き渡るようにするため、平成26年12月27日に「緊急経済対策」が閣議決定された。雇用・所得環境が改善するなか、経済対策や政労使会議を含む各種政策の効果もあって、景気は緩やかに回復していくことが見込まれる。

物価の動向をみると、好循環が進展する中で、消費税率の引上げの影響もあって前年度よりも高い伸びとなっているが、原油価格の低下等により物価上昇のテンポは若干緩やかとなり、消費者物価（総合）は3.2%程度の上昇と見込まれる。

この結果、平成26年度の実質国内総生産（実質GDP）成長率はマイナス0.5%程度、名目国内総生産（名目GDP）成長率は1.7%程度と見込まれる。

#### (イ) 平成27年度の経済見通し

平成27年度の我が国経済は、「緊急経済対策」など、「平成27年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」に示された政策の推進や政労使の取組等により、雇用・所得環境が引き続き改善し、好循環が更に進展するとともに、交易条件も改善する中で、堅調な民需に支えられた景気回復が見込まれる。

物価については、原油価格低下の影響はあるものの、日本銀行の「量的・質的金融緩和」の効果等もあり、消費者物価上昇率は1.4%程度となり、GDPデフレーターも上昇が見込まれるなど、デフレ脱却に向け着実な進展が見込まれる。

この結果、平成27年度の実質GDP成長率は1.5%程度、名目GDP成長率は2.7%程度と見込まれる。

なお、先行きのリスクとしては、海外景気の下振れや金融資本・商品市場の動向等に留意する必要がある。

#### (ウ) 平成27年度の経済財政運営の基本的態度

今後の経済財政運営に当たっては、引き続き、「三本の矢」からなる経済政策（「アベノミクス」）を一体的に推進することにより、経済の好循環を確かなものとする。このため、政労使の取組や成長戦略を着実に実行することにより、好調な企業収益を、設備投資の増加や賃上げ・雇用環境の更なる改善等につなげ、経済の好循環の更なる拡大を実現するとともに、経済の脆弱な部分に的を絞って、かつスピード感を持って「緊急経済対策」を実施し、地方にアベノミクスの成果を広く行き渡らせていく。

また、強い経済の実現による税収の増加等と、聖域なき徹底的な歳出削減を一層加速させることにより、経済再生が財政健全化を促し、財政健全化の進展が経済再生の進展に寄与するという好循環を作り出す。このため、平成27年度予算において、裁量的経費のみならず義務的経費も含め、聖域を設けずに大胆に歳出を見直し、無駄を最大限縮減し、民需主導の持続的な経済成長を促す施策に重点化を図る。デフ

レ脱却、経済再生への取組を進めつつ、平成27年度の国と地方を合わせた基礎的財政収支赤字対GDP比半減目標を着実に達成するよう最大限努力する。財政健全化の旗を降ろすことなく、国と地方を合わせた基礎的財政収支を2020年度（平成32年度）までに黒字化するという目標を堅持する。平成27年度予算等を踏まえて、経済再生と財政健全化の両立を実現すべく、2020年度（平成32年度）の黒字化目標の達成に向けた具体的な計画を平成27年の夏までに策定する。

日本銀行には、経済・物価情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

## 1 国の予算

政府は、「平成27年度予算編成の基本方針」（平成26年12月27日閣議決定）及び「平成27年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」に基づいて平成27年1月14日、平成27年度予算政府案を閣議決定した。

平成27年度予算は、以下のような基本的な考え方により編成された。

### （ア）平成27年度予算の基本的な考え方

#### a 歳出の重点化・効率化と財政の信認確保

東日本大震災からの復興を加速するとともに、「経済の好循環」の更なる拡大を実現し本格的な成長軌道への移行を図りつつ中長期の発展につなげる取組 — 地方の創生、女性の活躍推進、教育の再生、イノベーションの促進とオープンな国づくり、安全・安心と持続可能な基盤確保 — を強力に推進する。

平成27年度予算において、裁量的経費のみならず義務的経費も含め、聖域を設けずに大胆に歳出を見直し、無駄を最大限縮減し、民需主導の持続的な経済成長を促す施策の重点化を図る。このため「新しい日本のための優先課題推進枠」において、重点化施策を厳に絞り込んで措置する。

民間需要や民間のイノベーションの誘発効果が高いもの、緊急性が高いもの、規制改革と一体として講じるものを重視し、メリハリのついた予算とする。

デフレ脱却、経済再生への取組を進めつつ、平成27年度の国と地方を合わせた基礎的財政収支赤字対GDP比半減目標を着実に達成するよう最大限努力する。

このため、国の一般会計において、非社会保障経費については、全体としては平成26年度に比べてできる限り抑制し、社会保障経費についても、いわゆる「自然増」も含め聖域なく見直し、効率化・適正化を図り、平成26年度からの増加を最小限に抑える。その際、消費税率10%引上げ時に想定されていた施策について消費税率8%を前提に優先順位付けを行う。

これらの取組により、平成27年度予算において「中期財政計画」に基づき、国の一般会計の基礎的財政収支をできる限り改善させる。また、新規国債発行額について、平成26年度予算に比し着実に減少させる。

#### b 主な歳出分野における取組

国の一般会計歳出に占める割合が高い分野における取組の基本的な考え方は以下のとおりである。他分野においても、経済社会構造の変化に対応しつつ、重点化・効率化を進めていく。

##### （a）社会保障

世界に冠たる社会保障を次世代にしっかり引き渡していくため、中期的に受益と負担の均衡を目指しながら、持続可能な社会保障制度の確立に向けて着実に取組を進める。

消費税率10%の実現は平成29年4月となるが、子育て支援、医療、介護など社会保障の充実については、可能な限り、予定通り実施する。

医療・介護を中心に、社会保障給付について、都道府県ごとの医療提供体制と地域の医療費の差にも着目した医療費の適正化の推進、介護職員の処遇改善等の推進と経営状況等を踏まえた介護報酬の適正化、協会けんぽに対する国庫補助の安定化と超過準備金が生じた場合の特例措置、生活困窮者に対する自立支援の強化と生活保護の適正化に取り組むなど、徹底した効率化・適正化を行うことで極力全体の水準を抑制する。

また、消費税率8%への引上げによる財源を活用し、子育て支援など社会保障の充実を図りつつ、

## 第2部 平成26年度及び平成27年度の地方財政

高齢世代への給付が中心となっている構造を見直し、全世代型の社会保障への転換を進める。

### (b) 社会資本整備

社会資本整備については、厳しい財政状況の下、国民生活の将来を見据えて、既設施設の機能が効果的に発揮されるよう計画的な整備を推進する。その際、国際競争力の強化、地域の活性化、国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）、防災・減災対策、老朽化対策などの諸課題への一層の重点化を図る。

また、選択と集中を徹底するほか、インフラの維持管理・更新に係る中長期的なコストの縮減・平準化や、現場の担い手の確保・育成を図るとともに、PPP/PFIの推進により民間活力の発揮を図る。

### (c) 地方財政

経済再生の進展を踏まえて、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めるため、地方の税収動向等も踏まえ歳出特別枠や地方交付税の別枠加算を見直すなど、歳入面・歳出面における改革を進め、できる限り早期に財源不足の解消を目指し、財政の健全化を図る。

国の歳出の取組と基調を合わせ、地方財政計画の計上の見直しを行いつつ、必要な課題の財源を確保することでメリハリを効かせ、歳出の効率化・重点化を図るとともに、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、平成26年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

### (d) 行政の徹底的な効率化

社会保障・税番号制度の導入に向けて準備を進めるとともに、行政のICT化と業務改革を進める。

国家公務員の構造的な人件費の増加の抑制や、国の行政機関の機構・定員の厳格な管理により、総人件費の抑制を図るとともに、地方公共団体に対し、国の給与制度の総合的見直しを踏まえ、地域民間給与のよりの確かな反映など適切な見直し等を要請する。

各府省庁の事業について、基金方式は真に必要な事業に絞り込むとともに基金の余剰資金の国庫返納に努めることを含め、毎年度のPDCAサイクルの下、行政改革推進会議の指摘事項を的確に反映し、効果的・効率的な予算を実現する。

このような方針に基づいて編成された平成27年度の一般会計予算案の規模は96兆3,420億円で、前年度当初予算と比べると4,596億円増加（0.5%増）となっており、基礎的財政収支対象経費は72兆8,912億円で、前年度当初予算と比べると2,791億円増加（0.4%増）となっている。

また、東日本大震災復興特別会計の予算規模は3兆9,087億円で、前年度当初予算（3兆6,464億円）と比べると2,623億円増加（7.2%増）となっている。

財政投融资計画の規模は14兆6,215億円で、前年度計画額と比べると1兆5,585億円減少（9.6%減）となっている。

## (2) 地方財政計画

平成27年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、地方創生に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障の充実分等を含め、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と歩調を合わせて歳出抑制を図ることとしている。また、歳入面においては、「経済財政運営と改革の基本方針2014」（平成26年6月24日閣議決定）及び「中期財政計画」に沿って、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額を適切に確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講じることとしている。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ

別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとしている。

なお、地方財政審議会からは、平成26年6月5日に「地域の元気づくりに向けた地方税財政改革についての意見」（以下「平成26年6月地財審意見」という。）及び平成26年12月26日に地方一般財源総額の確保や地方創生への対応などを含む「今後目指すべき地方財政の姿と平成27年度の地方財政への対応についての意見」（以下「平成26年12月地財審意見（地方財政関係）」という。）（附属資料参照）が述べられている。

以上を踏まえ、次の方針に基づき平成27年度地方公共団体の歳入歳出総額の見込額を策定している。

### ア 通常収支分

- (ア) 地方税制については、経済再生と財政健全化を両立するため、消費税率（国・地方）10%（地方消費税率（消費税率換算）2.2%）への引上げ等の施行日を平成27年10月1日から平成29年4月1日に変更することにあわせ、平成27年度地方税制改正において、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・経済再生をより確実なものにするるとともに、地方創生に取り組むため、成長志向に重点を置いた法人税改革としての法人事業税の所得割税率引下げ・外形標準課税の拡大、ふるさと納税の拡充及び手続の簡素化等のための税制上の措置を講じる。また、自動車取得税におけるエコカー減税の見直しや軽自動車税へのグリーン化特例の導入など車体課税の見直し等のための税制上の措置を講じる。
- (イ) 地方交付税原資の安定性の向上と充実を図るため、所得税、法人税及び酒税の地方交付税率を見直すとともに、たばこ税を地方交付税の対象税目から除外する。
- (ウ) 地方交付税率の見直しを実施してもなお生じる地方財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じる。
- a 財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等により対処することとした残余については、平成26年度に講じた平成28年度までの制度改正に基づき、国と地方が折半して補填することとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、「地方財政法」第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補填措置を講じる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。
- b これに基づき、平成27年度の財源不足見込額7兆8,205億円については、次により補填する。
- (a) 地方交付税については、国の一般会計加算により2兆1,155億円（うち「地方交付税法」附則第4条の2第2項の加算額3,926億円、平成22年12月22日付け総務・財務両大臣覚書第3項（2）及び平成27年1月12日付け総務・財務両大臣覚書第7項に定める平成27年度における「乖離是正分加算額」400億円、地方税収の状況を踏まえた別枠の加算額2,300億円並びに臨時財政対策特例加算額1兆4,529億円）増額する。
- また、交付税特別会計剰余金1,000億円を活用するとともに、「地方公共団体金融機構法」附則第14条の規定により財政投融资特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金3,000億円を財政投融资特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。
- (b) 「地方財政法」第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を4兆5,250億円発行する。
- (c) 建設地方債（財源対策債）を7,800億円増発する。
- c 上記の結果、平成27年度の地方交付税については、16兆7,548億円（前年度比1,307億円、0.8%減）を確保する。
- d 交付税特別会計の借入金については、「特別会計に関する法律」附則第4条第1項に基づき、3,000億円の償還を実施する。
- (ウ) 地方債については、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が防災・減災対策、公共施設の老朽化対策及び地域の活性化への取組を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。
- (エ) 地域経済の基盤強化や雇用創出を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社

## 第2部 平成26年度及び平成27年度の地方財政

会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

a 地方が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、一般行政経費に新たに「まち・ひと・しごと創生事業費」を1兆円計上している。

b 投資的経費に係る地方単独事業費については、公共施設等総合管理計画に基づき実施する公共施設の集約化・複合化等のために必要な経費として、新たに「公共施設等最適化事業費」を1,000億円計上するとともに、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組めるよう「緊急防災・減災事業費」を5,000億円（前年度同額）確保することとし、全体で前年度に比し0.9%増額し、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

c 消費税・地方消費税の引上げによる増収分を活用した社会保障の充実として、子ども・子育て支援、医療・介護サービスの提供体制改革、医療・介護保険制度改革及び難病等に係る公平かつ安定的な制度の確立に係る措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。

d 一般行政経費に係る地方単独事業費については、社会保障の充実分等を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。

e 消防力の充実、防災・減災対策等の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策を推進する。

f 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。

(オ) 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行う。

(カ) 地方行財政運営の合理化を図ることとし、職員数の純減、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

## 2

### 1 東日本大震災分

#### (ア) 復旧・復興事業

a 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、以下に掲げる地方負担分等の全額を措置するため、5,898億円を確保する。

- ・ 直轄・補助事業に係る地方負担分4,215億円
- ・ 地方単独事業分953億円
- ・ 税制上の臨時的特例措置等に伴う減収分730億円

b 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。

c 直轄事業負担金及び補助事業費、「地方自治法」に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業費及び「地方税法」等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要の事業費を計上する。

#### (イ) 全国防災事業

a 地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～平成35年度）による地方税の収入見込額として708億円を計上するとともに、一般財源充当分として275億円を計上する。

b 地方債については、全国防災事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。

c 国の全国防災対策費に係る直轄事業負担金及び補助事業費等について、所要の事業費を計上する。

以上のような方針に基づいて策定した平成27年度の地方財政計画の規模は、通常収支分は85兆2,710億円で、前年度と比べると1兆9,103億円増加（2.3%増）となり、東日本大震災分は、復旧・復興事業が2兆60億円で、前年度と比べると443億円増加（2.3%増）、全国防災事業が4,905億円で、前年度と比べると2,384億円増加（94.6%増）となっている。

通常収支分についてみると、歳入では、地方税は37兆4,919億円で、前年度と比べると2兆4,792億円増加（7.1%増）（道府県税16.2%増、市町村税0.5%増）、地方譲与税は2兆6,854億円で、前年度と比べると710億円減少（2.6%減）、地方特例交付金は1,189億円で、前年度と比べると3億円減少（0.3%減）、地方交付税は16兆7,548億円で、前年度と比べると1,307億円減少（0.8%減）、国庫支出金は13兆733億円で、前年度と比べると6,242億円増加（5.0%増）、地方債（普通会計分）は9兆5,009億円で、前年度と比べると1兆561億円減少（10.0%減）となっている。

歳出では、給与関係経費は20兆3,351億円で、前年度と比べると63億円減少（0.0%減）となっている。なお、地方財政計画における職員数については、4,020人の純減としている。一般行政経費は35兆589億円で、前年度と比べると1兆8,395億円増加（5.5%増）となり、このうち一般行政経費にかかる地方単独事業費は13兆9,964億円で、前年度と比べると428億円増加（0.3%増）となっている。公債費は12兆9,512億円で、前年度と比べると1,233億円減少（0.9%減）、投資的経費は11兆10億円で、前年度と比べると25億円減少（0.0%減）となっている。なお、投資的経費に係る地方単独事業費は5兆2,758億円で、前年度と比べると479億円増加（0.9%増）となっている。

東日本大震災分（復旧・復興事業）についてみると、歳入では、震災復興特別交付税は5,898億円で、前年度と比べると175億円増加（3.1%増）、国庫支出金は1兆3,717億円で、前年度と比べると364億円増加（2.7%増）などとなっている。歳出では、一般行政経費は5,723億円で、前年度と比べると373億円増加（7.0%増）、投資的経費は1兆3,874億円で、前年度と比べると31億円減少（0.2%減）などとなっている。

東日本大震災分（全国防災事業）についてみると、歳入では国庫支出金は1,524億円で、前年度と比べると788億円増加（107.1%増）、地方債は2,397億円で、前年度と比べると1,414億円増加（143.8%増）などとなっている。歳出では公債費は983億円で、前年度と比べると181億円増加（22.6%増）、投資的経費は3,922億円で、前年度と比べると2,203億円増加（128.2%増）となっている。

また、平成27年度の地方債計画の規模は、通常収支分が11兆9,242億円（普通会計分9兆5,009億円、公営企業会計等分2兆4,233億円）で、前年度と比べると9,059億円減少（7.1%減）となっている。東日本大震災分は、復旧・復興事業が425億円（普通会計分355億円、公営企業会計等分70億円）で、前年度と比べると118億円減少（21.7%減）となり、全国防災事業が2,397億円（普通会計分）で、前年度と比べると1,414億円増加（143.8%増）となっている。

### (3) 地方公営企業等に関する財政措置

#### ア 地方公営企業

##### (ア) 通常収支分

地方公営企業については、経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図る必要がある。

このため、平成27年度においては、次のような措置を講じることとしている。

公営企業会計と一般会計との間における経費負担区分の原則等に基づく公営企業繰出金については、地方財政計画において2兆5,397億円（前年度2兆5,612億円）を計上する。

地方公営企業の建設改良等に要する地方債については、地方債計画において公営企業会計等分2兆4,233億円（前年度2兆2,731億円）を計上する。

各事業における地方財政措置のうち主なものは以下のとおりである。

## 第2部 平成26年度及び平成27年度の地方財政

- a 簡易水道事業及び下水道事業（流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に係るものに限る。）については、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しに代えて、臨時的に公営企業債（臨時措置分）を措置することとし、当該臨時措置分に係る公営企業債の元利償還金については、その全額（流域下水道のうち地方単独事業に係るものを除く。）を後年度において基準財政需要額に算入する。
- b 病院事業については、地域の医療提供体制の確保等の観点から、平成27年3月までに新たな公立病院改革ガイドラインを策定する予定であり、また、引き続き公立病院の再編等を推進するため、所要の地方財政措置を講じる。
- c 地方公営企業への公営企業会計の適用が円滑に実施されるよう、平成27年度から平成31年度までの5年間、公営企業会計の適用に要する経費について公営企業債を措置することとし、下水道事業及び簡易水道事業の元利償還金については、その一部を後年度において基準財政需要額に算入する。
- d 長期的な収支見通しに基づき安定的な経営を行うことができるよう、財政融資資金に係る公営企業債のうち上下水道事業等について、施設の耐用年数等を踏まえて償還年限を延長する。

### (イ) 東日本大震災分

#### a 復旧・復興事業

地方公営企業に係る復旧・復興事業については、一般会計から公営企業会計への繰出基準の特例を設け、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととし、当該繰出金に対してはその全額を震災復興特別交付税により措置することとしており、地方財政計画において263億円を計上する。また、復旧・復興事業に係る地方債については、地方債計画において公営企業会計等分70億円を計上する。

#### b 被災施設借換債

旧公営企業金融公庫資金（地方公共団体金融機構資金も含む。）によって取得した施設が被災により滅失し繰上償還（補償金が課されない強制繰上償還）を行う場合、地方公共団体金融機構資金による借換債を発行可能とし、被災施設借換債15億円を計上する。

### 1 国民健康保険事業

国民健康保険事業の厳しい財政状況に配慮し、国民健康保険に対して、財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

- (ア) 都道府県が、地域の实情に応じて、都道府県内の市町村間の医療費水準等の不均衡の調整や市町村国保財政の共同事業拡大の円滑な推進、地域の特別事情への対応のため交付する都道府県調整交付金（給付費等の9%分）については、その所要額（6,816億円）について地方交付税措置を講じる。
- (イ) 国保被保険者の保険料負担の緩和を図る観点から、市町村（一部事務組合等を除く。）が保険料軽減相当額に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、都道府県が一部（都道府県3/4、市町村1/4）を負担することとし、その所要額（4,618億円）について地方交付税措置を講じる。
- (ウ) 低所得者を多く抱える保険者を支援する観点から、市町村（一部事務組合等を除く。）が低所得者数に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用（2,642億円）に対し、国及び都道府県が一部（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）を負担することとし、その所要額（1,321億円）について地方交付税措置を講じる。なお、当該事業については、消費税財源を活用して、平成27年度から拡充されることとなる。
- (エ) 高額医療費共同事業（3,364億円）については、市町村国保の拠出金に対し、国及び都道府県が一部（国1/4、都道府県1/4、市町村国保1/2）を負担することとし、その所要額（841億円）について地方交付税措置を講じる。
- (オ) 国保財政安定化支援事業については、国保財政の健全化に向けた市町村一般会計からの繰出しについて、所要の地方交付税措置（1,000億円）を講じる。

(カ) 国民生活の質の維持・向上を確保しつつ、医療費の適正化を図ることを目的として、40歳から74歳までの国民健康保険加入者に対して糖尿病等の予防に着目した健診及び保健指導を行うため、特定健康診査・保健指導事業（487億円）に対して、国及び都道府県が一部（国1/3、都道府県1/3、市町村国保1/3）を負担することとし、その所要額（162億円）について地方交付税措置を講じる。

### ウ 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度については、実施主体である広域連合の財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

(ア) 保険料軽減制度については、低所得者に対する配慮として、後期高齢者の被保険者の保険料負担の緩和を図る（均等割2割・5割・7割軽減）とともに、被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減を行うため、都道府県及び市町村が負担（都道府県3/4、市町村1/4）することとし、その所要額（2,702億円）について地方交付税措置を講じる。

平成27年度は、低所得者の保険料軽減措置（均等割9割・8.5割、所得割5割軽減）及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減措置（均等割9割軽減）について継続される。また、被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減措置に伴う平成27年度分の財政措置については、均等割9割軽減のうち4割分については国費により措置され、所要額が平成27年度予算に計上されるとともに、均等割9割軽減のうち5割分については、引き続き、地方交付税措置を講じる。

なお、70歳から74歳までの窓口負担軽減措置については、平成26年度から新たに70歳になる者から段階的に法定の負担割合（2割）に見直すこととされており、所要額が平成27年度予算に計上されている。

(イ) 高額医療費負担金（2,825億円）については、広域連合の拠出金に対し、国及び都道府県が一部（国1/4、都道府県1/4、広域連合1/2）を負担することとし、その所要額（706億円）について地方交付税措置を講じる。

(ウ) 財政安定化基金については、保険料未納や給付増リスク等による後期高齢者医療広域連合の財政影響に対応するため、都道府県に基金を設置しその拠出金（172億円）に対して国及び都道府県が一部（国1/3、都道府県1/3、広域連合1/3）を負担することとし、その所要額（57億円）について地方交付税措置を講じる。

(エ) 実施主体である広域連合に対する市町村分担金、市町村の事務経費及び都道府県の後期高齢者医療審査会関係経費等について所要の地方交付税措置を講じる。

### 工 公営競技納付金制度の延長

公営競技納付金制度は、公営競技（地方競馬、競輪、オートレース、ボートレース）施行団体のうち、一定の黒字団体が、収益の一部を地方公共団体金融機構に納付し、同機構において基金に積み立て、その運用益等を活用することにより、地方公共団体向け貸付金の金利を引き下げる仕組みである。

公営競技施行団体に偏在する収益金の全国的な均てん化を図る目的で昭和45年度に創設され、累次の見直しを経て、現行の公営競技納付金制度は平成27年度までとなっている。

今般、制度を活用している地方公共団体からの要望や「平成26年12月地財審意見（地方財政関係）」を受け、公営競技の経営状況を踏まえた暫定的な軽減措置を講じた上で、平成32年度までの延長を図ることとし、「地方交付税法等の一部を改正する法律案」を第189回国会に提出したところである。

# 第3部

最近の地方財政をめぐる諸課題への対応

# 1 まち・ひと・しごと創生

## (1) まち・ひと・しごと創生の動き

我が国は世界に先駆けて「人口減少・超高齢社会」を迎えている。人口減少を契機に、地方は「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という悪循環の連鎖に陥る可能性が高く、地方が弱体化するならば、地方からの人材流入が続いてきた大都市もいずれは衰退し、我が国全体の競争力が弱まることは避けられない。我が国が直面するこうした構造的な課題に正面から対処するため、国は、平成26年9月3日に、まち・ひと・しごと創生本部を設置し、人口減少克服・地方創生の実現に向けて政府一丸となって取り組むこととした。

人口減少克服・地方創生の実現のためには、地方で「ひと」をつくり、その「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくるという流れを確かなものにしていく必要がある。地方に、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立することで、地方への新たな人の流れを生み出すこと、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻し、人々が安心して生活を営み、子どもを産み育てられる社会環境をつくり出すことが急務である。その実現に向け、国は、平成26年11月21日に、地方創生の理念等を定めた「まち・ひと・しごと創生法案」及び活性化に取り組む地方公共団体を国が一体的に支援する「地域再生法の一部を改正する法律案」の地方創生関連2法案を成立させるとともに、同年12月27日には、日本の人口の現状と将来の姿を示し、2060年に1億人程度の人口を確保する長期展望を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（以下「長期ビジョン」という。）及びこれを実現するための今後5か年の目標や施策、基本的な方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を閣議決定した。総合戦略においては、「地方における安定した雇用を創出する」、「地方への新しいひとの流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」の4つの基本目標の下、地方における30万人分の若者雇用を創出すること、東京圏への転出入を均衡させること等を、2020年までの成果指標として定め、それぞれに政策パッケージを示している。また、政策パッケージの進捗について、重要業績評価指標（KPI（注1））で検証し、改善する仕組み（PDCAサイクル（注2））を確立することとしている。

今後、地方が自ら考え、責任をもって地方創生を推進する観点から、地方公共団体が、国の長期ビジョンと総合戦略を勘案して、地域の特性を踏まえた「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」を策定し、その特性に応じた取組を実施することとしている。これに対して、国は、ビッグデータを活用した「地域経済分析システム」を整備するとともに、各地域の取組を支援する関係施策の内容等をパッケージ化し、ワンストップ型の執行体制の整備に努める。さらに、地方創生人材支援制度や地方創生コンシェルジュ等の人材支援とともに、地方創生の先行的な取組を支援する新しい交付金措置や地方財政措置などの財政支援を実施することとしている。

このように、国と地方が手を携えて、人口減少克服・地方創生の実現に力強く取り組むことにより、活力ある日本社会の未来を切り開いていくことが期待される。

（注1） Key Performance Indicator の略。政策ごとの達成すべき成果目標として、『「日本再興戦略」改訂2014』（平成26年6月24日閣議決定）でも設定されている。

（注2） Plan-Do-Check-Actionの略。Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

## (2) まち・ひと・しごと創生に係る地方財政措置

地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、平成27年度の地方財政計画の歳出に「まち・ひと・しごと創生事業費」を創設し、1兆円を計上した。また、新規分の財源は、地方の努力により捻出し、財政健全化と地方創生の両立に配慮している。

まち・ひと・しごと創生事業費の財源及び地方交付税における算定は、以下のとおりである。

### ア まち・ひと・しごと創生事業費1兆円の財源

#### (ア) 既存の歳出の振替え (0.5兆円)

- ・ 地域の元気創造事業費 (平成26年度0.35兆円) の全額
- ・ 歳出特別枠 (地域経済基盤強化・雇用等対策費) (平成26年度1.2兆円) の一部 (0.15兆円)

#### (イ) 新規の財源確保 (0.5兆円)

- ・ 法人住民税法人税割の交付税原資化に伴う偏在是正効果 0.1兆円
- ・ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 0.3兆円
- ・ 過去の投資抑制による公債費減に伴い生じる一般財源の活用 0.1兆円

※今後、偏在是正を更に進めること等により恒久財源を確保する方針

### イ 地方交付税における算定

- ・ 普通交付税において、各地方公共団体がまち・ひと・しごと創生に取り組むための財政需要を、既存の「地域の元気創造事業費」(平成26年度創設)及び新たに創設する「人口減少等特別対策事業費」により算定する。
- ・ 「人口減少等特別対策事業費」の算定に当たっては、人口を基本とした上で、まち・ひと・しごと創生の「取組の必要度」及び「取組の成果」を反映する。
- ・ 「地域の元気創造事業費」については、現行の算定方法を基本的に継続する。

## (3) 地域経済イノベーションサイクルを核とした地域の経済構造改革

我が国の人口減少の大きな要因は、若者が雇用を求め、出生率の低い東京圏へ流出することである。こうした中、東京への一極集中に歯止めをかけ、人の流れを変え、地域資源や恵まれた生活環境を活かして、多くの雇用機会を創出することが必要である。このため、地域発の成長戦略である「地域の元気創造プラン」の推進等により、自治体を核としたローカル・アベノミクスを強力に推進し、地域経済の好循環を生み出すとともに、税収増に直結する地域の経済構造改革を進めることとしている。

### ア 「ローカル10,000プロジェクト」の推進

地域金融機関の預貸率が地方圏を中心に低下し、資金の余剰感が強まる中で、地域活性化の視点から、各地域で豊富な資金を特色ある地域資源や地域の人材と結びつけて、需要創造型のイノベーションを起こし、新たに持続可能な資金循環を創造することが必要である。そこで、地域の資源と地域金融機関の資金を活用して自治体が核となって業を起こし、雇用を創る「地域経済イノベーションサイクル」を全国展開し、地域からの日本経済の再生を図ることとしている。地域経済イノベーションサイクルの構築に当たっては、関係者のつながりとして、産業界(産)、大学等(学)、地域金融機関(金)、地方公共団体(官)の産学官地域ラウンドテーブルを構築・活用していくことが有効である。

平成26年5月19日に経済財政諮問会議に提出された「地域の元気創造プラン」による地域からの成長戦略を踏まえ、総務省と中小企業庁等が共同して「ローカル10,000プロジェクト」を推進している。このプロジェクトは、産学官地域ラウンドテーブルを基盤に、産業競争力強化法に基づき市町村が創業支援事業計画を作成し、地域密着型企業を全国で1万事業程度立ち上げようとするものである。地域密着型企業とは、雇用吸収力が大きく、地元の原材料を活用し、地域金融機関の融資を伴うものである。すな

わち、地域の人材と資源と資金を組み合わせ、生産性の高い事業を地域で次々に立ち上げることで、地域の人々の所得向上につながることを期待される。

そこで、「地域経済循環創造事業交付金」により、都道府県及び市町村が、地域の金融機関等と連携しながら民間事業者等による事業化段階で必要となる経費についての助成を行う場合において、その実施に要する経費を交付することにより、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進することとしている。これまでに197事業が実施され、67億円の交付金に対して、72億円の地域金融機関による融資が誘発されるなど、地域経済への様々な波及効果が期待されている。

また、平成26年度は、産学金官地域ラウンドテーブルの取組、創業支援事業計画の作成及び「ローカル10,000プロジェクト」の推進に要する経費について、地方交付税措置を講じるとともに、地域の資源を活用した事業を行う法人等に対する出資について、所要の地方財政措置を講じることとしている。

#### イ 分散型エネルギーインフラプロジェクト

電力の小売自由化（平成28年目途）で新たに生まれる市場を地域経済の活性化につなげるため、再生可能エネルギー、コジェネレーション等の分散型エネルギーを整備することで、多様な新規企業を喚起するとともに、地域内で得られるエネルギーを有効活用し、自立的で持続可能な災害に強い地域づくりを進めることが期待される。

分散型エネルギーインフラの整備は、地域生活の安定、地域新産業の創出、都市環境の向上等、多大な公共的な外部効果を有するものの、費用負担時と資金の回収時期とに長期のギャップが存在すること、多様な関係者との意見調整が必要なこと等から、地域経営の主体としての地方公共団体の積極的な関与が重要である。

そこで、総務省においては、平成25年度に31団体（10パターン）においてプロジェクト導入に向けた予備調査を実施し、平成26年度には14団体（13地域）における「地域の特性を活かしたエネルギー事業導入計画（マスタープラン）」の策定を支援するとともに、「自治体主導の地域エネルギーシステム整備研究会」を開催し、地域分散型のエネルギーインフラ整備の標準的なプロジェクト導入モデルを構築することとしている。

#### ウ 地域の生産性向上に資するプラットフォームの構築

地方への人や企業の流れを作っていくため、総務省と地方公共団体の共同データベースである「地域の元気創造プラットフォーム」に日本貿易振興機構（ジェトロ）及び中小企業基盤整備機構を接続させ、企業の地方への誘致や地元産品の海外への販路開拓等の取組を推進することとしている。

また、「公共クラウド」により、地方公共団体が保有する行政データのオープン化を通じて、民間事業者を含む様々な主体が共同で利用できる情報インフラの整備を推進することとしている。さらに、地方公共団体が中心となって、官民連携の情報システムをクラウドで提供する「地域サービスイノベーションクラウド」を構築することで、個々の中小企業者が低コストでシステム化が可能となるばかりでなく、生産性向上と賃金の向上にも直結することが期待される。

加えて、地方の公共施設を民間事業者のビジネス拠点として提供する「公共施設のオープン・リノベーション」の推進等により、官民連携して中小企業の実産性向上を支援し、地域全体の所得の向上を図ることとしている。

### (4) 地方大学を活用した雇用創出・若者定着の促進

#### ア 経緯

今般、国を挙げて「人口減少克服・地方創生」という課題に取り組む中で、地方大学が地方公共団体や地元企業などと連携して「地方への新しいひとの流れをつくる」取組や「地方にしごとをつくる」取組を実施することが期待されている。

とりわけ、地方からの人口流出は、大学進学時と卒業後の最初の就職時という2つの時点において顕著であることから、大学進学時や就職時の学生に直接働きかけることや、卒業後に地方に定住して働くこと

### 第3部 最近の地方財政をめぐる諸課題への対応

のできる雇用を創出することが重要である。

このため、地方大学への進学、地元企業への就職や都市部の大学から地方企業への就職を促進するよう、関係省庁が連携して、大学や地方公共団体を支援することが必要となった。

これらを踏まえ、「地方大学を活用した雇用創出、若者定着の取組の促進について」（平成27年1月23日付け総務大臣通知）を発出し、地方公共団体に地方大学を活用した雇用創出・若者定着に積極的に取り組むよう要請するとともに、特に公立大学については、地方公共団体が設置する大学として、地域課題の解決に取り組む使命を有していることから、積極的な取組を促している。

#### 1 施策の概要

支援策の概要は次のとおりである。

##### (ア) 「奨学金」を活用した大学生等の地方定着の促進

学生の奨学金返還を支援することにより、地方への定着を促進するものである。

地方公共団体と地元産業界が協力して基金を造成し、総務省は、基金造成について特別交付税措置を講じることとしている。また、文部科学省は、所管する独立行政法人日本学生支援機構を通じて、将来の地域産業の担い手として地方公共団体が指定する分野へ進学した学生に対し、無利子奨学金の優先枠（地方創生枠）を設けるなど一定の優遇措置を行う。その上で、当該学生が地元で就職した場合、基金から一定の給付を行うものである。

##### (イ) 地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着の促進

地方公共団体と国公立大学等が具体的な数値目標を掲げた「協定」を締結し、連携して実施する雇用創出・若者定着の取組を促進するものである。

総務省は、地方公共団体の取組に対して特別交付税措置を講じることとし、文部科学省は、国公立大学等の取組に対して補助事業の採択により支援を行う。なお、公立大学と連携する取組については、文部科学省の補助事業に採択されないものであっても、総務省が示す要綱に基づく取組の場合は、特別交付税措置を講じることとしている。

### (5) 過疎対策等の条件不利地域の自立・活性化の支援

#### ア 基本的な考え方

過疎地域等は、都市部の災害防止、水源の涵養、安心・安全な食料の供給、森林による二酸化炭素の吸収などにより、都市部を支えている一方、人口減少、高齢化、身近な生活交通の不足、医師不足、維持が危ぶまれる集落の問題など、多くの課題が存在している。

平成12年に制定・施行された「過疎地域自立促進特別措置法」（平成12年法律第15号）においては、経済性・効率性と都市文化を育む都市地域と並び、過疎地域を多様で豊かな自然環境、広い空間、伝統文化等を有する個性的な地域として位置づけ、両者の共生・対流により相互に機能を補完し合いつつ発展し、美しく品格ある多様性に富んだ国土を持つ国を目指すことを目的としている。

これらのことを踏まえ、条件不利地域と都市が共生するという日本型の共生社会を実現するとともに、都市部を含めた国民全体の安心・安全な生活を確保していくことが必要である。

#### イ 具体的な取組内容

条件不利地域の自立・活性化への支援を着実に推進していくため、以下のような取組を進めている。

- ・ 地域医療提供体制の確保
- ・ 企業誘致・雇用対策（スモールビジネスの振興等）
- ・ 生活交通の確保（コミュニティバス、デマンドタクシー等の運行）
- ・ 集落の維持・活性化対策（「集落支援員」による集落点検の実施、話し合いの推進等）
- ・ 都市から地方への移住・交流の促進（移住・交流推進機構（JOIN）や関連NPO法人との連携、空き家活用によるU・Iターン促進対策等）

## ウ 過疎法に基づく施策

過疎地域は、「過疎地域自立促進特別措置法」に基づき市町村毎に「人口要件」及び「財政力要件」により判定され、過疎地域に対しては、過疎対策事業債等の支援が行われる。

平成22年4月1日に「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」（平成22年法律第3号）が施行され、「過疎地域自立促進特別措置法」の失効までの期限を6年間延長し、過疎地域の要件の追加、過疎対策事業債のソフト事業への拡充及び対象施設の追加などの改正が行われた。

平成24年度においては、東日本大震災の発生による過疎対策事業の遅延が想定されることから、法律失効までの期限を5年間延長する「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」（平成24年法律第39号）が6月27日に施行され、法の期限は平成33年3月末日までとなり、より長期的視野に立った過疎対策事業の展開が可能となった。

平成26年4月1日に「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」（平成26年法律第8号）が施行され、平成22年の国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件の追加及び過疎対策事業債の対象施設の追加の改正が行われた。この改正により過疎対策事業債について、中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所、住民の交通手段の確保又は地域間交流の促進のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両、一般廃棄物処理のための施設、火葬場などの施設についても支援対象に追加されることとなった。

平成27年度においては、地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により魅力ある就業機会の創出を図るため、過疎対策事業債のハード事業のうち、民間雇用の創出や産業振興に資する事業を新たに「地方創生特別分」として位置付け、優先して取り組むこととしている。

また、平成26年度に引き続き、過疎地域等自立活性化推進交付金により、先進的で波及性のあるソフト事業、定住のための空き家改修や団地の整備及び廃校舎等の遊休施設を活用して行う地域間交流施設等の整備に対して支援措置を講じるとともに、平成27年度から、基幹集落を中心に複数の集落で構成される集落ネットワーク圏の形成に対して支援措置を講じることとしている。

なお、平成26年4月1日現在での過疎関係市町村は797市町村となっており、過疎関係市町村の割合は46.4%となっている。

## (6) 合併後の市町村の姿の変化に対応した地方交付税の算定

市町村合併については、人口減少・少子高齢化の進行等に対応して、地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤を確立することが強く求められたことを受けて、平成11年以降、積極的に推進されたところである。

その効果については、第30次地方制度調査会の「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」（平成25年6月25日。以下「第30次地方制度調査会答申」という。）において、職員配置の適正化等の行財政の効率化や、広域的なまちづくりの推進などの成果が現れているものと評価されている一方で、市町村合併による行政区域の広域化に伴い、旧市町村地域の振興や公共施設等の統廃合の難航等の課題に加え、住民の立場からは、住民の声の行政への適切な反映などについて課題が生じている場合があるとも指摘されている。このような観点から、同答申や「平成25年12月地財審意見」においては、支所機能の重要性や行政区域の広域化を踏まえた財政措置が必要と指摘されたところである。

こうしたことから、平成26年度以降合併算定替の特例期間が終了する団体が増加することも踏まえ、平成26年1月に「市町村の姿の変化に対応した交付税算定について（案）」をとりまとめ、地方交付税の算定において、合併後の市町村の財政需要を的確に把握することにより、合併時点では想定されなかった財政需要を交付税算定に反映させることとしたところである。具体的には、平成26年度以降5年程度の期間で、①支所に要する経費の算定、②人口密度等による需要の割増し、③標準団体の面積の見直しを行うこととし、①については平成26年度から3年間をかけて先行的に実施、②③については、平成27年度以降、順次交付税算定に反映することとしたところである。

### 第3部 最近の地方財政をめぐる諸課題への対応

これを受けて、平成26年度の普通交付税算定では、市町村の一本算定に、旧市町村ごとに一定規模の支所が存在するものとみなして（本庁が存在する旧市町村は除く）、支所に要する経費を加算したところであり、今後、平成28年度にかけて段階的に増額することとしている。

また、「平成26年12月地財審意見（地方財政関係）」においても、引き続き、市町村の姿の変化に対応して、地方交付税の算定に適切に反映していく必要があると指摘されている。こうしたことから、平成27年度において、①について、支所に要する経費の算定を継続するとともに、②③についても、消防費、清掃費及びこれらに係る離島の増嵩経費について、見直しを行うこととしたところである。

このうち、②③について、具体的には、

- ・ 標準団体の面積の見直しに伴い、標準団体の消防出張所数等やごみ収集・運搬に要する経費を見直し
- ・ 旧市町村単位の消防署・出張所に要する経費の加算
- ・ 消防団に要する経費等について、人口密度に応じた補正の充実及びごみ収集・運搬経費について、人口密度による補正の新設
- ・ 消防費、清掃費に係る離島・属島の増嵩経費の反映

について、平成27年度以降3年間かけて段階的に交付税の算定に反映することとしている。

さらに、平成28年度以降も引き続き、検診等に要する経費等について人口密度等による需要の割増し、標準団体の面積の見直しを踏まえた単位費用の充実を図ることとしている。

## 2 地方自治を取り巻く動向

### (1) 地方自治制度の見直し

地方自治制度の見直しについては、「地方自治法の一部を改正する法律」（平成26年法律第42号）が平成26年5月30日に公布された。改正法は、人口減少社会において、人々の暮らしを支え、経済をけん引していく核となる都市やその圏域を戦略的に形成し、国民がどこでも安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするための制度の見直し等を提言した「第30次地方制度調査会答申」を踏まえ、立案されたものである。

同法においては、大都市制度の改革として、指定都市制度について、①区の事務所が分掌する事務を条例で定め、②区に代えて総合区を設け、議会の同意を得て選任される総合区長を置くことができる「総合区」制度を導入し、③「指定都市都道府県調整会議」を設置することとされた。また、④中核市制度と特別市制度を統合することとされた。

さらに、今後の基礎自治体の行政サービスの提供体制について、広域連携を一層進めていくため、新たな広域連携の制度として、⑤地方公共団体が相互に連携する際の基本的な方針等を定める「連携協約」制度の創設及び、⑥「事務の代替執行」制度の創設等が行われた。

### (2) 連携中枢都市圏構想の推進

「第30次地方制度調査会答申」において、「都市機能の「集約とネットワーク化」の取り組みを一層促進するためには、地方中枢拠点都市の担うべき役割を整理すべきである。その上で、圏域における役割に応じた適切な財政措置を講じる必要がある。」とされたことを踏まえ、平成26年8月25日に「地方中枢拠点都市圏構想推進要綱」を制定した。

地方中枢拠点都市圏構想は、地方圏において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携して、集約とネットワーク化の考え方にに基づき、「経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積」及び「生活関連機能サービスの向上」といった役割を積極的に果たすことにより、いわば「地方が踏みとどまるための拠点」を形成することを目的としている。

圏域の中心都市が地方中枢拠点都市宣言を行い、近隣市町村と平成26年の「地方自治法の一部を改正する法律」により創設された連携協約を締結し、圏域の将来像や具体的な取組を記載した地方中枢拠点都市圏ビジョンを策定することにより都市圏を形成することとなる。

地方中枢拠点都市圏の形成を推進するため、平成26年度は、先行的なモデルを構築するため9圏域に対して国費による支援を行っている。

その後、「総合戦略」の中で、地方中枢拠点都市圏と国土交通省の「高次地方都市連合」及び経済産業省の「都市雇用圏」を統一することとされた。その結果、「地方中枢拠点都市圏」は「連携中枢都市圏」となり、地方中枢拠点都市圏構想推進要綱を平成27年1月28日に一部改正し、「連携中枢都市圏構想推進要綱」としたが、連携中枢都市圏の施策目的及び形成手続は地方中枢拠点都市圏と同じである。

具体的な都市圏は、平成27年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を経て確定させることとしているが、従前の地方中枢拠点都市圏の要件に該当する61の都市圏は連携中枢都市圏の対象となる。

連携中枢都市圏構想を推進するため、平成27年度においても国費により連携中枢都市圏の形成の準備等を支援することとしているほか、連携中枢都市圏に対しては普通交付税措置及び特別交付税措置を、連携市町村に対しては特別交付税措置を講じることとしている。

また、関係各省の補助事業採択における配慮等による支援も行うこととしている。

こうした支援を通じ、連携中枢都市圏の形成は地方の自主性に基づくものであることを尊重しつつ、全

## 第3部 最近の地方財政をめぐる諸課題への対応

ての対象都市圏において連携中枢都市圏が形成されるよう努めることとしている。

### (3) 定住自立圏構想の推進

我が国は、平成20年をピークとして人口減少局面に入っており、特に地方圏においては、今後、大幅な人口減少と急速な少子化・高齢化が見込まれている。このような状況を踏まえ、地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出することが求められている。

「定住自立圏構想」とは、中心市と近隣市町村が連携・協力することにより、圏域全体で必要な生活機能を確認し、地方圏への人口定住を促進する政策であり、平成21年度から全国展開を行っている。

定住自立圏形成の手続きは、人口5万人以上（少なくとも4万人超）の市が、圏域として必要な生活機能の確保について中心的な役割を担う意思を有すること等を明らかにする中心市宣言を実施し、中心市と隣接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係のある近隣市町村と定住自立圏形成協定を締結することとしている。中心市は、圏域の将来像や推進する具体的取組を記載した定住自立圏共生ビジョンを策定し、これに取り組むこととしている。

平成27年1月末現在では、101団体が中心市宣言済み、84圏域（延べ400団体）で定住自立圏形成協定締結又は定住自立圏形成方針策定済み、86団体が定住自立圏共生ビジョンを策定済みとなっており、全国で着実に定住自立圏構想による取組が進んでいる。

平成26年度は、地域住民の生活実態やニーズに応じ圏域ごとにその生活に必要な機能を確認して、圏域全体の活性化を図る取組を強力に推進するため、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の取組に対する地方交付税措置を拡充するとともに、定住自立圏を含む市町村域を越えた圏域において、人・モノ・金等の流れを生み出す拠点等を構築して圏域の活性化を図る取組を委託調査事業として実施した。平成27年度は、定住自立圏におけるこれまでの取組について、人口の観点を含め取組成果に係る検証を実施することとしている。また、前年度に引き続き、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の取組、外部人材の活用等に対する地方交付税措置を講じるとともに、市町村域を越えた圏域において、人・モノ・金等の流れを生み出す拠点等を構築して圏域の活性化を図る取組を支援することとしている。

## 2

## 3 社会保障・税一体改革

### (1) これまでの経緯

社会保障と税の一体改革は、社会保障の充実・安定化と、そのための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指すものである。

また、消費税率の引上げ分は、全額、社会保障の充実と安定化に使われることとされている。

税制抜本改革については、平成24年8月10日に消費税率（国・地方）を平成26年4月より8%に、平成27年10月より10%に段階的に引上げを行うための「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号。以下「税制抜本改革法（国）」という。）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」（平成24年法律第69号。以下「税制抜本改革法（地方）」という。）が成立した。

社会保障制度改革については、平成24年8月10日に成立した「社会保障制度改革推進法」（平成24年法律第64号）に基づき、内閣に設置された社会保障制度改革国民会議（以下「国民会議」という。）において、議論が重ねられ、平成25年8月6日に報告書がとりまとめられた。

この報告書では、社会保障4分野について、抜本的な改革の方向性が示されるとともに、子育て・医療・介護など社会保障の多くが地方公共団体を通じて国民に提供されていること等を踏まえ、制度改革については、地方公共団体の理解が得られるような改革とし、国と地方がそれぞれ責任を果たしながら、対等な立場で協力し合う関係を築くことが重要とされた。

さらに、「社会保障制度改革推進法」では、社会保障制度改革については、国民会議における審議の結果等を踏まえて、必要な法制上の措置を講じることとされており、平成25年8月21日に「社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について」が閣議決定された。

この骨子に基づき、「法制上の措置」として、社会保障制度改革の全体像・進め方を明示するものとして、平成25年12月5日に「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成25年法律第112号。以下「プログラム法」という。）が成立した。

プログラム法においては、講ずべき社会保障制度改革の措置として、改革に向けた具体的な検討事項とその実施時期・法案の提出時期の目途について定められたほか、改革推進体制（社会保障制度改革推進本部及び社会保障制度改革推進会議の設置）や地方自治に重要な影響を及ぼす措置に係る協議なども定められた。

### (2) 平成26年度の社会保障の充実

消費税については、平成25年8月26日から同年8月31日まで開催された「今後の経済財政動向等についての集中点検会合」を経て、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」（平成25年10月1日閣議決定）において、経済状況等を総合的に勘案した検討の結果、消費税率（国・地方）については、平成26年4月1日に5%から8%へ引き上げることが確認された。

平成26年度においては、消費税・地方消費税の引上げに伴う増収額は5兆円程度とされ、うち社会保障の充実には0.5兆円程度（国：0.22兆円程度、地方：0.27兆円程度）が向けられ、内訳としては、子ども・子育て支援分野に0.3兆円程度（国：0.14兆円程度、地方：0.16兆円程度）、医療・介護分野には0.2兆円程度（国：0.08兆円程度、地方：0.11兆円程度）となった。具体的な主な事業等は以下のとおりとなっている。

- ・ 子ども・子育て支援分野：①保育緊急確保事業、②認可保育所運営費の拡充や社会的養護の充実、

### 第3部 最近の地方財政をめぐる諸課題への対応

#### ③育児休業給付の給付率の引上げ

- ・ 医療・介護分野：①病床の機能の分化・連携を進めるための施設整備や在宅医療の推進、医療従事者の確保等を支援する新たな財政支援の仕組み（地域医療介護総合確保基金）を創設、②地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実・強化、③国保等の低所得者の保険料軽減制度の拡充や低所得者に配慮した高額療養費の見直し、④難病・小児慢性特定疾患に係る公平かつ安定的な制度の確立

### (3) 平成26年通常国会での法律

プログラム法での規定を踏まえ、以下の社会保障制度改革関連法が第186回通常国会において成立した。

- ①次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年4月16日成立）：次世代支援対策推進法の延長、新たな認定（特例認定）制度の創設
- ②雇用保険法の一部を改正する法律（平成26年3月28日成立）：育児休業給付の給付率の引上げ（休業開始後6月間につき50%→67%）
- ③地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年6月18日成立）：地域医療介護総合確保基金の創設と医療・介護の連携強化、地域における効果的かつ効果的な医療提供体制の確保、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化
- ④難病の患者に対する医療等に関する法律、児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年5月23日成立）：難病及び小児慢性特定疾患に係る都道府県の超過負担の解消を図るとともに、公平かつ安定的な医療費助成の制度を確立するため、対象疾患の拡大、対象患者の認定基準の見直し及び類似の制度との均衡を考慮した自己負担の見直し

### (4) 平成27年度の社会保障の充実

平成26年11月18日の内閣総理大臣記者会見において、平成27年10月の消費税率の引上げを18カ月延期する旨の方針が示された。この方針に基づき、平成27年1月14日に「平成27年度税制改正の大綱」が閣議決定され、平成27年通常国会には、消費税率引上げの時期の変更等を内容とする「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「地方税法等の一部を改正する法律案」が提出されている。

また、「平成27年度予算編成の基本方針」において、消費税率10%の実現は平成29年4月となるが、子育て支援、医療、介護など社会保障の充実については、可能な限り、予定通り実施することとされた。

これを受けて、消費税率（国・地方）8%への引上げによる平成27年度の増収額8兆円程度のうち、社会保障の充実には1.35兆円程度を充てることとし、プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果の活用とあわせて、国・地方合計で1.36兆円程度（国：0.68兆円程度、地方：0.68兆円程度）を社会保障の充実に活用することとなっている。内訳としては、子ども・子育て支援分野に0.52兆円程度（国：0.24兆円程度、地方：0.28兆円程度）、医療・介護分野に、医療・介護サービス提供体制改革や国保への財政支援の拡充を中心に、0.84兆円程度（国：0.44兆円程度、地方：0.40兆円程度）となった。具体的な主な事業等は以下のとおりとなっている。

- ・ 子ども・子育て支援の充実：平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度に係る量的拡充と質の改善の実施
- ・ 医療・介護サービス提供体制改革：①地域医療介護総合確保基金について、医療分に加えて新たに介護分を確保、②介護職員の処遇改善、③認知症施策等の推進等の地域支援事業の充実
- ・ 国保への財政支援の拡充：①低所得者対策の強化のための財政支援（保険者支援制度）の拡充、②財政安定化基金創設のための額を措置（複数年度にわたり基金造成予定）

## (5) 平成27年通常国会での法案

プログラム法での規定を踏まえ、平成27年通常国会には「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案（仮称）」が提出される予定である。

主な内容としては、国民健康保険制度の運営の在り方の見直しを実施し、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営について中心的な役割を担うこととすること等である。

## 4 地方分権改革の推進

政府では、住民に対する行政サービスの向上や行政の効率化を図るとともに、地方が特色を持った地域づくりや地域に合った行政を展開することができるよう、国と地方の役割分担を見直し、地域の自主性・自立性を高めるため、地方分権改革の推進に取り組んでいる。

地方分権改革は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

### (1) 概況

地方分権改革については、「地方分権改革推進法」（平成18年法律第111号）による地方分権改革推進委員会の勧告に基づき、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号。以下「第1次地方分権一括法」という。）から「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成26年法律第51号。以下「第4次地方分権一括法」という。）までの4次にわたる一括法により、下記のとおり、地方に対する権限移譲及び規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）について、具体的な改革を積み重ねてきた。

平成26年には、地方公共団体等から地方に対する権限移譲及び規制緩和に係る提案を募る提案募集方式を導入し、地方の発意に基づく地方分権改革を推進している。

併せて、国民に地方分権改革の成果を実感してもらうため、情報発信や優良事例の展開等を行っている。

また、政府の地方分権改革の推進体制としては、内閣総理大臣を本部長とする地方分権改革推進本部が政策決定機能を担い、地方分権改革担当大臣の下に開催されている地方分権改革有識者会議が調査審議機能を担っている。さらに、地方分権改革有識者会議の下で、提案募集検討専門部会、農地・農村部会等を開催し、専門的な見地から検討を行っている。

### (2) 地方に対する権限移譲・規制緩和に係るこれまでの取組

#### ア 権限移譲

地方分権改革においては、地方公共団体、特に住民に最も身近な行政主体である基礎自治体に事務事業を優先的に配分し、地方公共団体が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担うことができるようにすることが必要不可欠である。

国から地方公共団体への事務・権限の移譲等については、第4次地方分権一括法等の成立により、所要の法律の整備が行われた。

都道府県から基礎自治体への事務・権限の移譲等については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号。以下「第2次地方分権一括法」という。）、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成25年法律第44号。以下「第3次地方分権一括法」という。）等の成立により、所要の法律の整備が行われた。

また、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等については、上記の国から地方への事務・権限の移譲等と併せて、第4次地方分権一括法の成立により、所要の法律の整備が行われた。

#### イ 地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）

地方分権を進めるためには、これまで国が一律に決定し地方公共団体に義務付け・枠付けを行ってきた基準、施策等を、地方公共団体が条例の制定等により自ら決定し、実施することができるように改めてい

く必要がある。

義務付け・枠付けの見直しについては、第1次、第2次及び第3次地方分権一括法等の成立により、所要の法律の整備が行われた。

義務付け・枠付けの見直しにより、これまで法令により全国画一的に定められていた公営住宅の入居・整備基準、道路の構造に関する基準、保育所の設備・運営に関する基準など施設・公物設置管理の基準等を条例に委任することにより、地域の実情や住民のニーズ等を反映した地方独自の基準の制定が進んでいる。

### (3) 提案募集方式による取組

残された課題であった国から地方への事務・権限の移譲等について第4次地方分権一括法が成立したことにより、地方分権改革推進委員会の勧告事項については一通り検討・対応を行い、地方分権改革は新たなステージを迎えた。

このため、これまでの20年の取組を総括するとともに、地方分権改革の今後の進むべき方向を明らかにするため、地方分権改革有識者会議の審議を経て、内閣府において「個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望～」(平成26年6月)を取りまとめた。

この取りまとめでは、地方分権改革のミッションとして「個性を活かし自立した地方をつくる」ことを掲げ、従来からの課題への取組に加え、地方の「発意」と「多様性」を重視する観点から、地方に対する権限移譲及び規制緩和に係る提案を地方公共団体等から募る「提案募集方式」や、権限移譲について、全国一律の移譲が難しい場合には、希望する地方公共団体に選択的に移譲する「手挙げ方式」の導入を図ることとしている。

提案募集方式については、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」(平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定)により導入が決定され、提案が募集された。

地方からの提案については、提案の最大限の実現に向けて、地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会において長時間に及ぶ審議が行われ、更に検討・調整が進められた。

この結果、地方分権改革推進本部及び閣議において、地方からの提案に対する政府としての対応方針を定める「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定。以下「対応方針」という。)が決定された。この「対応方針」の内容は、平成26年の地方からの提案等を踏まえ、国から地方公共団体又は都道府県から市町村への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進するものである。

「対応方針」に盛り込んだ見直し事項のうち、主なものは以下のとおりである。

#### ア これまでの懸案が実現したもの

- ・ 農地の総量確保のための仕組みの充実及び農地転用許可の権限移譲等
- ・ 都道府県内で水利調整が完結する水道事業等の認可権限等の国から都道府県への移譲(手挙げ方式による移譲)
- ・ 事務処理特例制度により開発許可権限を有する市町村に係る都道府県開発審査会の運用見直し

#### イ 地域の具体的事例に基づくもの

- ・ 道の駅における電気自動車の充電インフラ整備に関する道路占用許可基準の明確化
- ・ マイナンバー利用事務の拡大(特定優良賃貸住宅に係る事務を追加)
- ・ 都市公園の廃止が可能である「公益上特別の必要がある場合」の明確化
- ・ 麻薬小売業者間の医療用麻薬の譲渡に係る許可権限の都道府県への移譲

#### ウ 地方創生、人口減少対策に資するもの

- ・ 国際ビジネス機を受入りに係るCIQ業務の臨機応変な対応
- ・ 医薬品製造販売等の地方承認権限の範囲拡大
- ・ 三大都市圏の一部に限り、待機児童解消までの一時的措置として、保育所の居室面積に関する基準

### 第3部 最近の地方財政をめぐる諸課題への対応

に係る規定を「標準」としている措置を平成31年度末まで5年間延長

- ・ 企業立地促進のための基本計画の同意に係る事前審査・事前協議の原則廃止等
- ・ 水素ステーションの設置（都道府県知事の許可等）に係る規制改革

#### Ⅰ 委員会勧告において対象としていなかったもの

##### (ア) 手挙げ方式による権限移譲

- ・ 消費者安全法に基づく事業者に対する報告徴収・立入調査等の対象区域の拡大

##### (イ) 政省令、通知等に基づく義務付け・枠付けの見直し

- ・ 介護認定審査会委員の任期の条例委任

「対応方針」に盛り込んだ事項のうち、法律改正事項については、第5次地方分権一括法案等を平成27年通常国会に提出することを基本とするとともに、現行規定で対応可能な提案については、地方公共団体に対する通知等により明確化することとしている。また、引き続き検討を進めるものについては、内閣府において適切にフォローアップを行い、検討結果について、逐次、地方分権改革有識者会議に報告することとしている。

加えて、地方公共団体において、移譲された事務・権限を円滑に執行することができるよう、地方税、地方交付税や国庫補助負担金等により、確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施することとしている。

## (4) 地方税財源の充実確保

自らの発想で特色を持った地域づくりができるよう、地方分権を推進し、その基盤となる地方税の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することが重要である。また、インフラ整備や治安、社会保障など、行政サービスの多くは地方公共団体が直接の担い手となっていることに鑑みれば、公共サービスの対価を広く公平に分かち合うという地方税の応益課税を強化することが重要である。

なお、地方財政審議会からは、「平成26年6月地財審意見」及び平成26年12月19日に地方税の充実確保や法人税改革などを含む「平成27年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見」（附属資料参照）が述べられている。

このような観点から、地方税制において以下の改正を行うこととしている。

#### ア 消費税率（国・地方）10%への引上げ時期の変更等

経済再生と財政健全化を両立するため、平成27年10月1日に予定されていた消費税率（国・地方）10%（地方消費税率は消費税率換算で2.2%）への引上げ等の施行日を平成29年4月1日とするともに「税制抜本改革法（地方）」附則第19条第3項を削除することとされている。なお、「税制抜本改革法（国）」附則第18条第3項についても、同様に削除することとされている。

また、「平成27年度税制改正大綱」（平成26年12月30日 自由民主党・公明党）において、平成26年度と党税制改正大綱等における消費税率（国・地方）10%段階の車体課税の見直し及び地方法人課税の偏在是正については、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得るとされている。

#### イ 法人税改革（法人事業税の所得割の税率引下げ及び外形標準課税の拡大等）

法人課税を成長志向型の構造に変える法人税改革の一環として、法人事業税において資本金1億円超の普通法人に導入されている外形標準課税（付加価値割、資本割）を、2年間で、現行の4分の1から2分の1に段階的に拡大し、見合いの所得割を引き下げることとしている。

この結果、国税の法人税の税率引下げとあわせ、法人実効税率を現行の34.62%から31.33%（平成28年度）に引き下げることとしている。

#### ウ ふるさと納税の拡充

ふるさと納税制度について、地方創生を推進するため、

- ・ 特例控除額の上限を、個人住民税所得割額の1割から2割に拡充

- ・ 申告手続の簡素化として「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の創設を行いつつ、併せて、返礼品送付について寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応を地方団体に要請することとしている。

#### **I** 固定資産税等

土地に係る固定資産税の負担調整措置については、商業地等の据置特例の対象土地における税負担の不均衡や、現行の一般市街化区域農地の負担調整措置により生じている不均衡等の課題がある一方、現下の最優先の政策課題はデフレ脱却であること等から、平成27年度から平成29年度までの間、条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続することとし、次期評価替えまでの間において、デフレ脱却の動向を見極めつつ、これらの課題への対処について検討を進めることとされている。

## 5 行財政改革の推進

### (1) 給与の適正化及び適正な定員管理の推進

地方公共団体においては、現下の厳しい財政状況において、計画的に行政改革を推進するとともに住民への説明責任を果たす見地から、目標の数値化やわかりやすい指標の活用を図りつつ、給与情報等公表システムにより給与及び定員の公表を行うなど、定員管理や給与の適正化などの取組を行っている。

給与については、平成18年の国の給与構造改革の取組を踏まえた給料表水準の引下げ等を実施している。

また、平成26年10月7日に「公務員の給与改定に関する取扱いについて」が閣議決定され、その中で国家公務員の給与については、給与制度の総合的見直しを実施することとされ、地方公務員給与についても、国の見直しを踏まえ、人事委員会機能を発揮することなどにより地域民間給与のよりの確な反映など適切に見直しを行うよう要請することとされたところである。

地方公共団体の総職員数については、第51表のとおり、平成21年4月1日から平成26年4月1日までの5年間で、都道府県2.7%減、政令指定都市2.9%減、政令指定都市を除く市区町村5.8%減となっており、全地方公共団体では3.9%の減少となった。

第51表 地方公共団体の定員管理の状況について

○平成26年4月1日現在

(単位 人、%)

区 分	実 績			
	平成21年4月1日 職員数	平成26年4月1日 職員数	増 減 数	増 減 率
都 道 府 県	1,542,705	1,500,524	△ 42,181	△ 2.7%
一 般 行 政 部 門 等	333,537	307,312	△ 26,225	△ 7.9%
政 令 指 定 都 市	244,803	237,822	△ 6,981	△ 2.9%
市 区 町 村	1,067,598	1,005,308	△ 62,290	△ 5.8%
合 計	2,855,106	2,743,654	△111,452	△ 3.9%

出典：「総務省地方公共団体定員管理調査」

(注) 1 職員数の実績については、市町村合併、政令指定都市への移行等を考慮して、各地方公共団体から報告のあった数値。  
2 一般行政部門等は、一般行政部門及び公営企業等会計部門の合計。

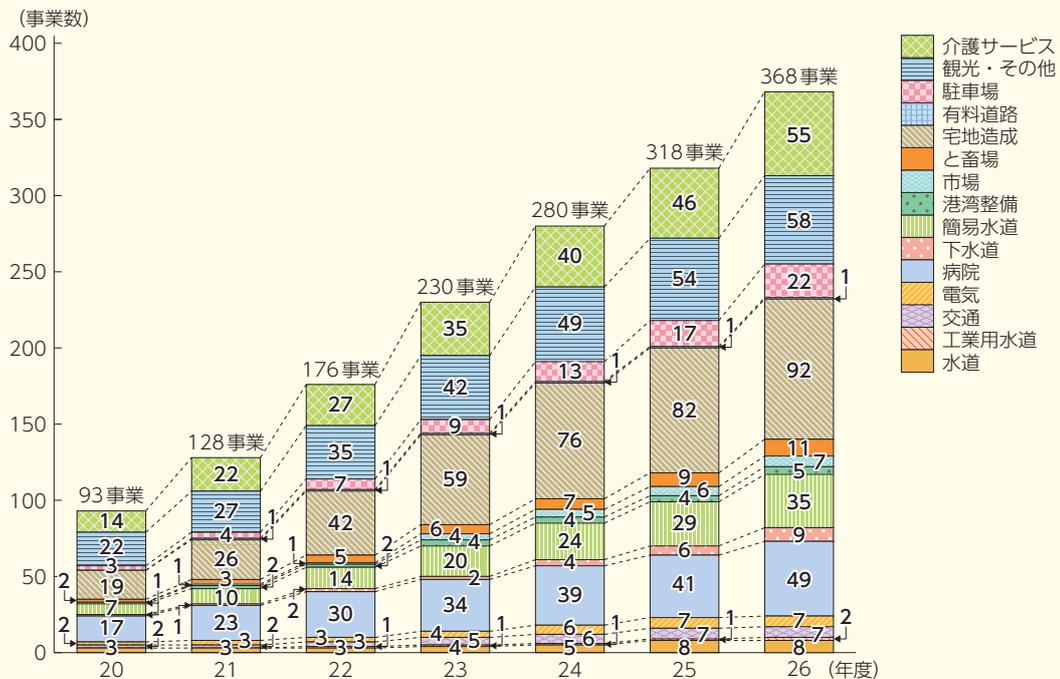
### (2) 地方公営企業等の改革

#### ア 地方公営企業の抜本改革の推進

地方公営企業が、将来にわたり本来の目的である公共サービスの供給を行っていくためには、経営環境の変化に適切に対応し、事業の在り方を絶えず見直していくことが求められている。総務省においては、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成21年4月から全面施行されたこと等を踏まえ、平成21年度から平成25年度までの間に、公営企業の抜本改革についての全国的な取組を集中的に推進した。この結果、財政健全化指標の1つである資金不足比率において経営健全化基準以上である公営企業数が大幅に減少（平成25年度決算においては、平成20年度決算から70.5%減）するなど、一定の成果をあげたところである。

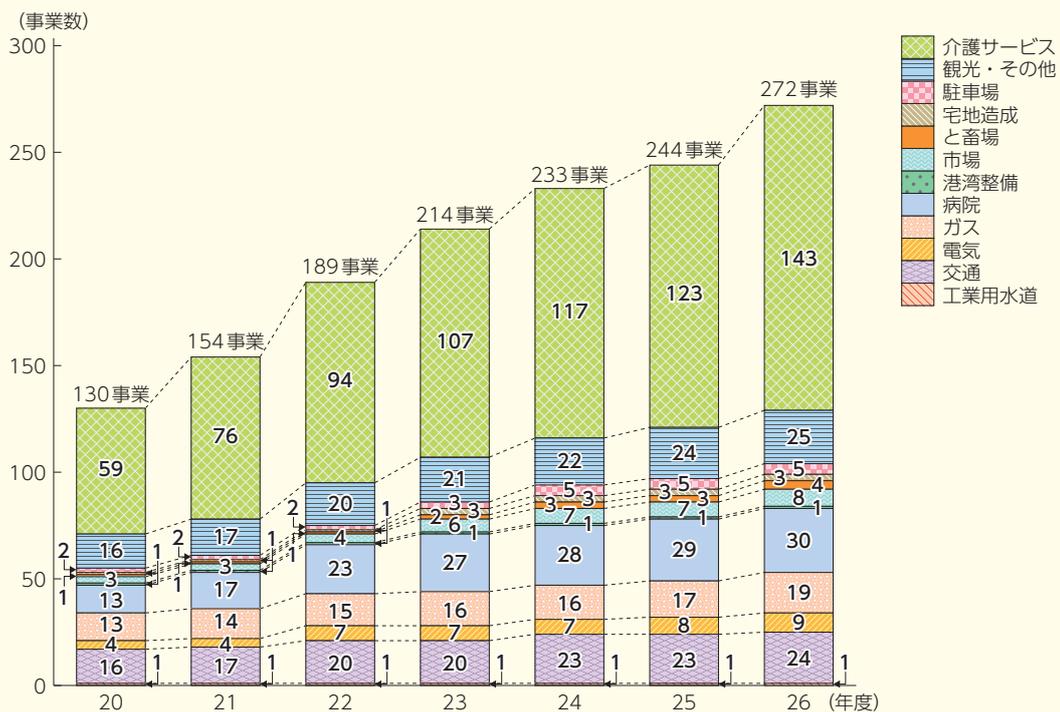
また、事業廃止、民営化・民間譲渡、指定管理者制度の導入等も進捗を見せている。第125図に示されるように、平成16年度以降における事業廃止の事業数は368事業となっている。各事業について平成16年度決算対象事業数に対する平成16年度以降の事業廃止数の割合をみると、宅地造成事業14.8% (92事業)、と畜場事業13.8% (11事業)、観光施設事業・その他事業11.6% (58事業)の割合が高い。また、第126図に示されるように、平成16年度以降における民営化・民間譲渡の事業数は272事業となっている。各事業について平成16年度決算対象事業数に対する平成16年度以降の民営化・民間譲渡

第125図 事業廃止の状況



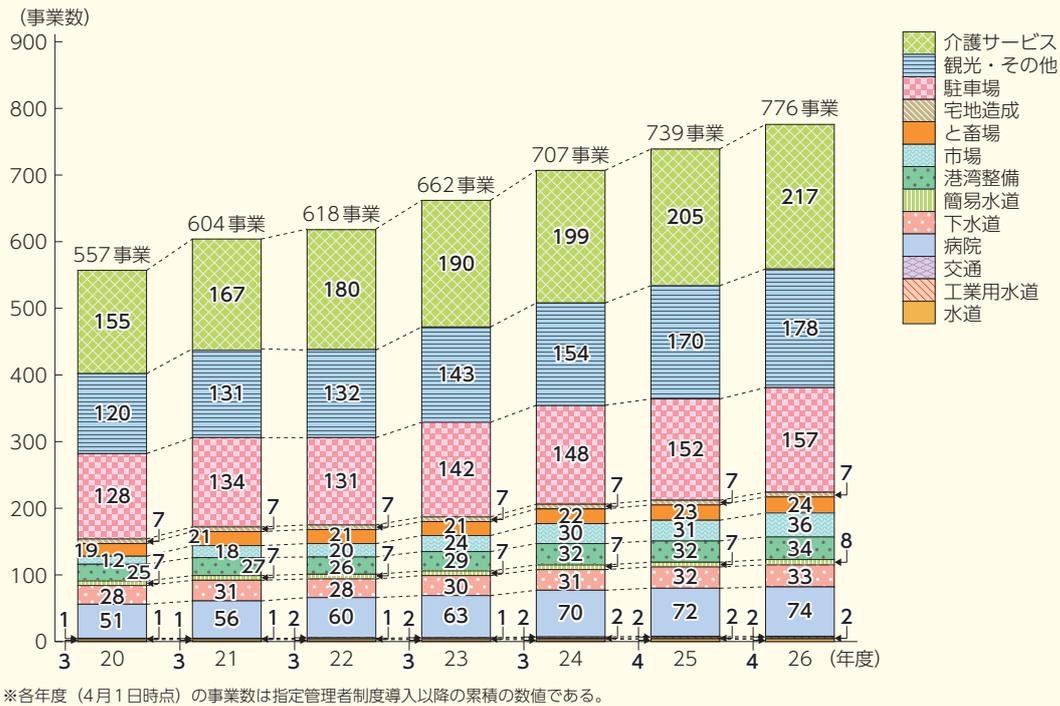
※各年度（4月1日時点）の事業数は平成16年度からの累積の数値である。

第126図 民営化・民間譲渡の状況



※各年度（4月1日時点）の事業数は平成16年度からの累積の数値である。

第127図 指定管理者制度の導入状況



数の割合をみると、ガス事業40.4%（19事業）、交通事業21.6%（24事業）、介護サービス事業18.6%（143事業）の割合が高い。さらに、指定管理者制度については、第127図に示されるように、平成26年度時点での導入済事業数は776事業（都道府県・政令指定都市等121事業、市町村等655事業）となっており、各事業について平成15年度決算対象事業数に対する指定管理者制度導入（平成15年度）以降の導入数の割合をみると、駐車場事業61.1%（157事業）、観光施設事業・その他事業32.0%（178事業）、と畜場事業28.9%（24事業）の割合が高い。

### 1 平成26年度以降の経営健全化等についての考え方

公営企業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していくことが必要である。抜本改革が一定の成果をあげる一方、公営企業は、現在、サービスの提供に必要な施設等の老朽化による更新投資、サービス需要の変化や人口減少に伴う料金収入の減少等により、経営環境が厳しさを増しつつある。

このため、各地方公共団体にとっては、平成26年度以降においても、自らの判断と責任に基づき、公営企業の経営健全化等に不断に取り組むことが必要である。

#### (ア) 経営のあり方の検討

各地方公共団体が公営企業の経営健全化等に取り組むに当たっては、その前提として、公営企業が行っている事業そのものの意義、提供しているサービス自体の必要性について検証し、事業に意義、必要性がないと判断された場合には、速やかに、廃止等を行うことが求められる。

また、事業の継続、サービスの提供自体は必要と判断された場合であっても、採算性の判断を行い、完全民営化、民間企業への事業譲渡、指定管理者制度やPPP/PFI（公共施設等運営権方式（いわゆるコンセッション方式）を含む。）の導入等について検討を行うことが必要となる。

なお、民間能力の活用等については、「経済財政運営と改革の基本方針2014」や『「日本再興戦略」改訂2014』においても示されているところである。

#### (イ) 経営戦略の策定

経営のあり方について検討を行った結果、引き続き公営企業として事業を行うこととした場合には、自

らの経営等についての的確な現状把握を行った上で、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、経営健全化を行うことが求められる。

このため、総務省においては、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付け総務省自治財政局公営企業課長等通知）を发出し、各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定と、これに基づく経営基盤強化、効率化・経営健全化等について、手順・留意点等を示したところである。

各公営企業においては、「経営戦略」を策定し、それに基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を実現していくことが強く求められる。

なお、公営企業の経営に関するこのような取組の考え方については、「経済財政運営と改革の基本方針2014」において、「公営企業の経営に係る新たな考え方や第三セクター等の経営改革に関するガイドラインを示すことを始め適切な支援を行い、公営企業・第三セクター等の徹底した効率化・経営健全化を図る。」として示されているところである。

## ウ 地方公営企業会計制度等の見直し

地方公営企業の会計制度については、「地方公営企業会計制度等研究会」の報告書（平成21年12月）を踏まえ、昭和41年以来のほぼ半世紀ぶりとなる全面的な見直しを進めてきた。

### （ア）資本制度の見直し

公営企業の経営の自由度を高めるとともに、住民等への情報開示や議会の関与を強め、地方公共団体が自らの責任において経営を行っていくことができるようにするため、資本制度の見直しを行った。

具体的には、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」による「地方公営企業法」の改正により、利益処分や資本の取扱い等に関する制約が廃止され、議会の議決又は条例のもとで、経営判断に基づく処分等が可能となった（平成24年4月施行）。

### （イ）会計基準の見直し

地方公営企業の経営実態をよりの確に把握できるようにするとともに、損益計算書及び貸借対照表を他の地方公営企業や他のセクター等と比較しやすく、住民等にも分かりやすいものとするため、会計基準の見直しを行った。

主な見直しの内容は、①借入資本金を負債に計上すること、②みなし償却制度を廃止すること、③退職給付引当金等の引当てを義務化すること等であり、地方公営企業の特性等を適切に勘案しながら、現行の企業会計原則の考え方を最大限取り入れたものとなっている。関係政省令の一部改正については、平成24年2月1日から施行され、新しい会計基準は平成26年度の予算及び決算から適用（早期適用も可能）される。

各地方公営企業においては、どの程度の赤字・黒字の構造か、どの程度公的支援に依存しているかなどを検証するとともに、経費縮減や適切な料金水準の検討等の経営改革に活用していくことが重要である。

## エ 公営企業会計の適用促進

会計基準の見直しにより、地方公営企業の経営実態をよりの確に把握できるようになった。しかし、新会計基準が適用される地方公営企業は、「地方公営企業法」で当然適用とされた8事業（上水道、工業用水、バス、軌道、地下鉄、電気、ガス、病院）及び財務規定等を各公営企業が任意適用することとした事業であり、これを平成25年度末事業数で見ると、全地方公営企業8,703事業のうち3,033事業となっており、全体のほぼ3分の1程度にとどまっている。

各公営企業が経営基盤の強化等によりの確に取り組むためには、自らの損益・資産等を正確に把握することが必要であり、地方公営企業法を適用していない公営企業においては、同法の全部又は一部を積極的に適用し公営企業会計を導入することが必要である。特に、資産の規模が大きく、また、住民生活に密着したサービスを提供する簡易水道事業及び下水道事業については、基本的に公営企業会計を導入することが必要である。

なお、「経済財政運営と改革の基本方針2014」においても「現在、公営企業会計を適用していない簡易水道事業、下水道事業等に対して同会計の適用を促進する」こととされている。

### 第3部 最近の地方財政をめぐる諸課題への対応

総務省においては、平成27年1月、人口3万人以上の団体が経営する下水道事業及び簡易水道事業を重点事業として、平成27年度から平成31年度までの集中取組期間内に、「地方公営企業法」の全部又は一部（財務規定等）を適用するよう各地方公共団体に対して「公営企業会計の適用の推進について」（平成27年1月27日付け総務大臣通知）を发出し、要請を行った。

また、平成26年6月から「地方公営企業法の適用に関する実務研究会」を開催し、財務規定等の適用を円滑かつ着実に推進するため、地方公営企業法の財務規程等の適用に関する実務的な取扱いの整理を行い、平成27年1月にその内容を「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」としてとりまとめるなど、各地方公共団体の取組に対する各種の支援を行っている。

#### 【オ】 第三セクター等の抜本的改革の推進

##### （ア）第三セクター等の経営健全化

地方公社及び第三セクター（以下「第三セクター等」という。）は地域において住民の暮らしを支える重要な役割を担っている。

平成26年度の「第三セクター等の状況に関する調査」によれば、第52表のとおり、平成26年3月31日時点の第三セクター等の数は7,634法人（前年度比318法人減）であり、地域・都市開発、農林水産、観光・レジャー、教育・文化など、多様な業務を行っているところである。

一方で、地方公共団体が損失補償等を行っている第三セクター等に係る債務については、民間企業と同様の市場規律やガバナンスが働かないケースもあり、その経営状況が著しく悪化した場合は、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが予想される。

このため、平成21年度から平成25年度までの間、地方公共団体が自らの決定と責任の下、「第三セクター等の抜本的改革」に取り組み、財政規律を強化することを推進した。これは、地方公共団体が損失補償・債務保証を行う第三セクター等の債務の減少（平成25年度決算においては、平成20年度決算から45.5%の減少）、地方公共団体から第三セクター等へ交付される補助金等の減少（同38.6%の減少）、債

第52表 第三セクター等の状況

〈第三セクター等の状況に関する調査結果（平成26年3月31日現在）〉

（単位 法人）

《法人数の推移》

区 分	平成21年度調査		平成22年度調査		平成23年度調査		平成24年度調査		平成25年度調査		平成26年度調査	
	法人数	統廃合等										
第三セクター	7,535	210	7,439	176	7,317	173	7,181	176	6,971	254	6,730	320
地方住宅供給公社	55	2	53	3	52	1	51	1	49	2	47	2
土地開発公社	1,053	32	1,023	29	992	32	944	48	896	50	822	74
地方道路公社	42	0	41	1	40	0	38	2	36	2	35	1
合 計	8,685	244	8,556	209	8,401	206	8,214	227	7,952	308	7,634	397
法的整理申立法人数		14		12		13		23		11		13

（注）統廃合等…統合、廃止及び出資引揚げ件数

《経営状況》

（単位 法人、億円）

区 分	経営状況等調査対象法人数	赤字法人			損失補償残高を有する法人		債務保証残高を有する法人		損失補償残高 + 債務保証残高
		法人数	割合	額	法人数	額	法人数	額	
第三セクター	5,465	2,145	39.2%	△ 546	296	10,737	-	-	10,737
地方住宅供給公社	44	13	29.5%	△ 11	12	2,565	-	-	2,565
土地開発公社	820	382	46.6%	△ 133	20	284	379	9,605	9,890
地方道路公社	35	4	11.4%	△ 310	1	92	30	17,501	17,593
合 計	6,364	2,544	40.0%	△ 1,001	329	13,678	409	27,106	40,784

（注）経営状況等調査対象法人とは、①地方公共団体等出資割合が25%以上の第三セクター、②出資割合が25%未満であるものの財政的支援を受けている第三セクター、③地方三公社。

務超過の第三セクター等の減少（同31.1%の減少）をはじめとして、全国的には相当程度の成果をあげたところである。

なお、平成25年度に申し立てられた第三セクター等の法的整理は13件、廃止は340件、統合は6件、出資引き揚げは51件となっており、平成21年3月31日現在で8,685法人であった第三セクター等は、5年間で1,051法人減少（12.1%減少）している。

また、土地開発公社の平成25年度末における土地保有総額は第128図に示されるように、前年度と比べると4,714億円減少の1兆6,120億円となり、17年連続の減少となっている。

第128図 土地保有総額の推移



しかしながら、地方公共団体は、平成26年度以降も自らの財政規律の強化を不断に図っていくことが重要であり、また一部には、第三セクター等に係る財政的リスクが相当の規模にのぼる地方公共団体や抜本的改革に係る方針が決定されていない地方公共団体も、依然として存在している。

具体的には、地方公社及び地方公共団体等の出資割合が25%以上又は財政支援を受けている第三セクターのうち、赤字の法人については、法人数は減少しているものの対象法人の40%を占めており（平成20年度決算で2,783法人であったものが平成25年度決算で2,544法人）、また、債務超過の法人も法人数は大幅に減少しているものの対象法人の5%弱存在する（同じく409法人であったものが282法人）。

「経済財政運営と改革の基本方針2014」においても、地方財政改革の推進のために、「公営企業・第三セクター等の徹底した効率化・経営健全化を図る。」こととされているところである。

一方で、現下の社会経済情勢を踏まえれば、公共部門においても民間の資金やノウハウを活用することが必要であり、第三セクター等は、健全な経営が行われる場合には、そのための有力な手法となるものである。さらに、第三セクター等は市町村の圏域を越えた活動が可能であること等の長所も有しているところであり、経済再生・地域再生等を実現するために、適切な形でその活用を検討することも重要である。

これらのことを踏まえて、地方公共団体は、平成26年度以降、自らが関係する第三セクター等について、効率化・経営健全化と地域の元気を創造するための活用の両立に適切に取り組むことが必要である。総務省は「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総務大臣通知）によりこの旨を要請するとともに、第三セクター等の経営改革等に関する新たなガイドラインとして「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」（平成26年8月5日付け総務省自治財政局長通知）を発出し、地方公共団体の第三セクター等への適切な関与、経営が悪化した第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化、さらに第三セクター等の活用等について、基本的な考え方や手順・留意点等を示したところである。

### 第3部 最近の地方財政をめぐる諸課題への対応

今後も、同指針を踏まえた助言、情報提供等により、地方公共団体の取組を継続的に支援することとしている。

#### (イ) 第三セクター等改革推進債の状況

地方公営企業、地方公社及び第三セクターの改革については、地方公共団体が「地方公共団体財政健全化法」の全面施行から5年間で抜本的改革を集中的に行うことができるように、平成21年度から平成25年度までの間の時限措置として、その整理又は再生のために特に必要となる一定の経費を議会の議決等の手続を経て地方債（第三セクター等改革推進債）の対象とできることとされている。

平成25年度において第三セクター等改革推進債を起債した団体は90団体、許可額は4,822億円となっており、21年度から25年度までの累計の許可額は、9,536億円となっている。

なお、平成26年3月の「地方財政法」改正により、平成25年度までに第三セクター等の抜本的改革を行うことを決定し、その旨を記載した計画を総務大臣に提出して、承認を受けた地方公共団体において、平成28年度まで第三セクター等改革推進債の起債を可能とする経過措置が講じられたところである。

経過措置の要件となる計画については、18団体の20計画が平成26年7月18日付けで総務大臣の承認を受けている。

### (3) 公共施設等総合管理計画の策定促進

#### ア 公共施設等総合管理計画の策定要請

地方公共団体においては、高度経済成長期に大量の公共施設等が建設されており、今後、それらの公共施設等が更新時期を迎えることが見込まれている。一方、地方財政は依然として厳しい状況にあり、所有している全ての公共施設等の維持補修・更新財源を確保していくことは、困難となる可能性がある。また、人口減少等により、公共施設等の利用需要が変化していくことが見込まれるため、各地方公共団体は、地域における公共施設等の最適配置の実現に向けて取り組んでいく必要がある。

このような中、「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において、平成25年11月にインフラ長寿命化基本計画が決定され、地方公共団体においても、平成28年度までにインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定すること等が期待されている。

これらを受け、総務省においては、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日付け総務大臣通知）を発出し、各地方公共団体に対し、公共施設等総合管理計画を策定するよう要請した。各地方公共団体は、同計画の策定を通じ、財政状況や人口減少等の状況を踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行っていくことが求められている。

#### イ 公共施設等総合管理計画の策定支援・策定状況

地方公共団体における公共施設等総合管理計画の策定を支援するため、総務省においては、平成26年4月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を発出するとともに、説明会等を開催し、指針の内容の周知等を図っている。また、地方財政措置として、同計画策定に要する経費に係る特別交付税措置や、同計画に基づく公共施設等の解体撤去事業に地方債を充当することを可能とする特例措置を設けている。

このような支援もあり、平成26年10月1日時点の調査によれば、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても98.0%の団体において、平成28年度までに、同計画の策定が完了する予定となっている（第53表）。

また、平成27年度からは、新たな地方財政措置として、地方公共団体により積極的に同計画に基づく既存の公共施設の集約化・複合化の取組がなされるよう、公共施設最適化事業債を創設するとともに、同計画に基づく既存の公共施設等の転用に係る事業を新たに地域活性化事業債の対象とすることとしている。

第53表 公共施設等総合管理計画の策定取組状況（平成26年10月1日現在）

区 分	都 道 府 県		指 定 都 市		市 区 町 村		【参考】合計				
	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合			
回 答 団 体 数	47	100.0%	20	100.0%	1,721	100.0%	1,788	100.0%			
計 画 策 定 状 況	策 定 予 定 有	47	100.0%	20	100.0%	1,715	99.7%	1,782	99.7%		
	内 策 定 済	0	0.0%	4	20.0%	1	0.1%	5	0.3%		
		未 策 定	47	100.0%	16	80.0%	1,714	99.6%	1,777	99.4%	
	記 策 定 完 了 予 定 時 期		H26 年 度	12	25.5%	5	25.0%	94	5.5%	111	6.2%
			H27 年 度	11	23.4%	5	25.0%	444	25.8%	460	25.7%
			H28 年 度	24	51.1%	6	30.0%	1,147	66.6%	1,177	65.8%
			H29年度以降	0	0.0%	0	0.0%	29	1.7%	29	1.6%
	H28年度までに策定予定	47	100.0%	20	100.0%	1,686	98.0%	1,753	98.0%		
策 定 予 定 無	0	0.0%	0	0.0%	6	0.3%	6	0.3%			

#### (4) 地方公会計の整備促進

地方公会計は、現金主義会計による予算・決算制度を補完するものとして、現金主義会計では見えにくいコストやストックを把握することで中長期的な財政運営への活用の充実が期待できるため、各地方公共団体において、その整備を推進していくことは重要である。

特に、人口減少・少子高齢化が進展している中、財政のマネジメント強化のため、地方公会計を予算編成等に積極的に活用し、地方公共団体の限られた財源を「賢く使う」取組を行うことは極めて重要である。

近年の地方公会計の整備については、平成18年5月に地方公共団体が参考とすべき財務書類の作成方式として基準モデルと総務省方式改訂モデルが提示されており、当該モデル等に基づき、各地方公共団体において財務書類の作成は着実に進んでいる（第54表）。しかし、複数の方式が存在しており、比較可能性が十分に確保されていないほか、多くの地方公共団体において既存の決算統計データを活用した簡便な作成方式である総務省方式改訂モデルが採用され、本格的な複式簿記が導入されていない中、公共施設等のマネジメントにも資する固定資産台帳の整備が十分でないことから、事業別や施設別のセグメント分析が十分にできていないといった課題もあるところである。

このため、平成22年9月から「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」を開催して議論を進め、平成26年4月に、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準を示したところである（第129図）。

また、平成27年1月には、当該基準による財務書類の作成手順や資産の評価方法、固定資産台帳の整備手順、連結財務書類の作成手順、事業別・施設別のセグメント分析をはじめとする財務書類の活用方法等を示した具体的なマニュアルを公表するとともに、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成27年1月23日付け総務大臣通知）において、当該基準による財務書類等を、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において作成し、予算編成等に積極的に活用するよう要請したところであり、当該基準による地方公会計の整備が開始されたところである。

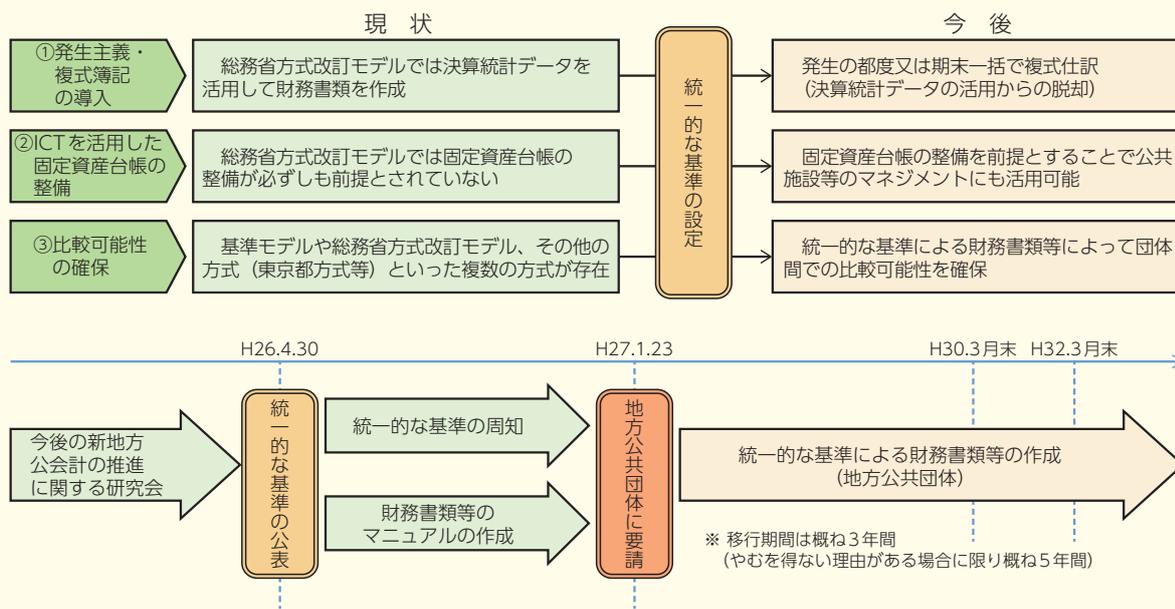
第54表 平成24年度決算に係る財務書類の作成状況

平成26年3月31日時点  
(単位 団体)

区分	合計		都道府県		市区町村	
	数	割合	数	割合	数	割合
作成済	1,274	(71.2%)	927	(51.8%)	45	(95.7%)
基準モデル	220	(12.3%)	178	(9.9%)	5	(10.6%)
総務省方式改訂モデル	1,027	(57.4%)	742	(41.5%)	37	(78.7%)
旧総務省方式	17	(1.0%)	0	(-)	0	(-)
その他の方式	10	(0.6%)	7	(0.4%)	3	(6.4%)
作成中	457	(25.5%)	304	(17.0%)	2	(4.3%)
基準モデル	53	(3.0%)	35	(2.0%)	0	(-)
総務省方式改訂モデル	393	(22.0%)	263	(14.7%)	2	(4.3%)
旧総務省方式	3	(0.2%)	0	(-)	0	(-)
その他の方式	8	(0.4%)	6	(0.3%)	0	(-)
作成済又は作成中	1,731	(96.8%)	1,231	(68.8%)	47	(100.0%)
未着手	58	(3.2%)	558	(31.2%)	0	(-)
合計	1,789	(100.0%)	1,789	(100.0%)	47	(100.0%)

第129図 統一的な基準による地方公会計の整備促進について

地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を設定することで、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保を促進する。



### (5) 地方財政の健全化と地方債制度の見直し

地方財政の健全化については、「地方公共団体財政健全化法」の全面施行から5年が経過している中、現状について分析を行うとともに、新たな課題について検討する必要がある。

また、昨今、老朽化対策等の新たな地方財政の課題も生じていることから、継続的に財政健全化の取組を進められるよう、財政分析手法についても検討する必要がある。

地方債制度については、「第2次地方分権一括法」附則第123条の規定により、届出制度の開始から3年経過した場合において、地方債の発行に関する国の関与の在り方について見直しを行う必要がある。

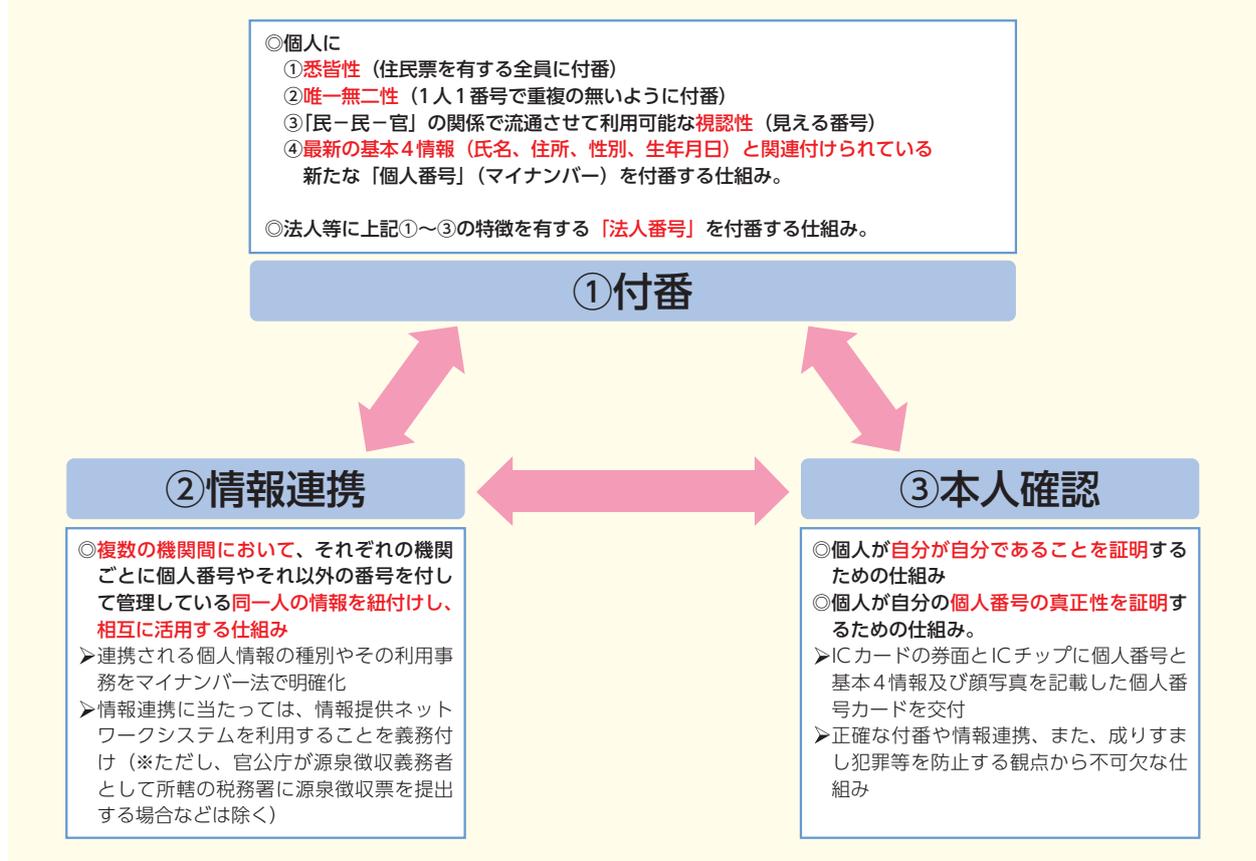
以上のことを踏まえ、総務省では平成26年11月から「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会」を開催し、検討を開始しており、平成27年秋頃を目途に報告書を取りまとめる予定である。

## (6) 社会保障・税番号制度

平成25年5月に成立した番号関連4法（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成25年法律第28号）、「地方公共団体情報システム機構法」（平成25年法律第29号）及び「内閣法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第22号））により、社会保障・税番号制度（以下「番号制度」という。）が導入されることとなった。

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）であり、①付番、②情報連携、③本人確認の3つの仕組みから成り立っているところである。なお、番号の利用分野については、社会保障分野、税分野、災害対策分野の3分野に限られている（第130図、第131図）。

第130図 番号制度の仕組み



第131図 社会保障・税番号制度の概要

番号制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

個人番号

- 市町村長は、住民票コードを変換して得られる個人番号指定し、通知カードにより本人に通知

個人番号カード

- 市町村長は、申請により、顔写真付きの個人番号カードを交付
- 個人番号カードは、本人確認や番号確認のために利用

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に、法人番号を指定し、通知
- 法人番号は原則公開され、民間での自由な利用が可能

個人情報保護

- 法定される場合を除き、特定個人情報の収集・保管を禁止
- 国民は、マイ・ポータルで、情報連携記録を確認
- 個人番号の取扱いを監視・監督する特定個人情報保護委員会を設置
- 特定個人情報ファイル保有前の特定個人情報保護評価を義務付け

情報連携

- 複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

個人番号の利用分野		
社会保障分野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・その他分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用 福祉分野の給付を受ける際に利用 生活保護の実施等に利用 低所得者対策の事務等に利用
	税分野	国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 当局の内部事務等に利用
	災害対策分野	被災者台帳の作成に関する事務に利用 被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用

➤ 上記の他、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定める事務に利用（第9条第2項）。

番号制度導入のため、各地方公共団体においては新たなシステムの構築や住民基本台帳、税務システムをはじめとした既存の情報システムの改修が必要となるところであり、その経費や情報提供等の必要な支援を講じているところである。また、複数自治体によるクラウド技術の活用による情報システムの共同利用（いわゆる「自治体クラウド」）に同時に取り組むことにより、関係経費の節減やセキュリティの強化が図られることから、番号制度の導入に合わせた自治体クラウドの活用を推進していくこととしている。

# 用語の説明

本書における主な用語については、次のとおりである。

## 地方公共団体

### 政令指定都市

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定を受けた人口50万以上の市（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市。）をいう。

政令指定都市では、都道府県が処理するとされている児童福祉に関する事務、身体障害者の福祉に関する事務、生活保護に関する事務、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務、都市計画に関する事務などの全部又は一部を特例として処理することができる。

### 中核市

地方自治法第252条の22第1項の指定を受けた市（函館市、旭川市、青森市、盛岡市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、船橋市、柏市、横須賀市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、豊田市、大津市、豊中市、高槻市、枚方市、東大阪市、姫路市、尼崎市、西宮市、奈良市、和歌山市、倉敷市、福山市、下関市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市及び那覇市。ただし、枚方市は平成26年4月1日の指定であるため、平成25年度決算においては中核市に含まれていない。）をいう。人口30万以上の市について、当該市からの申し出に基づき政令で指定される。

中核市では、都道府県が処理するとされている事務の特例として政令指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県が処理するほうが効率的な事務その他中核市において処理することが適当でない事務以外の事務、すなわち民生行政に関する事務、保健衛生に関する事務、都市計画に関する事務、環境保全行政に関する事務などの全部又は一部を特例として処理することができる。

なお、地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号）により、平成27年4月1日より中核市の指定要件は人口20万以上の市に変更されることとなった。

### 特例市

地方自治法第252条の26の3第1項の指定を受けた市（八戸市、山形市、水戸市、つくば市、伊勢崎市、太田市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、草加市、越谷市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、長岡市、上越市、福井市、甲府市、松本市、沼津市、富士市、一宮市、春日井市、四日市市、岸和田市、吹田市、茨木市、八尾市、寝屋川市、明石市、加古川市、宝塚市、鳥取市、松江市、呉市、佐賀市及び佐世保市。ただし、佐賀市は平成26年4月1日の指定であるため、平成25年度決算においては特例市に含まれていない。）をいう。人口20万以上の市について、当該市からの申し出に基づき政令で指定される。

特例市では、都道府県が処理するとされている事務の特例として中核市が処理することができる事務のうち、都道府県が処理するほうが効率的な事務その他特例市において処理することが適当でない事務以外の事務、すなわち都市計画に関する事務、環境保全行政に関する事務などの全部又は一部を特例として処理することができる。

なお、地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号）により、平成27年4月1日より特例市制度が廃止されることとなった。平成27年4月1日の時点において特例市である市は施行時特例市として特例市の事務を引き続き処理することとされている。

**都市**

政令指定都市、中核市及び特例市以外の市をいい、中都市とは、都市のうち人口10万以上の市をいい、小都市とは、人口10万未満の市をいう。

なお、市となる時には、地方自治法第8条第1項で定める要件（人口5万以上を有すること等）を具えていなければならない。

**町村**

地方自治法第1条の3第2項で定める普通地方公共団体のうち、都道府県及び市以外のもの。町となる時には、同法第8条第2項の規定により、都道府県の条例で定める町としての要件を具えていなければならない。

**特別区**

地方自治法第281条第1項の規定による、東京都の区のこと。現在、23の区が設置されている。

特別区は、基礎的な地方公共団体として、同法第281条の2第1項で都が一体的に処理することとされている事務を除き、同法第2条第3項において市町村が処理するものとされている事務を処理する。

**一部事務組合**

都道府県、市町村、特別区等が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体のこと。

**広域連合**

都道府県、市町村、特別区等が、広域にわたり処理することが適切であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画を策定し、処理するために設ける団体のこと。

**決算統計基本用語****普通会計**

地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものの純計額。

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分。

**地方公営事業会計**

地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学附属病院事業に係る会計の総称。

**決算額**

特に断りのない限り、普通会計に係る地方財政の純計額。

**地方財政純計額、純計決算額又は純計**

都道府県決算額と市町村決算額を単純に合計して財政規模を把握すると地方公共団体相互間の出し入れ部分について重複するため、この重複部分を控除して正味の財政規模を見出すことを純計という。

したがって、都道府県決算額と市町村決算額の合計額は地方財政の純計額に一致しないことがある。

**市町村決算額**

政令指定都市、中核市、特例市、都市、町村、特別区、一部事務組合及び広域連合における決算額の単純合計額から、一部事務組合及び広域連合とこれを組織する市区町村との間の相互重複額を控除したものの。

**形式収支**

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額。

**実質収支**

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費通次繰越（継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで通次繰り越すこと。）、繰越明許費繰越（歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込

みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと。)等の財源を控除した額。

通常、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断する。

### 単年度収支

実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のこと。具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。

### 実質単年度収支

単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額。

## 歳入

### 一般財源

地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額。なお、これらのほか、都道府県においては、市町村から都道府県が交付を受ける市町村たばこ税都道府県交付金、市町村においては、都道府県から市町村が交付を受ける利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金（政令指定都市のみ）を加算した額をいうが、これらの交付金は、地方財政の純計額においては、都道府県と市町村との間の重複額として控除される。

### 一般財源等

一般財源のほか、一般財源と同様に財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源を合わせたもの。目的が特定されていない寄附金や売却目的が具体的事業に特定されない財産収入等のほか、臨時財政対策債等が含まれる。

### 地方譲与税

本来地方税に属すべき税源を、形式上一旦国税として徴収し、これを地方団体に対して譲与する税。

現在、地方譲与税としては、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方法人特別譲与税がある。

### 地方特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するために交付される減収補填特例交付金。

### 地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合（平成26年度以降、地方法人税の全額を追加）の額を、国が地方公共団体に対して交付する税（現在、国会審議中の「地方交付税法等の一部を改正する法律案」においては、平成27年度以降、所得税、法人税及び酒税の地方交付税率を見直した上で、たばこ税を交付税原資から除外することとされている。）。

### 震災復興特別交付税

東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方公共団体に対して交付する特別交付税。

### 国庫支出金

国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等。

### 都道府県支出金

都道府県の市町村に対する支出金。都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付する支出金（間接補助金）とがある。

**減収補填債**

地方税の収入額が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために発行される地方債。地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条に規定する建設地方債として発行されるものと、建設地方債を発行してもなお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合に、地方財政法第5条の特例として発行される特例分がある。

**臨時財政対策債**

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債。

平成13～28年度の間において、通常収支の財源不足額のうち、財源対策債等を除いた額を国と地方で折半し、国負担分は一般会計から交付税特別会計への繰入による加算（臨時財政対策加算）、地方負担分は臨時財政対策債により補填することとされている。

**歳出****目的別歳出**

行政目的に着目した歳出の分類。地方公共団体の経費は、その行政目的によって、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、警察費、教育費、公債費等に大別することができる。

**性質別歳出**

経費の経済的性質に着目した歳出の分類であり、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別することができる。

**一般歳出**

国の一般歳出に準ずるものであり、歳出から、公債費、公営企業への繰出のうち公債費財源繰出、積立金、貸付金、前年度繰上充用金、税還付金を除いた額。

**義務的経費**

地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。職員の給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっている。

**投資的経費**

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されている。

**補助事業**

地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて実施する事業。

**単独事業**

地方公共団体が国からの補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業。

**国直轄事業**

国が、道路、河川、砂防、港湾等の建設事業及びこれらの施設の災害復旧事業を自ら行う事業。事業の範囲は、それぞれの法律で規定されている。国直轄事業負担金は、法令の規定により、地方公共団体が国直轄事業の経費の一部を負担するもの。

**物件費**

性質別歳出の一分類で、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称。具体的には、職員旅費や備品購入費、委託料等が含まれる。

**扶助費**

性質別歳出の一分類で、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

なお、扶助費には、現金のみならず、物品の提供に要する経費も含まれる。

**補助費等**

性質別歳出の一分類で、他の地方公共団体や国、法人等に対する支出のほか、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第17条の2の規定に基づく繰出金も含まれる。

**繰出金**

性質別歳出の一分類で、普通会計と公営事業会計との間又は特別会計相互間において支出される経費。また、基金に対する支出のうち、定額の資金を運用するためのものも繰出金に含まれる。

なお、法非適用の公営企業に対する繰出も含まれる。

**公債費**

地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費。

なお、性質別歳出における公債費が地方債の元利償還金及び一時借入金利子に限定されるのに対し、目的別歳出における公債費については、元利償還等に要する経費のほか、地方債の発行手数料や割引料等の事務経費も含まれる。

**民生費**

目的別歳出の一分類。地方公共団体は、社会福祉の充実を図るため、児童、高齢者、障害者等のための福祉施設の整備、運営、生活保護の実施等の施策を行っており、これらの諸施策に要する経費。

**衛生費**

目的別歳出の一分類。地方公共団体は、住民の健康を保持増進し、生活環境の改善を図るため、医療、公衆衛生、精神衛生等に係る対策を推進するとともに、ごみなど一般廃棄物の収集・処理等、住民の日常生活に密着した諸施策を行っており、これらの諸施策に要する経費。

**財政分析指標****経常収支比率**

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費等のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

**公債費負担比率**

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合。

公債費負担比率が高いほど、一般財源に占める公債費の比率が高く、財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

**実質収支比率**

実質収支の標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む。）に対する割合。実質収支比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示す。

**財政力指数**

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。

財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

## 地方財政計画等

### 地方財政計画

内閣が作成する、翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類のこと。

地方財政計画には、(1) 地方交付税制度とのかかわりにおいての地方財源の保障を行う、(2) 地方財政と国家財政・国民経済等との調整を行う、(3) 個々の地方公共団体の行財政運営の指針となる、という役割がある。

### 一般行政経費

地方財政計画上の経費の一区分。教育文化施策、社会福祉施策、国土及び環境保全施策等の諸施策の推進に要する経費をはじめ、地方公共団体の設置する各種公用・公共用施設の管理運営に要する経費等、地方公共団体が地域社会の振興を図るとともに、その秩序を維持し、住民の安全・健康、福祉の維持向上を図るために行う一切の行政事務に要する経費から、給与関係経費、公債費、維持補修費、投資的経費及び公営企業繰出金として別途計上している経費を除いたものであり、広範な内容にわたっている。

### 地方債計画

地方財政法第5条の3第11項に規定する同意等を行う地方債の予定額の総額等を示した年度計画。

### 債務負担行為

数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為。

地方自治法第214条及び第215条で予算の一部を構成することと規定されている。

### 財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

### 減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金。

### その他特定目的基金

財政調整基金、減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金。具体的には、庁舎等の建設のための基金、社会福祉の充実のための基金、災害対策基金等がある。

### 基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するものであり、各行政項目ごとに、次の算式により算出される。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{単位費用} & & \times & \text{測定単位} & & \times & \text{補正係数} \\ \text{(測定単位1当たり費用)} & & & \text{(人口・面積等)} & & & \text{(寒冷補正等)} \end{array}$$

### 単位費用

標準的団体（人口や面積等、行政規模が道府県や市町村の中で平均的で、積雪地帯や離島等、自然的条件や地理的条件等が特異でない団体）が合理的、かつ妥当な水準において行政を行う場合等の一般財源所要額を、測定単位1単位当たりで示したもの。

### 測定単位

道府県や市町村の行政の種類（河川費や農業行政費等）ごとにその量を測定する単位。

### 補正係数

全ての道府県や市町村に費目ごとに同一の単位費用が用いられるが、実際には自然的・地理的・社会的条件の違いによって差異があるので、これらの行政経費の差を反映させるため、その差の生ずる理由ごとに測定単位の数値を割り増し又は割り落とししている。これが測定単位の数値の補正であり、補正に用いる乗率を補正係数という。

## 基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定するものであり、次の算式により算出される。

標準的な地方税収入×75/100＋地方揮発油譲与税等

## 留保財源

基準財政収入額の算定においては、法定普通税等の税収見込額の全額を算入対象とせず、基準税率を乗じてその一部を算入しているが、この基準財政収入額に算入されなかった税収入は、地方交付税の算定上捕捉されず、各地方公共団体に留保されることから、留保財源と呼ばれている。なお、留保財源率は都道府県、市町村とも税収見込額の25%とされている。

## 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。

なお、地方財政法施行令附則第11条第3項の規定により、臨時財政対策債（地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債）の発行可能額についても含まれる。

## ラスパイレス指数

加重指数の一種で、重要度を基準時点（又は場）に求めるラスパイレス式計算方法による指数。ここでは、地方公務員の給与水準を表すものとして、一般に用いられている国家公務員行政職（一）職員の俸給を基準とする地方公務員一般行政職職員の給与の水準を指す。

## 公営企業

### 公営企業（法適用企業・法非適用企業）

公営企業とは地方公共団体が経営する企業であり、法適用企業と法非適用企業に分類される。地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「地方公共団体財政健全化法」という。）においては、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業を法適用企業、地方財政法第6条の規定により特別会計を設けて事業の経理を行っている公営企業であって法適用企業以外のものを法非適用企業と定義している。

法適用企業には、地方公営企業法の全部を適用することが法律で定められている上水道、工業用水道、軌道、鉄道、自動車運送、電気（水力発電等）、ガスの7事業、法律により財務規定等を適用するように定められている病院事業（以上、当然適用事業）、及び条例で地方公営企業法の全部又は財務規定等を任意で適用する事業（任意適用事業）がある。法非適用事業には、下水道事業、宅地造成事業、観光施設事業等（それぞれ地方公営企業法を任意適用していないものに限る。）がある。

公営企業の経理は特別会計を設けて行うこととされており、その特別会計を公営企業会計という。法適用企業の公営企業会計は、企業会計方式により経理が行われ、法非適用企業は、一般会計と同様、地方自治法に基づく財務処理が行われる。

## 損益収支

地方公営企業の経営活動に伴い、当該年度内に発生した収益とそれに対応する費用の状況。

## 資本収支

地方公営企業の設置目的である住民へのサービス等の提供を維持するため及び将来の利用増等に対処して経営規模の拡大を図るために要する諸施設の整備、拡充等の建設改良費、これら建設改良に要する資金としての企業債収入、企業債の元金償還等に関する収入及び支出の状況。

## 収益的収入

地方公営企業の経営活動に伴い発生する料金を主体とした収益。

**資本的収入**

建設投資などの財源となる企業債、他会計繰入金、国庫（県）補助金などの収入。

**地方公共団体財政健全化法関係****健全化判断比率**

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

健全化判断比率は、財政の早期健全化等の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つ。

**実質赤字比率**

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

**一般会計等**

地方公共団体財政健全化法における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のものが該当する。これは、地方財政の統計で用いられている普通会計とほぼ同様の範囲であるが、地方財政の統計で行っているいわゆる「想定企業会計」の分別（一般会計において経理している公営事業に係る収支を一般会計と区分して特別会計において経理されたものとする取扱い）は行わないこととしている。

**連結実質赤字比率**

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対する比率。

全ての会計の赤字と黒字を合算して、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

**資金の不足額**

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としている。

**実質公債費比率**

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額<sup>\*</sup>に対する比率。

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。

地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じ。

※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額（将来負担比率において同じ。）。

**将来負担比率**

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額<sup>\*</sup>に対する比率。

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

## 資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

## 早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値。

## 財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の再生を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値。

## 経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値。

## 財政健全化計画

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である地方公共団体において、全ての健全化判断比率について最小限度の期間内に早期健全化基準未滿とすること（実質赤字額がある場合は歳入と歳出との均衡を実質的に回復すること）を目標として定める計画をいう。

## 財政再生計画

健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた3つの指標のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体において、全ての健全化判断比率について最小限度の期間内に早期健全化基準未滿とすること（実質赤字額がある場合は歳入と歳出との均衡を実質的に回復すること）及び当該団体が再生振替特例債（地方公共団体財政健全化法第12条第1項の規定により起こすことができる地方債）を発行している場合は再生振替特例債の償還を完了することを目標として定める計画をいう。

## 財政健全化団体

財政健全化計画を定めている地方公共団体をいう。

## 財政再生団体

財政再生計画を定めている地方公共団体をいう。

## 経営健全化計画

資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業を経営する地方公共団体において、資金不足比率について最小限度の期間内に経営健全化基準未滿とすることを目標として定める計画をいう。